

資料編

資料編目次

資料 1	《共通対策》	
資料 1. 1	<総則>	
資料 1. 1-1	防災関係機関連絡先一覧表	1
資料 1. 1-2	土砂災害危険箇所	5
資料 1. 2	<災害予防>	
資料 1. 2-1	同時通報無線関連	8
	(1) 屋外子局機器設置及び構成	8
	(2) 同時通報無線の基地局設置状況	10
資料 1. 2-2	防災行政無線（移動系）関連	11
	(1) 防災行政無線及び車両配備表	11
	(2) 通信諸元一覧表	12
資料 1. 2-3	吉田町防災行政用無線局管理運用規程	13
	(1) 吉田町防災行政用無線局管理運用規程	13
	(2) 同報無線の取扱いに関する内規	17
資料 1. 2-4	MCA無線情報伝達網	20
資料 1. 2-5	静岡市消防局無線通信施設	21
資料 1. 2-6	静岡県総合情報ネットワークシステム	22
資料 1. 2-7	災害応急対策資機材	23
	(1) 本部防災用資機材一覧表（防災課管理）	23
	(2) 町各地区本部 防災倉庫備品一覧表（各地区本部管理）	24
	(3) 自主防災会防災資機材一覧表	25
資料 1. 2-8	通行の禁止又は制限についての表示	26
資料 1. 2-9	緊急通行車両の標章	26
資料 1. 2-10	緊急通行車両確認証明書〔様式〕	27
資料 1. 2-11	自主防災会一覧表	28
資料 1. 2-12	吉田町要配慮者避難支援計画について	29
資料 1. 3	<災害応急対策>	
資料 1. 3-1	応急救助事務関連	30
	(1) 応急救助事務早見表	30
	(2) 応急救助の事務処理	34
	(3) 町における災害救助事務手順	37
資料 1. 3-2	吉田町防災会議委員	40
資料 1. 3-3	吉田町防災会議条例	41
資料 1. 3-4	吉田町災害対策本部条例	43
資料 1. 3-5	吉田町地震災害警戒本部条例	44
資料 1. 3-6	吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害対策本部 ・原子力災害警戒本部編成表	46
資料 1. 3-7	吉田町災害対策本部及び地区本部組織と事務分掌	48
資料 1. 3-8	吉田町災害対策本部の設置関連	52
	(1) 標 識	52
	(2) 防災対策室配置図	53
	(3) 災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部基地	54
資料 1. 3-9	災害時等の動員配備体制とその基準	55

資料編

	(1) 「災害時等の配備態勢とその基準」	55
	(2) 「南海トラフ地震に関連する情報」について	58
資料1. 3-10	災害対策本部・災害警戒本部等の配備表	60
資料1. 3-11	土木建設業者一覧表	61
資料1. 3-12	情報の収集・通信系統図	62
資料1. 3-13	気象情報等の収集・伝達	63
	(1) 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準	63
	(2) 水防に係る情報の発表	65
	(3) 火災気象情報	66
	(4) 気象警報・注意報の細分区域	67
	(5) 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図	68
資料1. 3-14	土砂災害警戒情報	69
	(1) 土砂災害警戒情報の伝達	69
	(2) 土砂災害警戒情報の発表基準	69
資料1. 3-15	被害程度の認定基準	70
資料1. 3-16	被害報告様式	71
	(1) 被害速報（随時）〔様式〕	71
	(2) 災害定時及び確定報告書〔様式〕	72
資料1. 3-17	災害罹災者調査原票〔様式〕	73
資料1. 3-18	罹災証明	75
資料1. 3-19	広域避難地への特設公衆電話配置先	83
資料1. 3-20	災害救助法の適用基準	84
資料1. 3-21	避難の勧告・指示の発令権者及び内容	85
資料1. 3-22	指定緊急避難場所・指定避難所関係	86
	(1) 避難場所（洪水・土砂災害・高潮・地震・大火災）	86
	(2) 避難場所（津波避難施設）	87
	(3) 津波避難街区及び津波避難施設位置図	88
	(4) 広域避難地	88
	(5) 避難所	89
	(6) 福祉避難所	90
	(7) 地域による避難形態	90
資料1. 3-23	給食関係機関一覧表	91
資料1. 3-24	応急食料調達予定先一覧表	91
資料1. 3-25	緊急物資集積場所及び配分計画	92
資料1. 3-26	衣料・生活必需品等の調達予定先一覧表	92
資料1. 3-27	水道施設フローシート	94
資料1. 3-28	医療救護体制図	95
資料1. 3-29	医療関係機関一覧表	96
資料1. 3-30	救護所関連	97
	(1) 救護所設置予定場所	97
	(2) 救護所設備一覧	97
	(3) 救護所用救急医療セット配置先	99
資料1. 3-31	医薬品の確保	100
	(1) 医薬品、防疫用薬品調達予定先一覧表	100
	(2) 医薬品備蓄センター備蓄状況	101
資料1. 3-32	廃棄物処理関連	103

	(1) 清掃センター車両一覧表	103
	(2) リサイクルセンター車両一覧表	103
	(3) 吉田町施設一覧表	104
	(4) 吉田町牧之原市広域施設組合施設一覧表	104
資料1. 3-33	遺体収容予定場所一覧表	105
資料1. 3-34	町保有車両一覧表	106
資料1. 3-35	車両の借上予定業者一覧表	108
資料1. 3-36	燃料調達予定先一覧表	109
資料1. 3-37	ヘリポート基地関連	110
	(1) 防災ヘリポート一覧表	110
	(2) ヘリポートの具備すべき条件	111
	(3) 灯火の設営要領	114
資料1. 3-38	学用品調達予定先一覧表	115
資料1. 3-39	吉田町文化財一覧表	116
資料1. 3-40	社会教育施設一覧表	117
資料1. 3-41	社会福祉施設一覧表	117
資料1. 3-42	吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例	119
資料1. 3-43	静岡市消防局関連資料	123
	(1) 静岡市消防局管轄区域図	123
	(2) 消防局組織図	124
	(3) 消防署車両一覧表	125
資料1. 3-44	災害時の応援協定関連	126
資料1. 3-45	氏名等の公表について(方針)	241
	(1) 地震防災応急計画作成義務施設等	241
	(2) 地震防災規程〔様式〕	247
	(3) 防火対象物の現況	250
資料2	《地震対策》	
資料2. 1	＜総則＞	
資料2. 1-1	気象庁震度階級	253
資料2. 1-2	地震防災応急計画関連資料	257
	(1) 地震防災応急計画作成義務施設等	257
	(2) 地震防災規程〔様式〕	259
	(3) 防火対象物の現況	262
	(4) 地震防災応急計画対象物件	263
資料2. 2	＜平常時対策＞	
資料2. 2-1	予防規程を定めなければならない施設	264
資料2. 2-2	危険物関連施設	267
	(1) 危険物製造所等	267
	(2) 放射線物質取扱い施設	267
	(3) 毒劇物取扱い施設	268
資料2. 2-3	一般高圧ガス許可施設	268
資料2. 2-4	液化石油ガス施設	269
資料2. 2-5	特殊建築物	269
資料2. 2-6	倒壊危険物対策制度	270
	(1) 吉田町ブロック塀等耐震回収促進事業費補助金交付要綱	270

資料編

(2) 吉田町生け垣づくり事業補助金交付要綱	272
資料2. 2-7 防災井戸一覧表	275
資料2. 2-8 生活用水に適応する井戸	276
資料2. 2-9 飲料水用タンク	276
資料2. 2-10 緊急輸送路	277
資料2. 3 <地震防災施設緊急整備計画>	
資料2. 3-1 防火水槽設置場所一覧表	278
資料2. 4 <地震防災応急対策>	
資料2. 4-1 吉田町消防団関連資料	279
(1) 吉田町消防団員構成表	279
(2) 吉田町消防団員地区別構成表	279
(3) 消防団施設等一覧表	280
(4) 消防団資機材一覧表	281
資料2. 5 <災害応急対策>	
資料2. 5-1 吉田町コミュニティ防災センター設置条例	283
(1) 吉田町コミュニティ防災センター設置条例	283
(2) 吉田町コミュニティ防災センター設置条例施行規則	285
(3) 町立コミュニティ防災センター(平面図)	285
(4) 町立住吉コミュニティ防災センターの機能・装備	286
資料3 <<津波対策>>	
資料3. 3 <災害応急対策>	
資料3. 3-1 津波予報区	287
資料3. 3-2 津波注意標識、津波警報標識	288
資料3. 3-3 静岡県沿岸市町	288
資料4 <<原子力災害対策>>	
資料4. 3 <緊急事態応急対策>	
資料4. 3-1 防災関係機関の情報連絡系統図	289
資料4. 3-2 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関	290
資料4. 3-3 原子力災害医療協力機関	291
資料4. 3-4 原子力災害拠点病院	291
資料4. 3-5 高度被ばく医療支援センター	291
資料4. 3-6 原子力災害医療・総合支援センター	291
資料4. 4 <大規模地震対策>	
資料4. 4-1 東海地震発生後における浜岡原子力発電所 施設・設備等点検結果報告書〔様式〕	292
資料4. 5 <原子力中長期対策>	
資料4. 5-1 被災地住民登録様式〔様式〕	293
資料5 <<風水害対策>>	
資料5. 2 <災害予防>	
資料5. 2-1 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧	294
資料5. 2-2 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設一覧	297
資料5. 3 <災害応急対策>	

資料5. 3-1 水防信号及び水防標識	297
(1) 水防信号	297
(2) 水防標識	298

《 共通対策 》

資料 1. 1 - 1 防災関係機関連絡先一覧表

「防災関係機関連絡先一覧表」

(令和3年3月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電 話
(静岡市消防局)		
静岡市吉田消防署	吉田町住吉1386-5	0548-32-1141
(静岡県)		
静岡県危機管理部危機政策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2456
静岡県危機管理部危機情報課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2644
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072
静岡県危機管消防保安課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2074
静岡県危機管理部原子力安全対策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2088
静岡県中部地域局	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9104
静岡県中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9267
静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	0547-37-5271
(静岡県警察)		
牧之原警察署	牧之原市細江2737	0548-22-0110
(指定地方行政機関)		
総務省東海総合通信局	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9105
東海財務局静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	054-251-4321
島田労働基準監督署	島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
農林水産省関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0600
農林水産省関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121
経済産業省関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0321
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	静岡市葵区田町3-108	054-273-9100
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍2-8-1	054-250-8900
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所	静岡市清水区日の出町7-2	054-352-4146
静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	054-286-3411
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎5階	054-353-0118
(自衛隊)		

資料編
 <共通対策>

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊東部方面本部 第1師団第34普通科連隊	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310
海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目無番地	046-822-3500
航空自衛隊第1航空団浜松基地	浜松市西区西山町無番地	053-472-1111
(指定公共機関)		
吉田郵便局	吉田町住吉132-5	0548-32-4114
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131
日本放送協会(静岡放送局)	静岡市葵区西草深町1-21	054-274-1000
中日本高速道路(株)東京支社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー	03-5776-5600
西日本電信電話(株)静岡支店	静岡市葵区城東町5-1 N T T 城東ビル	054-200-1460
(株)N T T ドコモ東海支社静岡支店	静岡市葵区長沼716-11	054-265-7123
岩谷産業(株)(中部支社)	愛知県名古屋市中区丸の内 3-23-20	052-308-3653
アストモスエネルギー(株)(中部支店)	愛知県名古屋市中村区名駅 3-28-12大名古屋ビルヂング18階	050-3816-0808
(株)ジャパングスエナジー(中部支店)	愛知県名古屋市中村区名駅 4-24-8いちご名古屋ビル4階	052-588-8350
E N E O S グローブ(株)(中部支店)	愛知県名古屋市中村区名駅四丁 目26-25メンフィス名駅ビル8階	052-589-0305
ジクシス(株)	愛知県名古屋市長栄4-1-8栄さんシ ティビル12階	052-238-9427
日本通運(株)静岡支店	静岡市葵区御幸町11-30	054-254-0202
福山通運(株)静岡主管支店	静岡市駿河区中島85	054-283-7702
佐川急便(株)本社CSR推進部	東京都江東区新砂2-2-8	03-3699-3340
ヤマト運輸(株)静岡主管支店	裾野市今里448-1	055-965-0953
西濃運輸(株)総務部	岐阜県大垣市田口町1	0584-82-5000
中部電力パワーグリッド(株)島田営業所	島田市本通1-4684-1	0547-37-6364
K D D I (株)中部総支社	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	054-255-0077
ソフトバンク(株)東海技術部	愛知県名古屋市中村区牛島2-1	052-566-3231
(一社)日本建設業連合会中部支部	愛知県名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館5階	052-261-3808
(一社)全国中小建設業協会	東京都中央区新富2丁目4-5	03-5542-0331
(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8 二番町ガーデンビル	03-6238-2111
イオン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬 一丁目5-1 イオンタワー	043-212-6110.
ユニー(株)	愛知県名古屋市中村区平池町 四丁目60-12グローバルゲート19階	052-585-3111

機 関 名	所 在 地	電 話
(株)セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-3711
(株)セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-3000
(株)ローソン	東京都品川区大崎一丁目11-2	03-6635-3963
(株)ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1-21 Msb Tamachi 田町ステーションタワーS9階	03-6436-7600
(指定地方公共機関)		
(一社)静岡県LPガス協会	静岡市葵区本通6-1-10 プロパン会館3階	054-255-2451
(一社)静岡県トラック協会中部支部	吉田町川尻 901-1 トラック協会吉田グラウンド内	0548-32-6796
(一社)静岡県バス協会	静岡市葵区呉服町1-20	054-255-9281
商業組合静岡県タクシー協会	静岡市駿河区国吉田2-4-26	054-261-1401
(一社)静岡県医師会 榛原医師会	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511
(一社)静岡県歯科医師会 榛原歯科医師会	牧之原市静波1699-15 榛原医師会館内	0548-22-1511
(公社)静岡県薬剤師会	静岡市駿河区馬淵2-16-32 静岡県薬剤師会館	054-203-2023
(公社)静岡県看護協会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階	054-202-1750
(公社)静岡県病院協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡産業経済会館6階	054-252-6326
(一社)静岡県警備業協会	静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階	054-253-3661
(公社)静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡1-1-4	054-282-5507
(一社)静岡県建設業協会	静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館2階	054-255-0234
しずてつジャストライン(株)相良営業所	牧之原市菅ヶ谷1026-1	0548-52-1212
静岡放送(株)	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-284-8900
(株)テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18-65	054-261-6111
(株)静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	054-251-3306
(株)静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	054-283-6515
静岡エフエム放送(株)	浜松市中区常盤町133-24	053-457-1152
(株)FM島田	島田市中央町5-1 プラザおおるり3階	0547-34-1765
(一社)静岡県L P ガス協会中部支部南榛原地区会	牧之原市相良須々木2633-93	0548-52-0141
富士山静岡空港(株)	牧之原市坂口3336-4	0548-29-2000
(公共的団体その他防災上重要な施設の管理者)		
ハイナン農業協同組合吉田支店	吉田町片岡2153	0548-32-1121
静岡県農業共済組合 中部地域センター	島田市道悦5丁目3-15	0547-37-1751
大井川土地改良区	島田市中央町30-2	0547-37-7151
吉田町商工会	吉田町片岡1669-1	0548-32-3366

資料編
＜共通対策＞

機 関 名	所 在 地	電 話
南駿河湾漁業協同組合吉田支所	吉田町住吉5436-864	0548-32-0820
吉田町観光協会（吉田町役場産業課）	吉田町住吉87	0548-33-2122
吉田町交通指導員協議会 （吉田町役場防災課）	吉田町住吉87	0548-33-2134
静岡県交通安全協会牧之原地区支部吉田分会 （牧之原警察署）	牧之原市細江2737	0548-22-0110
吉田町赤十字奉仕団	吉田町住吉1567 吉田町保健センター内	0548-32-7000
吉田町社会福祉協議会	吉田町片岡795-1	0548-33-2423

資料 1. 1 - 2 土砂災害危険箇所

「吉田町砂防三法※指定地域」

(指定年月日：昭和 52 年 3 月 15 日 告示番号：第 231 号)

種別	区域名	所在地
急傾斜地崩壊危険区域	山ノ根	吉田町大字片岡
急傾斜地崩壊危険区域	横山	吉田町大字片岡

※「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の 3 つの法律に基づき指定された区域

「砂防三法指定区域マップ」



資料)「静岡県統合基盤地理情報システム
土砂災害情報マップ」(2017.11 調べ)

「吉田町土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所一覧表（急傾斜地の崩壊）」

（指定年月日：平成 26 年 2 月 25 日 告示番号：第 131 号）

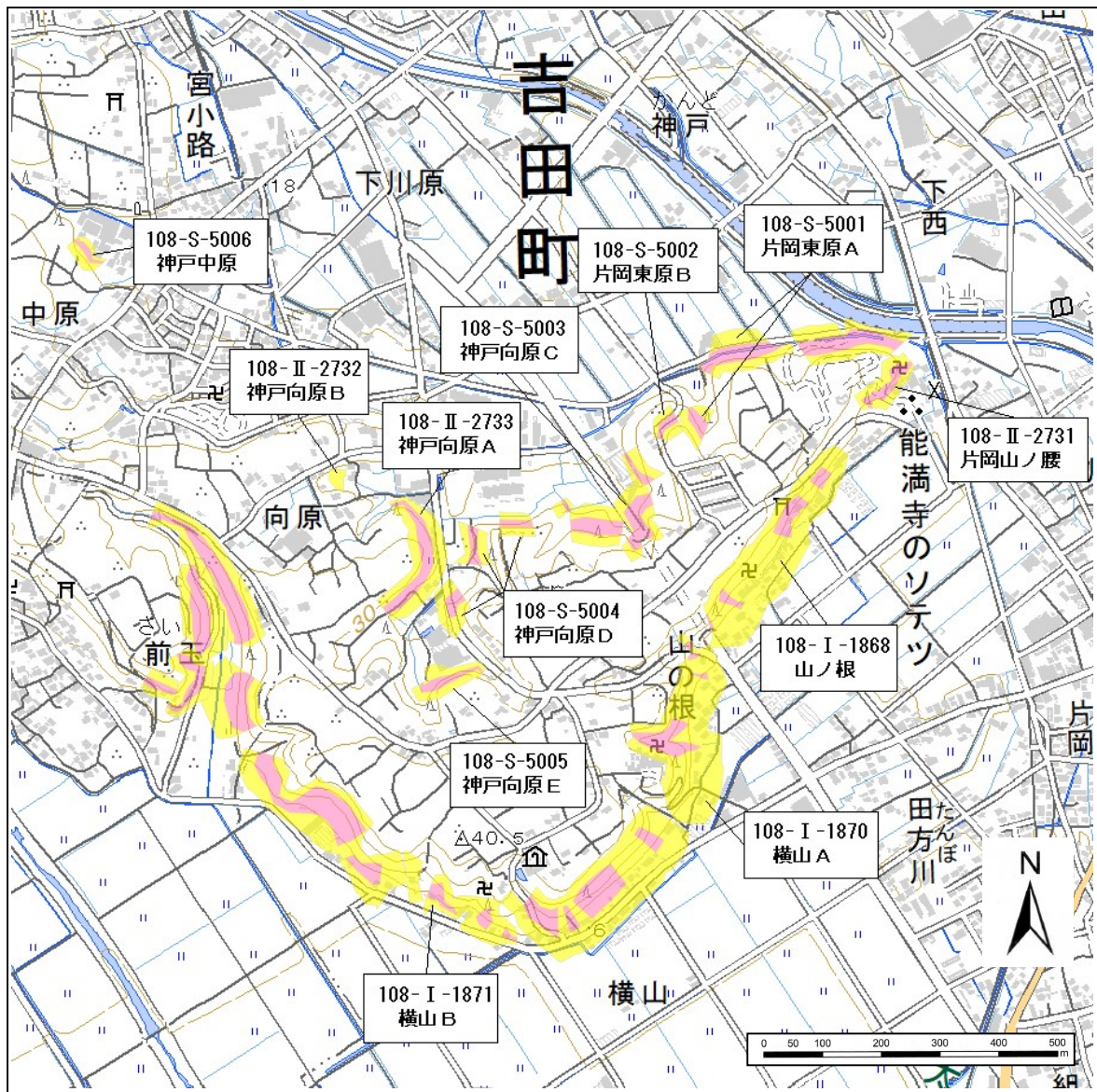
（指定年月日：平成 30 年 2 月 2 日 告示番号：第 72 号）

区域名	所在地	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所（参考）	
		イエロー	レッド	危険箇所番号	箇所名
片岡字山ノ腰	榛原郡吉田町片岡字山ノ腰	○	○	108-II-2731	寺門前
山ノ根	榛原郡吉田町片岡字山ノ腰 他	○	○	108-I-1868	山ノ根
横山A	榛原郡吉田町片岡字山ノ腰	○	○	108-I-1870	横山(1)
横山B	榛原郡吉田町片岡字横山 他	○	○	108-I-1871	横山(2)
片岡東原A	榛原郡吉田町片岡字東原	○	○	108-S-5001	片岡
片岡東原B	榛原郡吉田町片岡字東原	○	○	108-S-5002	神戸A
神戸向原A	榛原郡吉田町神戸字向原	○	○	108-II-2733	向原(1)
神戸向原B	榛原郡吉田町神戸字向原	○	—	108-II-2732	向原
神戸向原C	榛原郡吉田町神戸字向原	○	○	108-S-5003	神戸B
神戸向原D	榛原郡吉田町神戸向原	○	○	108-S-5004	神戸C
神戸向原E	榛原郡吉田町神戸字向原	○	○	108-S-5005	神戸D
神戸中原	榛原郡吉田町神戸字中原	○	○	108-S-5006	神戸E

注) 「イエロー」は、「土砂災害警戒区域」を、「レッド」は、「土砂災害特別警戒区域」を示す。

なお、レッドゾーンでは、イエローゾーン同様の警戒避難体制の整備を行うとともに、都市計画法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建設）に許可を要すること（土砂災害防止法第 10 条）や、建築基準法に基づく建築確認の際に建物構造上で建築基準法第 20 条に基づく土砂災害対策が施されているかどうかの確認をおこなう（土砂災害防止法第 24 条）などの制限事項を定めている。

「吉田町土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所図」



資料 1. 2 - 1 同時通報無線関連

(1) 屋外子局機器設置及び構成

「屋外子局機器設置及び構成」

【その1】

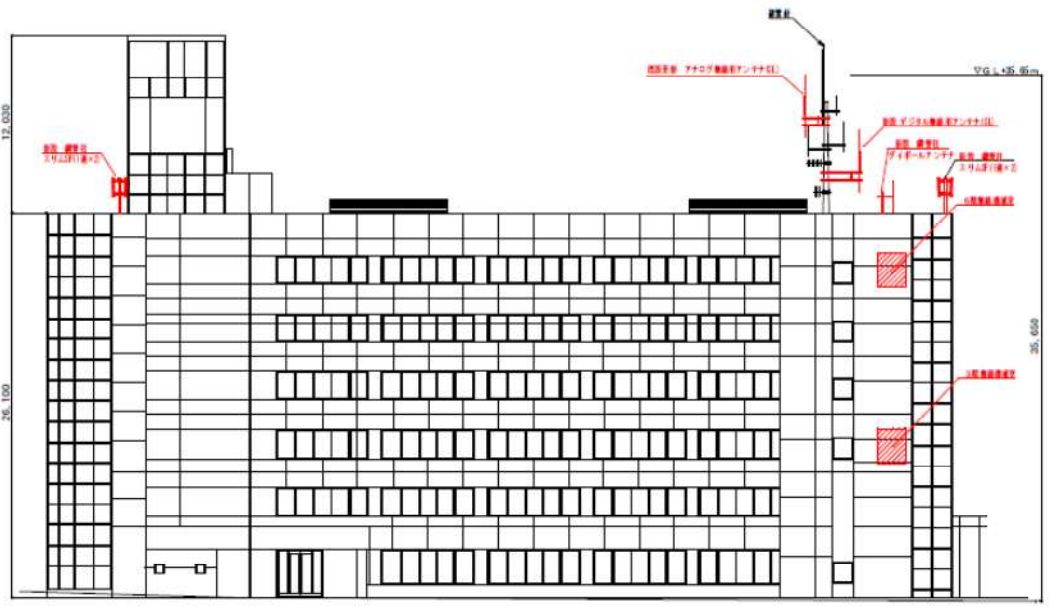
(令和5年2月1日現在)

ブロック	No	設置年度	局名	住所	増設アンソ	スピーカ		空中線	鋼管柱	設置場所
						1連	2連	アンテナ	種類	
1 住吉	1	H29	吉田町役場	吉田町住吉 87	有	4		5素子	139φ,3m×3	屋上壁面
	2	H30	新田西	吉田町住吉 2648-1	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
	3	H31	津波避難タワーP	吉田町住吉 2657 地先	有	2	1	5素子	S-18XM	地上自立
	4	H31	山八南	吉田町住吉 4622-1	有		2	5素子	S-18HY	地上自立
	5	H30	山八公会堂	吉田町住吉 2854-1	有	4		5素子	S-18HY	地上自立
	6	H31	住吉小学校	吉田町住吉 2223	有	2	1	5素子	屋上	屋上壁面
	7	H30	東浜	吉田町住吉 3508-5	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
	8	H30	西浜	吉田町住吉 5431-457	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
	9	H30	東村北	吉田町住吉 379-20	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
	10	H30	吉田消防署	吉田町住吉 1386-5	有	2	1	5素子	S-18XM	地上自立
	28	H31	新田南	吉田町住吉 5436-230 地先	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
	32	H30	親水公園	吉田町住吉 5437-40	有	4		5素子	S-18HY	地上自立
	33	H30	住吉コミュニティ 防災センター	吉田町住吉 5274-6	有		2	5素子	屋上	屋上壁面
2 川尻	12	H30	川尻西北	吉田町川尻 2160-1	有	4		5素子	S-18HY	地上自立
	13	H30	川尻会館	吉田町川尻 1630	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
	14	H31	山通り東	吉田町川尻 1813-1 地先	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
	15	H30	川尻上中	吉田町川尻 592-8 付近	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
	16	H30	小山公会堂	吉田町川尻 137-1 付近歩道	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
	29	H31	山通り中	吉田町川尻 1154 地先	有	2	1	5素子	S-18XM	地上自立
	30	H30	川尻東南	吉田町川尻 3448-12	有	4		5素子	S-18HY	地上自立
	31	H30	浜丁会館	吉田町川尻 3138-38	有		2	5素子	S-18HY	地上自立
	34	H31	津波避難タワーG	吉田町川尻 2558-1 地先	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
	35	H31	川尻東中	吉田町川尻 4040-1 地先	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
36	H31	山通り北	吉田町川尻 914-1 地先	有		2	5素子	S-18XM	地上自立	
3 片岡	11	H31	東村南	吉田町片岡 1622-4 地先	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
	17	H30	下片岡集落センター	吉田町片岡 1239-1	有	2	1	5素子	S-18HY	地上自立
	18	H30	片岡東	吉田町片岡 581-2 隣接道路	有	4		5素子	S-18XM	地上自立

	ブロック	No	設置 年度	局名	住所	増設 アンテナ	スピーカ		空中線	鋼管柱	設置場所
							1連	2連	アンテナ	種類	
3	片岡	19	H31	片岡西	吉田町片岡 3162-3	有	2	1	5素子	S-18XM	地上自立
		20	H30	第一配水池	吉田町片岡 2707-1	有	4		5素子	S-18XM	地上自立
4	北区	21	H30	神戸西会館	吉田町神戸 3934-1	有	2	1	5素子	S-18XM	地上自立
		22	H31	北区第1北	吉田町神戸 3360-15 地先	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
		23	H30	北区第2	吉田町神戸 2335-1	有	2	1	5素子	S-18XM	地上自立
		24	H30	北区第5	吉田町神戸 1508-1	有	2	1	5素子	S-18XM	地上自立
		25	H30	北区第3南	吉田町大幡 1744-1 隣接道路	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
		26	H30	北区第3中	吉田町大幡 1180-1 付近	有		2	5素子	S-18XM	地上自立
		27	H30	北区第3北	吉田町大幡 33-1	有	1	1	5素子	S-18XM	地上自立

(2) 同時通報無線の基地局設置状況

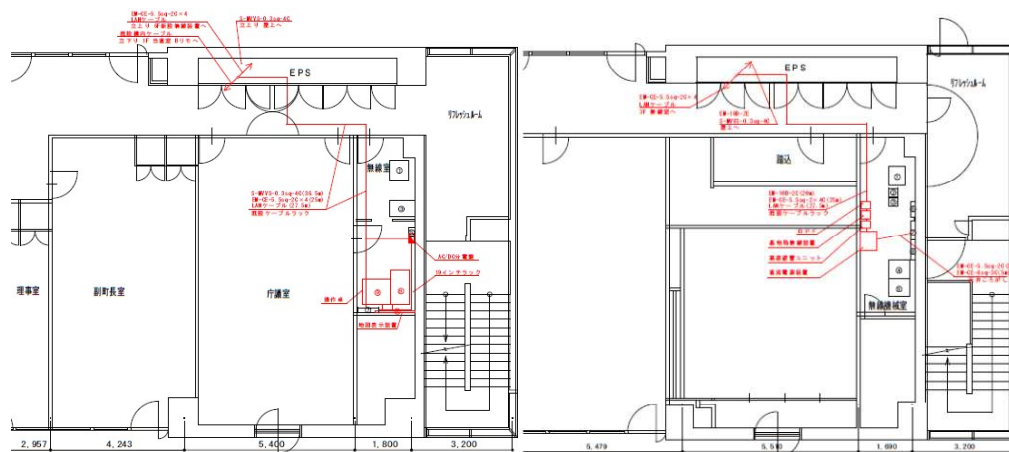
<敷地側面図 (庁舎側面図)>



<機器配置図>

庁舎3階機器配置図

庁舎6階機器配置図



資料 1. 2-2 防災行政無線（移動系）関連

(1) 防災行政無線

(令和5年1月1日現在)

無線局 呼び出し名称	通常配置場所	部門別	無線局種類	備考
ぎょうせいよしだ	庁舎6階無線機械室	総務部 情報広報班	基地局装置	防災行政無線 (259.15625MHz)
ぎょうせいよしだ	庁舎3階無線室2	総務部 情報広報班	遠隔制御装置	〃
ぎょうせいよしだ	庁舎3階防災課	総務部 情報広報班	遠隔制御装置	〃
よしだ101	庁舎3階専用棚	統括部 統括班	携帯型	〃
よしだ102	〃	統括部 統括班	〃	〃
よしだ103	〃	総務部 調整班	〃	〃
よしだ104	〃	総務部 情報広報班	〃	〃
よしだ105	〃	調査部 調査班	〃	〃
よしだ106	〃	民生部 民生班	〃	〃
よしだ107	〃	保健部 医療救護班	〃	〃
よしだ108	〃	町民部 町民班	〃	〃
よしだ109	〃	土木部 土木機械班	〃	〃
よしだ110	〃	土木部 情報管理班	〃	〃
よしだ111	〃	都市環境部 施設管理班	〃	〃
よしだ112	〃	都市環境部 環境班	〃	〃
よしだ113	〃	供給部 輸送班	〃	〃
よしだ114	〃	供給部 調達班	〃	〃
よしだ115	〃	上下水道部 下水道管理班	〃	〃
よしだ116	〃	上下水道部 給水班	〃	〃
よしだ117	〃	上下水道部 水道管理班	〃	〃
よしだ118	〃	教育部 教育班	〃	〃
よしだ119	〃	教育部 図書館班	〃	〃
よしだ120	広域施設組合事務局 清掃センター	広域施設組合事務局 (清掃センター)	〃	〃
よしだ121	リサイクルセンター	リサイクルセンター	〃	〃
よしだ122	衛生センター	衛生センター	〃	〃
よしだ123	庁舎3階専用棚	住吉地区連絡部	〃	〃
よしだ124	〃	川尻地区連絡部	〃	〃
よしだ125	〃	片岡地区連絡部	〃	〃
よしだ126	〃	北区地区連絡部	〃	〃
よしだ127	吉田消防署	静岡市吉田消防署	〃	〃
よしだ128	庁舎3階専用棚	統括部 (消防団本部)	〃	〃
よしだ129	〃	統括部 (交通指導員隊本部)	〃	〃

資料編
 <共通対策>

よしだ130	〃	統括部（警察署等）	〃	〃
よしだぼうたい1	庁舎3階防災課	総務部 情報広報班	可搬基地局	防災相互無線 (158.35MHz)
よしだぼうたい2	庁舎3階専用棚	総務部 情報広報班	携帯型	〃
よしだぼうたい101	庁舎3階防災課	総務部 情報広報班	可搬基地局	防災相互無線 (466.775MHz)
よしだぼうたい102	庁舎3階専用棚	総務部 情報広報班	携帯型	〃

(2) 通信諸元一覧表

「通信関係一覧表」

【行政無線】

(令和5年1月1日現在)

周波数	移動系		計
268.15625 MHz	遠隔制御装置 (親局)	1台	31台
259.15625 MHz	携帯型無線 (陸上移動局)	30台	

【防災相互無線】

(令和3年12月1日現在)

周波数	局名	局種	計	出力	備考
466.775 MHz	よしだぼうたい101	可搬	1台	5W	付属のアンテナ・シガーソケット充電を使用し、車載型としても使用可
158.35 MHz	よしだぼうたい1	可搬	1台	5W	

資料 1. 2 - 3 吉田町防災行政用無線局管理運用規程

(1) 吉田町防災行政用無線局管理運用規程

「吉田町防災行政用無線局管理運用規程」

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、吉田町に所属する防災行政無線局（同報無線、行政無線）の適正な管理、運用、保守について電波法（昭和25年法律第131号）による必要な事項を定めるものである。

(用語の規程)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、別に定めるもののほか次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 無線局 | 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。 |
| (2) 無線設備 | 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。 |
| (3) 同報無線 | 超短波による無線送信設備から受信設備に対し同時に同一内容の通報を行う施設をいう。 |
| (4) 同報親局 | 同報無線の操作卓及び送信設備をいう。 |
| (5) 同報子局 | 同報無線の受信設備をいう。 |
| (6) 防災行政無線局 | 防災、応急救助、災害復旧及び行政業務に関する業務を遂行するために使用することを主たる目的とする無線局をいう。 |
| (7) 陸上移動局 | 陸上を移動中又は、特定しない地点に停車中運用する無線局をいう。 |
| (8) 基地局 | 陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。 |
| (9) 非常通信 | 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う通信をいう。 |
| (10) 試験通信 | 無線設備の保守、点検等のため試験的に行う通信をいう。 |
| (11) 無線従事者 | 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。 |
| (12) 防災計画 | 吉田町地域防災計画（地震対策編を含む。）をいう。 |

第2章 管理

(無線管理者)

第3条 無線局の適正な管理運営を図るため、無線管理者を置く。

- 2 無線管理部課は防災課とする。
- 3 無線管理者は防災課長とする。
- 4 無線管理者は当該無線局の事務を掌握する。

(無線管理者の業務)

第4条 無線局の管理者の業務は次の通りとする。

- (1) 無線局の管理運用、監督に関する事項
- (2) 無線従事者の選任、解任に関する事項

資料編
<共通対策>

- (3) 非常勤無線通信員の任命解任の手続きに関する事項
- (4) 無線局の開設、再免許、無線設備の変更の申請並びに届出に関する事項
- (5) 免許状及び備付け書類の保管に関する事項
- (6) 無線局業務日誌の確認及び保管並びに提出に関する事項
- (7) 無線機、付属品及び予備品の保管並びに整備に関する事項
- (8) 無線設備の定期点検に関する事項
- (9) 無線従事者の要請に関する事項
- (10) 無線従事者の教育訓練に関する事項
- (11) その他必要な事項

(無線従事者の任務)

第5条 無線局には無線従事者の資格を有する通信担当者を置かなければならない。

- (1) 通信担当者は無線管理者の命を受け、通信操作及び無線設備の維持の実務を行う。
- (2) 通信担当者は電波法の運用規則に従って適正な運用に努めるとともに、無線局業務日誌の記載を毎日行うものとする。
- (3) 業務日誌は週に1回無線管理者の査閲を受けるものとする。

(無線従事者の配置)

第6条 無線従事者の配置が無い場合は無線局を運用してはならない。

- (1) 無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに、適時有資格者の確保に努めなければならない。
- (2) 無線管理者は、無線従事者が異動した場合は、遅滞なく無線従事者選解任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。
- (3) 無線管理者は、非常災害時における通信を確保するため、あらかじめ無線従事者等の動員計画、非常呼集計画等を整備しておかなければならない。

(備付書類)

第7条 無線局管理者は、次の書類の外無線局管理に必要と認める書類を備付けなければならない。

- (1) 無線局免許状（無線局のある見易い場所に掲示する。）
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局申請書（届）の副本
- (4) 電波法令集
- (5) 業務日誌
- (6) 無線従事者の選、解任届の写し
- (7) 免許証票（無線機の見易い所に掲示する。）
- (8) 非常勤通信員の委嘱書又は名簿の写し

(無線局設備の配置)

第8条 無線局設備の設置（常置）場所は次の通りと定める。

- (1) 同報無線親局設備の設置場所は町役場構内
- (2) 同報無線子局設備は町内全域
- (3) 基地局設備の設置場所は町役場構内
- (4) 移動局設備の常置場所は町役場構内（携帯無線機は庁舎内）
- (5) 移動局設備で地区防災本部に配備される携帯無線機の常置場所は町内自治会事務所内及び地区連絡班長宅

(6) 移動局設備で災害対策（地震災害警戒）本部に配備される携帯無線機の常置場所は本部委員宅

（無線局の試験通話、通報及び点検）

第9条 無線従事者は無線管理者の命を受け基地局、移動局の試験通話を月1回以上、点検（特に携帯無線機用蓄電池の充電量の良否）を月1回以上行う。

2 同報無線は、日常の時報等が確実に伝達されているか常に留意していなければならない。

（保守点検整備）

第10条 無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、年2回以上外部委託により無線設備の点検及び整備を行わなければならない。また、無線局の機能に異常が認められた時は速やかに機能回復の処置をとらなければならない。通信担当者はその都度業務日誌に記入しなければならない。

第3章 運用

（運用の範囲）

第12条 防災行政無線の運用（通話又は通報をいう。以下この章において同じ。）の範囲は次のとおりとする。

(1) 地方自治法第2条（昭和22年法律67号）第4項に規程する事務に関する事項

（運用時間）

第13条 無線局の運用は原則として同報無線は定時、基地局は常時、陸上移動局は随時とする。

2 同報無線の定時時報は午前7時、午後0時、午後5時の定時に行うものとする。

（運用方法）

第14条 無線局の運用に当たっては特に次の事項に注意し、法令に基づいて適正な操作を行うこと。

- (1) 無線局の使用開始にあたって混信をさけるため、他局の通信を聴取し混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、非常通信等緊急を要する通信についてはこの限りでない。
- (2) 運用は簡潔な用語を用いて行うこと。
- (3) 運用は正確を期し、誤りがあつたときは直ちに訂正すること。
- (4) 1回の運用所要時間は5分を超えないこと。

（通報の依頼）

第15条 一般町内広報のための通報は行なわない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 警察署、税務署、教育委員会等第三者機関よりの通報依頼には応じない。ただし、町行政上必要と認めた場合には町の責任において通報することができるものとする。

（非常時の運用）

第16条 無線管理者は災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは他の通信に優先して非常通信を確保するものとし、その運用の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助又は災害の救援に関するもの
- (2) 正確な情報を伝達し、民心の安定を図るためのもの
- (3) その他災害及び災害の予防に係わる情報の収集に関するもの

資料編
<共通対策>

(非常時の無線局配備)

第17条 災害その他の非常事態が発生すると認められたときは、無線従事者及び無線局操作員は、あらかじめ防災計画に定められた地域に出向する。ただし、無線局管理者は必要があると認めるときは出向先の変更を命ずることができる。

2 災害が発生した場合は無線従事者は、防災計画に基づき各地区本部に配備された無線機により災害対策（地震災害警戒）本部に対する的確なる情報を報告するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(通信訓練)

第18条 無線管理者は、無線局の効率的運営を図るため、定期的に所属職員に対し取扱要領について研修を行うとともに年1回以上通信訓練を実施しなければならない。

(無線従事者選解任届出の提出)

第19条 無線管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を東海総合通信局長に届出なければならない。

(実施に関する事項)

第20条 この規程の実施に関し、必要な事項は無線管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 吉田町行政無線取扱規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（２）同報無線の取扱いに関する内規

「同報無線の取扱いに関する内規」

平成26年10月9日制定
令和4年1月31日改正

（趣旨）

第1 この内規は、吉田町防災行政用無線局管理運用規程（昭和60年4月1日施行）第20条に基づき、同報無線の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（通報の種類）

第2 同報無線を使用して行う通報の種類は、全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）による通報及び手動による通報とする。

（J-ALERTによる通報）

第3 J-ALERTにより通報する事項は、次のとおりとする。

(1) 国民保護情報

- ア ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- イ 航空攻撃情報
- ウ 弾道ミサイルに関する情報
- エ 大規模テロ情報
- オ 前記アからエまでに規定する情報のキャンセル情報

(2) 緊急地震速報

- ア 震度5弱
- イ 震度5強
- ウ 震度6弱
- エ 震度6強
- オ 震度7

(3) 地震情報

- ア 震度5弱
- イ 震度5強
- ウ 震度6弱
- エ 震度6強
- オ 震度7
- カ 東海地震観測情報
- キ 東海地震予知情報
- ク 東海地震注意情報

(4) 津波情報

- ア 津波注意報
- イ 津波警報
- ウ 大津波警報
- エ 大津波警報（東日本大震災クラス）

(5) 気象特別警報

- ア 特別警報（大雨単独）
- イ 特別警報（大雨単独以外）

資料編
＜共通対策＞

- (6) 火山情報
 - ア 噴火警戒レベル5かつ避難対象
 - イ 噴火警戒レベル4かつ避難準備対象
 - ウ 居住地域嚴重警戒かつ避難対象

(手動による通報)

第4 手動により通報する事項は、次のとおりとする。

- (1) 火災に関する通報
 - ア 吉田町内で建物火災が発生したとき。
 - イ 前記アに規定する火災が鎮火したとき。
- (2) 突発地震に関する通報
 - ア 役場庁舎3階の計測震度計（以下「震度計」という。）の数字が震度5弱以上を示しているとき。
 - イ 震度計の数字が震度4を示し、かつ、町長（不在の場合は、副町長、危機管理監又は防災課長）が地震の規模等状況判断により必要と認めたとき。
- (3) 津波に関する通報
 - ア 大津波警報又は津波警報が発令されたとき。
 - イ 津波注意報が発令され、かつ、町長（不在の場合は、副町長、危機管理監又は防災課長）が必要と認めたとき。
 - ウ 大津波警報、津波警報又は前記イに規定する津波注意報が解除されたとき。
- (4) 行方不明者に関する通報
 - ア 牧之原警察署から同報無線通報依頼書（様式1）により依頼を受けたとき。この場合において、行方不明者の氏名の公表については、届出人の同意が認められたときのみ行うものとする。
 - イ 行方不明者の保護又は発見の連絡を受けたとき。この場合において、保護又は発見の広報を行うときは、氏名の公表はしないものとする。
 - ウ その他行方不明者に関する対応については、フローチャート（別紙1）のとおりとする。
- (5) 選挙に関する通報
 - 選挙に伴う投票率の向上のため、選挙管理委員会から選挙啓発の依頼を受けたとき。
- (6) 全国交通安全運動及び交通安全県民運動に関する通報
 - 全国交通安全運動及び交通安全県民運動が実施される時。
- (7) 交通事故多発警報に関する通報
 - 交通事故多発警報が発令された時。
- (8) 振り込め詐欺に関する通報
 - 牧之原警察署から振り込め詐欺に関する同報無線広報の依頼を受けた時。
- (9) 突発事故による水道管破損に関する通報
 - 突発事故により水道管が破損し、地区全体及び多方面に多大な影響を及ぼすような時。
- (10) 光化学オキシダントに関する通報
 - ア 吉田町内に光化学オキシダントに係る情報が発令された時。
 - イ 前記アに規定する光化学オキシダントに係る発令が解除された時。
- (11) PM_{2.5}に関する注意喚起情報に関する通報
 - 静岡県内にPM_{2.5}に関する注意喚起情報が発令された時。
- (12) 食中毒警報に関する通報
 - 静岡県内に食中毒警報が発令された時。
- (13) 熱中症警戒アラート
 - 静岡県内に熱中症警戒アラートが発令された時。
- (14) その他町長が必要と認めた時。

(手動で通報する内容)

第5 手動で通報する内容は、同報無線広報文例(別紙2)のとおりとする。

2 前項の内容は事前に町長(不在の場合は、副町長、危機管理監又は防災課長)に連絡するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(運用時間)

第6 運用時間は、常時とする。ただし、手動で通報する事項は、原則として、午前6時から午後10時までの間に行うものとする。

(守秘義務)

第7 同報無線の取扱いに従事する者及び当該職務を退いた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この内規は、平成26年10月9日から適用する。

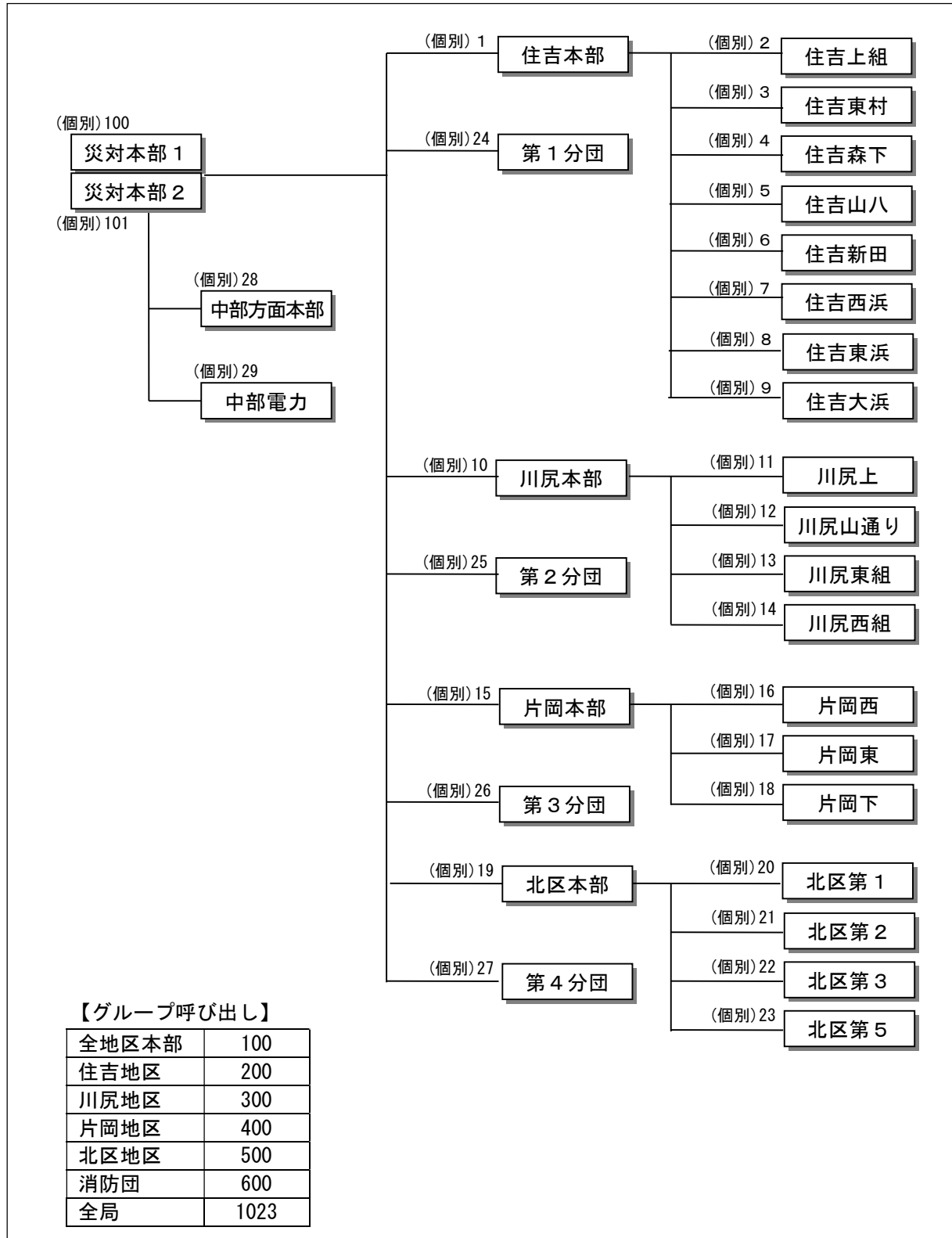
附 則

この内規は、令和4年1月31日から適用する。

資料 1. 2 - 4 MCA無線情報伝達網

「MCA無線情報伝達網」

(令和5年1月1日現在)



資料 1. 2 - 5 静岡市消防局無線通信施設

「無線通信施設」

(令和4年4月1日現在)

局種 署所別	衛 星 地 球 局	ネ ッ ト ワ ー ク 合 固 定 情 報	基 地 局 消 防 波 2~10 W	移 動 局							航 空 機 局			受 令 機	其 他 (ヘリコプターテレビ関係)
				消 防 波				署 活	航 空 機		固 定 用 10 W	移 動 用 10 W	移 動 用 1~1.5 W		
				車 載 用 5 W	携 帯 用 5 W	携 帯 用 2 W	(携 帯 用 ア ナ ログ 5 W 相 互 波)	携 帯 用 1 W	航 空 機 用 25 W	携 帯 用 1 W					
				1	1	12	176	28	217	19	331	1	1		
総数	1	1	12	176	28	217	19	331	1	1	1	1	7	34	6
消防本部	1	1	12	14	5	27	2	17	1	1	1	1	7	1	6
葵署管内				15	2	22	1	36							4
葵消防署				6	2	12	1	18							1
南田町出張所				2		4		8							1
平和出張所				3		2		4							1
山崎出張所				4		4		6							1
駿河署管内				28	1	30	1	50							6
駿河消防署				14	1	15	1	20							1
東豊田出張所				4		3		8							1
稲川出張所				3		4		6							1
鎌田出張所				3		3		6							1
用宗出張所				2		3		6							1
大谷出張所				2		2		4							1
千代田署管内				22	4	25	4	43							5
千代田消防署				11	2	14	1	23							1
城東出張所				3		3		6							1
瀬名出張所				2		2		4							1
しずはた出張所				5	1	4	3	8							1
井川出張所				1	1	2		2							1
清水署管内				16	2	19	1	31							3
清水消防署				13	2	14	1	21							1
高部出張所				2		3		6							1
有度出張所				1		2		4							1
湾岸署管内				21	3	21	5	40							4
湾岸消防署				11	2	10	5	21							1
庵原分署				7	1	7		14							1
興津出張所				1		2		3							1
小島出張所				2		2		2							1
日本平署管内				7	1	9	1	16							2
日本平消防署				6	1	7	1	12							1
三保出張所				1		2		4							1
島田署管内				26	4	31	2	48							6
島田消防署				11	3	10	1	23							1
六合出張所				3		4		5							1
初倉出張所				3		4		5							1
金谷出張所				3		4		5							1
川根南出張所				3	1	4		5							1
川根北出張所				3		5	1	5							1
吉田署管内				14	3	16	1	25							1
吉田消防署				14	3	16	1	25							1
牧之原署管内				13	3	17	1	25							2
牧之原消防署				11	2	13	1	20							1
地頭方出張所				2	1	4		5							1

資料 1. 2-7 災害応急対策資機材

(1) 本部防災用資機材一覧表 (防災課管理)

「本部防災用資機材一覧表 (防災課管理)」

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

資機材	数量	備考	資機材	数量	備考
スコップ	75 ヶ	内、水防 33 ヶ	テント(3.6m×5.4m)	9 張	
ジョレン	47 ヶ	内、水防 37 ヶ	避難生活用品セット	800 セット	
ツルハシ	36 ヶ	内、水防 19 ヶ	サルベージシート	29 枚	
担架	28 台		ブルーシート	2,000 枚	
ストレッチャー	1 台		ろ水機	4 台	
折り畳式リヤカー	1 台		組立式トイレ	33 基	
一輪車	2 台	水防用	ポータブルトイレ	10 基	
弁慶 (斧付パール)	5 ヶ		ワンタッチトイレ (テント付)	157 基	
チルホール	4 ヶ		仮設救護所用簡易ベッド	50 台	
チェーンブロック	4 ヶ		遺体収納バッグ	70 袋	
寝袋	4 ヶ		ポータライト	3 ヶ	
三脚	5 台		ライト	61 ヶ	
コードリール	28 台		蓄電池	24 台	
のこぎり (両刃)	10 丁	内、水防 7 丁	備蓄マット	2,100 枚	
なた	10 丁	-	発動発電機	23 台	地区本部 4・自主防 19
ペンチ	4 ヶ	水防用	のこぎり	61 丁	本部 4・自主防 57
かま	3 ヶ		可搬ポンプ	19 台	各自主防
電動ハンマー	2 台		ろ水機	3 台	住吉・川尻・片岡地区本部
エンジンカッター	2 台		腕章 (7 枚セット)	650 セット	自主防 (各隣組)
発電機	7 台		チェーンソー	19 台	各自主防
充電器	1 台		防災行政ラジオ	9,800 台	希望する全世帯に無償配付 8,222 台
移動式炊飯器	2 台		オイルジャッキ	15 台	
脚立 (大)	1 台		ジャッキ	34 台	各自主防
脚立 (小)	1 台		爪付ジャッキ	19 台	各自主防
パール	18 本		MCA無線機	35 台	地区・自主防・消防団等
掛け矢	7 本		電池メガホン	33 台	
斧	7 本		避難所間仕切セット	1,745 セット	
大ハンマー	9 本		車両移動器具セット	2 組	
鉄線バサミ	1 本		救助工具セット	4 セット	地区本部
救急医療セット (H-7)	1 セット	吉中体育館 (救護所)	大型炊き出し器	1 台	
救急医療セット (EM-5)	5 セット	すみれ保育園防災倉庫	折畳式アルミリヤカー	4 台	地区本部
毛布	3,788 枚		下水道直結型マルチトイレ	20 基	住小 16、附属棟 4
テント (3m×6m)	29 張		簡易エアテント	3 棟	トリアージ用
テント (5.35m×5.35m)	2 張		LED マルチライト	16 台	地区本部

資料編
 <共通対策>

(2) 町各地区本部 防災倉庫備品一覧表 (各地区本部管理)

「町各地区本部 防災倉庫備品一覧表 (各地区本部管理)」

(令和5年1月1日現在)

種別	消火用具		救出・障害除去用具														救急用具		避難用具		給食用具				その他														
	バケツ	消火器	バール	スコップ	ツルハシ	ジヨウレカ	リヤカ	一輪車	掛矢	ノコギリ	ハンマー	ハンマー	ナタ	オノ	鉄線バサミ	救助工具セット	非常用持ち出し袋	救急セット	担架	ロープ	電池メカホン	ラジオ	カマ	ろ水機	受水鍋	ブイスターケープ	小型発電機	大型発電機	ガソリン缶	テント	ビニールシート	コードリール	梯子・脚立	投光器	拡声アンブ				
地区本部																																							
住吉地区本部	11	0	2	9	2	3	1	1	3	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2	1	2	1	1	2	2	0	2	1	1	2	3	5	6	1	4	1		
川尻地区本部	15	2	2	4	2	3	1	1	2	3	1	2	2	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	3	2	2	0	1	2	1	2	3	2	4	1	5	1		
片岡地区本部	15	1	2	2	2	3	1	1	1	3	1	2	2	1	1	1	1	2	3	1	1	1	2	2	1	2	1	1	2	1	2	2	2	5	1	2	1		
北区地区本部	17	3	3	2	2	3	2	1	1	4	1	0	2	1	1	2	1	1	4	1	1	4	2	4	1	2	0	2	1	1	3	4	2	3	1	3	1		
合計	58	6	9	17	8	12	5	4	7	12	4	5	7	3	4	5	4	5	9	6	5	9	7	10	6	8	1	6	6	4	9	12	11	18	4	14	4		

資料1. 2-8 通行の禁止又は制限についての表示

「災害時における交通の禁止又は制限とする標識」(災対法第76条関係)



- 備考)
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長災害の単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料1. 2-9 緊急通行車両の標章

「緊急通行車両の標章」(災対法施行規則第6条関係)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 1. 2 - 10 緊急通行車両確認証明書

「緊急通行車両確認証明書」

様式第 3

第 号		令和 年 月 日
緊急通行車両確認証明書 静岡県公安委員会		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住所	〒 () -
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

資料 1. 2-11 自主防災会一覧表

「自主防災会一覧表」

(令和5年3月31日現在)

自主防災会		組数 (組)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	備考
住吉	上組自主防災会	24	584	1,373	
	東村自主防災会	31	685	1,733	
	森下自主防災会	11	199	478	
	山八自主防災会	29	591	1,404	
	新田自主防災会	30	765	1,669	
	西浜自主防災会	34	548	1,384	
	東浜自主防災会	31	488	1,201	
	大浜自主防災会	10	383	740	
	計	200	4,243	9,982	
川尻	上組自主防災会	33	992	2,336	
	山通自主防災会	35	832	2,944	
	東組自主防災会	13	356	852	
	西組自主防災会	24	450	1,080	
	計	105	2,630	6,114	
片岡	西自主防災会	23	437	1,102	
	東自主防災会	40	706	1,778	
	下自主防災会	48	1,056	2,832	
	計	111	2,199	5,712	
北区	第1自主防災会	28	718	1,811	
	第2自主防災会	25	949	2,228	
	第3自主防災会	21	589	1,420	
	第5自主防災会	25	749	1,950	
	計	99	3,005	7,409	
合計	19 自主防災会	515	12,077	29,217	

資料 1. 2-12 吉田町要配慮者避難支援計画について

災害対策基本法の一部改定（平成 25 年 6 月）に定める「避難行動要支援者名簿」の作成について、本町では、平成 23 年 1 月に「吉田町災害時要援護者避難支援計画」を策定（平成 30 年 6 月に「吉田町要配慮者避難支援計画」へ改定・名称変更）し、計画に「避難行動要支援者名簿」の作成を位置づけ、整備するものとする。

また、「避難行動要支援者名簿」の作成、運用及び更新、「避難支援等関係者」等の詳細については「吉田町要配慮者避難支援計画」を参照のこと。

参考として、以下に「吉田町要配慮者避難支援計画」の構成を示す。

なお、当該計画については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月、内閣府（防災担当））に従い、今後とも内容の充実に努めるものとする。

「吉田町要配慮者避難支援計画」の構成

第 1 章 基本的な考え方

- 1 趣旨
- 2 位置づけ
- 3 構成
- 4 避難支援体制の整備方針
 - (1) 要配慮者と避難行動要支援者の範囲
 - (2) 要配慮者支援におけるポイント
 - (3) 要配慮者に対する避難支援体制
 - (4) 対象災害と対象地域
- 5 個人情報保護のための措置
 - (1) 個人情報に関する責務
 - (2) 個人情報の管理
 - (3) 個人情報に関する守秘義務等
- 6 推進体制
- 7 関係機関等の役割
 - (1) 町の役割
 - (2) 自治会・自主防災組織等の役割
 - (3) 民生委員児童委員の役割
 - (4) 社会福祉協議会の役割
 - (5) 社会福祉施設・福祉サービス事業所・介護保険サービス事業者等の役割
 - (6) 静岡市吉田消防署の役割
 - (7) 消防団の役割
 - (8) 静岡県中部健康福祉センターの役割

第 2 章 要配慮者情報の把握・共有

- 1 要配慮者避難支援に係る広報啓発
- 2 要配慮者に配慮した防災訓練の実施
- 3 避難行動要支援者名簿の作成
 - (1) 情報を収集する台帳
 - (2) 記載する内容
 - (3) 避難行動要支援者名簿の適正管理
 - (4) 避難行動要支援者名簿の更新
- 4 個別計画の作成
 - (1) 個別計画の内容
 - (2) 避難支援者の選定
 - (3) 個別計画の適正管理
 - (4) 個別計画の確認

第 3 章 避難誘導・安否確認体制の整備

- 1 避難支援の実施体制
 - (1) 吉田町における避難支援体制
 - (2) 地域における避難支援体制
 - (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備
 - (4) ボランティア等との連携
- 2 情報伝達体制の整備
 - (1) 要配慮者への情報伝達
 - (2) 避難支援者への情報伝達
 - (3) 避難支援関係機関への情報伝達
- 3 要配慮者の避難支援方法等の普及
- 4 避難支援訓練の実施
- 5 安否確認情報の収集体制
 - (1) 要配慮者の安否情報の収集
 - (2) 避難支援者からの報告
 - (3) 社会福祉施設等からの情報収集

第 4 章 避難所等における支援体制

- 1 避難所等における要配慮者支援体制
 - (1) 開設の周知
 - (2) 支援体制の確認
 - (3) 優先的支援の実施
 - (4) 避難所における福祉避難スペースの確保
 - (5) 福祉避難所等への移送
- 2 福祉避難所
 - (1) 福祉避難所の指定
 - (2) 福祉避難所の確保
 - (3) 設置・運営等

様式集

- ・ 避難行動要支援者名簿
- ・ 避難行動要支援者登録申請書兼個別計画

資料 1. 3 - 1 応急救助事務関連

(1) 応急救助事務早見表

「応急救助事務早見表」

【その1】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げ、供与できる。	災害発生から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費・人件費は別途計上
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当り 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生日から20日以内着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。
応急仮設住宅の供与 (借上型応急住宅)	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	災害発生日から速やかに借上げ	供与期間 最高2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当り 1,160円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日として計算)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

【その2】

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2 下記金額の範囲内		災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分		1人世帯	2人世帯			3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 流失	夏	18,800	24,200			35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400			56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300			12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生日から14日以内	患者等の移送費・人件費は、別途計上				
助 産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の輸送費・人件費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内				災害発生日から3ヶ月以内					

資料編
 <共通対策>

【その3】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った1世帯当たり 137,900円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

【その4】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与等を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 ※1、※2

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職 種	日 当 (1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅 費
医 師 及 び 歯 科 医 師	24,100 円以内	勤務1時間につき、当該日当の額に7.75分の1を乗じて得た額に100分の125（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。	職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による5級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。
薬 劑 師	16,600 円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	16,600 円以内		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	16,600 円以内		
救 急 救 命 士	14,400 円以内		
歯 科 衛 生 士	16,600 円以内		
土木技術者及び建築技術者	16,500 円以内		
大 工	26,200 円以内		
左 官	25,000 円以内		
と び 職	24,600 円以内		

※2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

(2) 応急救助の事務処理

「応急救助の事務処理」

【その1】

事務の種類	報告時期等	報告事項	書類整備
り災者調査原票	調査終了後	被害の程度、世帯類型別、課税状況別の被害状況報告	原票を整理し、世帯区分別被害状況集計票を作成
発生報告	法適用が明らか又は適用が見込まれる場合	災害発生日時、場所、原因、概要、措置等	災害報告 様式1の2
中間報告	随時	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等	災害報告 様式1の2
確定報告	応急救助の完了後	確定被害状況と災害救助費概算所要額等	災害報告 様式1の2 様式2
避難所設置	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	開設日時、場所、箇所数、収容人員 開設期間の見込み 福祉避難所の設置数、場所 ホテル・旅館等を借上げた避難所の設置数、場所 (特別基準申請)	様式4 様式6(避難所用) 様式7 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅(建設型)	災害発生後20日以内に予定者名簿、仕様書等 設置後は日計票、台帳等 証拠書類は救助事務完了後	入居該当者(選考委員会に報告) 設置戸数、箇所 着工及び竣工報告 (特別基準申請) 供与期間経過後はその処分方法	様式4 様式8の1 様式8の2 敷地貸借契約書 建築工事関係書類(契約書、設計書、仕様書等) 建築工事代金等支払証拠書類 応急仮設住宅使用貸借契約書
炊出しその他食品の給与	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	炊出し開始、終了報告 炊出し場所、箇所数 炊出し場所別給与人員 (特別基準申請)	様式4 様式6(炊出し用) 様式9 食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類 購入・借用物品受払証拠書類
飲料水の供給	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	供給地区、対象人員、供給水量、供給方法 (特別基準申請)	様式4 様式6(供給用機械器具、燃料、浄水用薬品、資材等) 様式10 支払関係証拠書類 物品受払関係書類
被服寝具その他生活必需品の給与(貸)	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	世帯構成員別被害状況 給与状況(完了報告) (特別基準申請)	様式4 様式6(被服寝具等) 様式11 物資配分計画表 救助物資受領書 物資購入関係支払証拠書類
医療・助産	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救護班の派遣の必要性 救護班の開始、終了報告 診療人員及び実施状況 診療名簿(医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等) (特別基準申請)	様式4 様式6(医薬品、衛生材料) 様式12 様式13 様式14 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 助産関係支払証拠書類

【その2】

事務の種類	報告時期等	報告事項	書類整備
救出	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救助の実施状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (被災者救出用機械器具燃料) 様式15 救出用関係支払証拠書類
住宅の応急修理	日計票は毎日 記録簿、証拠書類は救助事務完了後	住宅の応急修理の該当者 半壊(焼)の対象世帯は民生委員の意見、生活保護のミーンズテスト(資力調査)を参考に決定(大規模半壊世帯を除く) 修理戸数 着工及び竣工報告 (特別基準申請)	様式4 様式6 (住宅の応急修理) 様式16 住宅の応急修理のための契約書、設計書、仕様書等住宅の応急修理関係支払証拠書類
学用品の給与	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	学年別被災児童・生徒数 (被災者名簿と学籍簿と照合の上、被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計) 支給状況 (配分計画表の作成) (特別基準申請)	様式4 様式6 (教科書及び学用品給与) 様式18 学用品購入関係支払証拠書類
埋葬	日計票は毎日 実施状況、証拠書類は救助事務完了後	埋葬の実施状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (埋葬) 様式19 埋葬費支払関係証拠書類
死体の搜索	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	搜索状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (搜索用機械器具燃料等) 様式20の2 遺体搜索用関係支払証拠書類
死体の措置	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	遺体の措置の実施状況 死者の名簿(住所、氏名、死因、死亡日時、場所等) (特別基準申請)	様式4 様式6 (遺体措置) 様式20 遺体措置費支払関係証拠書類
障害物の除去	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	障害物の除去対象数 障害物の除去実施状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (障害物除去) 様式21 障害物除去支払関係証拠書類

資料編
 <共通対策>

【様式名一覧表】

様式番号等	頁	様式名
報告責任者	「災害救助の手引き」 P57	災害救助法報告責任者
災害報告	「災害救助の手引き」 P58	災害発生報告、災害中間報告、災害確定報告
様式1の1	「災害救助の手引き」 P60	災害り災者調査原票
様式1の2	「災害救助の手引き」 P62	被害状況調
様式1の3	「災害救助の手引き」 P63	救助日報
様式2	「災害救助の手引き」 P65	災害救助費概算額調
様式4	「災害救助の手引き」 P66	救助実施記録日計票
様式6	「災害救助の手引き」 P67	救助の種目別物資受払状況
様式7	「災害救助の手引き」 P68	避難所設置及び避難生活状況
様式8の1	「災害救助の手引き」 P69	応急仮設住宅台帳
様式8の2	「災害救助の手引き」 P70	応急仮設住宅入居予定者名簿
様式9	「災害救助の手引き」 P71	炊出し給与状況
様式10	「災害救助の手引き」 P72	飲料水の供給簿
様式11	「災害救助の手引き」 P73	物資の給与状況
様式12	「災害救助の手引き」 P74	救護班活動状況
様式13	「災害救助の手引き」 P75	病院診療所医療実施状況
様式14	「災害救助の手引き」 P76	助産台帳
様式15	「災害救助の手引き」 P77	被災者救出状況記録簿
様式16	「災害救助の手引き」 P78	住宅応急修理記録簿
様式18	「災害救助の手引き」 P79	学用品の給与状況
様式19	「災害救助の手引き」 P80	埋葬台帳
様式20	「災害救助の手引き」 P81	死体処理台帳
様式20の2	「災害救助の手引き」 P82	死体の搜索状況記録簿
様式21	「災害救助の手引き」 P83	障害物除去の状況
様式22	「災害救助の手引き」 P84	輸送記録簿
様式22の2	「災害救助の手引き」 P85	賃金職員雇上台帳
様式23	「災害救助の手引き」 P86	災害ボランティア調整事務支払台帳

(3) 町における災害救助事務手順

「町における災害救助事務手順」

本表は、町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。あくまでも一般的な例なので、当該災害の規模や町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容の変更が必要な場合がある。

【その1】

段階	実施事項	内容	留意事項 記録事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 福祉避難所や旅館・ホテル等借り上げ避難所等、関係施設との協定締結 3 管理運営マニュアル作成	大多数の住民が避難することを想定し、その必要な量の確保を図ること
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合わせ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	他市町との援助協定
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者をおく。 2 町内各地区に情報連絡責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明・訓練を行う。	調査班の編成 調査立会人の確保 災害り災者調査原票 (様式1の1)等の調査用紙、報告用紙の常備
災害発生直後	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 現地調査班員（町職員2人で1班）による調査の実施 災害り災者調査原票 （様式1の1）の作成 ① 被害程度（人的・物的） ② 家族状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助	・県職員等が応援する場合も町が主体性を保つこと ・住家被害については建築技術関係者等による判定 ・巻尺（床上浸水等の判定）、カメラ（被災現場写真撮影用）、本部との連絡用携帯無線機（携帯電話等）等を利用 ・②、③は段階的に処理すること
	り災者調査原票の集計	世帯区分別被害状況集計票 作成	救助実施の基礎数値となる
	被害状況の報告	1 県方面本部（地域局）への報告 2 災害救助法適用の可能性がある場合には、特に速やかに県方面本部へ報告	
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用申請	1 被害状況等に基づき、救助法の適用を検討する。（適用基準による。） 2 救助法適用の判断をした場合は、町長の意思を確認し、町当局（責任者）より県方面本部（地域局）へ救助法適用要請を行う。 3 必要に応じ県職員等の応援要請	被害状況、現在及び今後予想される救助の種類を報告 被害状況調 （様式1の2）及び 災害発生報告
	救助記録日計票の作成	救助の種類ごとに救助記録日計票を作成	救助記録日計票 （様式4）
災害救助法適用後・第二段階	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAXで報告 避難所設置及び避難生活状況 (様式7)

資料編
 <共通対策>

【その2】

段階	実施事項	内容	留意事項 記録事項	
災害救助法適用後・第一段階	り災者の救出	1 救出のための要員（消防団等）の動員 2 機械・器具の借上げ（必要に応じ県支部へ応援要請） 3 必要に応じ、自衛隊等の派遣要請（→県支部）	り災者名・救助の実施日・方法 被災者救出状況記録簿 （様式15）	
	炊出しその他による食品の給与	1 食糧の応急調達（必要に応じ県支部への応援要請） 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊出しの協力要請 4 仕出し業者等へ弁当の手配 5 給与状況の把握	・避難所収容者以外の者にも必要があれば給与可能 ・責任者は、災害時要配慮者にも確実に食糧が行き渡るよう配慮 ・消防団、町職員、応援要員分は別に処理 炊出し場所・場所別給与人員 炊出し給与状況 （様式9）	
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械・器具の借上げ	供給地区・対象人員・供給水量・供給方法 飲料水の供給簿 （様式10）	
	医療・助産	救護班の編成（公立病院等の協力）	1 日赤救護班の派遣要請（→県方面本部） 2 医師会救護班の協定に基づく派遣要請	派遣日時・診療人員・実施状況・診療名簿・終了日時 救護班活動状況 （様式12）
		救護班によらない医療の実施	1 地区医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の搜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請		
	死体の処理	1 救護班等による実施要請 2 洗浄、縫合、消毒、検索、一時保存	死体処理台帳 （様式20） 死体の搜索状況記録簿 （様式20の2）	
埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給 3 遺族の連絡先を確認	埋葬台帳 （様式19）		

段階	実施事項	内容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき 毎日報告	救助日報 （様式1の3）
	被服寝具その他生活必需品の給与	調査原票に基づき必要物資の購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	各世帯別の被害状況、給与品配布状況 を作成する。それらに基づき、 救助の種目別物資受払状況 （様式6）をまとめる。
	学用品の給与	1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	学用品の給与状況 （様式18）
	障害物の除去	1 対象世帯の選定（調査原票による） 2 実施計画（人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可）	・障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定する。（被災者の申請に基づくのではない。） 障害物除去の状況 （様式21）
	義援金受付開始	県と連絡をとり対応	

【その3】

段階	実施事項	内容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化がある毎に報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	災害中間報告、被害状況調 (様式1の2)、 救助種別別実施状況 (様式6～22の2)、 救助費概算額調 (様式2)添付
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	入居者調査(町) → 必要戸数の決定(県) → 敷地の確保(町) → 工事施工(町実施とする場合あり)、入居者選定(町)	入居予定者名簿、応急仮設住宅台帳、敷地貸借契約書、着工報告、工事代金等支払証拠書類 を県健康福祉センターに提出
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工、左官等雇上	業者委託も可 住宅応急修理記録簿 (様式16)
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは 救助期間内 に申請(→ 県健康福祉センター)	電話連絡 → 後で文書
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	県単制度もある
	確定報告	文書報告	災害確定報告、被害状況調 (様式1の2)、 救助種別別実施状況 (様式6～22の2)、 救助費概算額調 (様式2)添付
繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求	・領収書(支出票)写を添付 ・証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。	

資料 1. 3 - 2 吉田町防災会議委員

「吉田町防災会議委員」

(令和5年2月現在)

区分	機関名	職名	電話	該当条例
会長	吉田町	町長	0548-33-1111	第3条2項
委員	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所	所長	054-273-9100	第3条5項1号
〃	静岡県島田土木事務所	所長	0547-37-5271	第3条5項2号
〃	静岡県中部健康福祉センター	所長	054-644-9280	第3条5項2号
〃	静岡県中部地域局	中部危機管理監	054-644-9168	第3条5項2号
〃	牧之原警察署	署長	0548-22-0110	第3条5項3号
〃	静岡市吉田消防署	署長	0548-32-1141	第3条5項4号
〃	吉田町消防団	団長	0548-33-2134	第3条5項7号
〃	西日本電信電話(株)静岡支店	支店長	054-200-1460	第3条5項8号
〃	中部電力パワーグリッド(株)島田 営業所	所長	0547-37-6264	第3条5項8号
〃	住吉地区自主防災会	会長	0548-32-3447	第3条5項9号
〃	川尻地区自主防災会	会長	0548-32-0564	第3条5項9号
〃	片岡地区自主防災会	会長	0548-32-5620	第3条5項9号
〃	北区地区自主防災会	会長	0548-32-9876	第3条5項9号
〃	吉田町赤十字奉仕団	委員長	0548-32-7000	第3条5項9号
〃	吉田町	副町長	0548-33-1111	第3条5項5号
〃	〃	教育長	〃	第3条5項6号
〃	〃	理事	〃	第3条5項5号
〃	〃	理事	〃	第3条5項5号
〃	〃 防災課	課長	〃	第3条5項5号
〃	〃 総務課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 財政管理課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 町民課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 こども未来課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 健康づくり課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 建設課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 都市環境課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 産業課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 上下水道課	〃	〃	第3条5項5号
〃	〃 学校教育課	〃	〃	第3条5項5号

条例該当者 第3条2項 (1人)
 第3条5項第1号 (1人)、2号 (3人)、3号 (1人)、4号 (1人)、
 5号 (14人)、6号 (1人)、7号 (1人)、8号 (2人)、9号 (5人)

合計 30人

資料 1. 3-3 吉田町防災会議条例

「吉田町防災会議条例」

昭和37年9月21日条例第15号
改正 平成9年12月25日条例第11号
平成12年3月23日条例第9号
平成13年3月27日条例第3号
平成24年12月25日条例第14号
平成28年3月28日条例第7号
平成29年3月24日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉田町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 静岡市消防局の消防職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の人数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

資料編
<共通対策>

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県職員の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年12月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 3 - 4 吉田町災害対策本部条例

「吉田町災害対策本部条例」

昭和37年9月21日条例第16号
改正 平成8年9月20日条例第16号
平成9年12月25日条例第11号
平成24年12月25日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、吉田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成8年9月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成9年12月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年12月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 3 - 5 吉田町地震災害警戒本部条例

「吉田町地震災害警戒本部条例」

昭和 5 5 年 1 月 1 0 日 条例第 2 号
改正 昭和 5 6 年 3 月 2 0 日 条例第 4 号
平成 9 年 1 2 月 2 5 日 条例第 1 1 号
平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日 条例第 1 9 号
平成 2 8 年 3 月 2 8 日 条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号。以下「法」という。）第 1 8 条第 4 項の規定に基づき、吉田町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 静岡市消防局の消防職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 吉田町教育委員会の教育長
 - (5) 吉田町議会事務局長
 - (6) 吉田町牧之原市広域施設組合の事務局長
 - (7) 吉田町消防団長
 - (8) 吉田町交通指導員協議会長
 - (9) 吉田町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、吉田町の職員のうちから町長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月20日条例第4号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和17年10月11日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

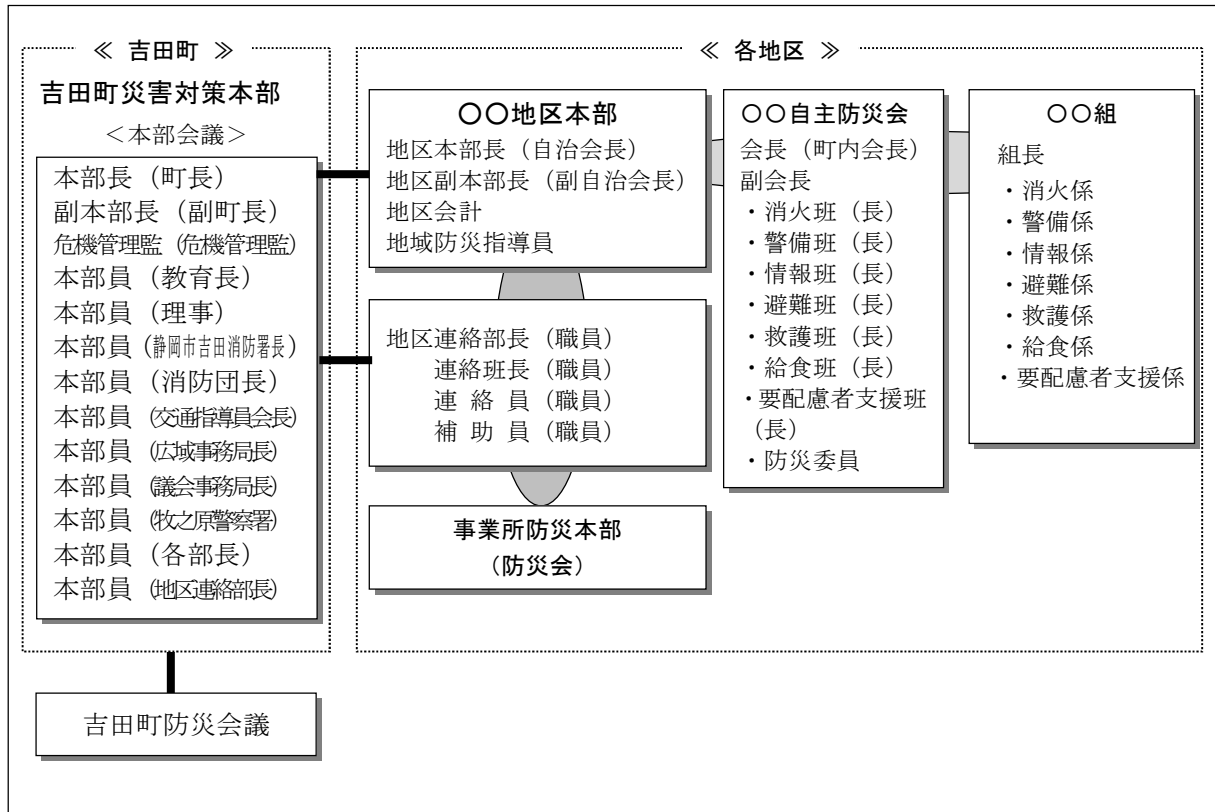
附 則 (平成28年3月28日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料 1. 3 - 6 吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部

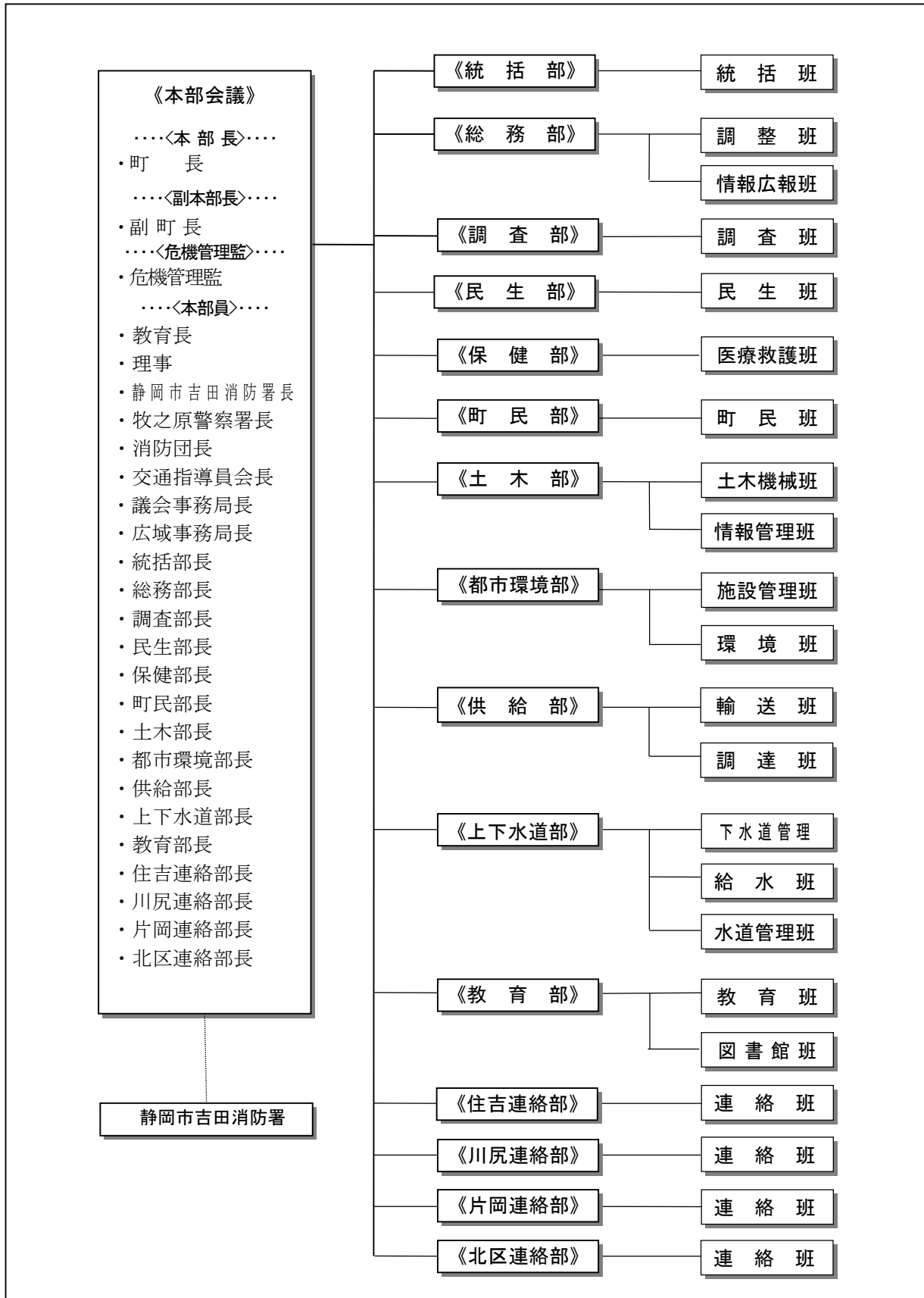
・原子力災害対策本部・原子力災害警戒本部編成表

【災害対策本部と地区本部及び自主防災会】



【吉田町災害対策本部組織図】

[令和4年4月1日現在]



※地震災害警戒本部、原子力災害対策本部及び原子力災害警戒本部の編成は、災害対策本部の編成に準ずる。

資料 1. 3 - 7 吉田町災害対策本部及び地区本部組織と事務分掌

1. 対策本部、各部は本部長の命令に基づき、各部長が指揮を執るものとする。出動については予め定められた配備計画により勤務につくものとする。

各部、班、担当業務は次のとおりとする。

(令和4年4月1日現在)

部	班	担当業務	出動場所
統括部	統括班	1. 本部会議の運営・総合調整に関すること 2. 災害応急対策全般の調整に関すること 3. 警察官の派遣要請に関すること 4. 自衛隊の派遣要請に関すること 5. 広域応援等に関すること 6. 消防団員の動員に関すること 7. 交通指導員の動員に関すること	対策本部 (3階防災対策室)
総務部	調整班	1. 各部との連絡調整に関すること 2. 罹災者の救出・捜索に関すること 3. 応急危険度判定士の派遣要請に関すること 4. 災害視察者、見舞者等の応接に関すること 5. 庁舎内の電話回線の復旧に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	情報広報班	1. 静岡県防災行政無線の送受信に関すること 2. 災害情報の伝達及び指令の伝達に関すること 3. 本部長の秘書に関すること 4. 職員の動員調整派遣、公務災害に関すること 5. 災害情報の収集に関すること 6. 町民への広報に関すること 7. 静岡県へ広報要請に関すること 8. 災害写真の撮影及び収集に関すること 9. 災害記録に関すること 10. 報道機関への発表及び協力要請に関すること	対策本部 (3階防災対策室)
調査部	調査班	1. 配備状況の調査・集計に関すること 2. 被害状況等の調査・集計に関すること 3. 情報の調査記録・報告に関すること 4. その他支援関係等の調査集計に関すること 5. 災害対策に伴う予算措置に関すること 6. 災害経理に関すること 7. 庁舎、普通財産の被害調査及び対策に関すること 8. 車両の管理及び配車に関すること	対策本部 (3階防災対策室)
民生部	民生班	1. 福祉施設利用者の避難に関すること 2. 保育園児の避難・引渡しに関すること 3. 災害救助法の適用及び実施に関すること 4. 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること 5. 応急食糧、衣料の給与に関すること 6. 行旅人の避難・収容に関すること 7. ボランティアの受け入れに関すること 8. 義援金品、支援物資の受理及び配分に関すること 9. 罹災証明及び身上相談に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)

部	班	担当業務	出動場所
		10. 福祉避難所の設置・運営に関すること	
保健部	医療救護班	1. 罹災者の医療救護に関すること 2. 医薬品、衛生資材の調達及び供与に関すること 3. 救護所の設置及び準備に関すること 4. 医師の要請に関すること 5. 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する こと 6. 災害時健康支援に関すること	対策基地 (吉田中学校 体育館)
町民部	町民班	1. 遺体の捜索及び措置・埋葬に関すること 2. 遺体安置所の設置及び運営に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
土木部	土木機械班	1. 緊急輸送路の応急復旧に関すること 2. 道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧に関する こと 3. 障害物の除去に関すること 4. 水防に関すること 5. 応急資機材等の調達に関すること 6. 建設資機材の集積配置に関すること 7. 建設業者への協力要請と連絡調整に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	情報管理班	1. 緊急輸送路の警戒(被害状況)パトロールに関すること 2. 公共施設(道路、橋梁、建築物等)の警戒(被害状況) パトロールに関すること 3. 危険箇所の警戒及び監視に関すること 4. 道路、橋梁等の交通規制に関すること 5. 被害状況調査及び取りまとめに関すること	
都市環境部	施設管理班	1. 応急危険度判定士への連絡調整に関すること 2. 建築物の応急危険度判定に関すること 3. 応急仮設住宅の建設に関すること 4. 公営住宅の応急修理及び入居に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	環境班	1. 環境衛生、清掃用資機材及び薬剤等の調達並びに実施に 関すること 2. し尿、ごみ処理、がれき処理に関すること 3. 昆虫等の駆除及びへい獣の処理に関すること 4. 伝染病等の防疫に関すること 5. 仮設便所等の設置及び処理に関すること	
供給部	輸送班	1. 津波堤門扉、水門の管理及び閉止に関すること 2. 医師、看護師等救護要員の搬送に関すること 3. 緊急物資の輸送に関すること 4. 緊急車両、要員等の輸送に関すること 5. 観光商工、水産及び農業施設の被害調査に関すること 6. 観光商工、水産及び農業関係団体との連絡調整に関す ること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	調達班	1. 緊急車両燃料の確保に関すること 2. 食糧、衣料の応急物資の調達に関すること 3. 炊き出し用燃料の調達に関すること 4. 販売業者との連絡調整(在庫調査)に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)

資料編
 <共通対策>

部	班	担当業務	出勤場所
上下水道部	下水道管理班	1. 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 指定工事店の協力要請に関すること 3. 機械、器具等の調達に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	給水班	1. 飲料水の確保に関すること 2. 飲料水の給水に関すること	
	水道管理班	1. 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 指定工事店の協力要請に関すること 3. 機械、器具等の調達に関すること	
教育部	教育班	1. 教育施設及び社会教育施設等の安全措置及び応急措置に関すること 2. 教育施設及び社会教育施設等の被害調査及び保全に関すること 3. 社会教育施設等の来館者の安全措置及び避難に関すること 4. 社会教育施設等の利用予定者との連絡調整に関すること 5. 各学校との連絡調整に関すること 6. 児童、生徒の安全措置及び避難に関すること 7. 児童、生徒の避難状況の調査に関すること 8. 児童、生徒の給食に関すること 9. 罹災児童、生徒へ学用品等の給与に関すること 10. 避難所開設の協力に関すること 11. 支援物資の受取及び配分に関すること 12. 被災児童・生徒の応急教育に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	図書館班	1. 施設の安全措置及び応急措置に関すること 2. 施設利用者の避難に関すること 3. 施設の被害調査及び保全に関すること	図書館
住吉連絡部	連絡班	1. 避難所開設と収容に関すること 2. 指令情報伝達収集に関すること 3. 避難状況、被害状況調査に関すること 4. 地区本部（防災会）避難援護活動、支援に関すること	住吉小学校 (吉田中学校)
川尻連絡部	連絡班		中央小学校
片岡連絡部	連絡班		静岡県立吉田 特別支援学校 片岡会館
北区連絡部	連絡班		自彊小学校

「地区連絡部」の担当業務は次のとおりとする。

名称	担当業務
連絡部長	1. 地区本部長との連絡調整に当たる 2. 地区内事業所との連絡調整に当たる 3. 地区連絡部職員の指揮監督に当たる 4. 罹災者の救助、避難所及び罹災者収容の設置運営の協力を当たる
連絡班長	1. 本部情報班との通信連絡に当たる（行政無線） 2. 地区内配備、避難及び被害状況等の把握に当たる
連絡担当員	1. 各部落の避難（災害）状況調査に当たる 2. 罹災者の救助、避難所の設置運営及び罹災者収容の協力を当たる 3. 中等傷患者及び重傷患者の救護所への搬送に当たる 4. 住家の被害認定調査に関すること
車両担当員	1. 連絡担当員を補助する 2. 車両による連絡、住民に対する広報、災害写真撮影に当たる（連絡車）

2. 地区防災会本部は災害対策本部長の指示に基き各防災会を統括する。

各役員 の 分担任務は次のとおりとする。

名称	役割（資機材）
地区本部長	1. 地区住民に対する防災対策の推進に関すること（MCA無線機） 2. 各防災会に対して指示（通達）に関すること
地区副本部長	1. 本部長に対する補佐（代行）に関すること
会計	1. 防災資機材の整備（管理）に関すること（発電機、ろ水機等） 2. 単位防災会の助成等に関すること

3. 単位防災会の各班編成は各隣組から予め決められた人選により動員する。

各役員、各班（係）の任務は次のとおりとする。

名称	役割（資機材）
防災会長	1. 地区住民の防災対策啓発指導に関すること（MCA無線機） 2. 各組に対する指示事項伝達に関すること 3. 罹災調査に関すること
防災副会長	1. 防災会長を補佐（代行）すること（標旗）
会計	1. 資機材の購入管理に関すること（防災倉庫、天幕） 2. 防災会の経理に関すること
消火班長（係）	1. 可搬ポンプ、消火器により初期消火に当たる（可搬ポンプ、消火器） 2. 可搬ポンプ、消火器、防火井戸などの防火機材の整備点検をする
警備班長（係）	1. 住民の避難により各組内家庭留守宅の防犯警備に当たる
情報班長（係）	1. 予め決められた情報ルートにより各組員に公式情報を伝達する（電池メガホン）
避難班長（係）	1. 避難命令（指示）があった時、指定避難地へ各組員を安全に誘導する（ロープ） 2. 避難の状況を各組別（待避地）に確認し、地区本部（連絡員）に報告する
救護班長（係）	1. 病者、負傷者の初期救護並びに救護所（病院）へ搬送する（タンカ、医薬品） 2. 消毒等伝染病予防に当たる
給食班長（係）	1. 各隣組（員）の非常食糧の備蓄（炊き出し）生活用水の確保に当たる （炊き出しカマド、受水槽）
要配慮者支援班長（係）	1. 要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導 2. 福祉避難所への移送補助

注1）各組織は相互に緊密な連絡協調を図り本部長指揮のもとに統一行動を執るものとするが、万一緊急止むを得ない場合、又は本部との連絡が取れない場合は各部署において独自の判断で応急処置を執るものとする。

2）なお、各部署の配置は機能の統一性を図るため同一人が兼務しないよう配慮する。

資料 1. 3 - 8 吉田町災害対策本部の設置関連

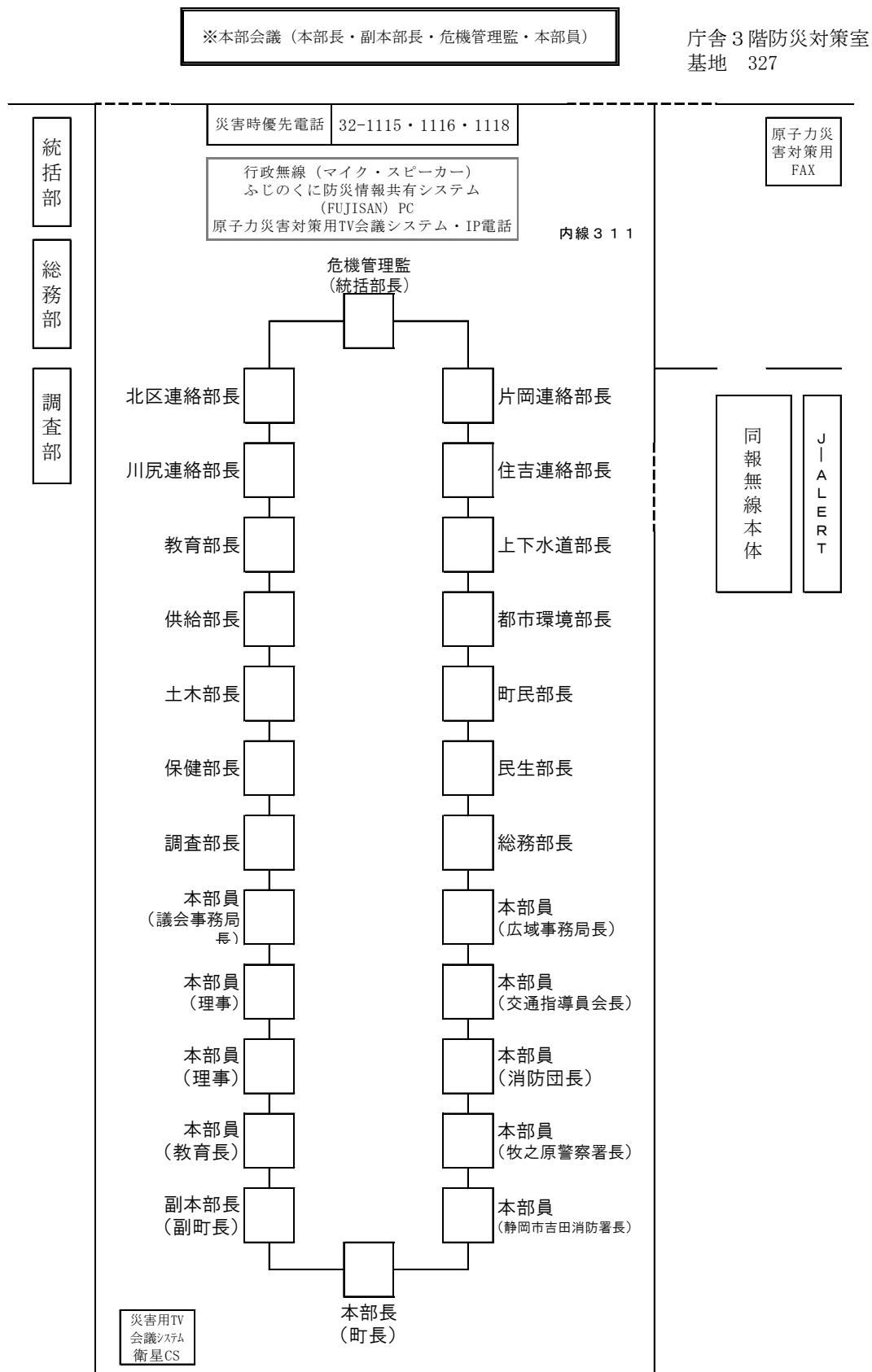
(1) 標 識

「標 識」

1 本部の掲示	2 腕章
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>吉 田 町 災 害 対 策 本 部</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">吉 田 町</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 2px 0;"/> <p style="text-align: center;">災害対策本部長</p> </div> <p style="text-align: center;">(災害対策本部長)</p> <p style="text-align: center;">本部委員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">吉 田 町</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 2px 0;"/> <p style="text-align: center;">災害対策副本部長</p> </div> <p style="text-align: center;">(災害対策副本部長)</p> <p style="text-align: center;">本部委員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">吉 田 町</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 2px 0;"/> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> </div> <p style="text-align: center;">(災害対策本部)</p> <p style="text-align: center;">本 部 員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">吉 田 町</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 2px 0;"/> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> </div> <p style="text-align: center;">(災害対策本部)</p> </div>
<p>3 防災緊急車両表示</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>防災緊急車両</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 10px 0;"/> <p>吉 田 町</p> </div>	

(2) 防災対策室配置図

吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部



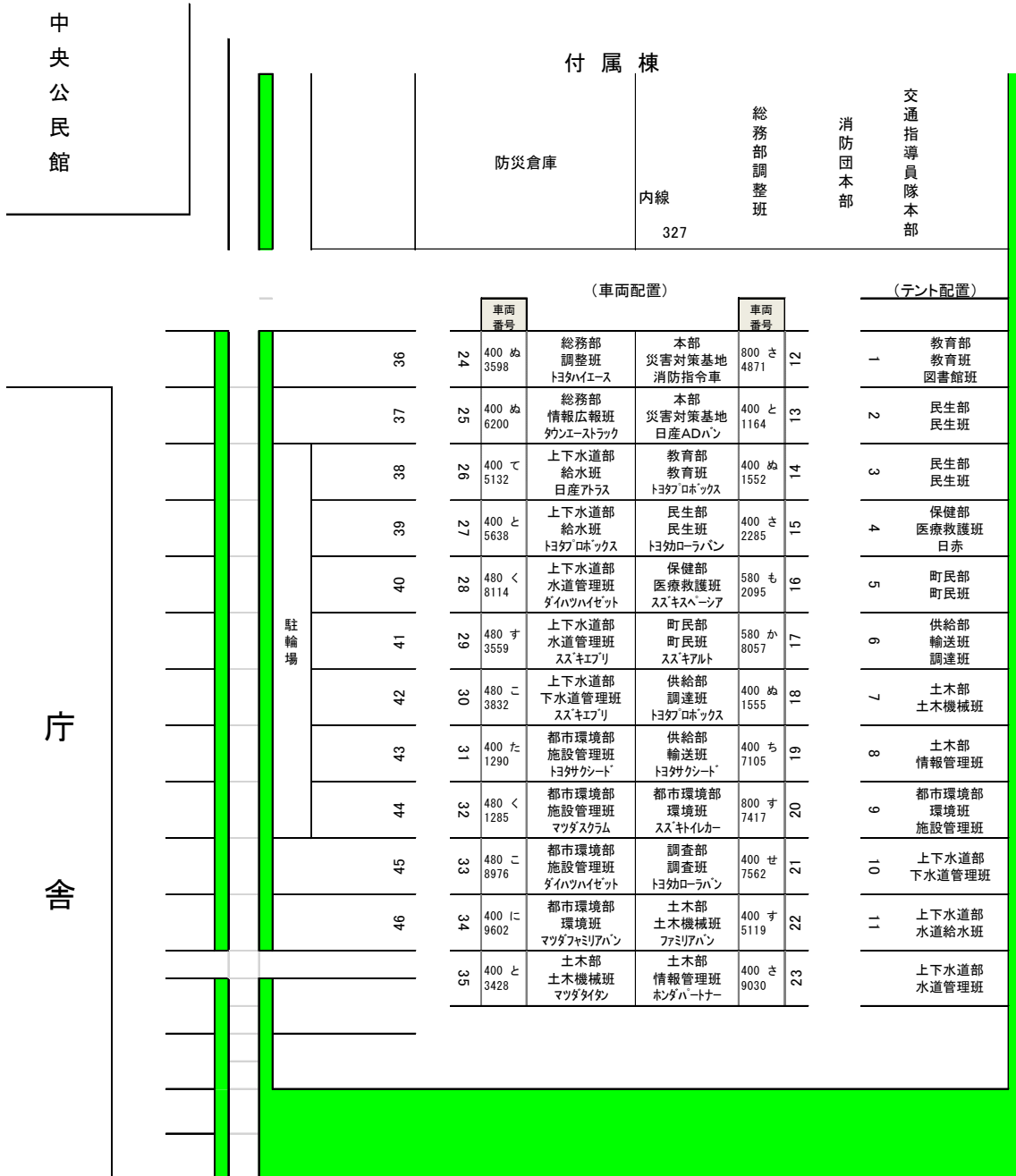
(3) 災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部基地

「吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部基地」

(令和4年12月1日現在)

吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部基地

庁舎東側公用車駐車場



・住吉連絡部連絡班(財政管理課ススキアルト、車両番号:580く6887)
 ・川尻連絡部連絡班(税務課ススキアルト、車両番号:50は8441)
 ・片岡連絡部連絡班(財政管理課日産ADバン、車両番号:400す5192)
 ・北区連絡部連絡班(税務課トヨタキャンデー、車両番号:400そ4324)
 ・教育部図書館班(図書館に配備、ミニキャブバン車両番号:41あ2829)

※自衛隊集結基地・・・吉田中学校第2グラウンド
 ※災害ボランティア基地・・・健康福祉センター
 ※原子力災害に伴う災害対策本部の本部基地は、屋内とする。

資料 1. 3 - 9 災害時等の動員配備体制とその基準

(1) 「災害時等の配備体制とその基準」

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

配 備 基 準				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 (災害対策本部設置)
		第 1 次	第 2 次	
風水害	大雨注意報、洪水注意報及び高潮注意報のいずれかが発表された場合 【水防第 1 配備】	(1) 大雨警報、洪水警報、高潮警報及び暴風警報のいずれかが発表された場合 (2) 対象河川※が「水防団待機水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 【水防第 2 配備】	(1) 対象河川※が「はん濫注意水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 (2) 大雨（土砂災害）警報の発表又は土砂災害の前兆現象が発見された場合 【水防本部設置】	(1) 対象河川※が「避難判断水位」に達するおそれがある場合 (2) 「特別警報」が発表された場合 (3) 「土砂災害警戒情報」が発表された場合 (4) 高潮に関する「駿河海岸水防警報（距離確保）」が発表された場合 (5) 町内の広域に大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 (6) その他町長が必要と認めた場合
地震	震度 3 の地震が観測された場合	震度 4 の地震が観測された場合		震度 5 弱以上の地震が観測された場合
南海トラフ地震	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合		発生した南海トラフ地震の震度に応じて「地震対策」の配備基準により体制を執る
津波	—	津波注意報が発表された場合		(1) 津波警報が発表された場合 (2) 大津波警報（特別警報）が発表された場合
大規模事故	—	町内及びその周辺において大規模な事故が発生し、被害拡大に警戒を要する場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故		町域に大規模事故災害による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故
原子力災害	【情報収集体制】 情報収集事態（御前崎市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態）の発生を認知した場合	【警戒体制】 (1) 警戒事態の発生を認知した場合 (2) 原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合 (3) 国から警戒事態発生連絡を受けた場合 ※警戒事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照 ・静岡県において震度 6 弱以上の地震発生 ・静岡県において大津波警報の発令 ・東海地震注意情報の発表 等		【警戒本部設置体制】 (1) 原子力事業者から特定事象（原災法第 10 条事象）発生の通報を受けた場合 (2) 国、県から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合 ※施設敷地緊急事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照 【災害対策本部設置体制】 (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）を発出した場合 (2) 町長が状況を判断し必要と認めた場合

※対象河川の危険水位

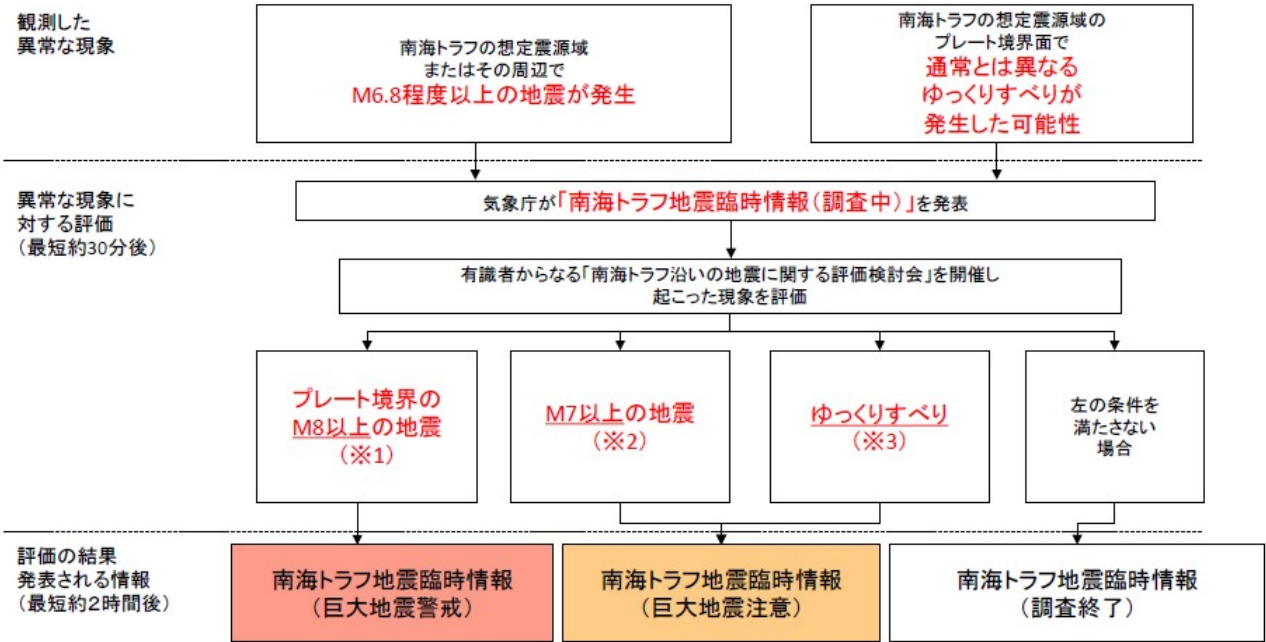
河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
大井川	細島	130 c m	170 c m	270 c m	330 c m
湯日川	千草橋	120 c m	170 c m	190 c m	200 c m
坂口谷川	坂口谷川橋	210 c m	240 c m	270 c m	320 c m

配 備 体 制				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 (災害対策本部設置)
		第1次	第2次	
風水害	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (3) 建設課職員 ※一部職員による職場(自宅)待機	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (3) 建設課職員 (4) 都市環境課職員 (5) 産業課職員	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (3) 建設課職員 (4) 都市環境課職員 (5) 産業課職員 (6) 総務課長 (7) 上下水道課長 (8) 学校教育課長 (9) 生涯学習課長 (10) (6)~(9)の課長が指名した職員 ※水防本部を設置する場合は水防計画による	(1) 全要員 (2) 各地区本部要員 (3) 本部長が必要と認める者 ※状況に応じ必要な体制を執る
地震	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (防災部門)	(1) 危機管理監兼防災課長、総務課長、建設課長、都市環境課長、産業課長、上下水道課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、学校教育課長、生涯学習課長 (2) 防災課職員 (3) (1)の課長が指名した職員		
南海トラフ地震	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (防災部門)	(1) 危機管理監兼防災課長、総務課長、建設課長、都市環境課長、産業課長、上下水道課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、学校教育課長、生涯学習課長 (2) 防災課職員 (3) (1)の課長が指名した職員 ※状況に応じ必要な体制を執る		
津波	—	(1) 危機管理監兼防災課長及び防災課職員 (2) 建設課職員 (3) 産業課職員 (4) 学校教育課長 (5) 生涯学習課長 (6) (4)、(5)の課長が指名した職員		
大規模事故	—	(1) 危機管理監及び防災課職員 (2) 総務課長、財政管理課長、建設課長、産業課長 (3) (2)の課長が指名した職員		
原子力災害	【情報収集体制】 危機管理監兼防災課長及び防災課職員	【警戒体制】 (1) 危機管理監兼防災課長、総務課長、財政管理課長、建設課長、都市環境課長、産業課長、上下水道課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、学校教育課長、生涯学習課長 (2) 防災課職員 (3) (1)の課長が指名した職員	【警戒本部設置体制】 (1) 全要員 (2) 各地区本部長	【災害対策本部設置体制】 (1) 全要員 (2) 各地区本部要員 (3) 本部長が必要と認める者

配 備 内 容				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 (災害対策本部設置)
		第1次	第2次	
風水害	情報収集及び連絡活動等にあたり、状況により職員を動員できる態勢	更なる情報収集に努めるとともに速やかに水防活動等が遂行できる態勢	(1) 状況に応じ水防本部を設置するなど、水防活動等が遅滞なく円滑に遂行できる態勢 (2) 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できる態勢	(1) 災害応急対策が遅滞なく円滑に遂行できる態勢 (2) 災害応急対策を万全に期すための態勢
地震	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる態勢	被災情報の収集及び連絡活動等にあたり、事態の推移に伴い、速やかに他の職員を動員できる態勢		被災情報の収集、連絡活動及び災害応急対策を万全に期すための態勢
南海トラフ地震	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる態勢	情報収集、連絡活動及び応急対策の準備 > 町民への広報 ・ 防災事前対応、避難場所等の確認、町の対応等の周知 > 防災拠点施設等（庁舎、避難所、陸間等）の点検 > 大規模地震発生後の災害応急対策の確認		被災情報の収集、連絡活動及び災害応急対策を万全に期すための態勢
津波	—	情報収集、連絡活動及び警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢		(1) 災害応急対策が遅滞なく円滑に遂行できる態勢 (2) 災害応急対策を万全に期すための態勢
大規模事故	—	情報収集、連絡活動及び警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢		被災情報の収集、連絡活動及び災害応急対策を万全に期すための態勢
原子力災害	【情報収集体制】 情報収集及び連絡体制の確立を図り、速やかに警戒体制に移行できる態勢	【警戒体制】 情報収集、連絡活動及び警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに警戒本部を設置できる態勢		【警戒本部設置体制】 (1) 応急対策活動を実施する態勢 (2) 対策拠点施設の設営準備への協力 (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣（要請時）
				【災害対策本部設置体制】 (1) 災害対策に万全を期すことができる態勢 (2) 原子力災害合同対策協議会への出席

(2) 南海トラフ地震臨時情報について

1 臨時情報発表までの流れ



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

半割れ(大規模地震 M8.0 以上)/被害甚大ケース

<評価基準>
 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生

西側は連動するの？

「半割れケース」における後発地震の発生数

※M8.0以上の地震発生(103事例)後に隣接領域でM8クラス以上の地震が発生した事例

- 隣接領域で±1.0以内の地震が発生した事例
- 隣接領域でM7.8以上の地震が発生した事例
- 余震の減衰を示す大森・宇津公式でのフィッティング曲線

7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度(7事例/103事例)

通常の100倍程度の確率

※通常「30年以内に70~80%」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度

一部割れ(前震可能性地震 M7.0以上 8.0未満)/被害限定ケース

<評価基準>
 ・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースの場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生

7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度(6事例/1437事例)

通常の数倍程度の確率

南海トラフの大規模地震の前震か？

ゆっくりすべり/被害なしケース

<評価基準>
 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

2 防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検知が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなつたわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間※4	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)		
すべりが収まったと 評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなつたわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		● 大規模地震発生の可能性がなくなつたわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震 発生まで			

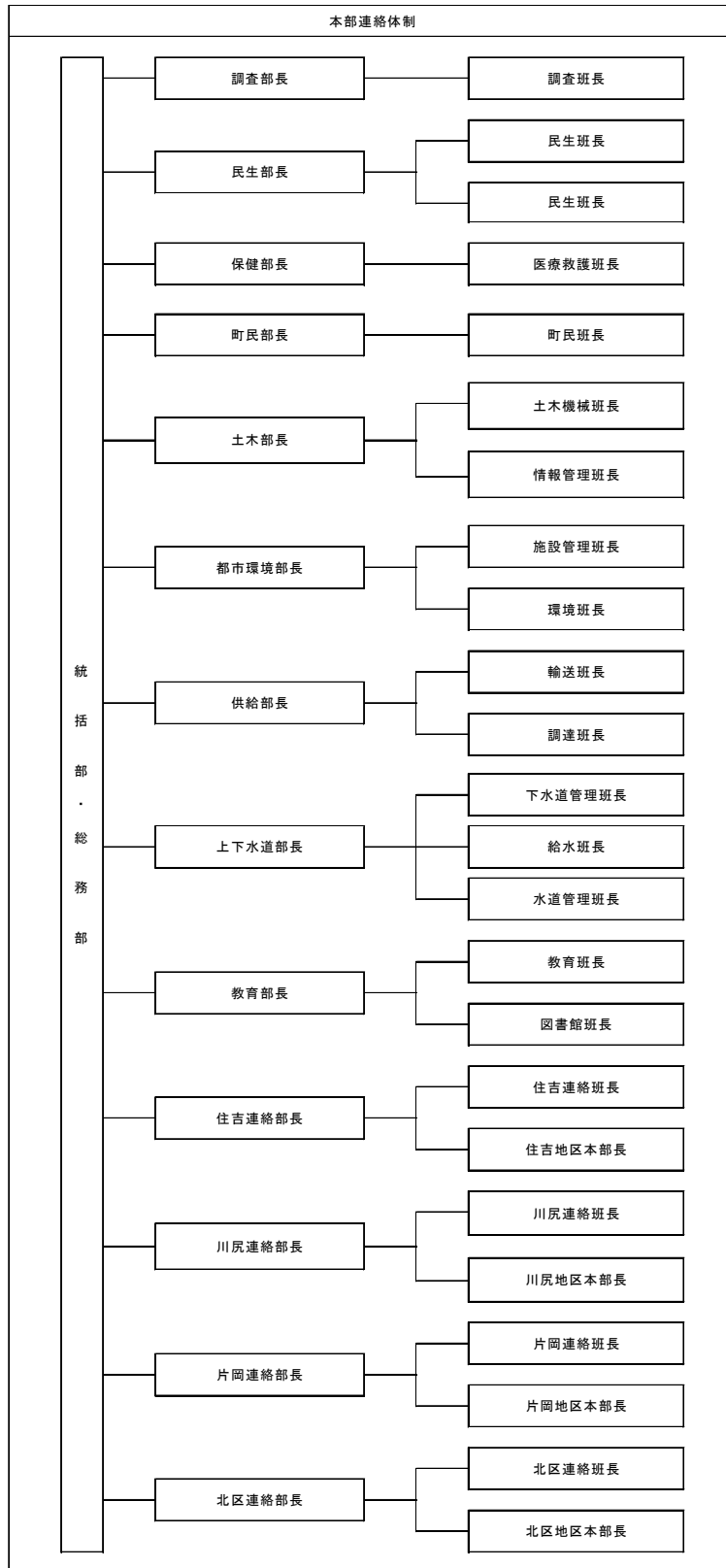
※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられ、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)
 ※4 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)＋後発地震注意対応期間(1週間)

上表内の対応は標準を示したものであり、
 個々の状況に応じて変わるものである

資料

「吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部 配備表」

(令和4年4月1日現在)



本部長が必用と認める 動員・応援対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定士 ・ 海上保安官 ・ 県職員 ・ 医師、歯科医師、薬剤師 ・ 保健師、助産師、看護師 ・ 土木技術者、建築技術者 ・ 土木業者、建築業者等 ・ その他必要と認める者

資料 1. 3-11 土木建設業者一覧表

「土木建設業者一覧表」

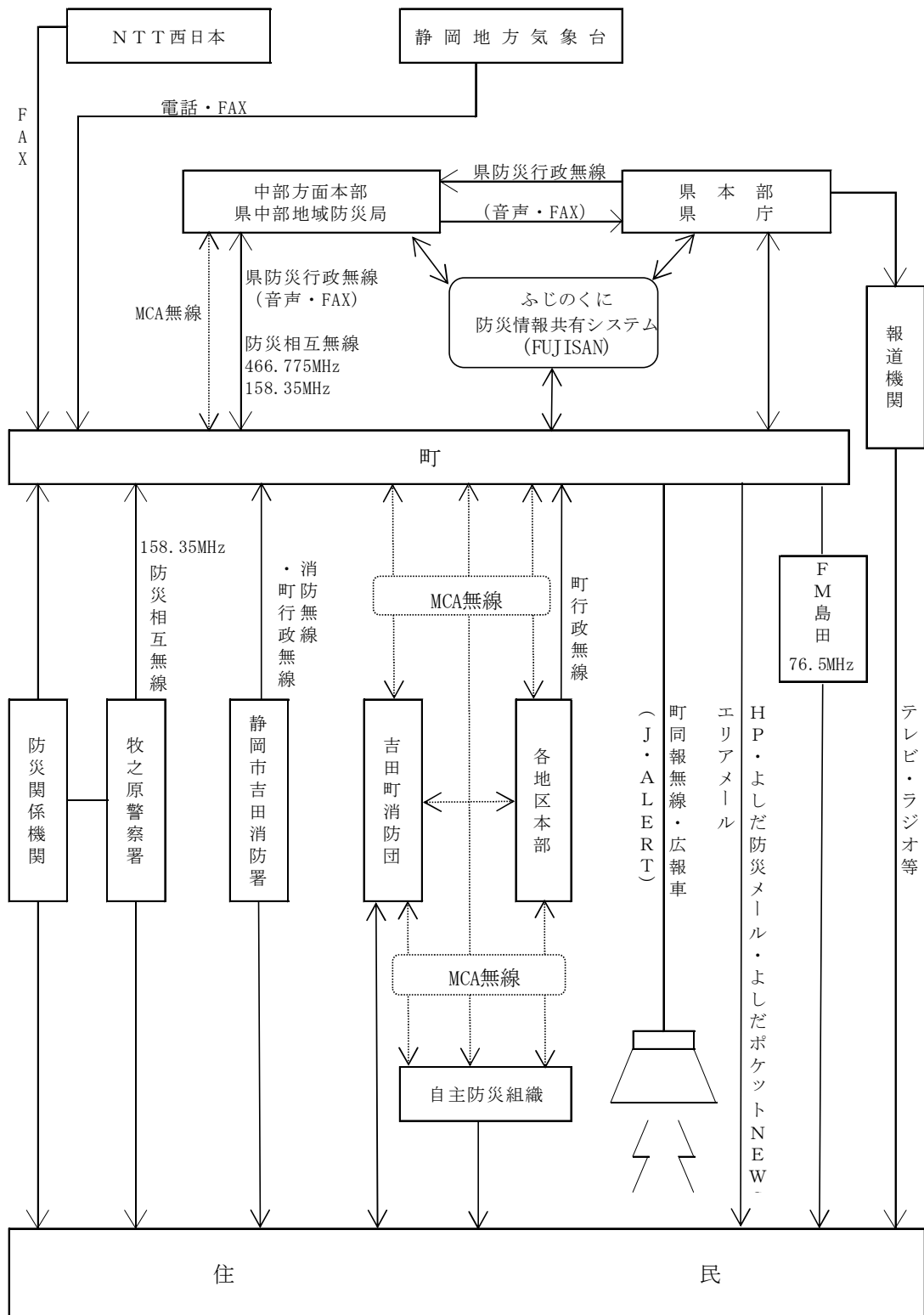
令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請者

（令和5年1月現在）

No.	受付番号	商号又は名称	住 所	電 話
1	4	鈴木電気(株)	神戸 1655	32-0502
2	6	大石建設(株)	大幡 2130	32-0415
3	19	長谷川建設(株)	住吉 488-2	32-1422
4	36	(有)秋野ホームサービス	住吉 4024-1	32-7232
5	48	(株)山本工業	神戸 2936-3	32-3056
6	58	曾根工業(株)	大幡 1168-1	32-1944
7	77	高橋建設(株)	川尻 38-7	32-1518
8	87	福文電設(株)	住吉 2987	32-1263
9	125	たむら建設(株)	住吉 1964-1	32-3107
10	126	(有)松豊土木	川尻 3047-16	32-6125
11	129	(株)福泉 吉田支店	川尻 897-1	32-1196
12	321	(株)美商	住吉 5309-1	33-9605
13	326	八木産業(株)	大幡 1364-1	32-4123
14	503	(有)高橋組	片岡 57-2	32-2454
15	504	(株)兼祥	住吉 4307-1	32-8814
16	508	(有)西尾建工	住吉 317-7	32-2403
17	510	さくら設備工業(有)吉田支店	大幡 11-1	32-2300
18	591	(有)吉田電設	住吉 2137-1	32-3138
19	592	ヤママツ巧管(株)	住吉 4716-10	32-1357
20	593	(有)良知園芸	大幡 1184	32-1878
21	636	(有)松浦管工	川尻 688-1	32-0493
22	739	(株)廣川組	神戸 3862	32-1857
23	799	(株)大場組	住吉 4702-2	32-0534
24	841	(株)大正土木工業	住吉 3539-1	33-0739

資料 1. 3-12 情報の収集・通信系統図

「情報の収集・通信系統図」



資料 1. 3-13 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

【警報・注意報発表基準一覧表】

(令和2年8月6日現在、発表官署 静岡地方気象台)

吉田町	府県予報区	静岡県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域	中部南		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	150
	洪水		流域雨量指数基準	湯日川流域=11.4
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	大井川[細島]
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	96	
	洪水		流域雨量指数基準	湯日川流域=9.1
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	大井川[細島]
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最少湿度30%で、実効湿度50%			
なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上あった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合			
低温	冬期：最低気温-4℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			

資料編
 <共通対策>

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm
------------	-------	-------

*1：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

【特別警報の発表基準一覧】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【雨に関する静岡県中部南各市町の50年に一度の値一覧】

地域					50年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1	SW1
静岡県	静岡県	中部	中部南	静岡市南部	523	185	298	147
静岡県	静岡県	中部	中部南	島田市	514	192	307	150
静岡県	静岡県	中部	中部南	焼津市	414	158	255	159
静岡県	静岡県	中部	中部南	藤枝市	483	186	290	143
静岡県	静岡県	中部	中部南	牧之原市	374	167	242	131
静岡県	静岡県	中部	中部南	吉田町	383	161	247	150

注1) 略語の意味は以下のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SW1：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) SW1の警報基準の欄の値は、令和2年8月6日時点の値である。

注4) R48、R03、SW1いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(2) 水防に係る情報の発表

ア 水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び大雨・高潮・洪水の警報をもってこれに代える。

イ 特定河川に対する洪水注意報・警報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、大井川については、国土交通省中部地

方整備局静岡河川事務所と静岡地方气象台共同で河川名を付し、洪水注意報・洪水警報・洪水情報を発表する。

ウ 水防警報等

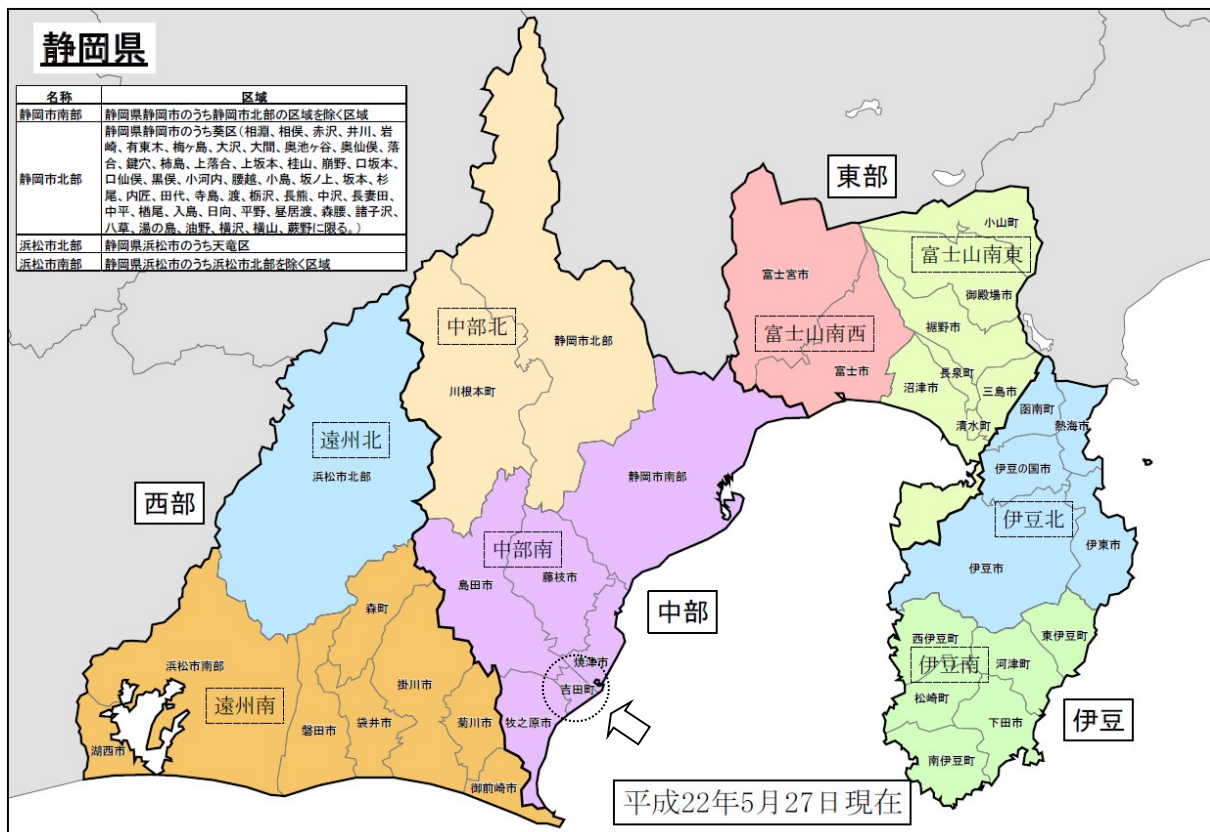
水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

- (ア) 水防情報は、県災害対策（水防）本部長（交通基盤部河川砂防班）。
- (イ) 水防法第16条により国土交通大臣が指定した河川、及び海岸の水防警報は、国土交通大臣（沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長）が行う。
- (ウ) 知事が指定した河川の水防警報は県災害対策（水防）本部長（交通基盤部河川砂防班）、またはその指定に基づいて土木事務所長が行う。

(3) 火災気象情報

消防法第22条により、静岡地方气象台長は、火災の危険が大きいと認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町村長に通報する。

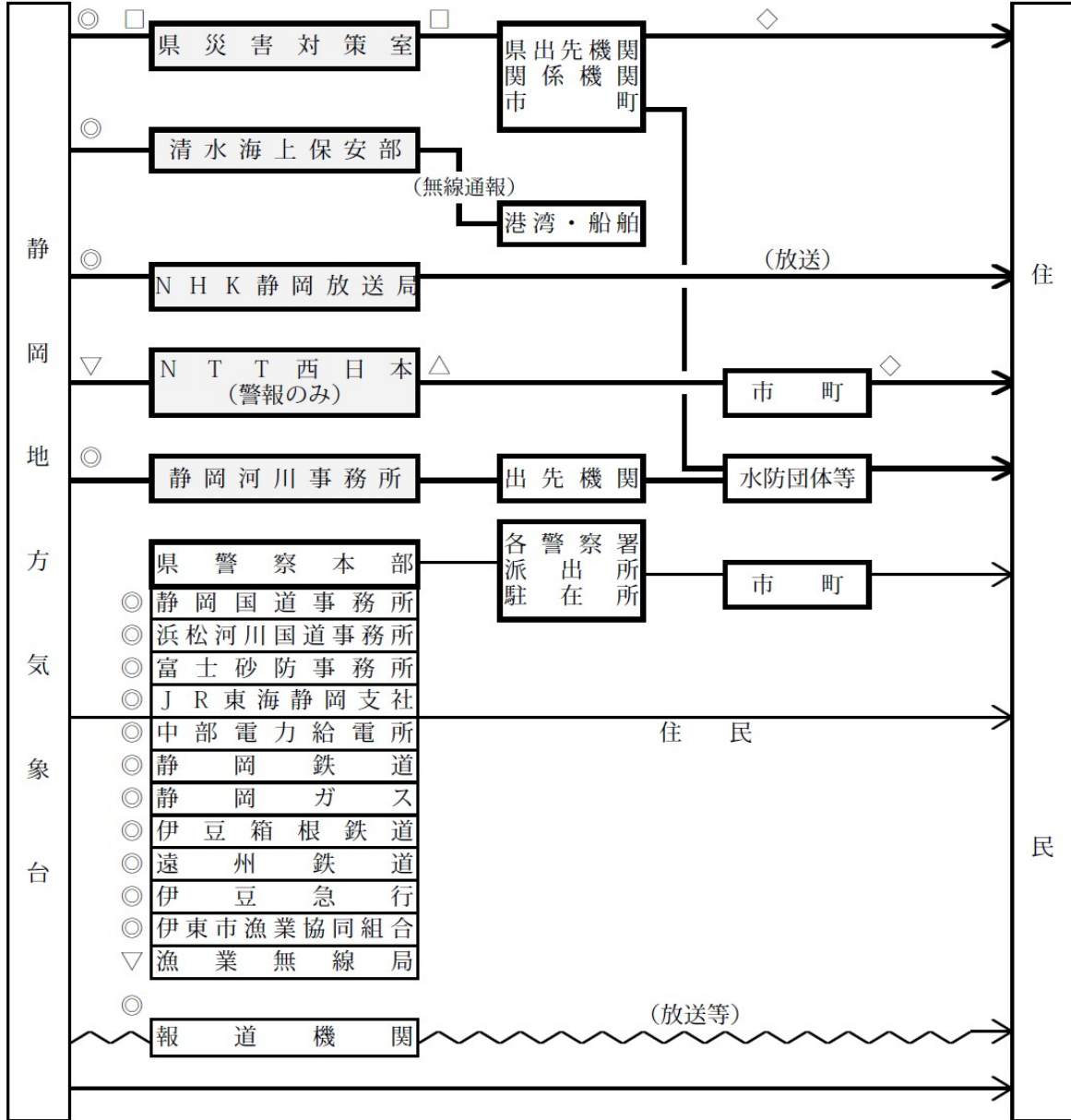
(4) 気象警報・注意報の細分区域



(5) 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図

「気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図」

(静岡地方気象台)



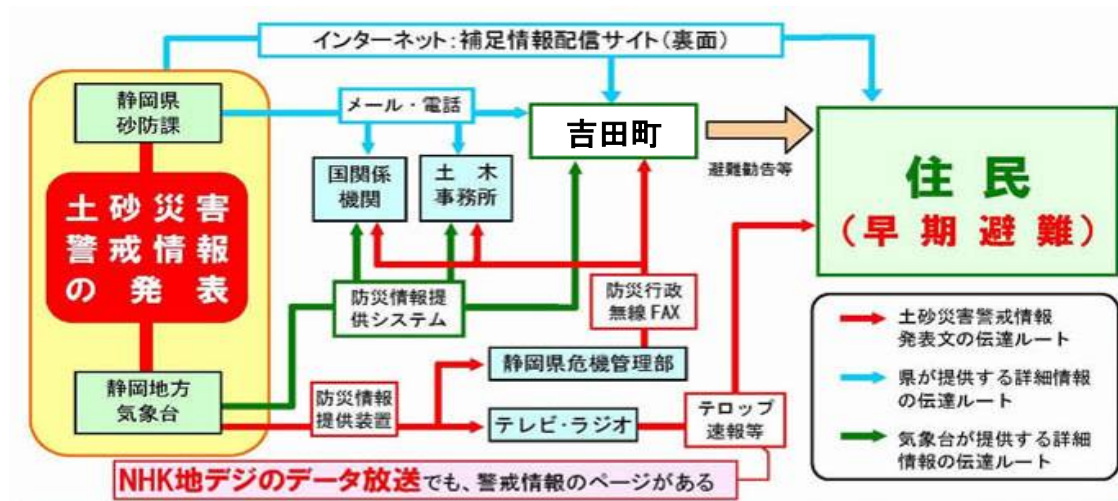
- | | | | |
|---------|--------------------------------------|---|---------------|
| —— | 法令（気象業務法等）による通知系統 | ◎ | 防災情報提供装置 |
| - - - - | 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統 | ○ | 専用電話・FAX |
| ~~~~~ | 地域防災計画、行政協定による伝達系統 | △ | 加入電話・FAX |
| □ | | ▽ | オンライン（Lアデス経由） |
| ◇ | | □ | 県防災行政無線 |
| ◊ | | ◇ | 市町村防災行政無線 |
| ◻ | 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機 | | |

資料 1. 3-14 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の伝達

「土砂災害警戒情報」は、静岡県と静岡地方気象台が、住民の早期避難を促進し、土砂災害による人的被害を未然に防ぐため共同で発表する防災情報(気象業務法第 11 条に基づいた大雨警報を解説する情報)である。

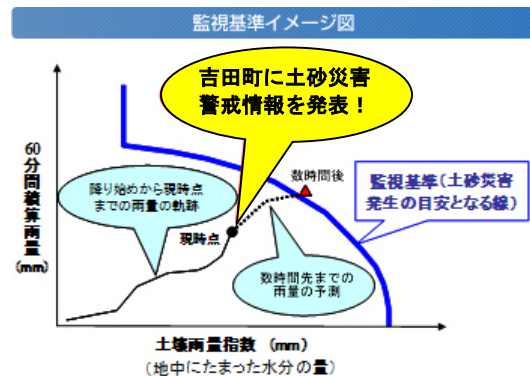
「土砂災害警戒情報の伝達ルート」



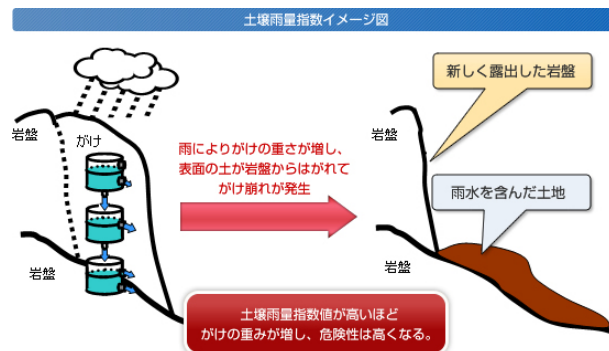
(2) 土砂災害警戒情報の発表基準

「土砂災害警戒情報」は、「解析雨量(60分間積算雨量)」と「土壌雨量指数」という2つの指標を組み合わせ設定された監視基準(CL)を基に発表されています。

「解析雨量」は、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、1km四方の細かさで解析した雨量分布です。「解析雨量」は30分ごとに作成されます。「解析雨量」を利用すると、雨量計の観測網にかからないような局所的な強雨も把握することができるので、的確な防災対応に役立ちます。



「土壌雨量指数」は、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、がけに仮想的に設置した3つのタンクの雨量の和として求められる。(雨ががけの中に貯まった後、時間差をもって流出する状態をモデル化したもの) 土壌雨量指数値が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなります。



資料)「交通基盤部河川砂防局砂防課ホームページ」(2013.11調べ)

資料 1. 3-15 被害程度の認定基準

「被害程度の認定基準」

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

※「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により「大規模半壊」についても認定基準に加えられた。

「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。

報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急に把握することが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

消防庁「災害報告取扱要領」（昭和 45 年 4 月 10 日 消防防第 246 号消防庁長官）
（最新改正 平成 13 年 6 月消防災第 101 号 消防情第 91 号）から抜粋（一部修正）

資料 1. 3-16 被害報告様式

(1) 被害速報 (随時) [様式]

被害速報 (随時)

- 1 人的被害
 2 住家被害
 3 その他の被害
- }
 非住家・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・船舶・その他 () の被害
 (該当項目に○印)

供 覧									
情報源	住 民	消防団		自主防	確 認	確認済 (どこで)		警 察	
	その他 ()					未確認	その他		
市町名	第 号	調 査 者	課		発 信 者		発 信 時 間	月 日	時 分
方面本部名	第 号	受 信 者			発 信 者		発 信 時 間	月 日	時 分
本部	第 号	受 信 者			発 信 時 間	月 日		時 分	
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在							
発 生	日 時								
	場 所								
	原 因								
状況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年齢等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等									
死 者	行方不明	負傷者		全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
人	人	重症	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人	人
この情報は		警第 号	} で記者発表		済	未 発 表			
		その他 ()							

(2) 災害定時及び確定報告書〔様式〕

災害定時及び確定報告書											
様式第4号											
供覧		被害報告受信簿						整理 検印 報告			
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在											
発信者	市町 方面本部 機関		受信者				受信時刻	月 日 時 分			
災害発生の日時		月 日 時 分									
災害発生場所		市 町 村									
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分				廃止 月 日 時 分					
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考	
人的被害	死 者		人				そ の 他	崖くずれ		箇所	
	行方不明者		人					鉄道不通		箇所	
	負傷者	重 症		人				被害船舶		隻	
		軽 傷		人				水道		戸	
住 家 被 害	全 壊		棟				電 話		回線		
			世帯				電 気		戸		
			人				ガ ス		戸		
	半 壊		棟				ブロック塀等		箇所		
			世帯				り 災 世 帯 数		世帯		
			人				り 災 者 数		人		
	一 部 損 壊		棟				火 災 発 生		建 物	件	
			世帯				危 険 物		件		
			人				そ の 他		件		
	床 上 浸 水		棟				公 立 文 教 施 設		千円		
		世帯				農 林 水 産 業 施 設		千円			
		人				公 共 土 木 施 設		千円			
床 下 浸 水		棟				そ の 他 の 公 共 施 設		千円			
		世帯				小 計		千円			
		人				公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体			
非住家	公 共 建 物		棟				そ の 他	農 産 被 害		千円	
	そ の 他		棟					林 産 被 害		千円	
そ の 他	田	流出・埋没		ha		畜 産 被 害		千円			
		冠 水		ha		水 産 被 害		千円			
	畑	流出・埋没		ha		商 工 被 害		千円			
		冠 水		ha		そ の 他		千円			
文 教 施 設		箇所				被 害 総 額		千円			
病 院		箇所				避 難 勧 告 指 示 の 状 況		地 区 数	箇所		
道 路		箇所				避 難 場 所		箇所			
橋 り よ う		箇所				避 難 人 数		人			
河 川		箇所				消 防 職 員 出 動 延 人 数		人			
港 湾		箇所				消 防 団 員 出 動 延 人 数		人			
砂 防		箇所				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
清 掃 施 設		箇所				災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間					

資料 1. 3-17 災害罹災者調査原票〔様式〕

様式1の1

災害り災者調査原票									
調査責任者職氏名 印					立会人職氏名 印				
世帯主氏名	住所	避難先	年 月 日現在						
被害の程度	全壊・全焼・流失・流失、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水(土砂) (cm)、床下浸水(土砂)、一部破損								
住家の状況	判定基準 (被害面積による方式・損害割合による方式) 被害の割合 %								
家族の状況	自宅・借家	面積	職業(在学校及び学年)	死亡	住家・非住家	棟数	重傷	軽傷	備考
	氏名	性別	年齢	職業(在学校及び学年)	死亡	住家・非住家	棟数	重傷	備考
計(人)									
課税の状況	非課税・均等割・所得割	世帯類型	被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他						
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()								

記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから、正確に記入すること。
特に、被害程度、家族の状況及び小中学校児童生徒の有無については、漏れなく記入すること。
- 2 被害程度の判定基準は次のとおり。
 - ア 全壊・全焼・流失とは、延床面積の70%以上が損壊、焼失、流失したもの。又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの。
 - イ 半壊・半焼とは、延床面積の20%以上70%未満が損壊、焼失したもの。又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
ただし、修理をしても住宅として使用不能なものは全壊・全焼・流失に含めること。
 - ウ 床上浸水とは、床上に及ぶ浸水又は土砂の堆積により、一時的に住家が居住できなくなったもの。
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に○印をつけること。
- 4 重傷、軽傷の判断基準は次のとおり。
 - ア 重傷とは、1ヶ月以上の治療を要する見込のもの。又は担送、入院を要するもの。
 - イ 軽傷とは、1ヶ月未満で治癒できる見込のもの。
- 5 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも、本票を作成すること。

資料 1. 3-18 罹災証明

吉田町罹災証明書等交付要綱

(令和2年3月6日 要綱第4号)
改正 令和4年1月7日要綱第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の区域内で発生した災害による被害を受けた者の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物をいう。
- (3) 住家以外の物件 住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

(証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 罹災証明書（様式第1号） 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、家屋等被害状況調査を行い、災害と被害事実との因果関係を町が確認することができるものに限り、その被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災届出証明書（様式第2号） 災害による住家以外の物件の被害について、町長に届け出た事実を証明するものをいう。

2 前項に規定する証明書は、災害による被害額は証明しない。

3 第1項第1号の被害程度の判断は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年内閣府（防災担当））に基づくものとする。

(証明書の申請)

第4条 証明書を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、住家については居住者及び所有者とし、住家以外の物件については被災物件の所有者及び使用者とする。

2 申請者は、災害を受けた日から6か月以内に罹災証明書交付申請書（様式第3号）又は被災届出証明書交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、この期間は、災害の規模に応じて変更できるものとし、その場合は、町民への周知を図るものとする。

- (1) 被害状況が確認できる写真
- (2) 修理等に係る見積書等（前号の写真が添付できない場合に限る。）
- (3) その他町長が適当と認める書類

3 前項の申請者以外の者が町長に申請する場合は、罹災証明書又は被災届出証明書の代理人欄に署名し、提出しなければならない。

(証明書の交付)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査し、罹災証明書又は被災届出証明書を交付するものとする。

2 証明書の様式がその提出先において特に定めがあるときは、当該様式への証明をもって前項の交

資料編
<共通対策>

付に代えることができる。

- 3 証明書の交付枚数は、1世帯につきそれぞれ1枚までとする。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(再調査の申請)

第6条 罹災証明書の交付を受けた者が、その内容に不服があるときは、当該罹災証明書の交付の日から起算して3か月以内に、町長に対し再調査の申請をすることができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、罹災証明書(再調査)交付申請書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(手数料)

第7条 罹災証明書及び被災届出証明書に係る手数料は、無料とする。

(証明事項の取消し)

第8条 町長は、罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けた者が偽りその他不正の手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに当該取消しに係る証明書を町長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年1月7日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

罹災証明書

(受付番号 第 号)

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏名	続柄	氏名	続柄

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家 [※] の所在地	吉田町		
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊
	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

吉田町長



様式第2号(第3条関係)

被災届出証明書

(受付番号 第 号)

世帯主住所	
世帯主氏名	

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災した場所	吉田町
被災物件	
被災状況	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

吉田町長

印

被災届出証明書について

- 1 この証明書は、被災の状況を町に届け出たという行為を証明するものです。
- 2 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号(第4条関係)

罹災証明書交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

申請者(窓口に来られた方)

住 所 〒

氏 名

罹災者との関係

電話番号 ()

次のとおり、被災しましたので、罹災証明書の交付を申請します。

フリガナ	
世帯主氏名	
被災住家の所在地	吉田町
罹災家屋	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家等 <input type="checkbox"/> その他()
罹災原因	年 月 日 の による
罹災の状況	

罹災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に記載してください。

<h3>委 任 状</h3>
年 月 日
私は、上記の申請者を代理人とし、罹災証明書の申請及び受領に関する権限を委任します。
委任者 住 所 氏 名

様式第4号(第4条関係)

被災届出証明書交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

申請者(窓口に来られた方)

住 所 〒

氏 名

被災者との関係

電話番号 ()

次のとおり、被災しましたので、被災届出証明書の交付を申請します。

フリガナ	
世帯主氏名	
被災住家の所在地	(申請者の住所と同じ場合は記載不要) 吉田町
被災原因	年 月 日 の による
被災の状況	

被災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に記載してください。

委 任 状	
年 月 日	
私は、上記の申請者を代理人とし、被災届出証明書の申請及び受領に関する権限を委任します。	
委任者 住 所	
氏 名	

様式第4号(第4条関係)

No.	被災物件名	所在地(保管場所)	被災状況
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第5号(第6条関係)

罹災証明書(再調査)交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

申請者(窓口に来られた方)

住 所 〒

氏 名

罹災者との関係

電話番号 ()

次のとおり、被害の認定に係る再調査について申請します。

フリガナ	
世帯主氏名	
被災住家の所在地	吉田町
交付済み証明書番号	第 号
再調査理由	
再調査を必要とする被害箇所	

罹災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に記載してください。

<h3>委 任 状</h3>
年 月 日
私は、上記の申請者を代理人とし、罹災証明書の申請及び受領に関する権限を委任します。
委任者(罹災者) 住 所
氏 名

資料 1. 3-19 広域避難地への特設公衆電話配置先

「広域避難地等への特設公衆電話配置先」

広域避難地及び避難所	所在地	保管場所	設置場所	特設公衆電話台数
住吉小学校	吉田町住吉 2223	校舎玄関先事務所	体育館外壁西側 防災倉庫ドア隣	5
中央小学校	吉田町片岡 850-1	体育館2階 ミーティングルーム	体育館外壁北側中央	4
自彊小学校	吉田町神戸 1748-2	北区地区本部倉庫	グラウンド東浄化槽南壁	4
吉田中学校	吉田町住吉 230	体育館内 2 F 放送室	体育館内 1 F ステージ壁	4
静岡県立吉田特別支援学校	吉田町片岡 2130	片岡地区本部倉庫	体育館外壁西分電盤横	3
合 計				20

「特設公衆電話 番号」

災害対策本部	電話番号
吉田町役場	32-1115・32-1116・32-1118

広域避難地及び避難所	電話番号
住吉小学校	32-1742・32-1842・32-1942・32-2142・32-2242
中央小学校	32-0142・32-0742・32-1442・32-1642
自彊小学校	32-2342・32-2442・32-2542・32-2642
吉田中学校	32-2742・32-2842・32-3042・32-3342
静岡県立吉田特別支援学校	32-3442・32-3542・32-3642

資料 1. 3-20 災害救助法の適用基準

「災害救助法の適用基準」

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。本町における具体的適用は次のいずれか1に該当する場合である。

【災害救助法の適用基準】

適用基準	滅失世帯数	適用区分
① 町内の滅失世帯数が適用基準に達したとき	町 50世帯以上	第1号適用
② 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき	県 2,500世帯以上 町 25世帯以上	第2号適用
③ ア 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき	県 12,000世帯以上 町 多数	第3号適用
④ 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ア 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 イ 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合		第4号適用

注) 多数とは、概ね5世帯以上とし、町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。
 特別の事情とは、①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合、②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

適用手続き

- ・原則 災害発生日＝救助の期間起算日＝公示日
- ・例外
 - ①長雨等で被害が漸増した場合
 - 基準に達した日＝公示日＝発生日＝起算日とみなす。
 (雨の降り始めや救助に着手した時点が、発生日や起算日と必ずしも一致しない。)
 - ②被害状況の把握が困難な事情のため遅延した場合
 - 状況の判明した日＝公示日 (救助期間の起算日は災害発生日。)

【滅失世帯の算定方法】

・全壊・全焼・流出 → 全壊等世帯数 × 1	小数点以下も合わせて合算
・半壊・半焼 → 半壊等世帯数 × 1 / 2	
・床上浸水 → 床上浸水世帯数 × 1 / 3	

資料 1. 3-21 避難指示の発令権者及び内容

「避難指示の発令権者及び内容」

関係法令に基づいて、避難指示を行う者は、次のとおりである。

指示権者	区 分	災害の種類	根 拠 法
町 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた吏員	指 示	地すべり	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	指 示	洪水・高潮	水防法第29条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

資料 1. 3-22 指定緊急避難場所・指定避難所関係

(1) 避難場所（洪水・土砂災害・高潮・地震・大火災）

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

- 「避難場所」とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所で、異常な現象の種類ごとに町が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 4)
- 「避難場所」には、大規模地震対策「避難計画策定指針」(静岡県危機管理部)における「避難地」を含む。
- 「避難地」とは、緊急時において、要避難地区(避難対象地区を含む)の要避難者が避難する場所として、市町が地震災害危険予想地域の外側、若しくは災害危険が及ばない地域に指定したグラウンド、公園、緑地などの屋外の場所をいう。また、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する避難者の保護を行う上でやむを得ない場合は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を含む。
 (大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)
- 災害別避難場所の適否の凡例 → 「○」: 適 「×」: 不適

地区	施設名	所在地	電話	災害別避難場所の適否					備考
				洪水	土砂災害	高潮	地震	大火災	
住吉	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	○	×	○	○	○	(注 1)
	吉田町総合体育館	住吉 180-1	32-5555	○	×	○	○	×	
	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	○	×	○	○	○	
	吉田町学習ホール	住吉 1567	32-7366	○	×	○	×	×	
	吉田町体育センター	住吉 3367-6	—	○	×	○	×	×	
	住吉会館	住吉 1567	32-3447	○	×	○	×	×	
	吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	○	×	○	×	×	
川尻	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	○	×	○	○	○	
	川尻会館	川尻 1623	32-0564	×	×	○	○	×	(注 2)
	吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	○	×	○	○	×	
片岡	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871	○	○	×	○	○	
	吉田町健康福祉センター(はあとふる)	片岡 795-1	34-1111	○	×	×	○	×	
	片岡会館	片岡 2488-1	32-5620	○	○	×	○	×	
	吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	×	×	×	○	×	
	吉田町総合障害者自立支援施設(あつまりーナ)	片岡 1996-1	34-2000	○	×	×	○	×	
	吉田町立図書館	片岡 404	33-3434	○	○	×	○	×	
	吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	○	×	×	○	×	
北区	吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	○	○	×	○	○	
	自彊館	神戸 2167-2	32-9876	○	×	×	○	×	
	神戸集落センター	神戸 2693-1	32-5628	×	×	×	○	×	
	神戸西会館	神戸 3934-1	32-3692	○	○	×	○	×	
	大幡会館	大幡 1142	—	○	×	×	○	×	
	吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	○	×	×	○	×	
	北オアシスパーク(オアシス館)	神戸 673-1	33-2700	○	○	×	○	○	

(注 1) : 地震の場合の避難場所は、屋上となる。

(注 2) : 地震の場合の避難場所は、2 階及び屋上となる。

(2) 避難場所(津波避難施設)

□「津波避難施設」とは、突発地震が発生した場合で、津波到達予想時間までに避難地に避難できない避難者のために、市町が津波危険予想地域内に指定、確保、整備する避難施設のことで、津波避難ビル、津波避難タワー、人口高台(津波避難マウント)をいう。

(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

避難 街区	津波避難施設	所在地	収容 人数 (人)	地盤高 (海拔m)	想定津波 浸水高 (海拔m)	避難場所 の高さ (海拔m)	避難対象地区
A	津波避難タワーA	住吉4403-6地先	500	1.9	7.1	10.0	住吉新田・山八
B	津波避難タワーB	住吉3254-6地先	500	3.0	7.6	10.4	住吉山八
C	津波避難タワーC	住吉4805-2地先	1,100	3.0	8.2	11.1	住吉山八・西浜
D	津波避難タワーD	住吉3484-1	900	3.2	8.0	10.9	住吉西浜・東浜
E	津波避難タワーE	住吉5228-1	900	2.8	8.5	11.4	住吉東浜・大浜
F	津波避難タワーF	住吉3719-1地先	500	3.5	7.6	10.4	住吉東浜・大浜
G	津波避難タワーG	川尻2557-11	700	3.8	7.7	10.2	住吉大浜、片岡下、川尻西組
H	津波避難タワーH	川尻2918	800	3.2	6.2	8.7	川尻西組・東組
I	レック(株) 吉田防災倉庫(注1)	川尻3308	1,000	2.3	6.5	29.3	川尻東組
J	津波避難タワーJ	住吉3365-1	800	3.4	7.8	10.5	住吉新田・山八
K	津波避難タワーK	住吉2868-3地先	1,200	3.1	6.8	9.6	住吉森下・山八・西浜
L	津波避難タワーL	住吉5525-1地先	800	2.8	6.4	9.1	住吉森下・東村・東浜、片岡下
M	津波避難タワーM	片岡1697-1	1,000	3.2	6.2	8.7	住吉東村、片岡下
N	川尻会館(注2)	川尻1623	1,600	3.3	5.0	2階 7.5 屋上12.3	川尻山通・西組・東組、片岡下
O	津波避難タワーO	川尻2743-1	500	3.0	6.0	1層 7.7 2層11.1	川尻西組・東組
P	津波避難タワーP	住吉2649-2	1,300	3.3	7.2	9.7	住吉新田・山八
Q	吉田町立 住吉小学校(注1)	住吉2223	1,560	3.4	5.0	20.4	住吉森下・新田・山八・西浜・東浜
R	津波避難タワーR	住吉2143-1	800	3.5	5.7	7.5	住吉森下・東村
S	ホテルプレストン Yoshida(注3)	住吉580	517	4.2	4.9	3階12.2 ～ 屋上25.2	住吉森下・上組・東村

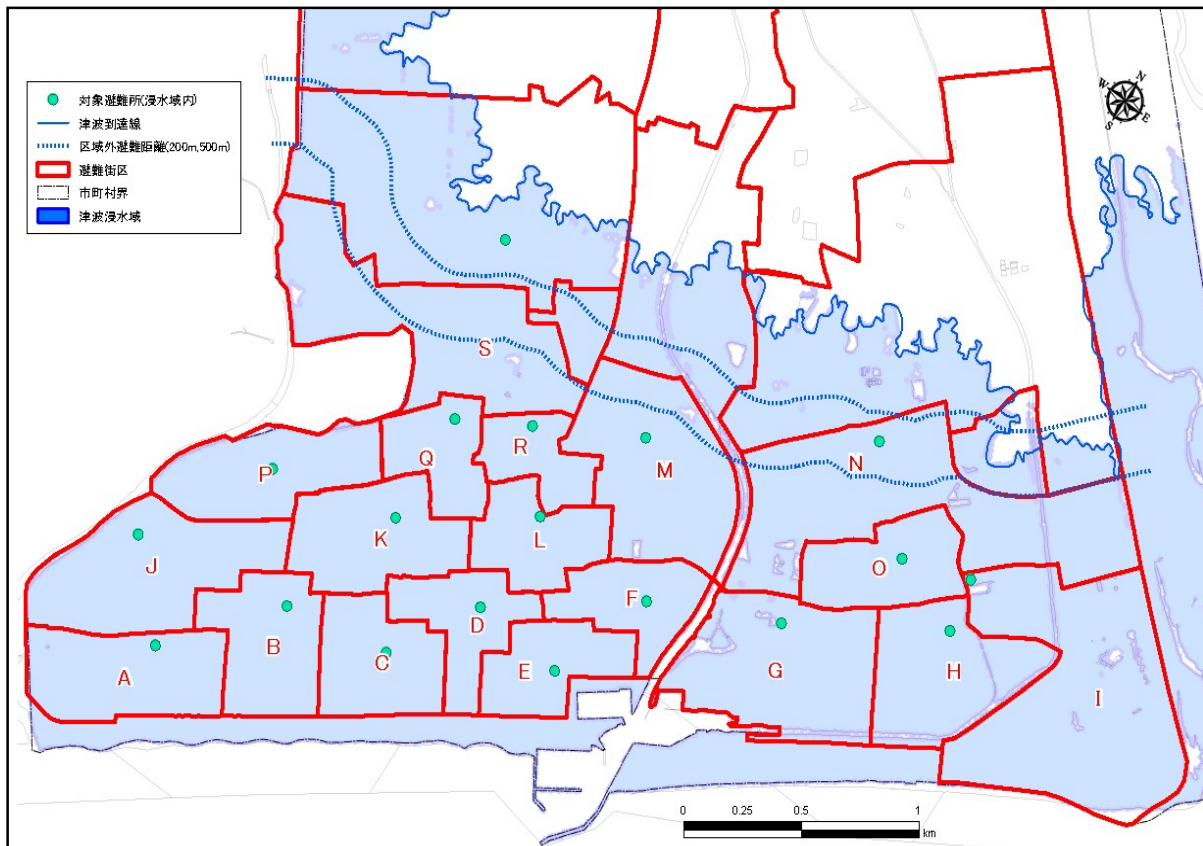
(注1)：避難場所は、屋上となる。

(注2)：避難場所は、2階及び屋上となる。

(注3)：避難場所は、脱衣場、非常階段及び屋上となる。

(3) 津波避難街区及び津波避難施設位置図

「津波避難街区及び津波避難施設位置図」



(4) 広域避難地

□ 「広域避難地」とは、大規模地震等による同時多発火災等による延焼火災時の避難地をいう。
 (大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

番号	施設名	所在地	電話	有効面積
1	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	34-1476	1.5 ha
2	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	2.7 ha
3	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	0.9 ha
4	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871	2.3 ha

(5) 避難所

□「避難所」とは、避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。(災害対策基本法第49条の7)

□「避難所」とは、災害危険により現に自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者で、居住場所を確保できない者を一時的に受け入れて生活を支援し、かつ、災害後に地域の救護・復旧活動の拠点となる施設で、市町が指定したものをいう。原則として、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を対象とするが、状況により、屋外に設置された仮設テントなどを指定する場合もある。

(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

地区	施設名	所在地	電話	延床面積	備考
住吉	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	7,861㎡	津波除く(※)
	吉田町総合体育館	住吉 180-1	32-5555	5,610㎡	
	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	5,062㎡	
	住吉会館	住吉 1567	32-3447	612㎡	津波除く(※)
	吉田町保健センター	住吉 1567	32-7000	606㎡	津波除く(※)
	吉田町学習ホール	住吉 1567	32-7366	1,414㎡	津波除く(※)
	吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	1,207㎡	津波除く(※)
川尻	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	7,016㎡	
	吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	2,890㎡	
	川尻会館	川尻 1623	32-0564	1,178㎡	津波・洪水除く(※)
片岡	静岡県立吉田特別支援学校 体育館2階	片岡 2130	23-9871	1,295㎡	
	吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	580㎡	
	吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	1,398㎡	洪水除く(※)
	吉田町立図書館	片岡 404	33-3434	2,955㎡	
	片岡会館	片岡 2488-1	32-5620	1,262㎡	
北区	吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	5,427㎡	
	神戸集落センター	神戸 2693-1	32-5628	493㎡	洪水除く(※)
	神戸西会館	神戸 3934-1	32-3692	332㎡	
	吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	1,395㎡	
	自彊館	神戸 2167-2	32-9876	1,124㎡	

(※)：浸水等の状況により使用可とする場合がある。

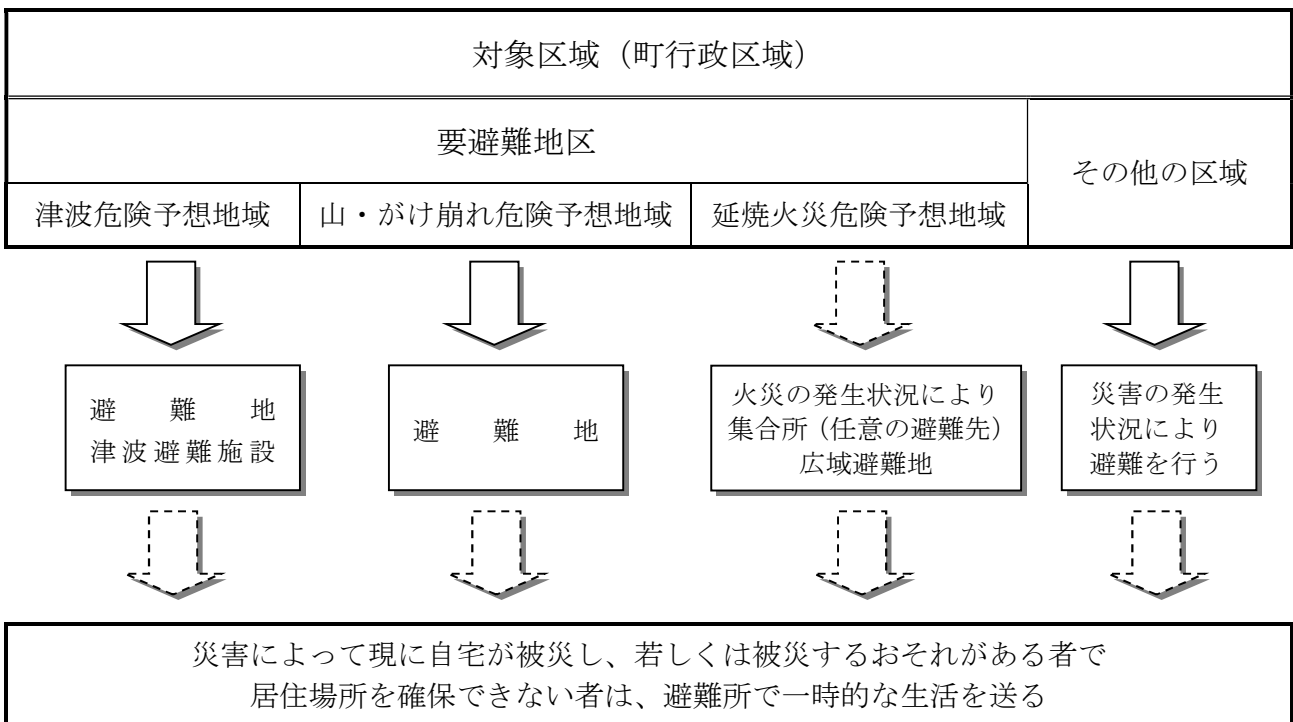
(6) 福祉避難所

□「福祉避難所」とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（妊婦、外国人含む）のために特別の配慮がなされた避難所をいう。

(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

指定・協定	施設名	所在地	電話
指定	吉田町健康福祉センター（はあとふる）	片岡 795-1	34-1111
指定	吉田町総合障害者自立支援施設（あつまりーナ）	片岡 1996-1	34-2000
協定	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871
協定	特別養護老人ホーム片岡杉の子園	片岡 2895	32-0201
協定	特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088

(7) 地域による避難形態 (大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)



資料 1. 3-23 給食関係機関一覧表

「給食関係機関一覧表」

施設名	所在地	電話
吉田町牧之原市広域施設組合 吉田榛原学校給食共同調理場	住吉 1500-1	32-1750

資料 1. 3-24 応急食料調達予定先一覧表

「応急食料調達予定先一覧表」

【米穀類】

(令和5年1月現在)

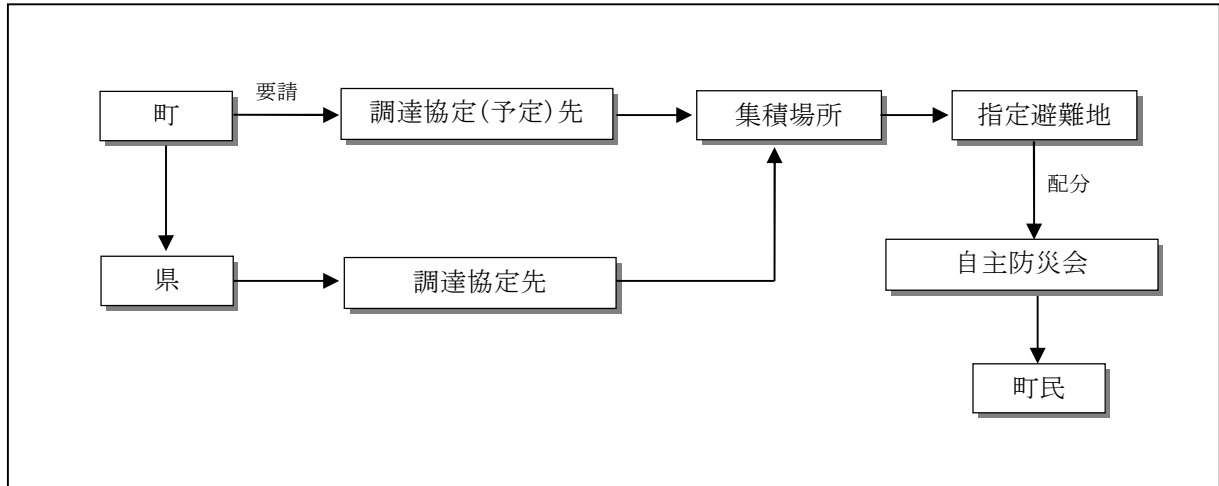
地区	名称	電話	所在地
住吉	高橋米穀店	32-0214	住吉 1889-9
	(株)カネハチ住吉店	32-0470	〃 2894-2
	(株)ベイシア (カインズホーム吉田店)	34-3110	〃 1230
	ウェルシア吉田住吉店	34-1300	〃 681-2
	カワチ薬品(株)吉田店	33-3890	〃 1295 - 1
川尻	(株)カネハチ川尻店	33-0830	片岡 3870
	コメリパワー吉田店※	34-5151	浜田土地区画整理事業施工地 24街区1番
片岡	ハイナン農協吉田支店	32-1121	片岡 2153
	(有)いわ堀おこめ館	32-0147	〃 2253-9
	(株)京王商事 (K0マート吉田店)	32-5795	〃 3075-1
	(株)カネハチ片岡店	32-7288	〃 291
北区	(株)ビッグ富士 (エブリイビッグデー吉田店)	32-8988	神戸 232-1
	ザ・ビッグ吉田店※	28-7011	〃 564-1
	(イオンビッグ株式会社)	33-2711	〃 656
	杏林堂吉田店※		

※は協定締結業者

資料 1. 3-25 緊急物資集積場所及び配分計画

「緊急物資集積場所及び配分計画」

【フローチャート】



【集積場所】

集積場所	所在地	使用面積
富士見スクエア内 マックスバリュ東海(株)、(株)ノジマ (株)杏林堂、(株)ルーナ 駐車場	吉田町 神戸	約16,000㎡

資料 1. 3-26 衣料・生活必需品等の調達予定先一覧表

「衣料・生活必需品等の調達予定先一覧表」

【衣料・生活必需品】

(令和5年9月1日現在)

地区	名称	電話	所在地
住吉	ファッションセンターしまむら住吉店	34-0027	住吉 365
	三和呉服店	32-1520	〃 1968
	カワモト洋品店	32-0567	〃 1984-2
	鈴木呉服店	32-1606	〃 2024-3
	長谷川衣料店	32-0537	〃 1976
	ひら井京染呉服店	32-0358	〃 2445
	(有)俵ふとん店	32-5301	〃 68-1

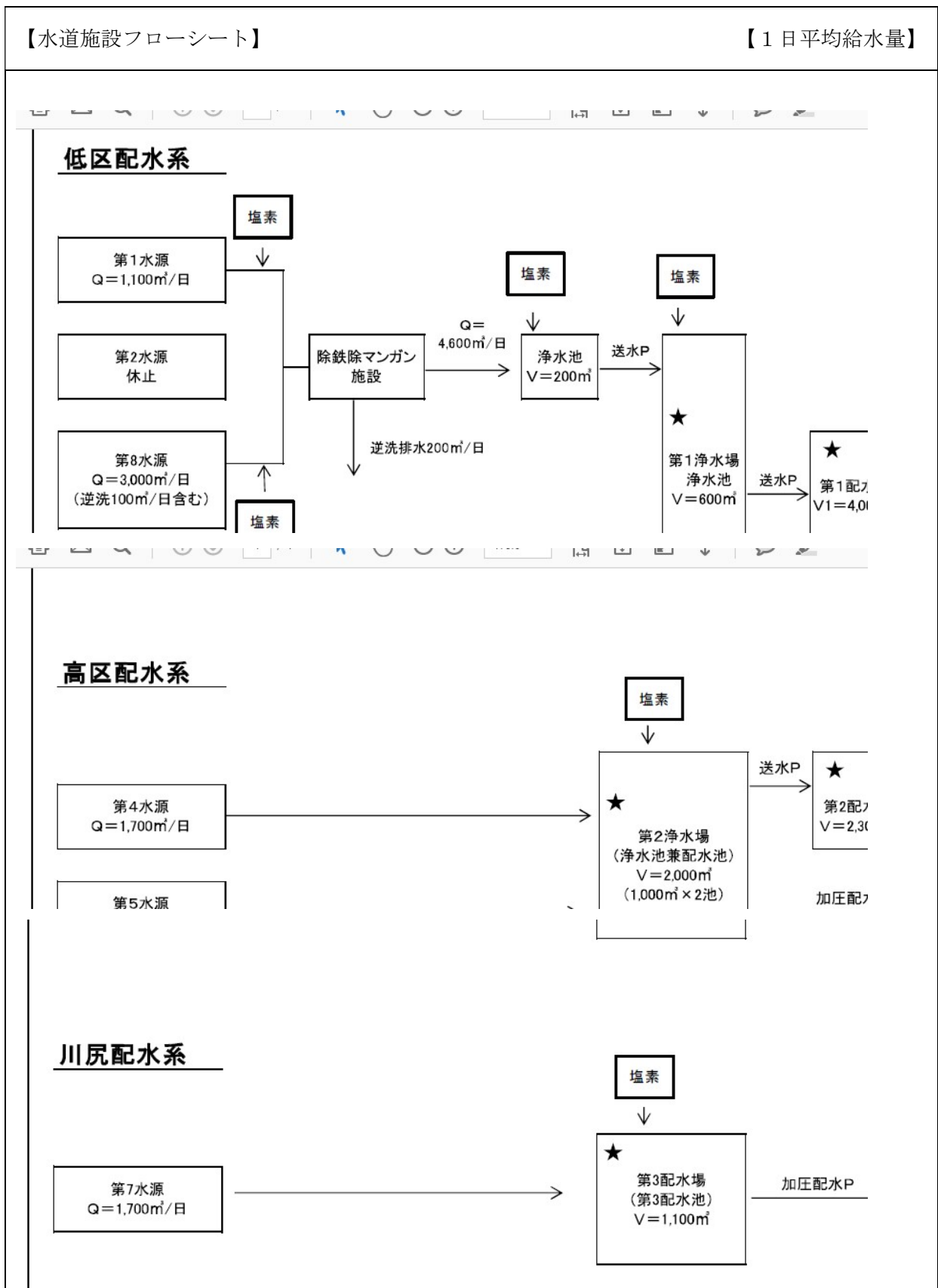
	トランタン楽座店 ウエルシア吉田住吉店 カワチ薬品(株)吉田店 野中製畳本店	33-2607 34-1300 33-3890 32-1772	// 1587-4 // 681-2 // 1295-1 // 2190
川 尻	原田洋品店 コメリパワー吉田店	32-0536 34-5151	川尻 2140 浜田土地区画整理事業施工地 24街区1番
片 岡	オリゾン吉永 ウエルシア片岡店	32-0260 34-1560	片岡 2197-6 // 1881-1
北 区	そねたけ 杉村ふとん店 糸田畳店 ノジマ吉田店 杏林堂吉田店 ハードオフ・オフハウス吉田インター店	32-8000 32-3262 32-3261 32-7511 33-2711 23-7767	神戸 2413-2 // 1655-15 // 1655-2 // 550 // 656 // 538-1

【燃料】

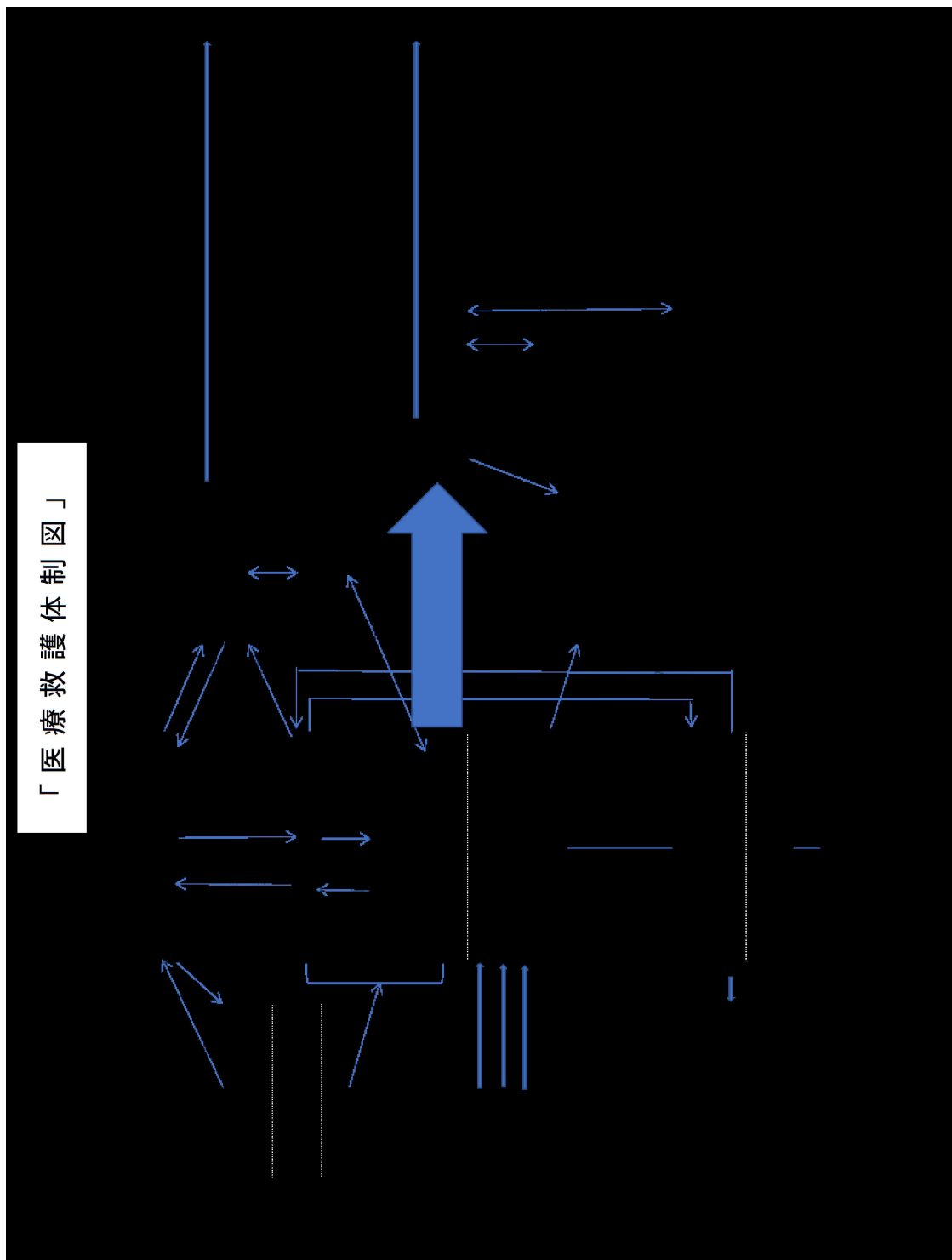
(平成29年4月1日現在)

地 区	名 称	電 話	所 在 地
住 吉	高惣(株)	32-0010	住吉 1863
	(株)TOKAI榛原支店	32-1155	// 1170-1
	(有)ぺきんや	32-1590	// 1506-4
	静岡ガスエネルギー(株)榛南営業所	32-0001	// 4292-2
川 尻	高橋モータース	32-0035	川尻 1401-1
片 岡	東遠ガス溶材(株)	32-0012	片岡 2206-1
	(有)久米石油	32-1527	// 1671
	ハイナン農協吉田給油所	32-1124	// 2153
北 区	(有)光陽	32-3207	神戸 1658-13
	(有)神戸シェル石油	32-1540	// 1676-1
	小塩石油	32-3162	// 243
	八木石油	32-1984	大幡 1558-1

資料 1. 3-27 水道施設フローシート



資料 1. 3 - 28 医療救護体制図



資料 1. 3-29 医療関係機関一覧表

「医療関係機関一覧表」

名 称	所在地	電 話	備考 (診療)
はやかわ内科医院	住吉 379-1	33-1266	内・呼・アレ・循
加藤内科医院	住吉 303-1	32-0701	内・代内・糖・老年
川田医院	住吉 2444	32-0154	内
田崎クリニック	神戸 24-15	32-8585	脳・外・内
半田医院	片岡 2145-1	32-0193	内
三輪クリニック	片岡 299-1	32-7300	内・循・泌・胃・小
徳山整形外科	片岡 1954-11	33-0666	整形
こどもクリニックおおかわ小児科	神戸 2001-2	32-6789	小
かわしりこどもクリニック	川尻 1409-1	33-0555	小
さかい耳鼻咽喉科医院	片岡 1753-12	34-1818	耳鼻咽喉
赤堀歯科医院	片岡 2120	32-0334	歯
鈴木歯科医院	神戸 2145-7	32-3737	歯
高成田歯科医院	片岡 1571-3	32-0155	歯
中島歯科医院	住吉 733-3	32-1058	歯
萩原歯科医院	川尻 1398-3	33-0250	歯
平井歯科医院	住吉 1976-4	32-0548	歯
ライン歯科	神戸 703-1	33-3003	歯
良知歯科医院	住吉 355-3	32-7683	歯
駒形歯科医院	片岡 59-5	34-3200	歯
いしだ眼科	住吉 427-1	34-1400	眼科
コミュニティーケア吉田	川尻 1700-1	34-5577	老人保健施設
千内科クリニック	神戸 2067-10	34-1001	内・糖
はいなん吉田病院	神戸 2571-6	32-9111	内・リハビリ

中部健康福祉センター榛原分庁舎 TEL 22-1151

榛原総合病院 TEL 22-1131

榛原医師会 TEL 22-1511

資料 1. 3-30 救護所関連

(1) 救護所設置予定場所

「救護所」

(令和5年3月現在)

	設置場所	住所	電話
第1	吉田中学校 体育館	住吉 230	32-0200 *特設公衆電話 { 32-2742 32-2842 32-3042 32-3342 }
第2	すみれ保育園	川尻 791	32-1117
	住吉小学校	住吉 2223	32-1476
	中央小学校	片岡 850-1	32-1300
	自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009

※第1救護所は発災後直ちに開設する場所とし、第2救護所は第1救護所が開設できない若しくは状況により必要に応じて開設する場所とする。

(2) 救護所設備一覧

「救護所配備資材等」

(令和5年3月現在)

物 品		台数	備考	保管(設置)場所
診療用 備品等	1 パルスオキシメータ	6 台		吉田中学校
	パルスオキシメータ	1 台		吉田中学校
	2 自動血圧計 (HEM-8723)	4 台		吉田中学校
	3 自動血圧計 健太郎 (HBP-9021)	4 台		吉田中学校 (避難所設置)
	4 マンシュエツト (小児用:3ヶ月~3歳,3~6歳,6~9歳)	3 枚		吉田中学校
	5 携帯型超音波画像診断装置 (V s c a n 1.2)	1 台		保健センター
	6 非接触赤外線体温計 (SMART THERMO)	5 台		吉田中学校 (2台保健センター)
	7 携帯型心電計 (HCG-801)	1 台		吉田中学校
	8 小型吸引器 (3WAY-750)	1 台		吉田中学校
	9 吸引カテーテル 8F r	1 箱		吉田中学校
10 吸引カテーテル 12F r	1 箱		吉田中学校	

資料編
 <共通対策>

物 品			台数	備考	保管（設置）場所		
	11	頸椎固定カラー	3 個		吉田中学校		
	12	駆血帯（一般用・小児用）	2 袋		吉田中学校		
	13	救急バックセット	3 個		保健センター		
	14	止血帯（ターニケット）	10 個		吉田中学校		
	15	医療用ホチキス（マニプラーAZ）6個入	2 箱		吉田中学校		
衛生材料	16	ビニール手袋	ロング（S）50枚入り	7 箱		吉田中学校	
			ロング（M）50枚入り	7 箱		吉田中学校	
			ロング（L）50枚入り	7 箱		吉田中学校	
	17	マスク	N95	20枚入り	10 箱		吉田中学校
	18	予防衣	フリー黄色	50枚入り	3 箱		吉田中学校
	19	シーツ 100×120cm	10枚/袋	15袋	5 箱		吉田中学校
	20	ハイドロコロイドドレッシング材	20枚入り	2 箱			吉田中学校
	21	手指消毒剤	4L	20 本			吉田中学校
	22	シューズカバー（FR205）	50枚入り	5 箱			吉田中学校
	23	ドレッシングテープ	1巻入り	3 箱			吉田中学校
24	サージカルテープ	12巻入り	3 箱			吉田中学校	
資器材等	25	ビニールシート(4色) 5m四方	各色(赤、黄、緑、黒)	2 枚		吉田中学校	
	26	アルコール手指消毒器		3 台	備蓄用アルボ ナース使用可	吉田中学校	
	27	ハンドドライヤー		1 台		吉田中学校	
	28	ガイガーカウンター		2 台		吉田中学校	
	29	輸液台		4 台		吉田中学校	
	30	災害用敷マット		50 枚		役場附属棟	
	31	緊急防寒ブランケット		110 枚		吉田中学校	
	32	非常用排便収納袋	80枚/箱	10 箱		吉田中学校	
	33	照明塔（LED バルーン灯光器）	収納ケース付き	1 台		吉田中学校	
	34	ハロゲン灯光器セット	灯光器、3脚スタンド、コードリール	3 組		吉田中学校	
	35	発電機	オープンフレーム型	1 台		役場保管庫	
			消音型	2 台		役場保管庫	
	36	ハンド型メガホン		2 個		吉田中学校	
	37	トランシーバー		5 台		吉田中学校	
	38	ヘッドライト		20 個		吉田中学校	
	39	防災伝言シート 25シート×9本		1 箱		吉田中学校	
	40	ストップウォッチ		10 個		吉田中学校	
	41	トリアージタグ		1,000 枚		吉田中学校	
42	担架		49 台		吉田中学校		

物 品		台数	備考	保管（設置）場所
43	折畳ベッド	2 台		吉田中学校
44	四方幕テント	1 組		吉田中学校
45	簡易エアテント	3 棟		吉田特別支援学校 (1棟は吉田中学校)
46	カラーテープ、カラーリボン等	— —		吉田中学校
47	軍手	— —		吉田中学校
48	折たたみ式器械台	5 台		吉田中学校
49	折りたたみ式ストレッチャー	2 台		吉田中学校
50	救護所ベスト	28 着		吉田中学校
51	メモボード	5 枚		吉田中学校
52	ホワイトボード	1 台		吉田中学校
53	心肺蘇生用背板	2 台		吉田中学校
54	折り畳みリヤカー	1 台		吉田中学校
55	ゴーグル	30 個		吉田中学校
56	シャープスコンテナ	3 個		吉田中学校
57	スパインボード	1 台		吉田中学校
58	ターニケット CAT	10 個		吉田中学校
59	LED ランタン EX-V777D	5 台		吉田中学校
60	移動式バッテリー	1 個		吉田中学校
61	ソーラーパネル（折りたたみタイプ）	1 台		吉田中学校
62	電動噴霧器（FMJR）	3 台		吉田中学校
63	ポータブルスロープ	1 台		吉田中学校
64	車椅子	2 台		吉田中学校

(3) 救護所用救急医療セット配置先

「救護所用救急医療セット配置先」

(令和2年4月現在)

救護所	所在地	電 話	保管場所	救急医療セット
吉田中学校 体育館	住吉 230	32-0200	吉田中学校体育館 1階 階段下倉庫	BC-H-7 1～9号 救急物品 (1セット)
すみれ保育園	川尻 791	32-1117	すみれ保育園 調理室横備蓄部屋	エマジンEM-5 1～3号 救急物品 (5セット)

資料 1. 3-31 医薬品の確保

(1) 医薬品、防疫用薬品調達予定先一覧表

「医薬品、防疫用薬品調達予定先一覧表」

地区	名称	所在地	電話
住吉	福世薬局	吉田町住吉 1855-3	32-1566
	上住吉薬局	吉田町住吉 379-2	33-1133
	吉田南薬局	吉田町住吉 2426	32-7575
	吉田薬局	吉田町住吉 304-1	32-7800
	ウエルシア吉田住吉店	吉田町住吉 681-2	34-1300
	カワチ薬品(株)吉田店	吉田町住吉 1295-1	33-3890
片岡	(株)はいやく	吉田町片岡 1760-1	32-5100
	下片岡薬局	吉田町片岡 1954-15	33-1122
	サンエイ薬局吉田店	吉田町片岡 1753-1	33-0825
	片岡薬局	吉田町片岡 335-2	32-8200
北区	森薬局	吉田町神戸 716-4	34-1010
	神戸辻薬局	吉田町神戸 2128-1	23-5271
	神戸西薬局	吉田町神戸 2000-6	32-8300
	ルルド薬局	吉田町神戸 22-9	33-0800
	杏林堂吉田店	吉田町神戸 656	33-2711

(2) 医薬品備蓄センター備蓄状況

「医薬品備蓄センター備蓄状況」

医薬品備蓄センター	設置場所	警戒宣言発令後の管理運営
志太・島田・榛原地区	藤枝市瀬戸新屋362-1	中部健康福祉センター TEL054-644-9288

種類 No.	品名	規格	単位	数量
衛生材料	1 脱脂綿	500g	個	60
	2 ワンショットドライ 55g	4cm×4cm×160枚×15袋	個	4
	3 清浄綿	8cm×8cm×100包	個	30
	4 カット綿	100g	個	150
	5 TMカップ入綿球 S 20-5-20 個	Sカップ 5球×20個	個	12
	6 救急絆創膏	100枚入	個	50
	7 シロバンNO12	12mm×5m	個	50
	8 大学ガーゼB	30cm×30cm×150枚	個	20
	9 ソフトガーゼ	30cm×15cm×200枚	個	30
	10 ガーゼ	3m (10包×10)	個	3
	11 ホータイ 5 裂	5.6×9m×20 本入	個	5
	12 ホータイ P 反巻 3 裂	9.3cm×9m×10 本入	個	10
	13 ホータイ P 反巻 3 裂	3 裂×9m×10 本入	個	10
	14 ホータイ P 反巻 4 裂	4 裂×9m×10 本入	個	16
	15 伸縮ホータイ	5cm×9m×10 本入	個	15
	16 伸縮ホータイ	7.5cm×9m×10 本入	個	15
	17 非伸縮ホータイ	7.5cm×4.5m×200 本入	個	1
	18 アミホータイ 2号	25m手・手首・足首	個	10
	19 アミホータイ 3号	25m肘・腕・足	個	10
	20 救急ホータイ小	1.8m	個	20
	21 三角巾	105×105×250 枚入	個	1
	22 三角巾	105×105×250 枚入	個	1
	23 三角巾特大	250 入	個	1
	24 副木	5 本組	個	7
	25 サージカルマスク	50 枚	個	48
	26 サルバLD	フラットタイプ 10 枚入	個	20
	27 サルバ安心WフィットM	テープタイプ 10 枚入	個	8
	28 サルバ安心フィットM	12 枚入	個	8
	29 サルバ安心WフィットL	テープタイプ 9 枚入	個	8
	30 グーン初めての肌着 (オムツ) Sサイズ	84 枚入	個	8
	31 グーン初めての肌着 (オムツ) Mサイズ	66 枚入	個	8
	32 グーン初めての肌着 (オムツ) Lサイズ	54 枚入	個	8
	33 グーンすっきりスキップパンツ	(ビックサイズ) 36 枚入	個	6
	34 サルバDパンツしっかりガードM-L	パンツタイプ 9 枚	個	6
	35 エスマルヒ駆血帯	10cm×4m	個	2

資料編
 <共通対策>

種類 No.	品名	規格	単位	数量	
医薬品・医薬部外品	36	マキロンS	75m l	本	40
	37	ウィル・ステラ VH 1L 噴霧ポンプ付	500m l	本	10
	38	消毒用エタノール	500m l	本	40
	39	5%ヒビテン液	500m l	本	20
	40	ショードックスーパー	100 枚	個	30
	41	精製水	500m l	本	120
その他	42	サイリューム (化学ローソク)	25 本入	個	40
	43	アルミックシート (救急シート)	20 枚入	個	50
	44	ニトリルグローブ PF プロバンスブルー	パウダーフリーS200 枚入り	個	10
	45	ニトリルグローブ PF プロバンスブルー	パウダーフリーM200 枚入り	個	10
	46	ニトリルグローブ PF プロバンスブルー	パウダーフリーL200 枚入り	個	10
	47	ドライシャンプー	200 g	個	72
備品類	48	防災用懐中電灯	1 個	個	1
	49	LED 折りたたみランタン	1 個	個	1
	50	コンテナ	54L	個	10
	51	消火器	蓄圧式 ABC 粉末消火器 10 型	本	1
	52	除湿器	1 台	台	1
	53	スチール机・椅子	1 個	個	1
	54	防水シート (ブルーシート)	3.6m×5.4m	枚	4

資料 1. 3-32 廃棄物処理関連

(1) 清掃センター車両一覧表

「清掃センター車両一覧表」

(令和4年4月1日現在)

車両No.	車種	登録番号	車名	年式	型式	最大積載量	購入年月日	購入先	備考
さんあーる	塵芥用ダンプ車	静岡100せ 3211	三菱ファイター	H29年	TKG-FK71F	3,200kg	H29. 11. 27	(有)ナカジマ自動車	
軽	軽バン	静岡480こ 3705	スズキエブリイ	H27年	HBD-DA17V	350kg	H27. 4. 23	株静良	
軽	軽トラック	静岡41う 6996	三菱ミニキャブ	H13年	GD-U61T	350kg	H13. 8. 2	杉本自動車	
ショベル	パワーショベル		トヨタショベルローダー	H11年	5SD1510022	1,200kg	H11. 4. ~	静岡トヨタフォークリフト	ショベルローダー
ショベル	パワーショベル		トヨタジョブファイター	H6年	3SDT3010020	1,950kg	H 5. 5. ~	静岡トヨタフォークリフト	ホイールローダー

(2) リサイクルセンター車両一覧表

「リサイクルセンター車両一覧表」

(令和5年1月10日現在)

車両No.	車種	登録番号	車名	年式	型式	最大積載量	購入年月日	購入先	備考
2号車	塵芥用ダンプ車	静岡100さ 9546	三菱キャンター	H16年	PA-FE73DB	3,000kg	H16. 9. 29	杉本自動車	
5号車	塵芥用ダンプ車	静岡100さ 1418	三菱ファイター	H11年	KC-FH227CD	3,650kg	H11. 4. 5	静岡三菱ふそう	
パッカー1	プレスパッカー車	静岡800さ 6409	三菱キャンター	H15年	KK-FH21HE	2,000kg	H15. 7. 15	静岡三菱ふそう	
パッカー2	回転式パッカー車	静岡800す 6150	いすゞ	H30年	2PG-NPR88YN	3,350kg	H30. 11. 19	(有)カシマ自動車	
パッカー3	回転式パッカー車	静岡800す 6682	いすゞ	H31年	2PG-NPR88YN	3,350kg	R1. 11. 29	(有)カシマ自動車	
軽	軽トラック	静岡480そ 3185	ダイハツハイゼットトラック	R3年	3BD-S500P	350kg	R3. 7. 29	カワマタ自動車販売(株)	
リフト1	フォークリフトヒンジ	牧之原市は 488	トヨタフォークリフト	H30年	A8FDL30-70320	3,000kg	H30. 10. 29	トヨタエールトエフ静岡藤枝営業所	
リフト2	フォークリフト回転	牧之原市は 733	トヨタフォークリフト	R5年	A8FDL30-80406	3,000kg	R5. 3. 31	トヨタエールトエフ静岡株式会社藤枝営業所	

(3) 吉田町施設一覧表

「吉田町施設一覧表」

【埋立処分施設】

名 称	吉田町一般廃棄物最終処分場
場 所	榛原郡吉田町川尻 4034 番地
能 力	埋立容量 109,569m ³

(4) 吉田町牧之原市広域施設組合施設一覧表

「吉田町牧之原市広域施設組合施設一覧表」

【ごみ】

名 称	清掃センター	TEL 24-0530
場 所	牧之原市細江6664番地3	
能 力	50.25 t / 24H × 2 基 (連続燃焼式流動床炉)	

名 称	リサイクルセンター	TEL 29-0425
場 所	牧之原市坂部1615番地3 (6,417m ²)	
能 力	3.68 t / 日 (プラスチック類圧縮減容処理 (マークあり)) 1.48 t / 日 (破砕処理 (マークなし)) 1.5 t / 日 (ペットボトル圧縮減容処理) リサイクル対象物のストックヤード (分別保管)	

【し尿】

名 称	衛生センター	TEL 32-0848
場 所	吉田町住吉4300番地の1	
能 力	82KL / 日 (膜分離高負荷処理方式)	

【火葬場】

名 称	謝 恩 閣	TEL 28-0542
場 所	牧之原市勝間1506番地19	
能 力	台車式火葬炉 3 基、汚物炉 1 基	

【埋立処分施設】

名 称	一般廃棄物最終処分場	
場 所	牧之原市細江6679番地	
能 力	埋立容量26,415m ³	浸出水処理能力26m ³ / 日

資料 1. 3 - 33 遺体収容予定場所一覧

「遺体収容予定場所一覧」

名 称	所 在 地	電 話	収容可能数
吉田町体育センター	住吉 3367-6	設置なし	約65
旧すみれ保育園園舎	川尻 1621	設置なし	約20

資料 1. 3-34 町保有車両一覧表

「町保有車両一覧表」

(令和 5 年 10 月 3 日 現在)

No.	車両番号	課名	車両番号		車名			登録年月日	防災配置	定員
1	1	産業課	静岡	400 ち 7105	トヨタ	サクシード		H18.8.28	供給部輸送班	5
2	3	建設課	静岡	400 す 5119	マツダ	ファミリアバン		R3.9.1	土木部土木機械班	5
3	4	財政管理課	静岡	400 す 5192	日産	ADバン	集中管理	H12.4.28	片岡連絡部	5
4	5	産業課 (リース)	静岡	400 め 1555	トヨタ	プロボックス		R2.8.1	供給部調達班	5
5	6	税務課	静岡	400 そ 4324	トヨタ	サクシード		H14.12.17	北区連絡部	5
6	7	税務課	静岡	50 は 8441	スズキ	アルト		H14.3.26	川尻連絡部	4
7	8	福祉課	静岡	400 さ 2285	トヨタ	カローラバン		H10.8.25	民生部民生班	5
8	9	福祉課	静岡	580 く 9585	ダイハツ	エッセ		H19.6.19		4
9	10	こども未来課	静岡	580 か 8057	スズキ	アルト		H18.10.12	町民部町民班	4
10	11	学校教育課 (リース)	静岡	400 め 1552	トヨタ	プロボックス		R2.8.1	教育部教育班	5
11	13	財政管理課 (リース)	静岡	480 か 2043	スズキ	エブリイ	集中管理	H21.9.1		4
12	14	財政管理課	静岡	300 と 7819	日産	キャラバン	ミニバス	H14.10.29		10
13	15	都市環境課 (リース)	静岡	480 そ 3709	トヨタ	スクラムバン		R3.8.2	土木部土木機械班	4
14	16	企画課	静岡	480 さ 425	スズキ	エブリイ		H28.5.11		4
15	17	防災課	静岡	400 と 1164	日産	ADバン	交通指導車	H24.3.16	交通指導員	5
16	18	生涯学習課	静岡	41 え 3144	スズキ	キャリイ	軽トラック	H14.3.6		2
17	19	都市環境課	静岡	480 こ 8976	ダイハツ	ハイゼット	軽トラック	H28.3.23	都市環境部 施設管理班	2
18	20	都市環境課 (リース)	静岡	400 と 3428	マツダ	タイタン	ダンプ	H24.10.1	土木部土木機械班	3
19	21	財政管理課	静岡	400 ね 1462	トヨタ	プロボックス	集中管理	R5.10.3		5
20	23	財政管理課	静岡	580 く 6887	スズキ	アルト	集中管理	H19.5.14	調査部調査班	4
21	24	生涯学習課 (リース)	静岡	480 き 2070	スズキ	エブリイ		H22.12.1		4
22	25	財政管理課	静岡	400 せ 7562	トヨタ	カローラバン	集中管理	H13.12	住吉連絡部	5
23	26	都市環境課	静岡	480 く 1285	マツダ	スクラムバン		H24.3.19	土木部施設管理班	4
24	27	都市環境課 (リース)	静岡	400 に 9602	マツダ	ファミリアバン		R2.1.10	都市環境部環境班	5
25	27	学校教育課	静岡	480 う 2459	スズキ	エブリイ		H19.6.14	吉田中学校	4
26	28	生涯学習課 (リース)	静岡	480 た 576	ダイハツ	ハイゼットカーゴ		R4.10.3		4
27	29	上下水道課	静岡	400 と 5638	トヨタ	プロボックス		H25.5	上下水道部給水班	5
28	30	上下水道課	静岡	400 て 5132	日産	アトラス		H22.10	上下水道部給水班	3
29	31	上下水道課	静岡	480 く 8114	ダイハツ	ハイゼット	軽トラック	H25.2	上下水道部管理班	2
30	32	都市環境課	静岡	480 せ 3621	ダイハツ	ハイゼット	軽トラック	R2.1.10		2
31	33	生涯学習課	静岡	41 あ 2829	三菱	ミニキャブバン		H11.6.16	教育部図書館班	4
32	34	学校教育課	静岡	41 か 4117	スズキ	エブリイ		H15.3.28	住吉小学校	4

資料編
＜共通対策＞

No.	車両番号	課名	車両番号		車名		登録年月日	防災配置	定員
			静岡		スズキ				
33	35	学校教育課	静岡	41 か 4118	スズキ	エブリイ	H15.3.28	中央小学校	4
34	36	学校教育課	静岡	41 か 4119	スズキ	エブリイ	H15.3.28	自彊小学校	4
35	37	建設課 (リース)	静岡	480 た 577	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	R4.10.3		4
36	38	健康づくり課	静岡	480 そ 7564	ダイハツ	バン	R4.3		4
37	39	財政管理課	静岡	501 も 8596	トヨタ	アクア	H27.3.20		5
38	40	都市環境課 (リース)	静岡	400 な 4132	マツダ	タイタン	H27.9.1	ダンプ	3
39	41	健康づくり課	静岡	580 も 2095	スズキ	スペーシア	H28.1.18	保健部医療救護班	4
40	43	都市環境課 (リース)	静岡	480 せ 485	マツダ	スクラムトラック	R1.7.1		2
41	45	都市環境課 (リース)	静岡	480 せ 486	マツダ	スクラムトラック	R1.7.1		2
42	46	防災課	静岡	400 め 3598	トヨタ	ハイエース	R3.3.18		6
43	47	防災課	静岡	400 め 6200	トヨタ	タウンエース	R4.1.24		2
44	48	財政管理課 (リース)	静岡	480 た 578	ダイハツ	ハイゼットトラック	R4.10.3		2
45	-	財政管理課	静岡	301 そ 4523	トヨタ	アルファード	H26.6.19	町長公用車	7
46	-	財政管理課 (リース)	静岡	301 つ 1541	トヨタ	プリウス	R1.12.23		5
47	-	財政管理課	静岡	200 さ 1138	トヨタ	コースター	R2.6.12	マイクロバス	29
48	-	防災課	静岡	800 さ 4871	トヨタ	ランドクルーザー	H14.2.15	指令車	5
49	-	第1分団	静岡	800 す 3251	いすゞ	消防ポンプ車	H25.3.25	消防団	6
50	-	第1分団	静岡	800 す 3552	いすゞ	消防ポンプ車	H25.11.13	消防団	6
51	-	第1分団	静岡	800 さ 6799	いすゞ	消防積載車	R2.2.22	消防団	5
52	-	第3分団	静岡	800 す 6316	いすゞ	消防ポンプ車	H31.3	消防団	6
53	-	第3分団	静岡	800 さ 716	日産	消防積載車	H10.12.18	消防団	5
54	-	第4分団	静岡	800 す 6317	いすゞ	消防ポンプ車	H31.3	消防団	6
55	-	第2分団	静岡	800 す 8211	トヨタ	消防積載車	R4.10.27	消防団	5
56	-	第4分団	静岡	800 す 8212	トヨタ	消防積載車	R4.10.27	消防団	5
57	-	企画課 (リース)	静岡	581 き 308	ダイハツ	タント	H31.3.		5
58	-	こども未来課	静岡	580 ふ 3772	ダイハツ	タント	H26.2.20		4
59	-	健康づくり課	静岡	501 さ 9805	日産	ウイングロード	H17.9.13		5
60	-	健康づくり課	静岡	502 そ 408	日産	ウイングロード	H30.1.31		4
61	-	上下水道課	静岡	480 す 3559	スズキ	エブリイ	H30.6	上下水道部管理班	4
62	-	防災課	静岡	800 す 7417	スズキ	キャリー	R3.3	トイレカー	2
63	-	上下水道課	吉田町	85	ホンダ	スーパーカブ	H16.6.		
64	-	上下水道課	吉田町	86	ホンダ	スーパーカブ	H17.6.		
65	-	上下水道課	吉田町	87	ホンダ	スーパーカブ	H17.6.		
66	-	上下水道課 (リース)	静岡	400 な 8063	トヨタ	サクシード	H28.9.		5
67	-	上下水道課 (リース)	静岡	480 こ 3832	スズキ	エブリイ	H27.4	上下水道部 下水道管理班	4
68	-	企画課 (ジャストライ ン)			日野	ブルーリボン			

資料 1. 3-35 車両の借上業者一覧表

「車両の借上予定業者一覧表」

【輸送業者】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

地区	名称・氏名	電話番号	所在地
住吉	(株)新友商事	33-1117	吉田町住吉 4342-1
	駿遠運送(株)	32-2160	吉田町住吉 1166-2
	アクティオ(株)榛原営業所	33-1666	吉田町住吉 1249-1
川尻	(株)キューソー流通システム	33-0900	吉田町川尻 1019
	榛原自動車(株)	32-1261	吉田町川尻 1738-1
	富士運送(株)	32-8236	吉田町川尻 4038-5
	(株)まるよ運送	32-6743	吉田町川尻 913-1
	東溶運輸(株)吉田営業所	34-1510	吉田町川尻 4036-3
	(株)内藤物流	33-2266	吉田町川尻 1818-8
	ワイエムキューソー(株)	32-8831	吉田町川尻 1019
	アストラックス(株)	34-2211	吉田町川尻 1889
	カサイ運輸(株)	33-3112	吉田町川尻 445-1
	丸徳運送(株)吉田営業所	32-8700	吉田町川尻 3139-12
片岡	(有)エイトサービス	33-2662	吉田町片岡 3070-1
	望月運輸(株)	33-1741	吉田町片岡 132-1
	吉田陸運(株)	33-0538	吉田町片岡 1804-1
北区	(株)木佐森	32-0090	吉田町神戸 1437-4
	(株)合同物流	32-1500	吉田町神戸 2301-7
	佐藤運送(株)	32-5111	吉田町大幡 350-2
	(株)サンワネッツ	32-0007	吉田町神戸 1102-1
	太陽建機レンタル(株)吉田支店	32-8411	吉田町神戸 1036-1
	(株)丸総	32-0770	吉田町神戸 3075-1
	名鉄急配(株)	34-4700	吉田町大幡 2131-50
	平和タクシー(有)吉田営業所	32-1000	吉田町神戸 3425-6
日軽物流(株)	32-8941	吉田町神戸 692-1	

資料 1. 3 - 36 燃料調達予定先一覧表

「燃料調達予定先一覧表」

【燃料調達】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

地区	名称	電話番号	所在地
住吉	高惣(株)	32-0010	住吉 1863
	(有)ぺきんや	32-1590	住吉 1506-4
	静岡ガスエネルギー(株)榛南営業所	32-0001	住吉 4292-2
	(株)田中石油	32-0065	住吉 1863-1
	(株)T O K A I 榛原支店	32-1155	住吉 1170-1
川尻	高橋モータース	32-0035	川尻 1401-1
片岡	ハイナン農協吉田給油所	32-1124	片岡 2153
	(有)クメ石油	32-1527	片岡 1671
	東遠ガス溶材(株)	32-0012	片岡 2206-1
北区	(有)光陽	32-3207	神戸 1658-13
	(有)神戸シェル石油	32-1540	神戸 1676-1
	小塩石油	32-3162	神戸 243
	八木石油	32-1984	大幡 1558-1

資料 1. 3-37 ヘリポート基地関連

(1) 防災ヘリポート一覧表

「防災ヘリポート一覧表」

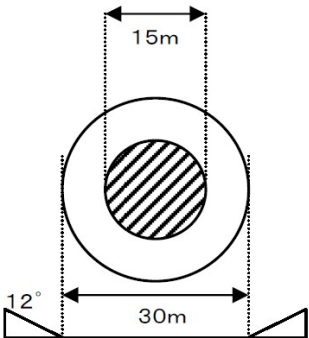
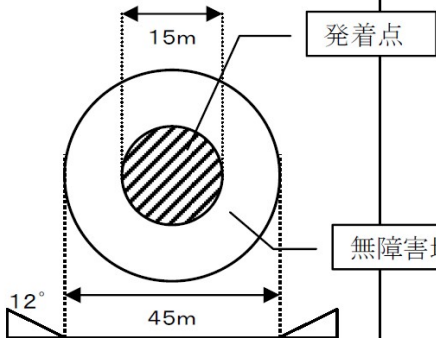
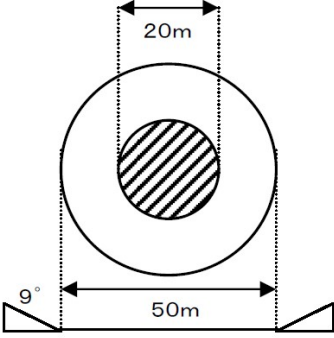
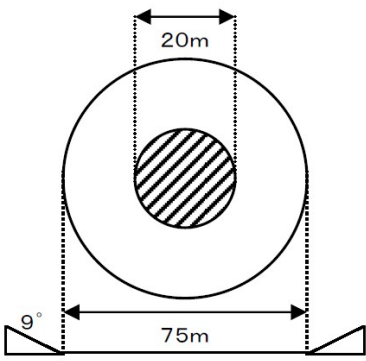
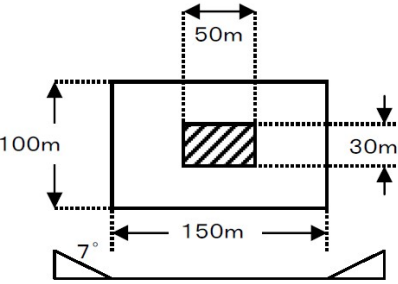
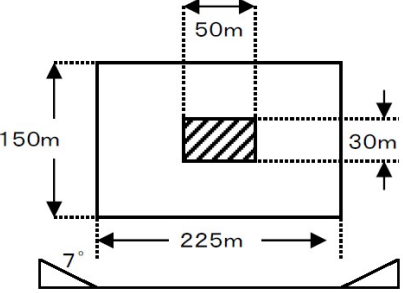
No.	防災ヘリポート名	所在地	施設 管理者	電 話	機 種			広 さ 巾m×長さm
					大型	中型	小型	
1	中央小学校 グラウンド	吉田町片岡 850-1	校長	32-1300		○		80×125
2	静岡県立吉田特別支 援学校グラウンド	吉田町片岡 2130	〃	32-1241		○		85×175
3	吉田中学校 グラウンド	吉田町住吉 230	〃	32-0200	○			100×170
4	吉田中学校 サブグラウンド	吉田町住吉 230	〃	〃		○		60×120
5	自彊小学校 グラウンド	吉田町神戸 1748-2	〃	32-0009		○		70×110
6	住吉小学校 グラウンド	吉田町住吉 2223	〃	32-1476		○		80×140
7	大井川清流緑地	吉田町川尻 地内	吉田町	(代表) 33-1111	○			—

※ 7については広域受援計画における拠点ヘリポート

(2) ヘリポートの具備すべき条件

「ヘリポートの具備すべき条件」

ア 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

		昼間使用	夜間使用
発 着 場 基 準	OH-6J 小 型 全長9.30 全巾8.05 (m)		
	UH-1H 中 型 全長17.40 全巾14.64 (m)		
	CH-47J 大 型 全長30.18 全巾16.26 (m)		

注) 発着点：安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯：離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、進入表面のこう配 8分の1 (7°) を最低限確保する必要がある。

ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

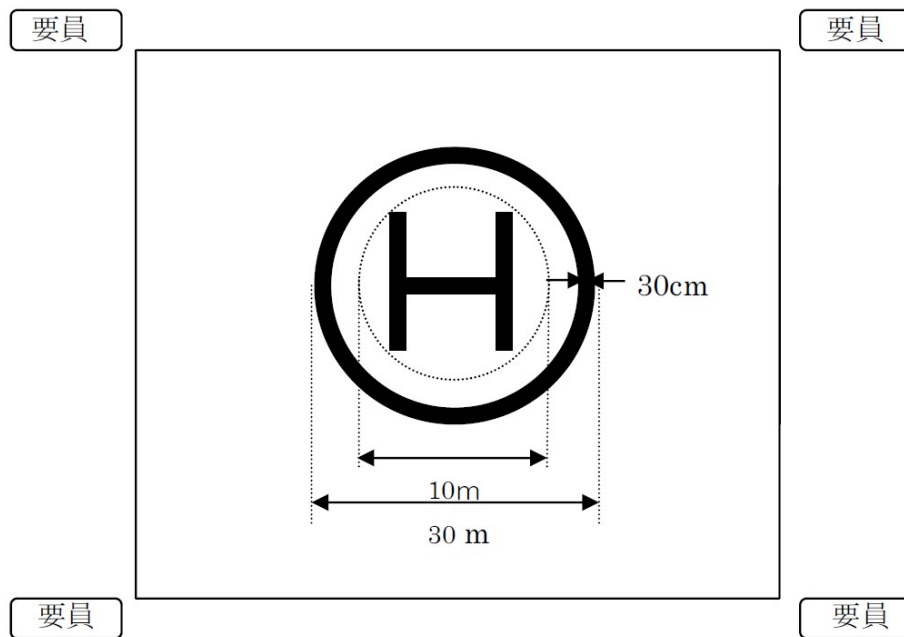
資料編
＜共通対策＞

イ 地表面

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

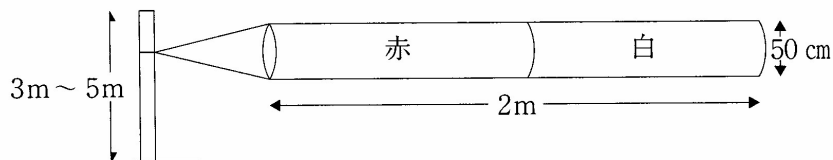
ウ 着陸点

- (ア) 着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を画き、中央に H と記す。
- (イ) 要員の配置
ヘリ要員を配置し、ヘリ離着陸時の安全を確保する。



エ 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

- (ア) 布製
- (イ) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



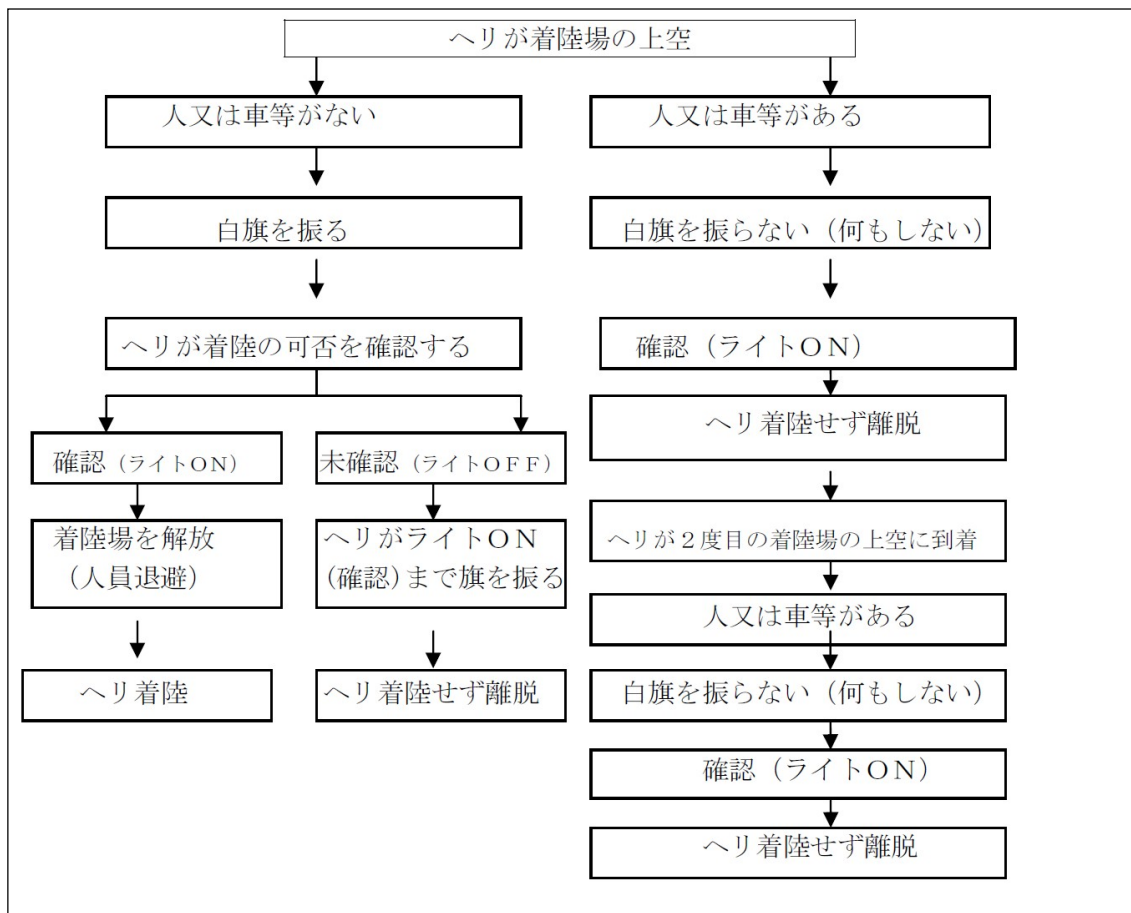
オ 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

カ 電話等、通信手段の利用が可能であること。

キ ヘリコプター離着陸時の安全確保要領

目的	ヘリポートに要員を配置し、ヘリ離着陸時の安全を確保する。
実施事項	①ヘリポートに要員を配備し、ヘリポート内に障害となる人や自転車などが無いようにし、ヘリ離着陸時の安全を確保する。 ②ヘリ着陸時に安全に関する合図を送り、安全な着陸を確保する。
服装等	①服装 防災服、防災靴、ヘルメット ②持参するもの ハンドマイク、ゴーグル(砂埃よけ)、白旗(シート、ワイシャツ等で代用可能)、トランシーバー(要員間の連絡用としてであると便利)
要領	①安全確保要員(誘導員)は、ヘリ着陸の30分前からヘリポートに配備し、離着陸に障害となるものがないよう、ヘリポートを確保する。 ②誘導員は、ヘリポート内に障害となるものがなく安全が確認できた場合に飛来したヘリに対して、風上を背にして(風下を向いて)白旗を振る。 ③ヘリは、了解したら着陸灯(450設定)を点灯させる。 ④誘導員は、着陸灯を確認したらその場からヘリの進入方向(パイロットの視界に入る方向)に向かつて50m以上離れて待避する。 ⑤ヘリは、誘導員の待避を確認後、ヘリポート内に進入し着陸する。

ク 航空機の着陸時の合図の流れ

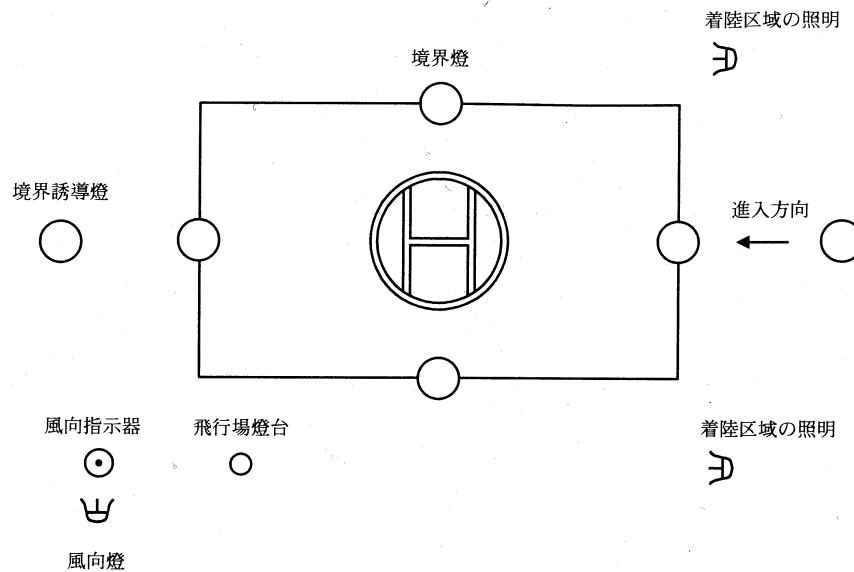


ケ 白旗の合図について

合図の意味		白旗
着陸地点に人又は車等がない	着陸してよい	白旗を左右に振る
障害物がある	着陸してはならない	白旗を振らない（ヘリは離脱する）

(3) 灯火の設営要領

「灯火の設営要領」



灯火の名称	航空法施行規則第117条に定める基準
1 ヘリポート燈台	① 飛行場の位置を示すもの ② 白と緑の閃光又は白の閃光 (30~60/分) ③ 光 度 . . . 白 (3,800cd) 緑 (570cd)
2 風 向 燈	① 風向を示すためのもの ② 300m上空から視認可能なもの
3 境 界 燈	① 離着陸地帯を示すためのもの ② 15m以下の等間隔に8個以上 (ただし、エプロン照明等で表示される部分は省略可能である) ③ 白の不動光 (10cd)
4 境界誘導燈	① 進入、離脱方向を示すためのもの ② 緑の不動光 (5cd)
5 着陸区域照明燈	① 着陸区域を照明するためのもの ② 白の不動光 ③ 10ルクス

資料 1. 3 - 38 学用品調達予定先一覧表

「学用品調達予定先一覧表」

(令和3年3月1日現在)

地区	名 称	所在地	電話番号
住吉	カインズホーム 吉田店	住吉 1230	34-3111
川尻	(有)ビーオー事務機	川尻 1642-2	32-5404
	コメリパワー吉田店	浜田土地区画整理事業施工地 24街区1番	34-5151
北区	(株)オカムラ 榛南営業所	神戸 2008-10	34-5807
	静和事務機(株)吉田支店	神戸 1474-1	32-4299
	杏林堂吉田店	神戸 656	33-2711

資料 1. 3-39 吉田町文化財一覧表

「吉田町の文化財一覧表」

(令和6年1月1日現在)

指定区分	名称	所有者	所在又は 管理者	指定年月日
国指定	天然記念物 能満寺のソテツ 1株	片岡 2517-1 能満寺	能満寺	T13. 12. 9
県指定	工芸品 刀 1口	片岡 1571-3 高成田 滋	高成田 滋	S31. 10. 17
	工芸品 太刀 1口	片岡 1571-3 高成田 滋	高成田 滋	S39. 4. 21
	工芸品 脇指 1口	片岡 1571-3 高成田 滋	高成田 滋	S30. 4. 19
町指定	史跡 家康御陣場跡 1所	大幡 1139 八幡神社	八幡神社	S39. 4. 1
	史跡 大熊備前守屋敷跡 1所	神戸 2646-4 ——	——	〃
	工芸品 萬年の茶がま 1個	神戸 4294-3 萬年祥則	萬年祥則	〃
	史跡 小山城跡 1所	片岡 2520 吉田町	吉田町	〃
	史跡 能満寺原古墳 1所	片岡 3018 大石祐次	大石祐次	〃
	工芸品 和泉太夫使用の人形 1個	住吉 3005-1 田中源八	田中源八	〃
	史跡 条里制遺跡	片岡 3148-1 ——	——	〃
	天然記念物 萬年のサツキ 1株	神戸 4298-1 萬年道雄	萬年道雄	〃
	史跡 鈴木養邦師の石橋	片岡 3035 龍光寺	龍光寺	〃
	史跡 長源寺の経塚 1基	神戸 3592 長源寺	長源寺	S48. 4. 1
	無形民族文化財 地蔵院の百万遍	神戸 1777 地蔵院	地蔵院	S53. 2. 9
	古文書 野中家所蔵の古文書 11点	—— 展望台小山城	展望台小山城	S56. 2. 10
	工芸品 三番神社所蔵の人形の首 20個	片岡 989-1 三番神社	三番神社	〃
	古文書 武田氏の朱印状 1通	川尻 1736-1 久保田総一	久保田総一	〃
	古文書 能満寺の古文書 11通	片岡 2517-1 能満寺	能満寺	S57. 5. 3
	彫刻 本寿寺の木彫り龍 1体	神戸 4041 本寿寺	本寿寺	S63. 6. 1
	無形民族文化財 寺島川除地蔵の灯籠あげ	大幡 1716 地先	大幡寺島地区 灯籠保存会	H3. 12. 1
	書跡 能満寺の山号額・寺号額 2点	片岡 2517-1 能満寺	能満寺	H5. 8. 1
	絵画 川本月下「梅花の図」 1点	神戸 3592 長源寺	長源寺	H8. 5. 31
	工芸品 林泉寺の十王像 14体	片岡 2598 林泉寺	林泉寺	H14. 12. 2
建造物 川尻の道標	川尻 1395 ——	——	H19. 5. 29	
有形民俗文化財 船絵馬群	住吉 2212-1 片岡神社	片岡神社 (通称：住吉神社)	R2. 3. 25	

資料 1. 3-40 社会教育施設一覧表

「社会教育施設一覧表」

(令和3年3月1日現在)

施設名	所在地	電話番号
吉田町中央公民館	住吉 89-1	32-3121
吉田町学習ホール	〃 1567	32-7366
吉田町総合体育館	〃 180-1	32-5555
吉田町体育センター	〃 3367-6	—
吉田町立図書館	片岡 404	33-3434
ちいさな理科館	〃 400-1	34-5533

資料 1. 3-41 社会福祉施設一覧表

「社会福祉施設一覧表」

【児童福祉施設】

(令和3年3月1日現在)

施設名	所在地	電話番号
吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414
吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117
吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650
吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016
吉田町立こども発達支援事業所(すみれ)	川尻 791	28-7033
吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401
住吉小学校区第1放課後児童クラブ室	住吉 2223-1 (住吉小学校敷地内)	33-3070
住吉小学校区第2放課後児童クラブ室	住吉 1560-1 (学習ホール東側)	33-3110
中央小学校区第1放課後児童クラブ室	片岡 898-1 (中央小学校敷地内)	33-0088
中央小学校区第2放課後児童クラブ室	片岡 805-5 (児童館敷地内)	34-2251
中央小学校区第3放課後児童クラブ室	片岡 2002-2 (愛宕神社西側)	32-5777
自彊小学校区第1放課後児童クラブ室	神戸 1752-1 (自彊小学校敷地内)	32-1138
自彊小学校区第2放課後児童クラブ室	神戸 1752-1 (自彊小学校敷地内)	32-1180
自彊小学校区第3放課後児童クラブ室	神戸 2693-1 (神戸集落センター内)	080-5817-4163

【高齢者福祉施設】

(令和3年3月1日現在)

施設名	所在地	電話番号
デイサービスセンターひまわりの家	片岡 2002-2	32-5393
特別養護老人ホーム片岡杉の子園	// 2895	32-0201
特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088
吉田町社会福祉協議会 (はあとふる)	片岡 795-1	34-1800
アサヒサンククリーン総合ケアセンター 吉田	神戸 3333-1	33-3030
介護老人保健施設コミュニティーケア 吉田	川尻 1700-1	34-5577
はいなん吉田病院通所リハビリテーシ ョン	神戸 2571-6	32-9111
デイサービス優しさ	神戸 70-1	23-3026
地域密着型特別養護老人ホームよしだ アスカの里	川尻 614-1	32-8221
吉田町北区いきいきセンター	神戸 2117-1	33-0019
和心の家	神戸 2608-2	23-7537
デイサービスセンターグラシア吉田	川尻 614-1	32-1388

【障害者(児)施設】

(令和3年3月1日現在)

施設名	所在地	電話番号
吉田町総合障害者自立支援施設 (あつまリーナ)	片岡 1996-1	34-2000
静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871
みずほ (就労継続支援A型事業所)	川尻 1322	34-3330
グループホームそらのしずく	川尻 1656-12	0120-542-368
ディーア・ワン (就労継続支援B型事 業所)	大幡 2130-90	23-7077
HANA-HANA (就労継続支援B 型事業所)	住吉 109-5 レイトンビレッジA棟	34-1055
SES吉田校(放課後等デイサービ ス)	片岡 1039-1	28-7488
SES吉田すみよし校(放課後等デ イサービス)	住吉 487-1	28-7215
ひまわり吉田校(放課後等デ イサービス)	片岡 2125-3	32-0110
ひまわり吉田南校(放課後等デ イサービス)	片岡 2125-1	33-0101
ルート (株式会社メープル)	片岡 71-2	33-1112
きゃんばす (就労継続支援B型事務 所)	片岡 3763	23-6316

資料 1. 3-42 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例

吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 7 月 1 日

条例第 20 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時吉田町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲としその順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその

資料編
＜共通対策＞

死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還のいずれかの方法によるものとする。

2 償還方法は、元金均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

（支給審査会の設置）

第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査会を置く。

2 支給審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第5号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和53年6月23日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和57年9月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年9月1日から適用する。

資料編
<共通対策>

附 則（昭和62年3月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成9年12月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 3 - 43 静岡市消防局関連資料

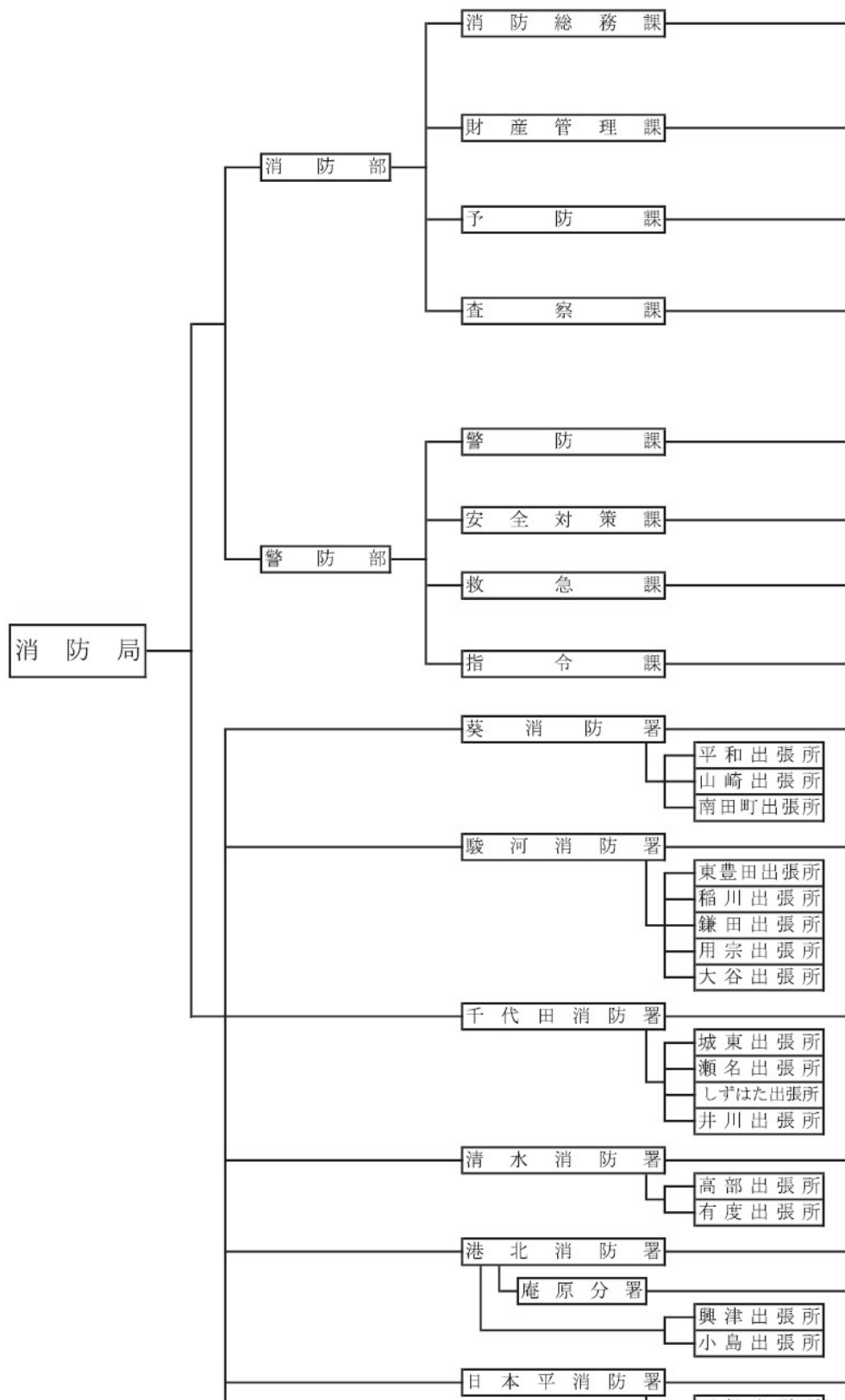
(1) 静岡市消防局管轄区域図



資料)「静岡市消防年報」静岡市消防局 (平成29年刊行)

(2) 消防局組織図

(1局2部8課9署1分署23出張所) (令和4年4月1日現在)



資料)「静岡市消防年報」静岡市消防局 (令和4年刊行)

(3) 消防署車両一覧表

「消防署車両一覧表」

(令和4年4月1日現在)

区分	呼称	種別	車名及び形式	年式	排気量 (cc)	ポンプ			購入 年月
						製作所	形式	級別	
消防ポンプ自動車	吉田化学1	化学車	日野 SDG-GX7JGAA 改	H26	6,400	モリタ	MZ I	A2	H26.1
	吉田2	水槽付 ポンプ車	日野 SDG-GX7JGAA 改	H26	6,400	モリタ	MZ I	A2	H26.12
	吉田水槽1	大型水槽車	日野 QDG-FR1APEA	H28	8,860	ネイチャー	YSA20	A2	H28.3
	吉田11	普通水槽付 ポンプ車	いすゞ KK-FSR33G4V 改	H13	8,226	畠山	F5	A2	H13.3
救助工作車	吉田救助1	救助工作車	日野 2KG-GX2ABA	R3	5,120	—	—	—	R3.2
救急自動車	吉田救急1	高規格	トヨタ 3BF-TRH226S	R3	2,690	—	—	—	R3.12
	吉田救急2	高規格	トヨタ CBF-TRH226S	H30	2,693	—	—	—	H30.11
	吉田救急11	高規格	トヨタ CBF-TRH2265 -QFPDK-H	H23	2,693	—	—	—	H24.3
その他の車両	吉田指揮1	指揮車	トヨタ LDF-KDH206K	H27	2,980	—	—	—	H27.12
	吉田指揮2	指揮車	トヨタ CBF-TRH200V	R2	1,998	—	—	—	R2.3
	吉田広報1	ライトバン	ニッサン TB-VFY11	H13	1,497	—	—	—	H13.7
	吉田広報2	ライトバン	スズキ EBD-DA64V	H19	650	—	—	—	H19.11
	吉田資機搬 1	資機材搬送 車	いすゞ 2PG-FRR90S2	H30	5,190	—	—	—	H30.3

資料 1. 3 - 44 災害時の応援協定関連

「災害時等締結協定・覚書一覧表」

(令和5年2月1日現在)

番号	協定名等	締結年月日	相手先
1	(1) 災害時の応援に関する協定書	H8. 7. 1	1市6町
2	(2) 静岡県消防相互応援協定書 静岡県消防相互応援協定に基づく覚書	S64. 4. 1 H6. 10. 1 改訂 H9. 4. 1 改訂	静岡県下市町村 消防の一部事務組合
3	(3) 静岡県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書	H10. 3. 27	静岡県知事
4	— 臨時離発着使用承諾書(大井川清流緑地)	H12. 6. 1	静岡県知事
5	(4) 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書	H13. 10. 1	静岡県下市町村 一部事務組合
6	(5) 静岡県立吉田特別支援学校の使用に関する覚書	R2. 2. 13	静岡県立吉田特別支援 学校長
7	(6) 災害時において吉田特別支援学校を防災ヘリポートとして使用することに関する覚書	H27. 4. 1	静岡県立吉田特別支援 学校長
8	(7) 公共土木施設等における被害情報に関する地区覚書	H14. 2. 20	御前崎土木事務所長 ・吉田郵便局長
9	(8) 漁船による緊急輸送活動に関する覚書	H10. 7. 2 R4. 8. 17 改定	静岡県知事・南駿河湾 漁業協同組合吉田支所
10	(9) 警戒宣言発令時及び災害時に必要な燃料等の調達に関する協定書	H13. 10. 1	静岡県石油業協同組合 榛原支部長
11	(10) 災害時の医療救護活動に関する協定書	H13. 1. 11	榛原郡下8町長・ 榛原郡三師会長
12	(11) 災害時に要介護者等(高齢者・身障者等)の避難施設として社会福祉施設(特別養護老人ホーム杉の子園)を使用することに関する協定書	H16. 12. 7	社会福祉法人新緑風会
13	(12) 災害時における浴場の使用に関する協定書	H20. 12. 22	(株)ヒーリングエンター テイメント
14	(13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	H21. 2. 19	静岡県土地家屋調査士 会長
15	(14) 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	H22. 2. 8	(社)静岡県測量設計業 協会会長
16	(15) 災害時の情報交換に関する協定(リエゾン)	H23. 3. 8	国土交通省中部地方整 備局長
17	(16) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書(ホテルプレストンYoshida)	H23. 12. 7 (R4. 2. 17 更新)	・施設所有者 ・住吉区自治会長
18	(17) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書(本橋テーブ(株)事務所・倉庫)	H23. 12. 19	・施設所有者 ・住吉区自治会長
19	(18) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書(セントラルビラ吉田)	H24. 1. 1 (H28. 11. 30 更新)	・施設所有者 ・住吉区自治会長
20	(19) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書(サン・ビュラージュ)	H24. 1. 23	・施設所有者 ・住吉区自治会長 ・片岡区自治会長
21	(20) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に	H24. 2. 6	・施設所有者

番号	協定名等	締結年月日	相手先
	関する協定書（アイブロスビルⅢ）		・住吉区自治会長
22	(21) 災害時における電気の保安に関する協定書	H24. 2. 8	(財)中部電気保安協会 静岡支部長
23	(22) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（グラントパレス）	H24. 2. 14	・施設所有者 ・住吉区自治会長
24	(23) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（マンションゆず）	H24. 2. 14	・施設所有者 ・住吉区自治会長
25	(24) 災害時における地質調査等業務委託に関する協定書	H24. 3. 1	静岡県地質調査業協会 会長
26	(25) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（特別養護老人ホーム住吉杉の子園）	H24. 3. 21	施設所有者
27	(26) 災害時における臨時放送の協力に関する協定書	H24. 3. 29	島田市長
28	(27) 災害時における緊急放送等の協力に関する協定書	H24. 3. 29	(株)FM島田
29	(28) 災害時の相互応援に関する協定書	H24. 4. 1	5市2町
30	(29) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（介護老人保健施設コミュニティーケア吉田）	H24. 5. 17	施設所有者
31	(30) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（レック(株)吉田防災倉庫）	H24. 10. 11	施設所有者
32	(31) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する協定	H26. 1. 24	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長
33	(32) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する覚書	H26. 1. 24	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所 管理課長
34	(33) 津波避難シェルターの管理及び使用に関する覚書	H27. 3. 27	南駿河湾漁業協同組合 吉田支所
35	(34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H27. 3. 31	西日本電信電話(株)静岡 支店長
36	(35) 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	H27. 4. 13	静岡県行政書士会長
37	(36) 災害時における相互応援に関する協定書	H27. 7. 16	福岡県八女市長
38	(37) 静岡県立吉田特別支援学校施設を福祉避難所として使用する覚書	H28. 3. 1	静岡県立吉田特別支援 学校長
39	(38) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H28. 10. 4 (R4. 3. 18 更新)	イオンビッグ株式会社
40	(39) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H28. 10. 4	(株)ノジマ
41	(40) 災害時荷捌き拠点に関する協定書	H28. 10. 4 (R4. 3. 18 更新)	イオンビッグ株式会社 (株)ノジマ
42	(41) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H30. 3. 5	(株)杏林堂グループホー ルディングス
43	(42) 災害時荷捌き拠点に関する協定書	H30. 3. 5	(株)杏林堂グループホー ルディングス
44	(43) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H30. 3. 11	(株)ソルーナ
45	(44) 災害時荷捌き拠点に関する協定書	H30. 3. 11	(株)ソルーナ
46	(45) 災害における物資供給に関する協定書	H30. 12. 12	NPO 法人コメリ災害対 策センター
47	(46) 平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する吉田町と静岡県弁護士会との協定書	H31. 3. 22	静岡県弁護士会

資料編
 <共通対策>

番号	協定名等	締結年月日	相手先
48	(47) 災害時における応急対策業務に関する協定書	R1. 6. 24	吉田町災害復旧支援会
49	(48) 災害時における支援物資の輸送等に関する協定書	R1. 6. 27	(株)丸総
50	(49) 災害時における救援物資提供に関する協定書(自販機設置場所:学習ホール・総合体育館・体育センター)	R2. 4. 1	ダイドードリンコ(株)中部第二支店
51	(50) 災害時における救援物資提供に関する協定書(自販機設置場所:総合体育館・中央公民館・吉田町立図書館)	R2. 4. 1	FVジャパン(株)静岡支店
52	(51) 災害時における救援物資提供に関する協定書(自販機設置場所:総合体育館・体育センター)	R2. 4. 1	東海ビバレッジサービス(株)島田支店
53	— 非常時における飲料供給に関する覚書(自販機設置場所:総合体育館)	R2. 4. 1	ダイドードリンコ(株)
54	— 備蓄用飲料に関する覚書(備蓄場所:学習ホール・総合体育館・体育センター)	R2. 4. 1	ダイドードリンコ(株)
55	— 災害対策に関する覚書(自販機設置場所:総合体育館・体育センター)	R2. 4. 1	東海ビバレッジサービス(株)島田支店
56	(52) 災害に係る情報発信等に関する協定	R2. 6. 1	ヤフー(株)
57	(53) 災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書	R3. 2. 1	一般社団法人静岡県トラック協会
58	(54) 災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書	R3. 3. 9	クボタ環境サービス株式会社
59	(55) 災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書	R3. 3. 9	東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店
60	(56) 災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	R3. 11. 5	中部電力パワーグリッド株式会社
61	— 災害等における相互連携に関する確認書	R3. 11. 5	中部電力パワーグリッド株式会社
62	— 災害等における道路啓開に関する確認書	R3. 11. 5	中部電力パワーグリッド株式会社
63	(57) 吉田町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	R4. 2. 25	日本郵便株式会社 吉田町内郵便局代表
64	(58) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書	R4. 3. 24	タイセーサッシ工業株式会社
65	(59) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書	R4. 3. 24	株式会社大長増田商店
66	(60) 災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書	R4. 4. 1	静岡県司法書士会
67	(61) 災害時における移動型独立電源貸与協定書	R4. 4. 28	NTN株式会社 自然エネルギー商品事業部
68	(62) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書	R4. 7. 8	トライ産業 株式会社
69	(63) 防災・減災における協力及び支援業務に関する協定書	R4. 7. 30	YSD防災協力会
70	(64) 吉田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書	R4. 9. 1	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会

番号	協 定 名 等	締結年月日	相 手 先
71	(65) 災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書	R5.5.23	静岡県LPガス協会 南 榛原地区会

注) 番号欄の右側欄の括弧付き数字は、資料編に掲載した協定・覚書の記載順の番号を示す。

(1) 災害時の応援に関する協定書 (1市6町)

「災害時の応援に関する協定書」

(趣旨)

第1条 島田市、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町及び本川根町（以下「1市6町」という。）において、災害が発生した場合における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 1市6町の長は、あらかじめ各々の市町における応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (4) 災害応急措置及び応急復旧に必要な職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか特に要求のあった応援

(応援要求の手続)

第4条 応援を必要とする市町長は、次の事項を記載した書面により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により要求し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる者の職種別ごとの人員
- (4) 応援の場所及び当該応援の場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 事態が緊急を要する場合は、前条の規定による要求の有無にかかわらず、必要な応援を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員等は、当該応援を求めた市町長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 必要に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市町が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、1市6町の長がその都度協議して

資料編
<共通対策>

定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条の連絡担当部課の長が協議して定めるものとする。
(発効)

第10条 この協定は、平成8年7月1日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、1市6町の長署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年7月1日

島田市長 榛原町長 吉田町長 金谷町長
川根町長 中川根町長 本川根町長

(2) 静岡県消防相互応援協定【県下市町及び消防一部事務組合等】

「静岡県消防相互応援協定」

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、静岡県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

(1) その災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

(3) その災害を防御するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

2 前条に規定する報告及び前項の応援要請は、次の事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 災害の種別

- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項
(応援隊の派遣)

第6条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から前条の応援要請を受けたときは、応援隊を派遣するものとする。

- 2 前項の場合において、応援市町村等の長は、正当の理由がない限り、派遣を拒んではならない。
- 3 応援市町村等の長は、第1項の規定により応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、応援市町村等の長は、災害の規模等に照らし緊急を要し、前条の応援要請を待ついとまがないと認めるときは、前条の応援要請を待たないで応援隊を派遣することができる。
- 5 前項の規定による応援隊の派遣は、この協定の適用に当たっては、前条の応援要請を受けて行われたものとみなす。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、町村長。）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、速やかに活動概要等を発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等の消防機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について協議するものとする。

- (1) 消防相互応援に関する事
- (2) 市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事
- (3) 市町村等間の消防演習に関する事
- (4) 警防技術に関する事
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関する事
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援市町村等の負担とし、その他の経費は、発災市町村等の負担とする。

資料編
＜共通対策＞

- (2) 第7条の調達及び輸送に要する経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑 則

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(細目協定)

第15条 この協定の実施についての細目は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成6年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成9年3月25日

静岡市長	浜松市長	沼津市長	清水市長
熱海市長	三島市長	富士宮市長	伊東市長
島田市長	富士市長	磐田市長	焼津市長
掛川市長	藤枝市長	御殿場市長	袋井市長
天竜市長	浜北市長	下田市長	裾野市長
湖西市長	東伊豆町長	河津町長	南伊豆町長
松崎町長	西伊豆町長	賀茂村長	伊豆長岡町長
修善寺町長	戸田村長	土肥町長	函南町長
韮山町長	大仁町長	天城湯ヶ島町長	中伊豆町長
清水町長	長泉町長	小山町長	芝川町長
富士川町長	蒲原町長	由比町長	岡部町長
大井川町長	御前崎町長	相良町長	榛原町長
吉田町長	金谷町長	川根町長	中川根町長
本川根町長	大須賀町長	浜岡町長	小笠町長
菊川町長	大東町長	森町長	春野町長
浅羽町長	福田町長	竜洋町長	豊田町長
豊岡村長	龍山村長	佐久間町長	水窪町長

舞 阪 町 長 新 居 町 長 雄 踏 町 長 細 江 町 長
引 佐 町 長 三 ヶ 日 町 長 富 士 宮 市 芝 川 町 消 防 組 合 管 理 者
島 田 市 ・ 北 榛 原 地 区 衛 生 消 防 組 合 管 理 者 磐 田 市 外 4 町 村 消 防 組 合 管 理 者
御 殿 場 市 ・ 小 山 町 広 域 行 政 組 合 管 理 者 袋 井 市 外 2 町 消 防 組 合 管 理 者
天 竜 市 ・ 春 野 町 消 防 組 合 管 理 者 下 田 地 区 消 防 組 合 管 理 者
湖 西 市 ・ 新 居 町 広 域 施 設 組 合 管 理 者 西 伊 豆 広 域 消 防 組 合 管 理 者
田 方 地 区 消 防 組 合 管 理 者 庵 原 地 区 消 防 組 合 管 理 者
相 良 町 外 2 町 広 域 施 設 組 合 管 理 者 吉 田 町 榛 原 町 広 域 施 設 組 合 管 理 者
小 笠 地 区 消 防 組 合 管 理 者 引 佐 郡 広 域 施 設 組 合 管 理 者

(3) 静岡県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書【静岡県】

「静岡県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書」

(目 的)

1 この覚書は、静岡県（以下「甲」という。）が整備する静岡県震度情報ネットワークシステムのうち、吉田長役場敷地内に設置する、計測震度計及び付属施設（以下「当該施設」という。）の管理並びに甲と吉田町（以下「乙」という。）とのシステムの運営に関する必要な事項について定めるものとする。

(施設の管理・運営)

2 当該施設の管理は甲が行うものとする。

また、乙は甲が当該施設を用いて行う震度観測に協力するものとし、当該施設の保全に努めるものとする。

3 乙は、当該施設の周囲で工事等の観測に障害のある恐れのある行為を行うときは、事前に甲に連絡するものとする。

4 乙は、当該施設に異常が見られる場合は、すみやかに甲に連絡するものとする。

5 甲の事情により当該施設を移設する場合は、事前に乙の了解を得るものとし、乙の事情により当該施設を移設する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。

(情報の取扱い)

6 当該施設から得た情報は甲に帰属するものとする。

7 乙は、原則として当該施設から得られるすべての情報を利用することができるものとする。

ただし、地震計連動自動広報システム、地震計連動職員参集システムの接続など分岐工事を要する場合は、事前に様式1号により甲に届出を提出し、協議をすること。

8 甲は、静岡県震度情報ネットワークシステムの震度情報を、地震の発生状況等に応じて可能な限り乙に提供するものとする。

(経費の負担)

9 当該施設の設置、改良及び修繕に要する経費は、甲の負担とする。

ただし、乙が行う当該施設からの分岐工事に要する費用は、乙の負担とする。

10 当該施設の運営に要する電気料及び消耗品の費用は、乙の負担とする。

11 10に要する費用を除く、当該施設の管理・運営及び保守に要する費用は、甲の負担とする。

12 当該施設の情報の伝達に要する費用は、回線の設置者の負担とする。

13 当該施設の移設に要する費用は、甲の事情による移設は甲の負担、乙の事情による移設は乙の負担とする。

資料編
＜共通対策＞

(その他)

- 14 甲は、当該施設の設置及び運営にあたり、乙の行う事業等の円滑な遂行を妨げないよう努めるものとする。
- 15 この覚書にない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、別に決定する。
- 16 この覚書の開始は、締結の日とし、終了は甲、乙協議の上、決定した日とする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

平成10年3月27日

甲 静岡県
代表者 静岡県知事

乙 吉田町
代表者 吉田町長

（４）一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書【県下市町及び一部事務組合】

「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書」

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、災害時等により自助努力の限界を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに一般廃棄物の処理施設等の事故並びに故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において、「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において、「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 施設又は業務の提供またはあっせん
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等
- (3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん
- (4) 前3号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項

5 この協定において、「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において、「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受諾し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において、「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右側に掲げる校正市町等で構成される区域をいう。

(適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章 援助の手続

(援助要請)

第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項に規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県（以下「県」という。）に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を

- (1) 援助を要する理由
- (2) 援助を要する場所及び期間
- (3) 必要とする施設又は業務内容
- (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
- (5) 必要とする人員
- (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要な事項

(県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講じることができる。

(受諾)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受諾するものとする。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。

(実施)

第7条 受諾市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受諾市町村と十分協議するものとする。

3 援助が終了したときは、要請市町村及び受諾市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。

4 要請市町村は、受諾市町村が援助を開始した後も、遅延なく自ら一般廃棄物の適正な処理にのための体制が確保できるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 援助協力

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民等への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円

資料編
＜共通対策＞

滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るように努めるものとする。

第4章 その他

(情報の交換等)

第11条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あっせん、情報の共有その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定は、平成13年4月1日から効力を生じるものとする。

第14条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書100通を作成し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

静岡市長	浜松市長	沼津市長	清水市長
熱海市長	三島市長	富士宮市長	伊東市長
島田市長	富士市長	磐田市長	焼津市長
掛川市長	藤枝市長	御殿場市長	袋井市長
天竜市長	浜北市長	下田市長	裾野市長
湖西市長	東伊豆町長	河津町長	南伊豆町長
松崎町長	西伊豆町長	賀茂村長	伊豆長岡町長
修善寺町長	戸田村長	土肥町長	函南町長
韮山町長	大仁町長	天城湯ヶ島町長	中伊豆町長
清水町長	長泉町長	小山町長	芝川町長
富士川町長	蒲原町長	由比町長	岡部町長
大井川町長	御前崎町長	相良町長	榛原町長
吉田町長	金谷町長	川根町長	中川根町長
本川根町長	大須賀町長	浜岡町長	小笠町長
菊川町長	大東町長	森町長	春野町長
浅羽町長	福田町長	竜洋町長	豊田町長
豊岡村長	龍山村長	佐久間町長	水窪町長
舞阪町長	新居町長	雄踏町長	細江町長
引佐町長	三ヶ日町長	南豆衛生プラント組合管理者	
東河環境センター管理者		西豆衛生プラント組合管理者	
御殿場市・小山町広域行政組合管理者		裾野長泉清掃施設組合管理者	
田方南部広域行政組合管理者		土肥町戸田村衛生施設組合管理者	

富士宮市芝川町厚生施設組合管理者	庵原郡環境衛生組合管理者
志太広域事務組合管理者	島田市・北榛原地区衛生消防組合管理者
川根地区広域施設組合管理者	島田・榛原地区広域市町村組合管理者
吉田町榛原町広域施設組合管理者	東遠広域施設組合管理者
相良町外2町広域施設組合管理者	菊川町及び小笠町衛生組合管理者
大東町大須賀町衛生施設組合管理者	中遠地区広域市町村圏事務組合管理者
磐南行政組合管理者	袋井市森町浅羽町広域行政組合管理者
北遠地区広域市町村圏事務組管理者	引佐郡広域施設組合管理者
湖西市・新居町広域施設組合管理者	湖東環境衛生施設組合管理者
(立会者) 静岡県知事	

別表

圏域名	構成市町村等
南伊豆	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 南豆衛生プラント組合 東河環境センター 西豆衛生プラント組合
駿豆	沼津市 御殿場市 裾野町 小山町 長泉町 清水町 御前崎市・小山町広域行政組合 裾野長泉清掃施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 韮山町 伊豆長岡町 大仁町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南郡広域行政組合 土肥町戸田村衛生施設組合
富士	富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 庵原郡環境衛生組合
志太榛原	藤枝市 焼津市 岡部町 大井川町 志太広域事務組合 島田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 榛原町 吉田町 島田市・北榛原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 島田・榛原地区広域市町村組合 吉田町榛原町広域施設組合
中東遠	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 大東町 大須賀町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生組合 大東町大須賀町衛生施設組合 磐田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町 竜洋町 豊岡町 中遠地区広域市町村圏事務組合 磐南行政組合 袋井市森町浅羽町広域行政組合
西北遠	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 春野町 佐久間町 龍山村 湖西市 新居町 舞阪町 雄踏町 細江町 引佐町 三ヶ日町 北遠地区広域市町村圏事務組 引佐郡広域施設組合 湖西市・新居町広域施設組合 湖東環境衛生施設組合

(5) 静岡県立吉田特別支援学校の使用に関する覚書

「静岡県立吉田特別支援学校の使用に関する覚書」

静岡県立吉田特別支援学校長（以下「甲」という。）と吉田町長（以下「乙」という。）との間に、静岡県立吉田特別支援学校（以下「行政財産」という。）を避難施設として使用することについて次のとおり定める。

（目的）

第1条 甲は、その所管する行政財産のうち、避難地及び防災ヘリポートとして校庭等の屋外施設を、避難所として体育館（2階アリーナ部分）の屋内施設を、乙に使用させるものとする。

（定義）

第2条 この覚書の第1条に示す避難地及び避難所の定義は次のとおりとする。

（1）避難地

「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震警戒）」のいずれかが発表されたとき、又は震度5弱以上の地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、校庭等の屋外施設とする。ただし、災害時に要配慮者を受け入れるために、甲乙協議の上、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。（詳細については、静岡県地域防災計画資料編Ⅱ「大規模地震対策 避難計画策定指針」（平成25年9月11日改訂）及び「静岡県立吉田町特別支援学校を福祉避難所として使用する覚書」を参照）

（2）避難所

地震以外の災害時に危険区域に居住する者、地震災害発生直後（津波含む）に住居を失った者等が避難する施設で体育館（2階アリーナ部分）の屋内施設

（申請等）

第3条 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。この場合において、乙は、遅滞なく静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

（許可等）

第4条 甲は、前条第1項により電話等で要請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から行政財産許可使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付して、その使用を許可するものとする。

（期間）

第5条 使用期間は7日間以内とする。ただし、必要により甲乙協議して最大7日間以内の延長ができるものとする。また、乙は当該行政財産の使用を終了したときは、甲へ「〇年〇月〇日〇時に使用を終了した」旨文書で通知する。

（運営）

第6条 避難所の運営に関する事項については、乙が責任を負う。乙は利用者に避難生活計画書等を作成させ組織的な運営を指導する。ただし、ごみ置き場等施設利用に関わる必要な事項については甲と協議するものとする。

（現状変更の制限）

第7条 乙は、行政財産を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ当該行政財産の現状を変更

することができない。

(原状回復義務)

第8条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該行政財産を原状に回復して返還しなければならない。

(使用料免除)

第9条 甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

(費用の負担)

第10条 当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第11条 乙は、行政財産の使用に当たっては、この覚書に定めるもののほか、静岡県財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。

(許可の取消)

第12条 甲が、当該行政財産を必要とするとき又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取消し又は変更することができる。

2 甲は、乙に対し前項の使用許可の取消し又は変更をしたことにより損失が生じても、その損失を補償しない。

(覚書の有効期間)

第13条 この覚書の有効期間は、当該行政財産の形状変更により避難施設としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

2 当該行政財産の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、甲は乙に対し文書をもって連絡するものとする。

(連絡先等の確認)

第14条 乙は、次の各号について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

(1) 施設管理者、同代理者（教頭等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に吉田町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先

(2) 学校行事等施設使用時に影響のある事項

(その他)

第15条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 静岡県榛原郡吉田町片岡 2130 番地
静岡県立吉田特別支援学校
校長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

（6）災害時において吉田特別支援学校を防災ヘリポートとして使用することに関する覚書

「災害時において吉田特別支援学校を防災ヘリポートとして使用することに関する覚書」

静岡県立吉田特別支援学校長（以下「甲」という。）と吉田町長（以下「乙」という。）との間に、静岡県行政財産吉田特別支援学校施設（以下「行政財産」という。）を防災ヘリポートとしての使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 大規模災害時の緊急時において、甲は、その所管する行政財産のうち運動場を、防災ヘリポートとして、乙に使用させるものとする。

（定義）

第2条 前条の防災ヘリポートは、静岡県地域防災計画に定める「ヘリポートの具備すべき条件」を満たしているものとする。

2 前項の条件を満たしていない場合であっても、甲、乙協議の上、離着陸を行わないヘリ活動（ホバリングによる物資投下等）に限定する等により認める場合がある。

（行政財産の目的外使用許可）

第3条 乙は、行政財産をヘリポートとして使用しようとするとき、又は前条第2項のヘリ活動に使用しようとするときには、甲に対し行政財産使用許可を申請するものとする。

2 甲は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙の使用を許可するものとする。

3 第1項及び前項の申請及び許可は、静岡県財産規則の規定に基づき行うものとする。但し、特に緊急を要する場合で、甲がやむを得ないと認めるときは、乙からの申請書の提出及び甲の許可書の発行を行わず口頭により許可手続きを行うことができるものとする。

4 前項但し書きの場合において、甲及び乙はできる限り速やかに使用許可に関する文書を整備するものとし、同文書は同項但し書きの時点で作成されたものとする。

（期間）

第4条 使用期間は1ヶ月以内とする。但し、必要により甲、乙協議して最大限6ヶ月間以内の更新ができるものとする。また、使用終了の際乙は甲に、「年月日時に使用終了した」旨文書にて通知する。

（使用上の損害）

第5条 乙は、行政財産を使用するに当たっては、自己の責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。

（現状変更の制限）

第6条 乙は、行政財産を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ当該行政財産の現状を変更することができないものとする。

（原状回復義務）

第7条 乙は、試用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、当該行政財産を原状に復するものとする。

（施設使用料の免除）

第8条 甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

（費用の負担）

第9条 当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。但し、知事が特に必要と認めるときはこの限りでない。

（運営）

第10条 乙は、甲の施設を使用する際は、当該市町の職員等を学校施設に派遣し、安全管理に十分な注意を払い、事故の内容運営に当たるものとする。

(規則等の遵守)

第11条 乙は、行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第12条 甲が、当該行政財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。

(覚書の有効期間)

第13条 この覚書は、当該行政財産の形状変更等により防災ヘリポートの要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。但し、甲、乙が協議し、当該施設が防災ヘリポートとして不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 当該行政財産の形状変更等により防災ヘリポートとしての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書をもって連絡するものとする。

(連絡先等の確認)

第14条 乙は、毎年度当初に以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

(1) 施設管理者、同代理者(副校長等)及び当該行政財産近辺に居住する職員(施設使用時に町職員とともに施設管理を行うことのできる役付け職員)の氏名、住所及び連絡先。

(2) 工事予定等施設使用時に影響のある事項。

(その他)

第15条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

平成27年4月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町片岡2130番地
静岡県立吉田高等学校 学校長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町 吉田町長

(7) 公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書

「公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書」

御前崎土木事務所(以下「甲」という。)と吉田町長(以下「乙」という。)と吉田郵便局長(以下「丙」という。)とは、公共土木施設等における被害情報提供に関して、次のとおり地区覚書を締結する。

(目的)

第1条 この地区覚書は、吉田町内の公共土木施設等に関して、甲及び乙と丙とが相互に協力して公共土木施設等を常時良好な状態に維持し、県民生活の安全を確保し、もって地域社会の発展に資することを目的とする。

(通報範囲)

資料編
<共通対策>

第2条 この地区覚書を適用する通報範囲は、吉田町内における公共土木施設等で、丙の職員等が業務中に知り得た範囲のものとする。

(通報内容)

第3条 通報内容は、道路の陥没・亀裂・舗装状態の悪化、側溝破損、防護柵の異常、河川の水質汚濁、護岸の破損、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等の公共土木施設等の異常とする。

(通報方法)

第4条 丙においては、別に定める連絡系統により、関係機関へ電話又はFAXで通報する。また連絡票は別に定める。

(通報時の対応)

第5条 甲及び乙は、丙より通報を受けたときは、迅速に必要な処置を検討した上、適切に対処するものとする。

(事後措置)

第6条 甲及び乙は、措置状況について、必要に応じ丙に報告するものとする。

(防災訓練等への参加)

第7条 甲及び乙と丙は、この地区覚書に基づく情報伝達が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(実施期間)

第8条 この地区覚書は、平成14年2月20日から効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この地区覚書の定めのない事項及びこの覚書に関しての疑義を生じたときは、その都度甲乙丙協議して定める。

この地区覚書を証するため本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成14年2月20日

(甲) 御前崎土木事務所長

(乙) 吉田町長

(丙) 吉田郵便局長

(8) 漁船による緊急輸送活動に関する協定書【静岡県・南駿河湾漁業協同組合吉田支所】

「漁船による緊急輸送活動に関する協定書」

静岡県（以下「甲」という。）と吉田町（以下「乙」という。）と南駿河湾漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成8年3月22日条例第1号）第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要

事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲からの丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

(緊急輸送活動)

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動

(2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

(3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

(緊急輸送活動の実施)

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。以下同じ。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第11条 丙は、所属する組合員のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

資料編
<共通対策>

2 乙は、前項の規定により提出された名簿の写しを甲に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、令和4年8月17日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 8月 17日

(甲) 静岡市追手町9番6号
静岡県知事

(乙) 榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(丙) 御前崎市港6131
南駿河湾漁業協同組合
代表理事組合長 藪田 国之

(9) 警戒宣言発令時及び災害時に必要な燃料等の調達に関する協定書

【静岡県石油業協同組合榛原支部】

「警戒宣言発令時及び災害時に必要な燃料等の調達に関する協定書」

吉田町長（以下「甲」という。）と、静岡県石油業協同組合榛原支部（以下「乙」という。）とは、警戒宣言発令時及び災害時に実施する緊急活動を迅速に行うため、吉田町が所有若しくは使用する車両（借上車両を含む。以下同じ。）及び各種資機材等に係る燃料（以下「燃料」という。）の調達並びに資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、警戒宣言発令時及び吉田町に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、燃料及び資機材を調達する必要があると認めたときは、乙に対し燃料及び資機材調達の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、自動車用燃料においては緊急通行車両確認証明書を提示するとともに、給油伝票等により乙に要請し、その他においては給油伝票等により乙に要請するものとする。

(要請に基づく乙の処理)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたとき、乙に所属する登録給油所（以下「給油所」という。）において調達が可能な状態であれば、甲に対し優先的に調達するものとする。

2 給油所は、別紙掲載の給油所とする。

(調達燃料及び資機材の範囲)

第4条 甲が乙に調達を要請する燃料及び資機材は、給油所が保有する燃料及び資機材とする。

(価格)

第5条 燃料及び資機材の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙及び給油所が誠意をもって協議して定める。

(代金の請求及び支払い)

第6条 給油所は、燃料及び資機材調達後に甲から受領した給油伝票等を請求書に添えて、代金を甲に請求するものとし、甲は請求書の内容を確認後、給油所に対し速やかに支払うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成13年10月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協定に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、法令の定めるところによるほか、甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成13年10月1日

甲 榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 榛原郡吉田町住吉2191番地の2
静岡県石油業協同組合榛原支部
支部長

(10) 災害時の医療救護活動に関する協定書【榛原医師会・榛原歯科医師会・榛原薬剤師会】

「災害時の医療救護活動に関する協定書」

災害時における医療救護活動の万全を期するため、御前崎町長、相良町長、榛原町長、吉田町長、金谷町長、川根町長、中川根町長及び本川根町長（以下「甲」という。）と榛原郡医師会長、榛原郡歯科医師会長及び榛原郡薬剤師会長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、榛原郡下の各町地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、関係団体に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(医療救護活動への協力)

第2条 甲は、榛原郡下の各町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場

資料編
<共通対策>

合には、乙に対し、医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに医療従事者を災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟及び避難所等（以下「医療救護施設等」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により前条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められるときは、乙の判断により医療従事者を医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (3) 死体の検案
- (4) その他必要な事項（医療従事者に対する派遣先における指示等）

（医療従事者に対する現場における指示等）

第5条 乙が派遣する医療従事者に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、甲又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者の意見を尊重する。

（医療従事者の搬送等）

第6条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な進捗について必要な措置を講ずる。

2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は医療救護施設等の管理者がその供給について必要な措置を講ずる。

（扶助金の支給）

第7条 甲は、災害救助法第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

2 甲は、扶助金の支給に関し、前項によりがたい場合には、榛原郡下の各町消防団員等公務災害補償条例を適用又は準用し、その損害を補償する。

（実費弁償）

第8条 甲は、災害救助法第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

（細目協定）

第9条 この協定の細目については、別に定める。

（協定の適用）

第10条 この協定は、平成13年1月11日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間

満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書11通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年1月11日

(甲) 御前崎町白羽6171番地の1
御前崎町長

相良町相良275番地
相良町長

榛原町静波447番地の1
榛原町長

吉田町住吉87番地
吉田町長

金谷町金谷河原3400番地
金谷町長

川根町家山336番地の3
川根町長

中川根町上長尾627番地
中川根町長

本川根町千頭1183番地の1
本川根町長

(乙) 榛原町静波1699番地の15
榛原郡医師会長

榛原町静波1699番地の15
榛原郡歯科医師会長

榛原町静波1699番地の15
榛原郡薬剤師会長

「災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目」

平成13年1月11日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

（医療従事者の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項に規定する派遣要請は、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行う。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

2 協定第2条第3項に規定する緊急やむを得ない場合とは、榛原郡下の各町災害対策本部等が設置されていない段階で医療従事者を派遣する必要があると認められる場合又は医療従事者を派遣する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等によって榛原郡下の各町災害対策本部等に連絡が取れない場合等をいう。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により、医療従事者を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療従事者ごとの医療救護活動報告書（第1号様式）、医療従事者名簿（第2号様式）及び医療品等使用報告書（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告する。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、医療従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（11）災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

【社会福祉法人杉の子】

「災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害により要介護者等が避難を余儀なくされた場合に、吉田町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人新緑風会（以下「乙」という。）に対し、社会福祉施設等の使用について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用の申請及び受託）

第2条 甲は、被災した在宅の要介護高齢者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項1号の収容施設をいう。）に避難した要介護者等のために次条に掲げる施設を使用するについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第3条 避難する施設は、次の施設とする。

特別養護老人ホーム片岡杉の子園（吉田町片岡2895番地）

特別養護老人ホーム住吉杉の子園（吉田町住吉3239番地）

（手続等）

第4条 甲は、前条により乙に使用について協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、

次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 当該要介護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(物資の調達、介護支援者の確保)

第5条 甲は、当該要介護者等に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が当該要介護者等を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲及び乙は、他の市町村から要介護者等の受入れの要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状況等について協議し、可能な限り受諾するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に対し、当該要介護者が使用期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

(収容可能人員等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、使用可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

附 則

甲と乙との間で平成15年2月28日締結した災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書は、平成16年12月7日をもって解除する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年12月 7日

(甲) 榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 榛原郡吉田町片岡2895番地
社会福祉法人新緑風会
理事長

〔12〕 災害時における浴場の使用に関する協定書【㈱ヒーリングエンターテインメント】

「災害時における浴場の使用に関する協定書」

地域防災対策における民間協力の一環として、災害時に被災者への入浴支援を実施するため、吉田町（以下「甲」という。）と、株式会社ヒーリングエンターテインメント（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

資料編
<共通対策>

(目的)

第1条 この協定は、町内で災害が発生し、乙の所有する施設が使用可能であり、浴場の使用が必要となったとき、乙の積極的な協力を得ることにより、被災者へ入浴支援を実施することを目的とする。

(対象者)

第2条 入浴支援の対象となる被災者とは、通常時において乙の定める施設利用対象者のうち、災害による家屋の倒壊、焼失等により、自宅において入浴が困難となった者で、吉田町避難者台帳に登録したものをいう。

(要請)

第3条 甲は、災害の発生により必要であると認めるときは、乙に対し、乙の所有する施設において、被災者への入浴支援の協力を要請するものとする。

2 前項による要請は、災害時浴場使用要請書(様式第1号)による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、事後、文書をもって処理するものとする。

(業務等の提供)

第4条 乙は、あらかじめ甲と協議のうえ定める料金及び期間により被災者への入浴支援を実施するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、前条の規定により乙が入浴支援を実施する場合において、施設利用料金が通常の利用料金を下回る場合は、その差額を負担する。

(請求及び支払い)

第6条 乙は、前条に規定する差額については、災害時浴場使用状況書(様式第2号)を添えて入浴支援差額料金請求書(様式第3号)により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、当該費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰する事由により第4条に規定する業務に従事する乙の所有する施設の従業員及び設備に損害を与えた場合は、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

(協議)

第8条 この協定の内容について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定は、協定の成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年12月22日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県焼津市大島914番地の2
株式会社ヒーリングエンターテイメント
代表取締役

(13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書【静岡県土地家屋調査士会】

「災害時における家屋被害認定調査に関する協定書」

島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行したり災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（知識の普及）

第4条 甲は、乙の会員に対し、研修会を開催するなど認定調査に必要な知識普及に努めるものとする。

2 乙は、甲の開催する研修会などに乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年 2月19日

(甲) 島田市中央町1番の1
島田市長

焼津市本町2丁目16番32号
焼津市長

藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市長

牧之原市静波447番地1
牧之原市長

吉田町住吉87番地
吉田町長

川根本町上長尾627番地
川根本町長

(乙) 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号
静岡県土地家屋調査士会
会長

(14) 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書【(社)静岡県測量設計業協会】

「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波や風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、公園、急傾斜地崩壊防止、漁港、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生し、又はその恐れがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び吉田町地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し、円滑な町民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量設計業務を迅速に実施することにより、公共施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく吉田町災害対策本部が設置された場

合、又は地震、津波、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急業務協力者)

第3条 乙の協会において、本協会に賛同できる協会員を災害応急業務協力者(以下「協力者」という。)とする。

2 前項の規定による協力者名簿の提出時期は、毎年6月1日とする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに提出するものとする。

(待機要請)

第4条 甲は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により役場等における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

(業務実施要請)

第5条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計など業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、災害を受けた公共施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成報告書を甲に提出するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 2月 8日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
吉田町長

(乙) 静岡市葵区常磐町 2 丁目 1 3 番 4 号
社団法人 静岡県測量設計業協会
会 長

(15) 災害時の情報交換に関する協定（リエゾン）【国土交通省中部地方整備局】

「災害時の情報交換に関する協定」

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、吉田町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第 2 条 整備局長及び町長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 吉田町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 吉田町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第 3 条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第 5 条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は 2 通作成し、整備局長及び町長が各 1 通を保有する。

平成23年 3月 8日

名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号
国土交通省 中部地方整備局長

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(16) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【ホテルプレストンYoshida 所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び有限会社日新葉盈工業（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地	静岡県榛原郡吉田町住吉580番地
所有者	葉山産業株式会社 代表取締役
名称	ホテルプレストン yoshida
構造等	鉄骨造 6階建
使用場所	脱衣場61㎡、非常階段65㎡、屋上288㎡ 合計414㎡

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に

資料編
＜共通対策＞

要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年2月17日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県牧之原市片浜3380番地468
有限会社 葉山産業株式会社
代表取締役

(17) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【本橋テープ株式会社事務所・倉庫所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び本橋テープ株式会社（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉3230-1
所有者 本橋テープ(株) 代表取締役
名称 本橋テープ(株)事務所・倉庫
構造等 鉄骨造 2階建
使用場所 屋上 506.6㎡ (約633人収容)

2 甲及び乙は、前項に規定する施設(以下「対象施設」という。)に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年12月19日

- 甲 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
吉田町長
- 乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 1 5 6 7 番地
住吉区自治会長
- 丙 静岡県榛原郡吉田町住吉 3 2 1 6 - 5
本橋テープ株式会社
代表取締役

(18) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【セントラルビラ吉田所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び合同会社アルテック（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡字中ノ坪 1 5 6 0 - 2
所有者 合同会社アルテック 代表社員
名称 セントラルビラ吉田
構造等 鉄筋コンクリート造 5階建
使用場所 廊下 115 m²・階段 63 m² 合計 178 m²（約 2 3 0 人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に

要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年1月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 東京都墨田区本所3丁目19番9の903
合同会社アルテック
代表社員

(19) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【サン・ピラーージュ所有者、住吉区自治会、片岡区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）、片岡区自治会（以下「丙」という。）及び<施設所有者>（以下「丁」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

資料編
<共通対策>

(使用物件)

第1条 丁は、丁が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡1678番地の12
所有者 <施設所有者>
名称 サン・ビラージュ
構造等 鉄筋コンクリート造 4階建 (共同住宅)
使用場所 3階・4階の通路及び階段 合計64㎡(約80人収容)

2 甲、乙及び丙は、前項に規定する施設(以下「対象施設」という。)に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丁の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙丁が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲、乙及び丁は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条 甲、乙及び丁は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丁は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丁の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第7条 乙、丙及び丁は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙丁のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 1月23日

- 甲 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
吉田町長
- 乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 1 5 6 7 番地
住吉区自治会長
- 丙 静岡県榛原郡吉田町片岡 2 4 8 8 番地の 1
片岡区自治会長
- 丁 静岡県榛原郡吉田町住吉 2 1 2 0 番地の 2
＜施設所有者＞

(20) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【アイブロスビルⅢ所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び有限会社アイブロス不動産（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第 1 条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉 1664-1
所有者 有限会社アイブロス不動産
名称 アイブロスビルⅢ
構造等 鉄筋コンクリート造 4階建
使用場所 廊下及び階段 3～4階部分 21㎡（約30人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第 2 条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第 3 条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第 4 条 対象施設の使用料は無料とする。

資料編
<共通対策>

(原状回復義務)

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月6日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県藤枝市上青島515-1
有限会社アイブロス不動産
取締役

(21) 災害時における電気の保安に関する協定書【(財)中部電気保安協会静岡支部】

「災害時における電気の保安に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会静岡支部（以下「乙」という。）は、吉

田町内に発生した地震、津波、風水害その他による災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する。他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について、出来るだけ協力する。

2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。

3 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、協力要請するものとする。

2 災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には請求しない。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第8条 乙は、乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は平成24年2月8日から平成25年2月7日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年2月8日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87
吉田町長

乙 静岡県静岡市葵区春日3-4-18
財団法人中部電気保安協会静岡支部
支部長

「災害時における電気の保安に関する協定書に付帯する覚書」

吉田町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会 静岡支部（以下「乙」という。）は、平成24年2月8日付で甲と乙が締結した災害時における電気の保安に関する協定書（以下「協定書」という。）に付帯して、下記の通り確認し覚書を締結する。

（災害応急対策業務の実施条件）

- 第1条 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、電気事業法により電力会社が供給責任を負う低圧設備について実施する場合は、電力会社の要請により、その指揮下で支援する。
- 2 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備について実施する場合は、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者の要請により、その指揮下で支援する。
- 3 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を第三者の指揮下で実施する場合は、相互に協力し、必要な情報を可能な限り提供するものとする。
- 4 乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者の外部委託者として甲と委託契約している供給設備についての災害応急復旧上電気工事業者の範疇となる電力設備の本格復旧工事に関して、手配された電気工事会社への状況説明及び工事中の指導・助言を行い、復旧後は竣工試験、送電立会い等の支援を行う。

（費用負担）

- 第2条 乙は、甲と電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として保安管理業務を受託している設備について、協定書第2条に基づく災害応急対策業務を実施した場合の費用は、協定書第5条第1項に基づき無償とする。ただし、無償の範囲は、人件費および別に定める材料（別紙）についてとする。
- 2 乙は、協定書第2条第2項及び第3項に基づく災害応急対策業務を実施した場合に要した費用は、協定書第5条第1項に基づき無償とする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成24年2月8日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87
吉田町長

乙 静岡県静岡市葵区春日 3-4-18
財団法人中部電気保安協会静岡支部
支 部 長

(22) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【グランドパレス所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び〈施設所有者〉（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉 3 6 7 - 5

所有者 〈施設所有者〉

名称 グランドパレス

構造等 鉄筋コンクリート造 4階建

使用場所 廊下及び階段 3～4階部分 90㎡（約115人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

資料編
<共通対策>

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月14日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町住吉2223-2
<施設所有者>

(23) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【マンションゆず所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び<施設所有者>（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉427-5

所有者 <施設所有者>
名称 マンションゆず
構造等 鉄筋コンクリート造 4階建
使用場所 廊下及び階段 3～4階部分 60㎡ (約75人収容)

2 甲及び乙は、前項に規定する施設(以下「対象施設」という。)に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月14日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町住吉431-1
＜施設所有者＞

（24）災害時における地質調査等業務委託に関する協定書【静岡県地質調査業協会】

「災害時における地質調査等業務委託に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、公園、農林、急傾斜地崩壊防止、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び吉田町地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事に必要な地質調査等を迅速に実施することにより、公共施設の機能確保又は回復、並びに周辺への二次災害防止を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく吉田町災害対策本部が設置された場合の災害又はその他異常な自然現象によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。
2 乙は、甲に対し前項の規定による協力者名簿（様式第1号）を毎年4月1日に提出するものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに提出するものとする。

（待機要請）

第4条 甲は、災害時において、協力者に対し必要な技術者の待機を次のとおり要請できるものとする。

（1）自宅待機

技術者が自宅で待機すること。

（2）会社待機

技術者がその所属する会社にて待機すること。

（3）甲の事務所等における待機

技術者が甲の事務所または外部施設等で待機すること。

これ以外の待機を要請する場合は、甲と協力者で別途協議する。

（業務実施要請）

第5条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者（以下「受託者」という。）を決定した場合は、地質調査等業務実施要請書（様式第2号）により必要な地質調査等業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請について、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく当該実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2 前項の地質調査等業務の範囲は、災害を受けた公共施設の機能確保または回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意をして作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者に損害を与えないよう特段の注意を払い、安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成状況を災害応急業務進捗・完成報告書(様式第3号)により甲に報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、受託者からの前条第5項の資料に基づき、速やかに随意契約を締結するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了した場合も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 3月 1日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡市葵区唐瀬一丁目17番34号
静岡県地質調査業協会
会長

(25) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【特別養護老人ホーム住吉杉の子園所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町(以下「甲」という。)、住吉区自治会(以下「乙」という。)及び社会福祉法人杉の子(以下

資料編
<共通対策>

「丙」という。)は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等(以下「地域住民等」という。)が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設(以下「津波避難ビル」という。)として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉3239番地

所有者 社会福祉法人杉の子 理事長

名称 特別養護老人ホーム住吉杉の子園

構造等 鉄筋コンクリート造 3階建

使用場所 屋上 1,459㎡ (約1,459人収容)

2 甲及び乙は、前項に規定する施設(以下「対象施設」という。)に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 3月21日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町片岡2895番地
社会福祉法人杉の子
理事長

〔26〕 災害時における臨時放送の協力に関する協定書【島田市】

「災害時における臨時放送の協力に関する協定書」

島田市（以下「甲」という。）と吉田町（以下「乙」という。）は、災害時にそれぞれが開設する臨時災害放送局を媒体として、相手方の要請に基づいて災害関連情報を放送することについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙が臨時災害放送局を開設している場合において、甲又は乙が、自らの保有する災害関連情報を相手方の地域内の住民に広く伝える必要があると判断した場合に、甲乙相互に協力して、住民の避難、救援及び復旧などの諸活動の促進につながる災害関連情報を相手方の臨時災害放送局で放送しようとするために必要な手続を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲及び乙は、相手方の臨時災害放送局を媒体として、自らの保有する災害関連情報を放送しようとするときは、相手方に対し、放送の要請を行うものとする。

（要請等の手続）

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書、電子メール又はファクシミリ（以下「文書等」という。）をもって行うものとする。ただし、これにより難いときは、電話又はその他の方法をもって先に要請し、後日、速やかに文書等を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) 担当者の所属及び氏名
- (5) その他必要な事項

2 甲及び乙は、前項の要請を受けた場合には、当該要請に係る担当者を相手方に通知するものとする。

（放送の実施）

第4条 甲及び乙は、相手方から臨時災害放送局を媒体とする放送要請を受けたときは、それぞれの臨時災害放送局の放送運営に支障のない限り、相手方の意思を尊重して放送を行うものとする。

（費用負担）

第5条 前条の放送に要する費用は、放送の要請に応じた側が全額負担するものとする。

資料編
<共通対策>

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

甲 静岡県島田市中央町1番地の1
島田市長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(27) 災害時における緊急放送等の協力に関する協定書【株FM島田】

「災害時における緊急放送等の協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社FM島田（以下「乙」という。）は、災害時の緊急放送及び臨時災害放送局の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、吉田町内で臨時災害放送局を開設しなければならない程度の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は正に発生しようとしている場合で、かつ、乙が島田市の臨時災害放送局となっていない場合において、甲が乙に緊急放送の協力を要請する際に必要な手続を定めるとともに、吉田町内で大規模災害が発生した場合において、甲の開設する臨時災害放送局の運営について、甲が乙に協力を要請する際に必要な手続を定めるものとする。

(緊急放送の要請)

第2条 甲は、乙に緊急放送の協力を求めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書、電子メール又はファクシミリ（以下「文書等」という。）をもって要請するものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって先に要請し、その後において速やかに文書等を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(緊急放送の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、当該緊急放送を行うものとする。

2 乙は、前条の要請による緊急放送を行う場合には、甲の意思を尊重し、放送の形式、内容、時刻を決定して放送するものとする。

（臨時災害放送局運営の要請）

第4条 甲は、乙に臨時災害放送局の運営について協力を求めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書等をもって要請するものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって先に要請し、その後において速やかに文書等を提出するものとする。

- (1) 臨時災害放送局に必要な放送資機材等に関する指導及び助言
- (2) 臨時災害放送局の放送に関する技術的指導及び助言
- (3) その他臨時災害放送局の運営に関する指導及び助言

（臨時災害放送局運営の協力）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、協力するものとする。

2 乙は、前条の要請に対しては、当該要請の趣旨を十分に尊重し、必要な情報の収集に努め、文書又は電話をもって指導及び助言を行うほか、必要に応じて適切な人材を派遣するものとする。

（費用の負担）

第6条 緊急放送の実施又は臨時災害放送局運営の協力を要する費用は、甲が負担するものとし、その額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、常時、この協定に係る連絡責任者を定め、その氏名、連絡先その他必要な事項（以下「氏名等」という。）を通知するものとする。

2 前項の連絡責任者の氏名等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（旧協定の失効）

第10条 この協定の締結をもって、平成22年1月8日に甲と乙の間で締結した災害時等における放送要請に関する協定は、効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県島田市中央町5番の1
株式会社FM島田

代表取締役社長

〔28〕 災害時の相互応援に関する協定書【5市2町】

「災害時の相互応援に関する協定書」

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「災害時」という。）において、協定市町が相互の応援により適切に対処する体制を整備するため、次のとおり協定を締結する。

（相互の応援）

第1条 協定市町は、災害時において、相互に次に掲げる応援を行う。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動、応急復旧等に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時的に収容することができる施設の提供
- （5）被災児童、生徒等を一時的に受け入れ、又は教育することができる施設の提供及びあっせん
- （6）被災者に対する住宅の提供及びあっせん
- （7）救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）ボランティアのあっせん
- （9）前各号に掲げるもののほか、災害が生じた協定市町から応援の要請を受けた事項

（応援の要請）

第2条 協定市町の長は、その区域に災害が生じた場合において、他の協定市町の長に対して応援を求めようとするときは、別表の左欄に掲げる応援の区分に応じ、同表の右欄に定める事項を明らかにして要請するものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、応援の要請を行った協定市町の長は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第3条 前条第1項の規定による要請を受けた協定市町は、可能な限り当該要請に応じ応援を行うよう努めるものとする。

- 2 協定市町の長は、緊急に応援を行う必要があると判断する場合には、前条第1項の規定による要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う協定市町の長は、その内容について相手方の協定市町の長へ速やかに連絡するものとする。

（応援に従事する者の指揮）

第4条 この協定に基づく応援に従事する者（以下「応援従事者」という。）は、応援を受ける協定市町の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする。

2 応援従事者が応援に係る業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援に係る業務の従事中に生じたものについては原則として応援を受けた協定市町が、当該従事場所への往復経路の途中において生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。
(平常時の活動)

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において、次に掲げる活動を協同して行うものとする。

- (1) 総合的な防災対策を実施するための調査研究及び情報交換
- (2) 総合的な防災対策を実施するために必要な事項についての国、県等への要望
- (3) 前2項に掲げるもののほか、応援の円滑な実施のため必要と認める事項
(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日までにいずれの協定市町からも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 協定市町は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(他の地方公共団体への応援)

第8条 協定市町以外の地方公共団体への災害に係る必要な応援は、第1条各号の規定に準じて協定市町が協同して行うことができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を7通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長

島田市中央町1番の1
島田市長

焼津市本町二丁目16番32号
焼津市長

藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市長

牧之原市静波447番地1
牧之原市長

榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

榛原郡川根本町上長尾627番地
川根本町長

別表（第2条関係）

応援	明らかにする事項
第1条第1号から第3号までに掲げる応援	被害の状況、物資等の品目の名称、規格及び数量、応援を受ける場所及びその経路
第1条第4号に掲げる応援	被害の状況、一時的な収容を必要とする被災者の状況及び人員、応援の期間
第1条第5号に掲げる応援	被害の状況、一時的な収容を必要とする被災児童、生徒等の学年及び人員、応援の期間
第1条第6号に掲げる応援	被害の状況、提供又はあつせんを希望する住宅の戸数、応援の期間
第1条第7号に掲げる応援	被害の状況、応援に係る職員の職種別人員、応援の期間
第1条第8号に掲げる応援	被害の状況、ボランティアの従事内容及び人員、応援の期間

(29) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【介護老人保健施設コミュニティーケア吉田所有者、川尻区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、川尻区自治会（以下「乙」という。）及び医療法人社団駿甲会（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町川尻1700-1
所有者 医療法人社団駿甲会 理事長
名称 介護老人保健施設 コミュニティーケア吉田
構造等 鉄骨造 4階建
使用場所 屋上 約950㎡（約1,190人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年5月17日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町川尻1623番地
川尻区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町川尻1700-1
医療法人社団駿甲会
介護老人保健施設コミュニティーケア吉田
理事長

(30) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【レック(株)吉田防災倉庫所有者、川尻区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、川尻区自治会（以下「乙」という。）及びレック株式会社（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町川尻3308番地

所有者 レック(株) 代表取締役社長

名称 レック(株) 吉田防災倉庫

構造等 RC造 4階建

使用場所 屋上 1,000㎡（約1,000人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない詳細事項については、今後、甲乙丙が協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年10月11日

甲 吉田町長

乙 川尻区自治会長

丙 レック株式会社
代表取締役社長

(31) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する協定

【国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長】

「静岡河川事務所並びに吉田町におけるCCTV画像情報等の利用に関する協定」

国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所（以下「甲」という。）並びに吉田町（以下「乙」という。）は、CCTV 画像情報等（以下「情報」という。）の相互利用について、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が所有する駿河海岸及び大井川の CCTV 画像情報等を相互に利用することで、異常気象時及び災害発生時における水防活動、自治体及び国の災害時の危機管理行政、沿線住民が迅速に避難するために必要な情報提供等に役立て、もって町民生活の安全確保に資することを目的とする。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象範囲は、別途覚書で定める。

（共有情報の外部提供）

第3条 甲、乙は、共有情報に関係機関等へ提供できるものとする。ただし、共有情報を各々が所有する施設外へ提供する際は、あらかじめ当該情報を所有する者の承諾を得るものとする。

2 甲、乙は、共有情報の外部提供を行う場合においては、相互に不利益を及ぼさないように留意するものとする。

（施設の構成と運用）

第4条 甲、乙が整備する施設の構成、責任分界並びに設置場所は、別途覚書で定める。

2 甲、乙は、それぞれ自己の整備した施設を所有し、当該施設の維持管理を行う。

3 甲、乙は、施設管理上やむを得ない場合、自己の所有する施設の運用を停止することができる。

4 甲、乙は、自己の所有する施設の運用を停止する場合は、事前に定めた関係機関の担当課にあらかじめ連絡するものとする。

5 甲、乙は、目的を達成するために必要な情報通信設備の接続等に必要となる電源又は施設においては、調整の上、提供することができるものとする。

（セキュリティ対策）

第5条 甲、乙は、それぞれ相手方の施設の運用に支障が生じないように、セキュリティ対策その他の必要な措置を施さなければならない。

（施設の障害復旧）

第6条 甲、乙は、自己の所有する施設の障害により情報の提供あるいは利用に支障が生じたときは、直ちに復旧に努めるものとする。

2 甲、乙は、それぞれ所有する情報に異常がある場合は、その情報の提供を停止することができる。

（施設の障害復旧に対する費用負担）

第7条 施設に障害が発生した原因が甲、乙のいずれかにあることが明らかな場合は、施設の復旧に要する費用はその原因者が支払うものとする。

2 施設に障害が発生した原因が不明な場合は、甲、乙、協議の上、費用負担を取り決めるものとする。

（疑義）

第8条 この協定に規定されない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙で協議の上、決定するものとする。

資料編
＜共通対策＞

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 1月24日

甲 国土交通省中部地方整備局
静岡河川事務所長

乙 静岡県榛原郡吉田町長

(32) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する覚書

【国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所 管理課長】

「静岡河川事務所並びに吉田町におけるCCTV画像情報等の利用に関する覚書」

国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所（以下「甲」という。）並びに吉田町（以下「乙」という。）は、平成26年1月24日に締結された「静岡河川事務所並びに吉田町におけるCCTV画像情報等の利用に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（利用情報の内容）

第1条 協定第2条に定める対象範囲は、別紙-1のとおりとする。

（施設の構成と運用）

第2条 協定第4条に定める整備する施設の構成、責任分界並びに設置場所は、別紙-2のとおりとする。

（関係機関の連絡先）

第3条 協定第4条第4項に定める連絡先は、別紙-3のとおりとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 1月24日

甲 国土交通省中部地方整備局
静岡河川事務所 管理課長

乙 吉田町役場 防災課長

別紙-1

◎甲の提供する情報

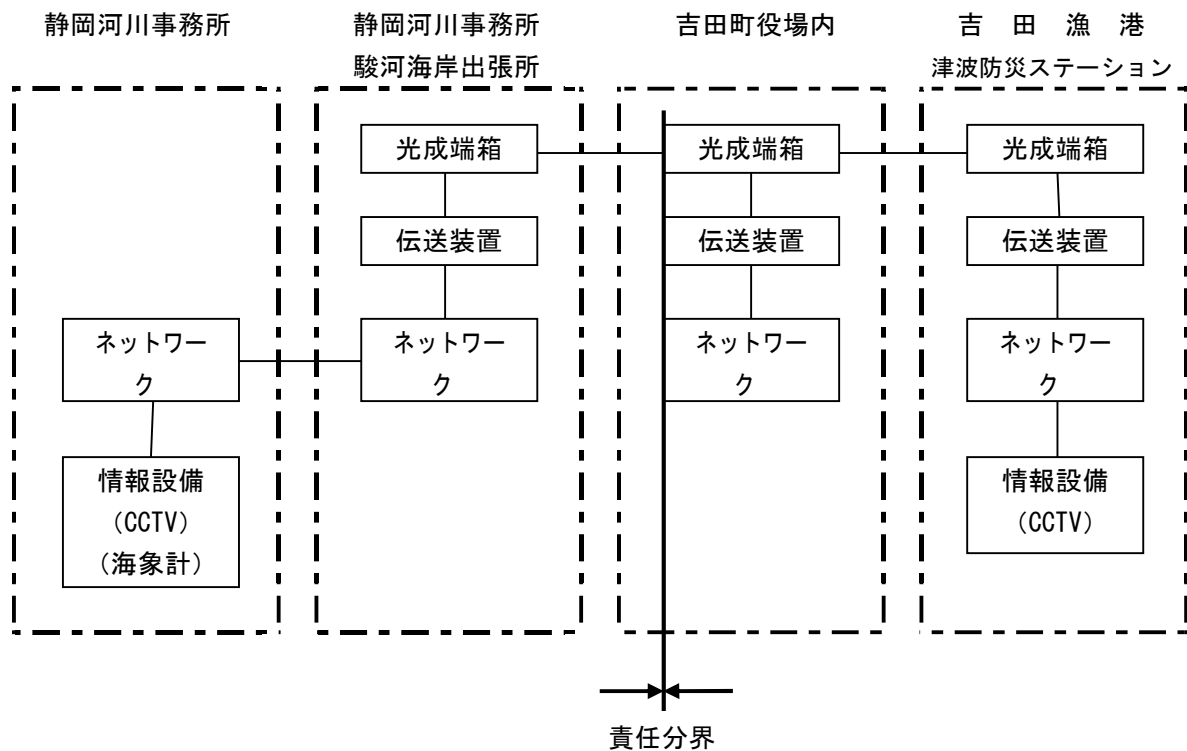
情報の種類	箇所名
画像情報	(駿河海岸情報) 大井川河口、川尻、住吉、坂口谷川河口

	(大井川情報) 大井川河口左岸、飯淵、太平橋左岸、大井川中島、 富士見橋左岸、東名大井川橋
海象情報	

◎乙の提供する情報

情報の種類	箇所名
画像情報	吉田港に設置された陸開及び大幡川水門監視画像

別紙-2



別紙-3 (関係機関の連絡先)

機関名	担当課	連絡先
静岡河川事務所	管理課 (協定)	054-273-9105
	調査課 (施設)	054-273-9104
吉田町役場	防災課	0548-33-2164

(33) 津波避難シェルターの管理及び使用に関する覚書【南駿河湾漁業協同組合吉田支所】

「津波避難シェルターの管理及び使用に関する覚書」

南駿河湾漁業協同組合吉田支所（以下「甲」という。）と吉田町（以下「乙」という。）は、津波避難シェルターを管理及び使用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（覚書の趣旨）

第1条 この覚書は、吉田町内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に一時避難場所として、乙が南駿河湾漁業協同組合吉田支所荷捌場屋上に設置した津波避難シェルターを甲が管理及び使用することについて必要な事項を定める。

（覚書の期間）

第2条 本覚書期間は、平成27年3月27日から平成28年3月31日までとする。

2 甲又は乙が前項の期間満了の1か月前までに覚書の解除の申出を行わない場合は、この覚書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（津波発生時における使用期間）

第3条 津波発生時における津波避難シェルターの使用期間は、吉田町内で震度5強以上の地震により吉田漁港の陸閘が自動的に閉鎖されたとき、又は乙が津波発生のおそれによる津波避難シェルターへの避難の必要性を認めたときから、津波のおそれがなくなったときまでとする。

（津波避難シェルターの使用における費用）

第4条 津波避難シェルターの使用料は、無料とする。

（津波避難シェルター等の設置に係る使用料）

第5条 津波避難シェルター及びその備品等の設置に係る使用料は、無料とする。

（津波避難シェルター等の破損・消費時等の修繕・補給等に係る費用負担）

第6条 一時避難場所として使用されたことに起因して津波避難シェルター等が破損・消費等された場合は、乙が修繕・補給等に係る費用を負担するものとする。

（鍵の貸与）

第7条 乙は、甲に地震自動開錠防災ボックスの鍵を貸与する。

2 甲は、前項の鍵を適切に保管し、異常を発見したときには速やかに乙に連絡するものとする。

（津波避難シェルターの管理）

第8条 津波避難シェルターの扉が施錠されている場合、甲の職員等が鍵を使用し開錠するものとする。

2 甲は、津波避難シェルター等の破損・消費等を発見したときには、速やかに乙に連絡するものとする。

（津波避難シェルターを使用した避難訓練）

第9条 甲は、津波避難シェルターを使用した訓練を行い、津波避難シェルター等の適切な使用方法や使用手順等の必要な事項を把握しておくものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 津波避難シェルターが一時避難場所として使用された際に発生した事故等については、甲は一切の責任を負わないものとする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成27年 3 月27日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉5436番地864
南駿河湾漁業協同組合吉田支所
担当理事

(乙) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書【西日本電信電話㈱静岡支店】

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」

吉田町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1-1、別紙1-2に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速や

資料編
＜共通対策＞

かにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の双方で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験、防災訓練及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成27年3月31日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡県静岡市葵区城東町5番1号
西日本電信電話株式会社 静岡支店
支店長

(35) 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書【静岡県行政書士会】

「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、吉田町内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、相互協力の精神に基づき、被災者支援のために必要な行政書士業務を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、混乱する被災地での被災者の救援により大きく貢献するために、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、大規模災害時に吉田町災害対策本部を設置し、かつ、吉田町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び別記1に定める業務並びに甲が必要と認める業務とする。

（要請手続き等）

第4条 甲の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした大規模災害時支援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲への会員の派遣を行うとともに、被災者支援相談窓口を設置し、その要請に応えるための措置を行うものとする。

3 乙は、前項の措置を行った場合、その状況を甲に通知するものとする。

（大規模災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認める場合は、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議のうえ、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費等全ての経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 甲の要請に基づく乙の認める行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（資料の交換及び協議）

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次の資料を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

資料編
<共通対策>

- (1) 吉田町地域防災計画
- (2) 国及び地方公共団体が作成した防災及び被災地想定資料
- (3) その他必要な資料
(損害の補償)

第9条 甲の申請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成27年 4 月 1 3 日

(甲) 榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡市葵区駿府町2番113号
静岡県行政書士会長

別記1 (第3条関係)

行政書士が関与できる書類作成業務及び相談業務

1 戸籍その他住民に関する記録に関する業務

- (1) 戸籍に関する届出
- (2) 埋火葬許可及び斎場使用許可に関する申請
- (3) 住民異動に関する届出
- (4) 戸籍等証明書の交付に関する申請
- (5) 印鑑の登録及び証明書の交付に関する申請
- (6) 一般旅券の発給に関する申請
- (7) 臨時運行許可に関する申請

2 住民の福祉に関する業務

- (1) 罹災証明の交付に関する申請
- (2) 災害弔慰金の支給に関する手続
- (3) 災害障害見舞金の支給に関する手続
- (4) 災害援護資金の貸付に関する手続
- (5) 身上の相談 (無料相談所の開設)

3 児童の福祉に関する業務

- (1) 保育園の入園・退園に関する届出
- (2) 放課後児童クラブの利用に関する申込み
- (3) 児童手当の認定等に関する請求
- (4) 児童扶養手当の認定等に関する請求
- (5) 母子家庭等医療費助成に関する申請
- (6) 未熟児養育医療給付に関する申請
- (7) こども医療費助成に関する申請

4 国民健康保険に関する業務

- (1) 国民健康保険の加入及び脱退に関する届出
- (2) 被保険者証等の再交付に関する申請
- (3) 療養費等の給付に関する届出
- (4) 一部負担金の減額及び免除に関する申請
- (5) 負担区分判定に係る基準収入額適用に関する申請

5 後期高齢者医療制度に関する業務

- (1) 医療費の支給に関する届出
- (2) 被保険者証等の再交付に関する届出
- (3) 被保険者資格の取得及び喪失に関する届出
- (4) 負担区分判定に係る基準収入額適用に関する申請
- (5) 保険料算定の基礎となる簡易申告書の提出
- (6) 保険料納付額に関する照会
- (7) 保険料の徴収猶予並びに減額及び免除に関する申請

6 国民年金に関する業務（社労業務取扱証明書の交付を受けた会員に限る。）

- (1) 国民年金の加入及び脱退に関する手続
- (2) 国民年金の免除に関する申請
- (3) 年金手帳及び年金証書の再交付に関する申請
- (4) 年金受給に関する届出

7 国民健康保険税に関する業務

- (1) 国民健康保険税の減額、免除及び還付に関する申請
- (2) 非自発的失業者に係る申請
- (3) 国民健康保険税算定の基礎となる簡易申告書等の提出
- (4) 国民健康保険税への充当に関する承諾
- (5) 国民健康保険税の納税証明の申請
- (6) 国民健康保険税納付額のお知らせ

8 町営住宅等の家賃等に関する業務

- 町営住宅等の家賃等の減免及び執行猶予に関する申請

9 教育に関する業務

- (1) 就学に関する届出
- (2) 特別支援教育就学奨励費事業に係る認定及び支給に関する申請

(36) 災害時における相互応援に関する協定書【福岡県八女市】

「災害時における相互応援に関する協定書」

(目的)

第1条 この協定は、福岡県八女市及び静岡県吉田町（以下「両市町」という。）の区域内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、両市町が相互の応援により適切な対応が図れるよう基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請を受けた事項

(応援の要請)

第3条 両市町の長は、相互に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）の長は、応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援市町の長は、応援の内容を電話等により要請市町の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 両市町の長は、緊急に応援を行う必要があると判断する場合には、前条第1項の規定による要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を実施する市町の長は、その内容について応援を受ける市町の長へ速やかに連絡するものとする。

(応援に従事する者の指揮)

第5条 この協定に基づく応援に従事する者（以下「応援従事者」という。）は、応援を受ける市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第6条 応援市町から要請市町までの往復に要する費用は、原則として応援市町の負担とし、要請市

町の区域内において応援に要した費用は、要請市町の負担とする。

- 2 要請市町において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、要請市町の求めにより応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 応援従事者が応援に係る業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援に係る業務の従事中に生じたものについては原則として要請市町が、当該従事場所への往復経路の途中において生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。
- 4 前各項の規定によりがたいときは、その都度、両市町で協議して定める。

(平常時の活動)

第7条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において、次に掲げる活動を行うよう努めるものとする。

- (1) 総合的な防災対策を実施するための調査研究及び情報交換
- (2) 応援の受入れ体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援の円滑な実施のため必要と認める事項

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日までに両市町から意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 両市町は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年7月16日

福岡県八女市本町647番地
八女市長

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(37) 静岡県立吉田特別支援学校を福祉避難所として使用する覚書【静岡県立吉田特別支援学校】

「静岡県立吉田特別支援学校を福祉避難所として使用する覚書」

静岡県立吉田特別支援学校長（以下「甲」という。）と吉田町長（以下「乙」という。）との間において、静岡県行政財産静岡県立吉田特別支援学校（以下「行政財産」という。）を福祉避難所として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

資料編
<共通対策>

(趣旨)

第1条 この覚書は、乙が、甲の所管する行政財産を、災害時における住民の福祉避難所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この覚書において「福祉避難所」とは、避難所での生活に支障を来すおそれのある高齢者及び障がいのある人のために乙が設置する2次的な避難所をいう。

(使用施設)

第3条 乙が福祉避難所として使用する行政財産は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 本館校舎(5階部分)
- (2) 福祉実習棟
- (3) 前2号に掲げる施設のほか、甲が認める施設

(申請等)

第4条 乙は、行政財産を使用する場合は、静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号。以下「規則」という。)に規定する行政財産使用許可申請書(以下「申請書」という。)を甲に提出しなければならない。ただし、乙が申請書を甲に提出する暇がないときは、電話等で要請し、事後に申請書を甲に提出することができる。

(許可)

第5条 甲は、前条の申請書を受理したときは、乙に規則に規定する行政財産使用許可書を交付し、その使用を許可するものとする。ただし、前条ただし書に規定する要請を受けたときは、その使用を許可するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、前項に規定する許可について、管理上必要な条件を付することができる。

(期間等)

第6条 行政財産の使用期間は7日間以内とし、必要に応じて甲乙協議の上、延長できるものとする。

2 乙は当該行政財産の使用を終了したときは、甲に対し、書面で行政財産使用の終了を通知するものとする。

(現状変更の制限)

第7条 乙は、行政財産の現状を変更するときは、甲の承諾を得なければならない。

(原状回復義務)

第8条 乙は、行政財産の使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、当該行政財産を原状に回復して返還しなければならない。

(使用料免除)

第9条 甲は、乙が使用する行政財産の使用料の全部を免除するものとする。

(費用の負担)

第10条 当該行政財産の附帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第11条 乙は、行政財産の使用に当たっては、この覚書に定めるもののほか、規則及び甲が別に定める許可条件を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第12条 甲が、当該行政財産を必要とするとき又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消しし、又は変更することができる。

2 甲は、前項に規定する使用許可の取消し又は変更により乙に損失が生じても、甲は、その損失を補償しないものとする。

(覚書の有効期間等)

第13条 この覚書は、当該行政財産の形状変更により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

2 当該行政財産の形状変更等により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、甲は乙に対し書面をもって連絡するものとする。

(現状の把握)

第14条 乙は、当該行政財産の現状を把握するため、次の各号に掲げる事項について、甲に対し照会することができる。

(1) 施設管理者、同代理者(教頭等)及び当該行政財産近辺に居住する職員(施設使用時に吉田町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員)の氏名、住所及び連絡先。

(2) 施設を使用する時に影響のある事項

(その他)

第15条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町片岡2130番地
静岡県吉田特別支援学校
校長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

〔38〕災害時物資供給支援協力に関する協定書【イオンビッグ株式会社】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町(以下「甲」という。)とマックスバリュ東海株式会社(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資(以下「物資」という。)を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(協力内容)

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。

(2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)を乙の本社総務部に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(物資供給)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する

資料編
＜共通対策＞

場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車輛を優先して通行できるよう配慮するものとする。
(費用負担)

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。
(情報共有)

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者(様式第2号。以下「報告書」という。)をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月 4日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番8号
イオンビッグ株式会社
代表取締役社長

別表(第1条関係)

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品	食料品

<p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）</p> <p>生活必需品</p> <p>紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器、ラップ、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）</p>	<p>ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガムテープ、ビニール紐、カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、マスク、ハンドソープ、下痢止め、胃薬、アルコール消毒液、うがい薬</p>
---	--

(39) 災害時物資供給支援協力に関する協定書【㈱ノジマ】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社ノジマ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資（以下「物資」という。）を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。
- (2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。

（情報共有）

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。なお、物資の在庫数量については、甲乙協議して状況に応じた目標数量を定めるものとする。

資料編
<共通対策>

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者(様式第2号。以下「報告書」という。)をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月 4日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
株式会社ノジマ
代表取締役

別表(第1条関係)

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
乙の吉田町に所在する店舗(ノジマ吉田店)内に存する販売用商品全部。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。	株式会社ノジマで通常の営業で取り扱っている全商品。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。

(40) 災害時荷捌き拠点に関する協定書【イオンビッグ株式会社・(株)ノジマ】

「災害時荷捌き拠点に関する協定書」

吉田町(以下「甲」という。)とマックスバリュ東海株式会社(以下「乙」という。)と株式会社ノジマ(以下「丙」という。)とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、甲が、乙及び丙の運営する店舗の駐車場(以下「店舗駐車場」という。)

を被災者支援のための物資の集積場、配送場又は配給場（以下「荷捌き拠点」という。）として使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

第1条 乙及び丙は、甲が店舗駐車を荷捌き拠点として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて店舗駐車を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が、店舗駐車使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙及び丙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承諾）

第2条 乙及び丙は、前条の規定により、要請書をもって要請を受けたときは、店舗駐車使用承諾書（様式第2号。以下「承諾書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承諾書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

2 乙及び丙は、前条ただし書きの規定により要請を受けたときは、概ね使用させる範囲を電話等で甲に連絡することによって使用を認めるものとし、要請書の提出を受けた後に、前項の手続きを行うものとする。

（使用期間）

第3条 甲の当該要請に係る店舗駐車の使用期間は、6か月以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙丙協議して試用期間を延長することができる。

2 甲は、店舗駐車の使用を終了したときは、乙及び丙に対し、店舗駐車使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（現状変更の制限）

第4条 甲は、店舗駐車を使用するに当たっては、乙及び丙の承認を得なければ店舗駐車の現状を変更することができない。

（現状回復義務）

第5条 甲は、店舗駐車の使用を終了したとき又は使用承認を受けた店舗駐車の範囲の一部について返還しようとするときは、返還しようとする店舗駐車を原状に回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

第6条 店舗駐車の賃借料は、無償とする。

2 店舗駐車の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙及び丙が特に認める場合は、この限りでない。

（承認の取消）

第7条 乙及び丙は、使用を承認した店舗駐車の範囲の全部又は一部についてやむを得ず返還を求めなければならない事情が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時荷捌き拠点に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、店舗駐車の形状変更等により荷捌き拠点としての用途に供することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、当該店舗駐車を荷捌き拠点として使用する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

資料編
<共通対策>

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月 4日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番8号
イオンビッグ株式会社
代表取締役社長

(丙) 神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
株式会社ノジマ
代表取締役

(41) 災害時物資供給支援協力に関する協定書【榊杏林堂グループホールディングス】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社杏林堂グループホールディングス（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資（以下「物資」という。）を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(協力内容)

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。
- (2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(物資供給)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する

場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。

(情報共有)

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。なお、物資の在庫数量については、甲乙協議して状況に応じた目標数量を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月5日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

(乙) 静岡県浜松市中区板屋町 111 番地の 2
浜松アクトタワー13階
株式会社杏林堂グループホールディングス
代表取締役

別表(第1条関係)

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
乙の吉田町に所在する店舗（杏林堂吉田店）内に存する販売用商品全部。	株式会社杏林堂薬局で通常の営業で取り扱っている全商品。

(42) 災害時荷捌き拠点に関する協定書【㈱杏林堂グループホールディングス】

「災害時荷捌き拠点に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社杏林堂グループホールディングス（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の運営する店舗の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）を被災者支援のための物資の集積場、配送場又は配給場（以下「荷捌き拠点」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

第1条 乙は、甲が店舗駐車場を荷捌き拠点として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて店舗駐車場を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が、店舗駐車場使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承認）

第2条 乙は、前条の規定により、要請書をもって要請を受けたときは、店舗駐車場使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。

なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

2 乙は、前条ただし書きの規定により要請を受けたときは、概ね使用させる範囲を電話等で甲に連絡することによって使用を認めるものとし、要請書の提出を受けた後に、前項の手続きを行うものとする。

（使用期間）

第3条 甲の当該要請に係る店舗駐車場の使用期間は、6か月以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、店舗駐車場の使用を終了したときは、乙に対し、店舗駐車場使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（現状変更の制限）

第4条 甲は、店舗駐車場を使用するに当たっては、乙の承認を得なければ店舗駐車場の現状を

変更することができない。

(原状回復義務)

第5条 甲は、店舗駐車場の使用を終了したとき又は使用承認を受けた店舗駐車場の範囲の一部について返還しようとするときは、返還しようとする店舗駐車場を原状に回復して返還しなければならない。

(費用の負担)

第6条 店舗駐車場の賃借料は、無償とする。

2 店舗駐車場の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

(承認の取消)

第7条 乙は、使用を承認した店舗駐車場の範囲の全部又は一部についてやむを得ず返還を求めなければならない事情が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時荷捌き拠点に関する協定に係る連絡責任者報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、店舗駐車場の形状変更等により荷捌き拠点としての用途に供することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、当該店舗駐車場を荷捌き拠点として使用する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3 月 5 日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

(乙) 静岡県浜松市中区板屋町 111 番地の 2
浜松アクトタワー13 階
株式会社杏林堂グループホールディングス
代表取締役

(43) 災害時物資供給支援協力に関する協定書【機ソルーナ】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社ソルーナ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資（以下「物資」という。）を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。
- (2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

- 2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。

（情報共有）

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。なお、物資の在庫数量については、甲乙協議して状況に応じた目標数量を定めるものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

- 2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保

有する。

平成30年3月11日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

(乙) 静岡県焼津市高新田 1416 番地
株式会社ソルーナ
代表取締役社長

別表（第1条関係）

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
乙の吉田町に所在する店舗（吉田インター店）内に存する販売用商品全部。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。	株式会社ソルーナで通常の営業で取り扱っている全商品。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。

(44) 災害時荷捌き拠点に関する協定書【㈱ソルーナ】

「災害時荷捌き拠点に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社ソルーナ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙、マックスバリュ東海株式会社及び株式会社ノジマの運営する店舗の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）を被災者支援のための物資の集積場、配送場又は配給場（以下「荷捌き拠点」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

第1条 乙は、甲が店舗駐車場を荷捌き拠点として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて店舗駐車場を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が、店舗駐車場使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

資料編
<共通対策>

(使用承認)

第2条 乙は、前条の規定により、要請書をもって要請を受けたときは、店舗駐車場使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

2 乙は、前条ただし書きの規定により要請を受けたときは、概ね使用させる範囲を電話等で甲に連絡することによって使用を認めるものとし、要請書の提出を受けた後に、前項の手続きを行うものとする。

(使用期間)

第3条 甲の当該要請に係る店舗駐車場の使用期間は、6か月以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、店舗駐車場の使用を終了したときは、乙に対し、店舗駐車場使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

(現状変更の制限)

第4条 甲は、店舗駐車場を使用するに当たっては、乙の承認を得なければ店舗駐車場の現状を変更することができない。

(原状回復義務)

第5条 甲は、店舗駐車場の使用を終了したとき又は使用承認を受けた店舗駐車場の範囲の一部について返還しようとするときは、返還しようとする店舗駐車場を原状に回復して返還しなければならない。

(費用の負担)

第6条 店舗駐車場の賃借料は、無償とする。

2 店舗駐車場の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

(承認の取消)

第7条 乙は、使用を承認した店舗駐車場の範囲の全部又は一部についてやむを得ず返還を求めなければならない事情が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時荷捌き拠点に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、店舗駐車場の形状変更等により荷捌き拠点としての用途に供することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、当該店舗駐車場を荷捌き拠点として使用する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月11日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

(乙) 静岡県焼津市高新田 1416 番地
株式会社ソルーナ
代表取締役社長

(45) 災害における物資供給に関する協定書【NPO 法人コメリ災害対策センター】

「災害時における物資供給に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とNPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に災害対策を必要とするところへ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が要請する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに

資料編
<共通対策>

文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議して速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月12日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

(46) 平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する吉田町と静岡県弁護士会との協定書

【静岡県弁護士会】

「平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する

吉田町と静岡県弁護士会との協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、平時の災害対策及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者への情報提供支援活動、被災者法律相談及び生活再建支援活動等の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲及び乙は、平時における災害対策及び災害時における被災者支援活動において連携することにより、町民の安心と安全を確保し、また、災害時における円滑で効果的な被災者支援活動の実施により被災者の不安解消、法的問題の解決及び生活再建等につなげるため、本協定を定める。

(平時の災害対策)

第2条 甲及び乙は、前条の趣旨を実現するため、平時の災害対策において、適宜必要に応じて協議し、連携する。

(被災者支援活動従事者の派遣)

第3条 乙は、災害時に甲から被災者支援活動実施の要請を受けた場合、可及的速やかに乙又は他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動担当者を選出し、実施する。

(実施期間)

第4条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

(被災者支援活動の報告)

第5条 乙は、甲に対し、甲の求めに応じ、被災者支援活動の実施状況を適宜報告する。

(被災者支援活動実施の連絡及び広報)

第6条 乙が、吉田町を対象とした被災者支援活動を実施する場合において(甲の要請によらない場合を含む)、乙が、甲に対し、その内容、開催場所及び開催日時等を連絡したときには、甲は可能な限りでその広報に協力する。

(支援情報の活用等)

第7条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、乙が作成する災害時Q&A集(静岡県弁護士会ニュース)その他の支援情報等の活用並びに町民及び甲職員への周知について、相互に協力する。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密や個人情報等を第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了後も同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定は、締結の日から効力を発生する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

平成31年3月22日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡市葵区追手町10番80号
静岡県弁護士会
会長

(47) 災害における応急対策業務に関する協定書【吉田町災害復旧支援会】

「災害時における応急対策業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と吉田町災害復旧支援会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、甲及び乙が実施する内容等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第2条 甲は、災害時において、応急対策業務の要請が必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 災害予防活動
- (2) 人命救助活動
- (3) 緊急災害復旧活動
- (4) その他必要な活動

2 前項の要請にあたっては、甲は場所、状況、作業内容その他必要と認める事項を口頭、電話、その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の規定により協力要請があった場合は、協力するものとし、乙に所属する会員（以下「所属会員」という。）が保有する労働力と建設資機材等を勘案し、速やかに応急対策業務を実施するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条の規定による応急対策業務を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施期間及び場所
 - (2) 作業内容
 - (3) 従事した所属会員名
 - (4) 使用した建設資機材等の内訳
 - (5) その他必要な事項
- （経費の負担及び請求）

資料編
＜共通対策＞

第5条 乙が実施した応急対策業務に要した経費（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の決定に基づき、甲に請求するものとする。

（建設車両等の報告）

第6条 乙は、災害時における応急対策業務が円滑に実施できるよう、所属会員の名簿並びに所属会員ごとに保有する建設車両及び重機（以下「車両等」という。）の台数を毎年4月に甲に報告するものとし、車両等の台数に変更が生じたときは、その都度、報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和元年6月24日

（甲） 吉田町長

（乙） 吉田町災害復旧支援会
会長

〔48〕 災害における支援物資の輸送等に関する協定書【株式会社丸総】

「災害時における支援物資の輸送等に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社丸総（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、支援物資の輸送、一時保管、仕分け等（以下「支援物資の輸送等」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、支援物資の輸送等の要請が必要と認める場合は、次に掲げる業務（以下「災害支援業務」という。）について、乙に対して協力を要請することがで

きる。

- (1) 甲が災害時に開設する物資集積場所から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (2) 乙及び乙の協力会社（以下「防災協力会」という。）が所有する倉庫における支援物資の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (3) 甲が災害時に開設する物資集積場所での仕分け（人員の派遣を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する業務
（要請の方法）

第3条 前条の要請は、災害支援業務の内容、場所その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から災害支援業務の協力要請があった場合は、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に規定する災害支援業務を実施した場合は、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害支援業務の内容
- (2) 実施期間及び場所
- (3) 使用した車両及び資機材の内訳
- (4) 従事した人数
- (5) その他必要な事項

（経費の負担及び請求）

第6条 乙が実施した災害支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、原則、甲が負担するものとする。ただし、支援物資の一時保管場所として使用する倉庫の賃借料は無償とする。

- 2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。
- 3 乙は、前項の決定に基づき、甲に請求するものとする。

（事故等）

第7条 乙は、災害支援業務において使用する車両及び資機材が故障その他の理由により使用できなくなったため災害支援業務を中断した場合は、速やかに当該車両及び必要資機材を交換して災害支援業務を継続するよう努めなければならない。

- 2 乙は、災害支援業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第8条 災害支援業務の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議し定めるものとする。

（補償）

第9条 災害支援業務に従事した者が、当該災害支援業務において、負傷、疾病及び死亡した場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

（車両等の報告）

第10条 乙は、災害時における災害支援業務が円滑に実施できるよう、乙の所有する車両、倉庫、資機材等（以下「車両等」という。）を協定締結後に速やかに報告するものとし、車両等に変更が生じたときは、その都度、報告するものとする。

- 2 車両等の報告は、防災協力会においても同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(協定の効力)

第 11 条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通ずつを所持する。

令和元年 6 月 27 日

(甲) 吉田町住吉 87 番地

吉田町長

(乙) 吉田町神戸 3075 番地の 1

株式会社 丸総

代表取締役社長

(49) 災害時における救援物資提供に関する協定書【ダイードリンク(株)中部第二支店】

「災害時における救援物資提供に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とダイードリンク株式会社中部第二支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な項を定めるものとする。

(協力の内容)

第 2 条 吉田町内に震度 5 弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、同町に対策本部が設置され、甲から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第 1 項の要請があった時は、吉田町教育委員会が所管する施設に設置している災害停電時飲料提供型自動販売機（緊急事態及びその他災害対応型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するほか、別紙のとおり各施設に保管されている備蓄水等の物資を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第 1 項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を

練るものとする。

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めるものの他、この協定に実施に関して必要な事柄、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町神戸1283番地
ダイドードリンコ株式会社
中部第二支店長

別紙

保管先施設名	保管先数量	保管先商品	備考
吉田町 学習ホール	10ケース	飲料水 ダイドードリンコ	1ケース 500ペット24本入
吉田町 総合体育館	30ケース	飲料水 ダイドードリンコ	1ケース 500ペット24本入
吉田町 体育センター	10ケース	飲料水 ダイドードリンコ	1ケース 500ペット24本入

(50) 災害時における救援物資提供に関する協定書【FVジャパン(株)静岡支店】

「災害時における救援物資提供に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とFVジャパン株式会社静岡支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な

資料編
＜共通対策＞

項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 吉田町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、同町に対策本部が設置され、甲から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、吉田町教育委員会が所管する施設に設置している災害対応型自動販売機(緊急事態及びその他災害対応型)の機内在庫の製品及び貴営業所在庫の製品、備蓄水等を可能な限り甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めるものの他、この協定に実施に関して必要な事柄、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 静岡県静岡市清水区長崎86番地
FVジャパン株式会社
静岡支店長

(51) 災害時における救援物資提供に関する協定書【東海ビバレッジサービス(株)島田支店】

「災害時における救援物資提供に関する協定書」

吉田町(以下「甲」という。)と東海ビバレッジサービス株式会社島田支店(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 吉田町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れが

ある場合において、同町に対策本部が設置され、甲から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があった時は、吉田町教育委員会が所管する施設に設置している災害対応型自動販売機（緊急事態及びその他災害対応型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるものの他、この協定に実施に関して必要な事柄、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 静岡県島田市阪本835-1
東海ビバレッジサービス株式会社
島田支店長

（52）災害に係る情報発信等に関する協定【ヤフー㈱】

「災害に係る情報発信等に関する協定」

吉田町（以下「甲」という。）ヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、吉田町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

資料編

<共通対策>

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、吉田町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、吉田町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の吉田町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、吉田町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社代表取締役

(53) 災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書【一般社団法人静岡県トラック協会】

「災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資等の緊急・救援輸送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、静岡県内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う災害時等の物資の緊急・救援輸送業務等に関する協力要請に対し必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に対し協力要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物資の緊急・救援輸送（車上受け、車上渡しを原則とする。）
- (2) 資機材の提供
- (3) 緊急・救援輸送業務に関する情報収集

（輸送等）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、輸送業務等を行うよう努める。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、緊急・救援輸送要請書（様式1）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後すみやかに緊急・救援輸送要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により輸送業務を行ったときは、輸送内容を緊急・救援輸送実施報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

資料編
＜共通対策＞

5 前4項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（様式3）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における国が告示した標準的な運賃及び附帯する料金とし、使用した資機材費用については、甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第6条 甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車及び作業時に使用する資機材を損傷又は滅失した時は、その損害を補償する。

（災害補償）

第7条 甲は、甲の指示により、第2条の規定による業務以外の業務に従事した乙の会員が、業務に従事したことに起因し、当該乙の会員の責に帰することが出来ない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）」に準じたその損害を補償する。ただし、甲は、当該従事者（乙の会員）が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項については、当該運送事業者が定めた運送約款（標準貨物自動車運送約款を含む。）を準用するほか、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87
吉田町長

乙 静岡県静岡市駿河区池田126-4
一般社団法人静岡県トラック協会
会長

(54) 災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書

「災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とクボタ環境サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の応急対策支援業務（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙が行う支援業務に関して基本的な事項を定め、支援業務の円滑な実施により、災害により被害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 本協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 本協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- （1） 暴風、竜巻、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象
- （2） その他甲と乙の協議により定めるもの

2 本協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- （1） 吉田浄化センター
- （2） 住吉1号マンホールポンプ
- （3） 住吉2号マンホールポンプ
- （4） 住吉3号マンホールポンプ
- （5） 川尻1号マンホールポンプ
- （6） 川尻2号マンホールポンプ
- （7） 川尻3号マンホールポンプ

（支援業務の内容）

第3条 乙が行う支援業務は、次に掲げるものとする。

- （1） 被害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- （2） 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- （3） 前各号に掲げる災害支援は、下水道業務継続計画及び下水道総合地震対策計画に基づき行うものとする。

（協力要請の手続）

第4条 前条の規定による協力要請は、応急対策支援業務協力要請書（様式第1号）により、次の事項を明らかにし要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとする。

資料編
<共通対策>

- (1) 被害の状況
 - (2) 必要とする人員（連絡責任者）
 - (3) 施設名及び場所
 - (4) 内容及び期間
 - (5) その他の必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず、乙は当町で震度6弱以上の地震が発生し、甲との連絡が不通の場合は、協力要請の連絡がなくとも、乙の判断により本協定に定めた支援業務を開始することができるものとする。
- 3 第1項ただし書き及び前項による場合、甲は、後日速やかに応急対策支援業務協力要請書を送付するものとする。

(支援業務の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する支援業務を行うものとする。ただし、乙の従事者の安全が担保されないと乙が判断した場合は、この限りではない。

(実施報告)

第6条 乙は、第4条の規定による支援業務を実施した場合は、甲に対し、応急対策支援業務進捗・完了報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 施設名及び場所
- (2) 着手日時
- (3) 指示内容及び実施内容
- (4) 完了（予定）日
- (5) 概略工程表
- (6) 施設の問題点・連絡事項等

(経費の負担及び請求)

- 第7条 乙が実施した支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。
- 2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定に基づき、甲に経費の請求するものとする。

(労務災害補償)

第8条 乙の従事者が支援業務により負傷、疾病、又は死亡等した場合は、甲乙協議により補償するものとする。

(廃止)

- 第9条 甲又は乙において本協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を廃止することができるものとする。
- 2 甲又は乙が本協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、本協定を廃止することができるものとする。

(協定の効力)

第10条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和3年 3月 9日

(甲) 吉田町長 田村 典彦

住 所 東京都中央区京橋2丁目1番3号
(乙) 商 号 クボタ環境サービス 株式会社
代表者氏名 代表取締役

(55) 災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書

「災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店（以下「乙」という。）は、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の応急対策支援業務（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、乙が行う支援業務に関して基本的な事項を定め、支援業務の円滑な実施により、災害により被害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 本協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

(対象)

第2条 本協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 本協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- (1) 吉田浄化センター（電気設備）

(支援業務の内容)

第3条 乙が行う支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

資料編
＜共通対策＞

- (2) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- (3) 前各号に掲げる災害支援は、下水道業務継続計画及び下水道総合地震対策計画に基づき行うものとする。

(協力要請の手続)

第4条 前条の規定による協力要請は、応急対策支援業務協力要請書（様式第1号）により、次の事項を明らかにし要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする人員（連絡責任者）
- (3) 施設名及び場所
- (4) 内容及び期間
- (5) その他の必要な事項

- 2 前項の規定に関わらず、乙は当町で震度6弱以上の地震が発生し、甲との連絡が不通の場合は、協力要請の連絡がなくとも、乙の判断により本協定に定めた支援業務を開始することができるものとする。
- 3 第1項ただし書き及び前項による場合、甲は、後日速やかに応急対策支援業務協力要請書を送付するものとする。

(支援業務の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する支援業務を行うものとする。ただし、乙の従事者の安全が担保されないと乙が判断した場合は、この限りではない。

(実施報告)

第6条 乙は、第4条の規定による支援業務を実施した場合は、甲に対し、応急対策支援業務進捗・完了報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 施設名及び場所
- (2) 着手日時
- (3) 指示内容及び実施内容
- (4) 完了（予定）日
- (5) 概略工程表
- (6) 施設の問題点・連絡事項等

(経費の負担及び請求)

第7条 乙が実施した支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。
- 3 乙は、前項の決定に基づき、甲に経費の請求するものとする。

(労務災害補償)

第8条 乙の従事者が支援業務により負傷、疾病、又は死亡等した場合は、甲乙協議により補償するものとする。

(廃止)

第9条 甲又は乙において本協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を廃止することができるものとする。

2 甲又は乙が本協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、本協定を廃止することができるものとする。

(協定の効力)

第10条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和3年 3月 9日

(甲) 吉田町長 田村 典彦

住 所 静岡県静岡市葵区追手町3番11号

(乙) 商 号 東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店
代表者氏名 統括責任者

(56) 災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定【中部電力パワーグリッド株式会社】

「災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定」

吉田町（以下「甲」という。）、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び事案、大規模な停電（以下「災害等」という。）において、連携して対応に当たることとし、次の連携に関する協定を締結する。

(適用範囲)

第1条 この協定の適用範囲は、吉田町内とする。

(平時の連携)

第2条 甲及び乙は、平時及び災害等発生時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に確認しておくものとする。

資料編 ＜共通対策＞

- 2 甲は、電力の優先復旧と電源車を配置すべき災害応急対策のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、乙と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。
- 3 甲は、重要施設における自家発電設備の設置等の停電対策の啓発に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木等の除去に努めるものとする。
- 5 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、互いが実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（災害等発生時の連携）

- 第3条 乙は、災害等が発生した場合、若しくはその恐れがある場合には、速やかに甲に停電情報を連絡するとともに、必要に応じて甲の災害対策本部等に連絡員を派遣し、甲及び乙が連携して、停電の復旧を進めるものとする。
- 2 甲は、優先復旧及び電源車の配置を要請する場合には、乙に優先順位を付して行うこととし、乙は、それに基づき復旧に努めるものとする。また、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案するとともに、甲と適宜協議を行うものとする。ただし、電源車の配置については、市町を跨ぐ広範囲で停電が発生した場合、静岡県と協議の上、決定するものとする。
 - 3 甲及び乙は、乙の設備及びその他障害物が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、又は及ぼす恐れのある場合、連携して通行の確保にあたりるとともに、甲の管理する吉田町地域防災計画に定める緊急輸送路等については、これを優先的に実施するものとする。
 - 4 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、これに協力するものとする。
 - 5 乙は、停電復旧作業に必要な活動拠点について、甲が有する施設の使用を要請できるものとし、甲は、これに協力するものとする。
 - 6 甲及び乙は、災害等が発生している地域の被災状況、停電の復旧状況、道路啓開状況等の情報について、情報共有を行う。また、互いが保有する連絡・通信手段等を利用し、町民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

（連携方法）

- 第4条 第2条及び第3条の連携に関する詳細な実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

- 第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

- 第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月5日

静岡県榛原郡吉田町住吉87

甲 吉田町長

静岡県島田市本通一丁目4684番1

乙 中部電力パワーグリッド株式会社
島田営業所長

(57) 吉田町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

【日本郵便株式会社 吉田町内郵便局代表】

「吉田町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、吉田町の住民サービス向上や地域活性化等を図ることを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

(連携事項)

資料編 ＜共通対策＞

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 災害支援に関すること。
- (2) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (3) 地域活性化に関すること。
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (5) 多文化共生のまちづくりに関すること。
- (6) その他、地方創生に関すること。

2 前項第1号に掲げる連携事項の具体的な実施方法等は、別紙1のとおりとする。

3 第1項第2号に掲げる連携事項の具体的な実施方法等は、別紙2のとおりとする。

4 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（附則）

本協定の締結日の前日をもって、甲乙間で平成10年4月23日付け締結した「災害支援協力に関する覚書」及び「道路損傷等の情報提供に関する覚書」は失効する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 2月 25日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉2230番地の2
日本郵便株式会社 吉田町内郵便局代表

別紙1

災害支援に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、吉田町内に発生した地震その他による災害時において、甲乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 本細則において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、吉田町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 避難・物資支援のための車両の提供
(乙が提供可能な場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

資料編
<共通対策>

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 本細則に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 吉田町 防災課長

乙 日本郵便株式会社 吉田郵便局長

別紙2

安心・安全な暮らしの実現に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、吉田町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障がなく、かつ法令等に反しない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路、カーブミラー、ガードレール等の異常を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

別記

事業所名	所在地
------	-----

事業所名	所在地
住吉郵便局	静岡県榛原郡吉田町住吉 2 2 3 0 番地の 2
吉田郵便局	静岡県榛原郡吉田町住吉 1 3 2 番地の 5
焼津郵便局	静岡県焼津市焼津 1 丁目 4 番 1 号

(58) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書【タイセーサッシ工業 株式会社】

「災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とタイセーサッシ工業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する敷地の一部（以下「敷地内緑地」という。）を被災者支援のための応急仮設住宅用地（以下「応急仮設住宅用地」とする。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

第 1 条 乙は、災害時において、甲が敷地内緑地を応急仮設住宅用地として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて敷地内緑地を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が敷地内緑地使用要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承認）

第 2 条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、応急仮設住宅用地使用承認書（様式第 2 号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

（使用期間）

第 3 条 甲の当該要請に係る敷地内緑地の使用期間は、応急仮設住宅の建築が完了してから 2 年以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、敷地内緑地の使用を終了したときは、乙に対し、敷地内緑地使用終了届（様式第 3 号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（原状回復義務）

第 4 条 甲は、敷地内緑地の使用を終了したとき又は敷地内緑地の一部について返還しようとするときは、返還しようとする敷地内緑地を原状回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

第 5 条 敷地内緑地の賃借料は、無償とする。

2 敷地内緑地の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特

資料編
<共通対策>

に認める場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月24日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡県榛原郡吉田町川尻488番地の1
タイセーサッシ工業 株式会社
代表取締役社長

(59) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書【株式会社 大長増田商店】

「災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社大長増田商店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する敷地の一部（以下「敷地内緑地」という。）を被災者支援のための応急仮設住宅用地（以下「応急仮設住宅用地」とする。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(使用範囲)

第1条 使用する土地は、静岡県榛原郡吉田町川尻480番1とする。

(使用要請)

第2条 乙は、災害時において、甲が敷地内緑地を応急仮設住宅用地として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて敷地内緑地を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が敷地内緑地使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(使用承認)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、応急仮設住宅用地使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

(使用期間)

第4条 甲の当該要請に係る敷地内緑地の使用期間は、応急仮設住宅の建築が完了してから2年以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、敷地内緑地の使用を終了したときは、乙に対し、敷地内緑地使用終了届(様式第3号。以下「終了届」という。)を提出するものとする。

(原状回復義務)

第5条 甲は、敷地内緑地の使用を終了したとき又は敷地内緑地の一部について返還しようとするときは、返還しようとする敷地内緑地を原状回復して返還しなければならない。

(費用の負担)

第6条 敷地内緑地の賃借料は、無償とする。

2 敷地内緑地の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月24日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡県榛原郡吉田町川尻459番地の1
株式会社 大長増田商店
代表取締役

(60) 災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書【静岡県司法書士会】

「災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書」

吉田町(以下「甲」という。)と静岡県司法書士会(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、甲が吉田町災害対策本部を設置した場合(以下「災害時」という。)における被災者支援のために必要な司法書士相談業務(以下「被災者相談業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 災害時において、甲の要請に基づき乙が行う被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

資料編
＜共通対策＞

(要請)

- 第2条 甲は、災害時において被災者相談業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに乙及び乙との協力関係にある者の中から、被災者相談業務を実施する司法書士（以下「相談員」という。）を選出し、相談員の派遣計画を甲に報告する。
- 3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

(被災者相談業務の範囲)

第3条 相談員が実施する被災者相談業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 調査業務

ア 被災地における相談用件調査

(2) 相談業務

ア 相続に関する相談

イ 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

ウ 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

エ 成年後見制度に関する相談

オ その他司法書士法に定める業務に関する相談

(要請手続き等)

- 第4条 第2条に規定された要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書を提出することが困難な状況である場合には、口頭等により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

(災害時の体制整備等)

- 第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に対応できる体制を確保するように努めるものとする。
- 2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない場合は、乙の関係団体による支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条に規定する被災者相談業務で必要となる人件費、調査費及び物件費その他全ての経費は、乙が全額負担するものとする。

(相談者の負担)

第7条 甲の要請に基づく被災者相談業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(資料の交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、被災者相談業務を円滑に行うことができるよう、平常時から必要な情報及び資料について交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(情報等の管理)

第9条 甲及び乙は、被災者相談業務に関する作成資料等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠のある保管場所に適切に管理しなければならない。

2 乙及び被災者相談業務を行った相談員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく被災者相談業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(連携)

第11条 乙は、甲の要請に基づく被災地相談業務を行う場合に、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合には、甲と他機関等との調整を行ったうえで業務を行うものとする。

(協定の解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、この協定に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(疑義の解決)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から令和5年3月31日とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和4年4月1日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87
吉田町長

(乙) 静岡市駿河区稲川一丁目1番1号
静岡県司法書士会
会 長

(61) 災害時における移動型独立電源貸与協定書【NTN株式会社 自然エネルギー商品事業部】

「災害時における移動型独立電源貸与協定書」

静岡県榛原郡吉田町（以下「甲」という。）とNTN株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の移動型独立電源「N³ エヌキューブ」（以下「N3」という。）の甲への貸与に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下併せて「災害時」という。）において、N3の貸与を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において次に掲げる業務（以下「災害支援業務」という。）について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有するN3及びその付属設備一式の貸与
- (2) 甲が指定する場所へのN3の輸送及び設置
- (3) 貸与期間中に発生するN3のメンテナンス
- (4) 貸与期間終了後における上記(2)の設置場所からのN3の撤去
- (5) N3の使用方法について、必要時における甲が指定する担当及び団体等への指導

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、災害支援業務の詳細その他乙が必要と認める事項を記載した文書をもって事前に行うものとする。ただし、甲が事前に文書をもって要請することができない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（受諾条件）

第4条 乙は、甲からの災害支援業務の要請があった場合は、次に掲げる事項が全て満たされることを条件に、当該要請を受諾するものとする。この場合、乙は災害支援業務の全部又は一部を第三者へ委託することができる。また、災害支援業務の実施における条件としてこの協定及び甲からの要請文書に記載のない事項のうち甲又は乙が必要と考える事項については、別途甲乙協議のうえ、決定するものとする。

- (1) 甲が指定する場所へのN3の輸送が可能であること
 - (2) 乙及び乙が災害支援業務の全部又は一部を委託する第三者が、災害時に活動可能な状況にあること
 - (3) 当該要請時点で乙においてN3が貸与出来る状態であること
 - (4) その他災害支援業務の実施が不可能又は困難となる事情が存在しないこと
- (貸与期間)

第5条 N3の貸与期間は、甲が指定するN3の設置場所である避難場所等の開設期間に準じる。ただし、開設期間が1年以上の長期にわたる場合は別途甲乙協議し貸与期間を決定する。

(報告)

第6条 乙は、第2条に規定する災害支援業務が完了した場合は、速やかに甲に対して、次に掲げる事項の報告を、文書をもって行うものとする。ただし、当該文書の提出時期は、別途甲乙協議の上決定する。

- (1) 災害支援業務の詳細（実施期間及び実施場所を含む）
 - (2) 災害支援業務の実施に掛かった費用
 - (3) その他乙が必要と認める事項
- (経費の負担及び請求)

第7条 乙が実施した災害支援業務に要した経費（N3の賃料を含み、以下「経費」という。）は、次に掲げる事項に従い、甲が負担するものとする。

- (1) 経費のうち、N3の賃料及びメンテナンス費用は、甲乙協議し、災害支援業務の実施前に予め文書をもって決定するものとする。
- (2) 乙は、災害支援業務の完了後、遅滞なく甲に経費を請求するものとする。
- (3) 甲は、前項の請求を受けた日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する口座に振込むことで経費を支払うものとし、当該振込に要する手数料は甲の負担とする。

(損害の負担)

第8条 N3の貸与期間中に生じたN3の滅失・毀損の責任および費用負担については、甲乙協議し、文書をもって定めるものとする。

(補償)

第9条 N3の貸与期間中に、N3の操作、取扱い等によって甲又は第三者が人的、物的損害を蒙った場合、甲乙協議し、処理解決するものとする。

(通知義務等)

第10条 甲は、N3の貸与期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、直ちに乙に通知するものとする。

- (1) N3に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき
- (2) N3について第三者より乙の所有権が侵害され、又は侵害されるおそれのあるとき

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときには、その都度甲乙が誠意を持って協議し、決定するものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。この協定終了時に貸与中のN3がある場合、乙は、

資料編
＜共通対策＞

N3をその設置場所から搬出し、引き揚げることができ、当該搬出、引揚げに要する費用は、乙の都合により協定を終了する場合を除き甲の負担とする。当該搬出、引揚げ後、甲及び乙は、第7条に従い経費を精算するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙の署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年4月28日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 東京都港区港南2丁目6番2号太陽生命品川ビル
NTN株式会社 自然エネルギー商品事業部
事業部長

(62) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書【トライ産業 株式会社】

「災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とトライ産業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する敷地の一部（以下「敷地内緑地」という。）を被災者支援のための応急仮設住宅用地（以下「応急仮設住宅用地」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

第1条 乙は、災害時において、甲が敷地内緑地を応急仮設住宅用地として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて敷地内緑地を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が敷地内緑地使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承認）

第2条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、応急仮設住宅用地使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

（使用期間）

第3条 甲の当該要請に係る敷地内緑地の使用期間は、応急仮設住宅の建築が完了してから2年以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、敷地内緑地の使用を終了したときは、乙に対し、敷地内緑地使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

(原状回復義務)

第4条 甲は、敷地内緑地の使用を終了したとき又は敷地内緑地の一部について返還しようとするときは、返還しようとする敷地内緑地を原状回復して返還しなければならない。

(費用の負担)

第5条 敷地内緑地の賃借料は、無償とする。

2 敷地内緑地の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月8日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡県静岡市清水区清開2丁目2番9号
トライ産業 株式会社
代表取締役社長

(63) 防災・減災における協力及び支援業務に関する協定書【YSD防災協力会】

「防災・減災における協力及び支援業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とYSD防災協力会（以下「乙」という。）とは、平常時及び地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における協力及び支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、平常時及び災害時における協力及び支援業務に関し、甲及び乙が実施する内容等について、必要な事項を定めるものとする。

(平常時の活動)

第2条 平常時において、甲及び乙は、次に掲げる活動を協力して行うものとする。

- (1) 防災情報等の周知
- (2) 防災訓練への協力
- (3) 乙の会員が所有する倉庫における甲の備蓄品等の保管

資料編 ＜共通対策＞

- (4) 前3号に掲げるもののほか、平常時の活動を円滑に実施するため必要と認める事項
- 2 平常時の活動に係る協力の依頼は、口頭、電話その他の方法により行い、必要に応じて文書を提出するものとする。
- 3 平常時の活動に係る報告の方法及び活動に要した費用の請求等は、甲乙協議し、決定するものとする。

(災害時の支援要請)

第3条 甲が災害時において乙の支援を求める必要があると認める場合は、次に掲げる業務（以下「災害支援業務」という。）について、乙に対して支援を要請することができる。

- (1) 甲が災害時に開設する物資集積場所から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (2) 乙の会員が所有する倉庫における支援物資の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (3) 甲が指定する場所への乙の会員が所有する倉庫に保管する甲の備蓄品等の輸送
- (4) 甲が災害時に開設する物資集積場所での仕分け（人員の派遣を含む。）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に甲から要請を受けて対応可能な業務

(要請の方法)

第4条 前条の要請は、災害支援業務の内容、場所その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援)

第5条 乙は、甲から災害支援業務の支援要請があった場合は、特別な理由がない限り、支援するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条に規定する災害支援業務を実施した場合は、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害支援業務の内容
- (2) 実施期間及び場所
- (3) 使用した車両及び資機材等の内訳
- (4) 従事した会員及び人数
- (5) その他必要な事項

(経費の負担及び請求)

第7条 乙が実施した災害支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、原則、甲が負担するものとする。ただし、人件費、支援物資の一時保管場所及び備蓄品等の保管場所として使用する倉庫の賃借料は、無償とする。

- 2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、前項の決定に基づき、甲に請求するものとする。

(事故等)

第8条 乙は、災害支援業務において使用する車両及び資機材等が故障その他の理由により使用できなくなったため災害支援業務を中断した場合は、速やかに当該車両及び必要資機材等を交

換して災害支援業務を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、災害支援業務の実施に際し、事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第9条 災害支援業務の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議し、決定するものとする。

(補償)

第10条 災害支援業務に従事した場合における当該従事者の負傷、疾病及び死亡に係る災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

(車両等の報告)

第11条 乙は、災害時における災害支援業務を円滑に実施できるようにするため、乙の所有する車両、倉庫、資機材等（以下「車両等」という。）を協定締結後に速やかに甲に報告するものとし、車両等に変更が生じたときも、その都度、報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和4年7月30日

(甲) 吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) YSD防災協力会
会長

(64) 吉田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書

【社会福祉法人吉田町社会福祉協議会】

「吉田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人吉田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における吉田町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

資料編 ＜共通対策＞

(目的)

第1条 この協定は、吉田町地域防災計画に基づき、吉田町災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携及び協力)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

(センターの設置等)

第3条 甲は、吉田町災害対策本部において、センターを設置する必要があると判断したときは、乙に要請し、乙はセンターを設置するものとする。

(センターの設置場所等)

第4条 センターの本部事務所は、吉田町健康福祉センターはあとふる（以下「はあとふる」という。）に設置するものとする。ただし、はあとふるが利用できない場合は、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりボランティア活動拠点の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり必要に応じて外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、島田ライオンズクラブ、榛南ライオンズクラブ等の地域の関係機関・団体の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 吉田町災害対策本部等との以下の情報共有
 - ① 被災状況・避難情報

- ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤ その他、災害ボランティア活動に必要であると甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員の旅費については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

資料編
<共通対策>

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年9月1日

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
甲 名称 吉田町
代表者 吉田町長

所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡795番地の1
乙 名称 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会
代表者 会長

(65) 災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書

【静岡県LPガス協会南榛原地区会】

吉田町（以下「甲」という。）と、静岡県LPガス協会南榛原地区会（以下「乙」という。）は、平成30年1月19日に静岡県と一般社団法人静岡県LPガス協会（以下「協会」という。）の間で締結された「災害援助に必要なLPガスの供給等に関する協定書」（以下「協定書」という。）を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）時及びその他災害時等に甲が必要とする施設へのLPガスの供給並びにLPガスの供給設備及び消費設備（以下「LPガス設備」という。）の整備（以下「LPガスの供給等」という。）に係る各々の役割と責任に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が相互に協力し、災害時に甲が必要とする施設へのLPガスの供給等を迅速かつ円滑に行うことにより、被災者の生活基盤の確保に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、吉田町内において災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、乙に対しLPガスの供給等を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この覚書に基づき乙がLPガスの供給等を行う施設（以下「対象施設」という。）は、甲が避難所の開設その他の災害対応をする必要があると認める施設とする。

（特定施設）

第4条 甲は、LPガスの供給設備が整備された対象施設であって、協会の会員との間でLPガス供給契約を締結しているもののうちから、災害時に支援が必要になるとと思われる施設（以下「特定施設」という。）を、あらかじめ特定するものとする。

（支援事業所）

第5条 乙は、特定施設に対して支援を行う事業所（以下「支援事業所」という。）をあらかじめ指定するものとする。

（支援事業所一覧リストの作成）

第6条 甲と乙は、相互に協力して、特定施設及び支援事業所を一覧にした資料（以下「支援事業所一覧リスト」という。）を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した支援事業所一覧リストは、甲と乙が随時見直し、修正を行い、常にその内容が最新のものとなるよう努めるものとする。

（要請の方法）

第7条 第2条の規定に基づくLPガスの供給等の要請は、甲が文書（様式1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等による方法により行い、事後に速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に規定する要請は、特定施設に係るものである場合は当該特定施設に係る支援事業所を通じて行い、特定施設以外の対象施設（以下「その他の施設」という。）に係るものである場合は乙に対し行うものとする。

（支援の内容）

第8条 乙は、特定施設に係る前条の規定による要請を受けたときは、当該特定施設のLPガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じLPガス設備を整備してLPガスの供給を行うとともに、その措置の状況を文書（様式2）により甲に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害が発生したとき、甲の要請を待つことなく、特定施設のLPガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じLPガスの供給設備を整備してLPガスの供給の準備に努めるものとする。

3 乙は、甲から、その他の施設に対するLPガス供給等の要請を受けたときは、これに対して最大限協力するものとする。

（経費）

第9条 特定施設に係る措置に要する経費は、甲が支援事業所との間で既に締結している契約によるものとし、当該契約に定められていない事項については、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。

2 その他の施設に係る措置に要する経費は、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。

資料編
＜共通対策＞

(運搬の支援)

第10条 乙は、甲の要請に基づきLPガスの供給等をするとき、交通事情を勘案して、甲に対しその作業に使用する資機材の運搬の協力を要請することができるものとし、甲はその運搬の協力を努めるものとする。

(防災訓練)

第11条 甲及び乙は、災害時における支援の要請及びこれに対する支援を円滑かつ着実に実施するため、甲乙協議の上、時期を定め、相互に連携協力して、特定の特定施設を対象とした支援の要請及びこれに対する支援に係る訓練を実施するものとする。

(定期協議)

第12条 甲及び乙は、第6条第1項に規定する支援事業所一覧リストの見直し、対象施設の支援に係る諸課題の検討等を行うため協議を行い、この覚書を見直してこれを実効性があるものとするよう努めるものとする。

(補償)

第13条 甲は、甲の要請に基づきLPガスの供給等の業務に従事した者が当該業務のために損害を被り、かつ、他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)により損害が補填されない場合であって、その損害について相応の公的補償等が受けられた場合との均衡上必要があると認めるとき、吉田町消防団員等公務災害補償条例(昭和40年町条例第89号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(有効期間)

第14条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和5年5月23日

甲 榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町長

乙 牧之原市須々木前浜2633-93
静岡県LPガス協会 南榛原地区会

地区長

資料 1. 3-45 氏名等の公表について（方針）

（1）災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

令和 3 年 11 月 12 日
静岡県（危機管理部）

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね 72 時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながるものとなる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

（例）災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者

- ・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
- ・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

（参考）府政防第 972 号、消防災第 132 号（令和 3 年 9 月）

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基いて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。
市町は県が公表した情報を共有する。
(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限り公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

ア 被災したことが明らかであり、搜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね 48 時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約 6～12 時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

(公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。)

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ① 市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から 24 時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ② 県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③ 市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④ 県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、

通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。

- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から 48 時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。

（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第 86 条の 15 の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね 1 週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

- (1) 静岡県個人情報保護条例（条例第 58 号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第86条の15（安否情報の提供等）第1項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝（災害発生から約44時間後）、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難）が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した（警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため）。

7月5日20:30（災害発生から約58時間後）、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15（約74時間後）、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱（輻輳）することはなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったため、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているため、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認す

る必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

（２）災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

令和３年 11 月 12 日
静岡県（危機管理部）

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね 1 週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。
（消防庁災害報告取扱要領（平成 24 年 3 月消防応第 49 号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（2）公表しない場合

ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合

資料編 ＜共通対策＞

- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の捜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等(複数の場合は名簿)を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等(複数の場合は名簿)の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画(国)

第2編第2章第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防庁第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律(法律第82号)

第4条(災害による死亡の推定)

「災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例(条例第58号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条(取得の制限)第2項第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条(利用及び提供の制限)第2項第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

（３）災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

令和３年 11 月 12 日
静岡県（危機管理部）

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成 24 年 3 月消防庁第 49 号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

（１）公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

（２）公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、搜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】

1 防災基本計画（国）

第2編第2章第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例(条例第58号)による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意

資料編
＜共通対策＞

思を尊重する必要がある。(県法務文書課)

3 戸籍法

第 89 条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

《地震対策》

資料2. 1-1 気象庁震度階級

「気象庁震度階級関連解説表」

(平成21年3月31日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

資料編
 <地震対策>

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 2. 1-2 地震防災応急計画関連資料

(1) 地震防災応急計画作成義務施設等

「地震防災応急計画作成義務施設等」

(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号)

政令 第4条の 号 数	施設又は事業の種類	届 出 先
一	不特定多数人が出入りする防火対象物 (一) イ 劇場、映画館等 ロ 公会堂、集会所 (二) イ キャバレー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール (三) イ 待合、料理店等 ロ 飲食店 (四) 百貨店、マーケット、店舗、展示場 (五) イ 旅館、ホテル等 (六) イ 病院、診療所等 (八) 図書館、博物館等 (九) イ 蒸気浴場、熱気浴場等 ロ イ以外の公衆浴場 (十) 停車場、発着場 (十一) 神社、寺院、教会 (十三) イ 自動車車庫、駐車場 (十五) 事業場（工場、作業所等を除く） (十六) イ 複合用途 (十七) 文化財（消防法、消防計画）	消防長 （消防本部をおかない町村では町村長）
二	不特定多数人（30人）が出入りする複合用途防火対象物（消防法、消防計画共同防火管理規定）	消防長 （消防本部をおかない町村では町村長）
三	危険物の製造所等（消防法、予防規定）	消防長 （消防本部をおかない町村では町村長）
四	火薬類の製造所等 （火薬類取締法、危害予防規定）	県知事（防災局）
五	高压ガスの事業所 （高压ガス取締法、危害予防規定）	県知事（防災局）

資料編
 <地震対策>

政令 第4条の 号数	施設又は事業の種類	届出先
六	毒物（20 t 以上）、劇物（200 t 以上）の製造、貯蔵、取扱所	県知事（薬務課）
十一	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業 （海上運送法、運行管理規定）	海運局長
十二	一般乗合旅客自動車運送事業 （道路運送法、運行管理規定）	陸運局長
十三	学校、専修学校、各種学校 （消防計画又は地震防災応急計画）	50人以上 消防長（町村長） 50人未満 県知事（学事課、教育委員会） ただし、幼・特殊については、 30人以上 消防長 30人未満 県知事
十四	福祉施設 （消防計画又は地震防災応急計画）	身体障害者更生援護施設のうち収容施設、児童福祉施設（母子寮、児童厚生施設を除く）、救護施設、更生施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム 30人以上 消防長（町村長） 30人未満 県知事（健康福祉部） 母子寮、児童厚生施設、身体障害者更生援護施設のうち収容施設以外のもの、保護施設（援護施設、厚生施設を除く）、授産施設、婦人保護施設 県知事（健康福祉部）
十七	道路公社管理道路、一般自動車道	県知事（道路建設課）
十九	ガス事業（ガス事業法、保安規定）	通商産業大臣
二十	水道事業、水道用水供給事業、専用水道	県知事（保健所）
二十一	電気事業（電気事業法、保安規定）	通商産業大臣
二十三	1,000人以上の工場等（消防法、消防計画）	消防長（町村長）

(2) 地震防災規程〔様式〕

「地震防災規程」

地震防災応急計画作成例（300人未満の事業所の場合）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">地震防災規程送付書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">殿</p> <p style="margin: 10px 0;">住所 法人にあっては、 主たる事務所の 所在地</p> <hr style="width: 80%; margin: 5px auto;"/> <p style="margin: 10px 0;">氏名 法人にあっては、 その名称及び 代表者の氏名</p> <hr style="width: 80%; margin: 5px auto;"/> <p style="text-align: right; margin: 0 20px;">印</p> <p style="margin-top: 20px;">作成 地震防災規定を 変更 したので、大規模地震対策特別措置法第8条第2項の規定により 送付します。</p>			
施設又は事業の名称	(大規模地震対策特別措置法第8条第1項第 号該当)		
施設の場合にあっては 当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称	電話番号	

「地震防災規程」

(目的)

第1条 この規程は、大規模地震対策特別措置法第8条の規定に基づき、消防計画に次の地震防災規程を定め、地震時の被害の軽減及び人命の安全を図ることを目的とする。

(震災予防措置)

第2条 消防計画に定める点検検査員及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために各種施設器具の点検検査に合せて、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び施設内の物品の転倒、落下の有無の検査
- (2) 厨房内の整理、整頓及び火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における配管等のき裂の有無の検査
- (4) その他必要な事項

(訓練の実施)

第3条 は大規模な地震による被害の軽減をはかるため、に対して次のとおり防災訓練を定期的実施する。

- (1) 警戒宣言発令時の訓練
 - ア 及び町内会等が行う地震防災訓練に積極的に参加する。
 - イ 警戒宣言及び地震情報の伝達訓練の実施
 - ウ 来客等の避難誘導訓練の実施
 - エ 火気使用設備器具等の使用制限又は使用停止訓練の実施
 - オ 消防用設備器具等の使用訓練の実施
 - カ その他必要な訓練の実施
- (2) 発震時（予知のない場合を含む）の訓練
警戒宣言発令時の訓練を実施するほか、消火活動訓練を行う。

(地震防災上必要な教育、広報の実施)

第4条 は及び関係者に次のとおり教育、広報を行うものとする。

- (1) 大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育
- (2) 警戒宣言、地震情報の収集と伝達方法の教育及び広報の研修
- (3) 消防用設備器具等の取扱いに関する教育
- (4) 来客等の避難誘導方法の教育
- (5) 消防計画に定める火災予防事項の教育及び広報の研修

(地震防災危急活動)

第5条 は、来客等の安全な避難誘導及び火気使用器具類の管理並びに消防用設備等の点検等を実施するため、消防計画第 条に定めるに基づき任務を担当するものとする。

第6条 警戒宣言の受信責任者は 代理者と定める。
また、 が警戒宣言の発令を知ったときは必ず受信責任者に報告するものとする。

- (1) 受信責任者は警戒宣言の発令を確認したときは、
に報告する。
- (2) は警戒宣言の内容を確認した後、予め定められた方法により従業員等に伝達する。
- (3) 従業員等は警戒宣言の内容及び地震情報を来客等に伝達し、冷静な避難の実施に努めるものとする。
- (4) 従業員等は消防計画第 条に定める。に基づき、任務を遂行するものとする。
- (5) は来客等の避難及び地震防災規程に定める措置を完了したときは、従業員等の避難を指示し、地震に備えるものとする。

(営業時間外に警戒宣言が発せられた場合)

第7条 当直者は、直ちに に報告するとともに施設内の火気使用設備器具等の災害防止措置を講ずるものとする。

- (1) は、予め定められている非常呼出表に基づき連絡するものとする。
- (2) 非常呼出表に基づく出勤者は直ちに当直員と協力して応急対策を実施するものとする。

(地震時の活動)

第8条 地震時の活動は 消防計画に定める自衛消防活動組織によるほか、は来客に対し生命の安全措置をとらせるとともに、次の措置を行う。

- (1) 出火防止の措置
火元責任者等は火気使用設備器具、電気設備等の使用停止措置を行うとともにガス、危険物の燃料の供給停止措置を行う。
- (2) 消火活動
施設内において火災が発生した場合は、すべての活動に優先して消火作業にあたる。
- (3) 避難誘導
ア 避難誘導担当員は客に必要な指示を与え混乱の防止に努めるとともに、状況により店外への避難誘導を行う。
イ 来客を店外の安全な場所に誘導後、収集されている情報を客に広報するものとする。
ウ 状況により指定避難場所の 町 に避難誘導する。
エ 広域避難場所への避難開始は防災機関からの命令により行う。

(地震後の安全措置)

第9条 点検検査員及び火元責任者は、地震後直ちに火気使用設備器具、電気器具等を点検するとともに、その結果を防火管理者に報告し、安全を確認したのち使用供給を開始するものとする。

(備蓄品)

第10条 地震に備え次の品目を に備蓄し、その管理は、防火管理者があたる。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食（2～3日分）
- (4) 飲料水
- (5) その他生活用品

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

(3) 防火対象物の現況

「防火対象物の現況」

(消防署 令和4年3月31日)

		対象物数	防火管理者選任済 防火対象物数	消防計画書届出済 防火対象物数
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1	1
	ロ	公会堂・集会場	27	15
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブの類	1	1
	ロ	遊戯場・ダンスホール	3	3
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗		
	ニ	カラオケボックス等		
3項	イ	待合・料理店の類		
	ロ	飲食店	21	16
4項		百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・展示場	25	21
5項	イ	旅館・ホテル	3	2
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	6	5
6項	イ	病院・診療所・助産所	4	3
	ロ	老短入・養老・特養老・介老・障児入	1	1
	ハ	老デイ・軽老ホ・老人福祉・老人介護支援	5	5
	ニ	幼稚園・盲学校・聾学校・養護学校	3	3
7項		小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校	7	7
8項		図書館・博物館・美術館の類	3	3
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場		
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	1	1
10項		車両の駐車場・船舶・航空機の発着場		
11項		神社・寺院・協会の類	8	7
12項	イ	工場・作業場	29	24
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ		
13項	イ	自動車車庫・駐車場		
	ロ	飛行機・回転翼航空機の格納庫		
14項		倉庫	4	4
15項		全各号に該当しない事業所	15	10
16項	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	37	26
	ロ	イに掲げる以外の複合用途防火対象物	2	2
16項 の2		地下街		
16項 の3		建築物の地下で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの		
17項		重要文化財・重要民族資料・史跡の建造物		
18項		延長50mのアーケード		
19項		市町村の指定する山林		
20項		自治省例で定める船、車		
合 計		206	198	160

注) 消防法施行令別表1に掲げる防火対象物で当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数(「収容人員」)が、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、30人以上、その他の防火対象物にあっては、50人以上のものは、防火管理者を定め、選任し、かつ消防計画を作成し、届け出なければならない。(消防法第8条第1項、同法施行令第4条第3項、同法施行規則第3条第1項)

(4) 地震防災応急計画対象物件

「地震防災応急計画対象物件数」

区分 号	消防法 政令別表	提出義務			届出済
		300人以上	300人未満	計	
一	(一) イ	1		1	1
	ロ	12	15	27	20
	(二) イ		2	2	
	ロ	3		3	3
	ハ				
	(三) イ		0	0	0
	ロ		22	22	18
	(四)	8	20	28	25
	(五) イ		2	2	2
	(六) イ	0	4	4	4
	(八)	1	2	3	3
	(十一)		8	8	7
	(十五)	3	13	16	12
二	十六 イ	3	31	34	26
小 計		31	119	150	122
三	危険物	42		42	42
十三	学校・幼稚園	13		13	13
十四	2 福祉施設	2		2	2
小 計		57		57	57
合 計		207		207	179

資料 2. 2-1 予防規程を定めなければならない施設

「予防規程を定めなければならない施設」

【製造所】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1石 kl	アルコール kl	2石 kl	3石 kl	その他		
富士フイルム(株)	川尻 4000	S48. 4. 3	第12- 1号	10.27 (水)5.6	0.4	(水)2.66	0.5 (水)3.86		68.9	有
富士フイルム(株)	川尻 4000	S52.10.20	第12- 5号	(水)0.3	1.1	10.7 (水)29.6	16 (水)19	4石1.8 kg	44.5	有
富士フイルム(株)	川尻 4000	S55. 8. 9	第12-11号	15.33 (水)4.56	3.02	3.84 (水)1	0.05 (水)7.42		101.82	有
富士フイルム(株)	川尻 4000	H11. 3. 2	第12-128号	20.17 (水)2.1	7.6	6.38 (水)0.97	0.05		131.99	有
富士フイルム(株)	川尻 4000	H14.10. 8	第12-191号						8.71	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ(株) 静岡工場	川尻 4000	S59. 3. 3	第12-29号	3.0	0.4	15.6 (水)26.0	(水)3.8	ジ [〃] 360 kg	49.15	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ(株) 静岡工場	川尻 4000	S59. 6.22	第12-31号	0.4 (水)2.1	4.2	21.2 (水)4.2	5.633 (水)12.904	ジ [〃] 20kg 他600kg	53.3	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ(株) 静岡工場	川尻 4000	H 6.12.14	第12-61号	(水)1.05		35.15 (水)0.5	(水)4.3		39.1	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ(株) 静岡工場	川尻 4000	H15. 7. 8	第12-200号	0.8 (水)1.2		40.5	(水)4.2		47.8	有
オカモト(株) 静岡工場	神戸 1	S59.11. 6	第12-34号				51.55		25.78	有

※アはアルコール類、ナは第1類硝酸ナトリウム、ジは第5類ジアゾ化合物

【一般取扱所】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出 の 有・無
				1石 kℓ	アルコール kℓ	2石 kℓ	3石 kℓ	その他		
富士フィルム(株)	川尻 4000	S48. 4. 3	第 3-28	5.495 (水)0.515					28.77	有
富士フィルム(株)	川尻 4000	S55. 7. 24	第 3-108	28	14				70	有
富士フィルム(株)	川尻 4000	S55. 8. 9	第 3-109	3.64 (水)1	2				25.7	有
富士フィルム(株)	川尻 4000	S55. 8. 9	第 3-110	2.93 (水)0.24	0.08				15.45	有
富士フィルム(株)	川尻 4000	H11. 7. 15	第 3-200	2.6		(水)1.4			13.7	有
富士フィルム(株)	川尻 4000	H16. 8. 20	第 3-307	9.37 (水)0.45		0.09 (水)2.436	(水)0.02		49.29	有
富士フィルム オプトマテリアルズ(株) 吉田工場	大幡 463-1	H14. 3. 1	第 3-247				25.118		12.56	有
富士フィルム オプトマテリアルズ(株) 吉田工場	大幡 463-1	H15. 4. 9	第 3-274	19.8					99	有
富士フィルム オプトマテリアルズ(株) 吉田工場	大幡 463-1	H15. 5. 30	第 3-279	61.194	5.421	0.91	6.358 (水) 0.196		324.89	有
富士フィルム オプトマテリアルズ(株) 吉田工場	大幡 463-1	H15. 6. 30	第 3-280				40.816		20.41	有
富士フィルム オプトマテリアルズ(株) 吉田工場	大幡 463-1	H17. 1. 5	第 3-314				40.816		20.41	有
AGCテクノグラス(株) 静岡工場	川尻 3583-5	H13. 3. 6	第 3-230				33.115	10.431	18.3	有
日星コーポレーション(株) 吉田営業所	神戸 1177-2	S55.10. 8	第 3-113			34.5	60		64.5	有
オカモト(株) 静岡工場	神戸 1	H 3. 5. 28	第 3-33	14.91178	0.92134	0.12030	0.08969		78.78	有
FFEM	川尻 4000	H29. 2. 20	第 10232			10			10	有
静岡県企業局西部 事務所榛南出張所	川尻 4086-2	R2.12. 24	第 10238			11.16			11.16	有

※アはアルコール類

資料編
 <地震対策>

【屋外タンク貯蔵所】

名称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1石 kℓ	アルコール kℓ	2石 kℓ	3石 kℓ	4石 kℓ		
静岡県漁業協同組合連合会	住吉 5436-2	S49. 4. 25	第 1-98			215			215	有
富士フイルムオプトマテリアルズ(株) 吉田工場	大幡 463-1	H20. 8. 1	第 1-151	40					200	有

【給油取扱所】

名称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1石 kℓ	アルコール kℓ	2石 kℓ	3石 kℓ	4石 kℓ		
高惣(株)	住吉 1863	S38. 3. 11	県指消 103 給取 352	10		10			60	有
榎べきんや	住吉 1506-4	S43. 1. 10	消 17 給取 141	14		16			86	有
高橋モータース石油部	川尻 1401-1	S42. 6. 3	消 17 給取 56	18.2		10.6	1		102.1	有
榎クメ石油	片岡 1671	S38.10.11	県指消 486 給取 418	8		15.5	1		55.5	有
ハイナン農業協同組合	片岡 2153	S46. 3. 9	第 2-17	25		15			140	有
小塩石油店	神戸 243	H16. 4. 5	第 2-184	26		22			152	有
榎光陽	神戸 1658-13	S42. 3. 7	県指消 17 給取 21	10		15.6			65.6	有
榎神戸シェル石油	神戸 1676-1	S40. 1. 13	県指消 22 給取 539	30		30	2		181	有
八木石油	大幡 1558-1	S42. 7. 17	県指消 17 給取 80	14		16			86	有
静岡県漁業協同組合連合会	住吉 5436-2	H11. 2. 22	2-162			10			10	有
静岡県漁業協同組合連合会	住吉 5436-2	H11. 2. 22	2-163			10			10	有

資料 2. 2-2 危険物関連施設

(1) 危険物製造所等

「危険物製造所等」

(予防規程を定めなければならない製造所等)

番号	名称	所在地	施設名(数)	倍数	備考
1	富士フイルム(株)	吉田町川尻 4000	製造所 (5) 一般取扱所 (7)	302.71 202.91	
2	富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ(株)	吉田町川尻 4000	製造所 (4) 一般取扱所 (1)	189.35 10	
3	富士フイルムオプトマテリアルズ(株)吉田工場	吉田町大幡 463-1	屋外タンク貯蔵所 (1) 一般取扱所 (5)	200 477.27	
4	南駿河湾漁業協同組合	吉田町住吉 5436-2	屋外タンク貯蔵所 (1) 船舶給油取扱所 (2)	215 20	
5	オカモト(株)静岡工場	吉田町神戸 1	製造所 (1) 一般取扱所 (1)	25.78 78.78	
6	日星コーポレーション(株)吉田営業所	吉田町神戸 1177-2	一般取扱所 (1)	64.5	
7	AGCテクノグラス(株)静岡工場	吉田町川尻 3583-5	一般取扱所 (1)	18.3	
8	静岡県企業局西部事務所 榛南出張所	吉田町川尻4036-2	一般取扱所 (1)	11.16	

※ 営業給油取扱所 11 施設は上記の表から省略。

(2) 放射線物質取扱い施設

「放射線物質取扱い施設」

番号	名称	所在地	R I の種類	備考
1	オカモト(株)静岡工場	吉田町神戸 1	^{85}Kr	
2	AGCテクノグラス(株)静岡工場	吉田町川尻 3583-5	^{60}Co ^{137}Cs	
3	富士フイルムオプトマテリアルズ(株)吉田工場	吉田町大幡 463-1	^{63}Ni	

※ ^{85}Kr (クリプトン) ^{60}Co (コバルト) ^{137}Cs (セシウム) ^{63}Ni (ニッケル)

(3) 毒劇物取扱い施設

「毒劇物取扱い施設」

番号	名称	所在地	業態	備考
1	日本モレックス(合)静岡工場	吉田町住吉 1315-2	電気メッキ業	事業用の届出
2	日星石油(株)吉田営業所	吉田町神戸 1177-2	販売(農薬)	農薬販売の許可
3	田中肥料(株)	吉田町住吉 395-1	販売(農薬)	農薬販売の許可
4	ハイナン農業協同組合 吉田営農経済センター	吉田町片岡 2153	販売(農薬)	農薬販売の許可
5	ハードストック 吉田店	吉田町片岡 3718-1	販売(農薬)	農薬販売の許可
6	日本オーガニック(株)吉田支店	吉田町川尻 1850	販売(農薬)	農薬販売の許可
7	カインズホームスーパーセンター 吉田店	吉田町住吉 1230	販売(農薬)	農薬販売の許可
8	笠原薬店	吉田町住吉 2026-2	販売(一般)	すべての販売許可
9	福世薬局	吉田町住吉 1855-3	販売(一般)	すべての販売許可
10	富士フィルムエレクトロニクス マテリアルズ(株)静岡工場	吉田町川尻 4000	販売(一般)	すべての販売許可
11	神戸辻薬局	吉田町神戸 2128-1	販売(一般)	すべての販売許可
12	AGCテクノグラス(株)静岡工場	吉田町川尻 3583-5	販売(一般)	すべての販売許可
13	栗田工業(株)静岡営業所	吉田町川尻 1060	販売(一般)	すべての販売許可
14	富士フィルム(株)	吉田町川尻 4000	事業用	大規模地震対策特別措置法第7条施設

資料2. 2-3 一般高圧ガス許可施設

「一般高圧ガス許可施設」

番号	名称	所在地	種類	処理量	備考
1	木村飲料(株)吉田工場	吉田町川尻1082	その他	2,297 m ³	
2	木村飲料(株)浜工場	吉田町川尻3051-43	その他	2,550 m ³	
3	日本エア・リキード(株) 静岡工場	吉田町川尻4036-3	酸素・その他	3,542,430 m ³	
4	東溶運輸(株)吉田営業所	吉田町川尻4036-3	酸素・その他	1,112,096 m ³	
5	富士フィルムオプト マテリアルズ(株)吉田工場	吉田町大幡463-1	その他	1,617 m ³	
6	日本ハムファクトリー(株)	吉田町大幡350-3	可燃・その他	1,825 m ³	

資料2. 2-4 液化石油ガス施設

「液化石油ガス施設」

番号	名称	所在地	貯蔵能力	用途	備考
1	(株)TOKAI 榛原支店	住吉 1170-1	22,804 m ³	充填所・スタンド	
2	静岡ガスエネルギー(株) 榛南営業所	住吉 4292-2	42,300 m ³	充填所・スタンド	
3	AGCテクノグラス(株)静岡工場	川尻 3583-5	69,412 m ³	消費	
4	オカモト(株)静岡工場	神戸 1	44,839 m ³	消費	
5	静岡日本ハム(株)	大幡 350-3	11,210 m ³	貯蔵	
6	静岡ガスサービス(株)榛南営業所	住吉 4292-2	21,420 m ³	消費・移動式	
7	東遠ガス溶材(株)	片岡 2206-1	950 m ³	家庭用プロパン	

資料2. 2-5 特殊建築物

「木造、防火造建築物（延べ面積 500 m²以上）」

番号	名称	所在地	建築面積	延べ面積	用途	階数	備考
1	永龍寺	住吉 2205-1	812	968	11項	2	
2	成因寺	川尻 2519	845	845	11項	1	
3	天理教吉田分教場	片岡 563-1	546	624	11項	2	
4	能満寺	片岡 2517	1,241	1,236	11項	2	
5	妙法寺	片岡 650	776	958	11項	2	
6	龍光寺	片岡 3035	653	678	11項	1	
7	長源寺	神戸 3592	1,051	984	11項	2	
8	大智寺	大幡 181-2	554	554	11項	1	
9	(有)大石製材所	住吉 2553-1	674	674	12項イ	1	
10	(有)木村製材所	住吉 3262-1	507	507	12項イ	1	
11	(株)松浦スチロール工業所 第2工場	川尻 890	1,357	1,357	12項イ	1	
12	(有)静岡木工 本社	住吉 3217	840	840	12項イ	1	
13	マル三水産加工場	住吉 5463-261	731	731	12項イ	1	
14	AGCテクノグラス(株)	川尻 3583-5	5,203	6,153	12項イ	2	
15	(株)小林木型	神戸 2538-1	586	638	12項イ	2	
16	中村醤油(株)	神戸 3740	1,432	1,432	12項イ	1	
17	藁科製材所	神戸 2017-1	672	672	12項イ	1	

資料 2. 2-6 倒壊危険物対策制度

（1）吉田町ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付要綱

「吉田町ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付要綱」

（平成 11 年 3 月 24 日 要綱第 4 号）

（趣旨）

第 1 条 町長は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全を確保するため、ブロック塀等耐震化促進事業を実施するブロック塀等の所有者又は使用者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及びこの要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ブロック塀等耐震化促進事業とは、ブロック塀等撤去事業及び避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業をいう。
- （2）ブロック塀等撤去事業とは、事業者が、地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が所有するものを除く。）を撤去する事業をいう。
- （3）避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業とは、事業者が、地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（静岡県地震対策推進条例（平成 8 年静岡県条例第 1 号）第 17 条第 5 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀に改善する事業をいう。
- （4）改善とは、改修、造り替え及びフェンス等他の塀へ転換することをいい、造り替え及び他の塀への転換をするための撤去並びに生け垣への転換は含まない。

（補助の対象及び補助金の額）

第 3 条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第 5 条 町長は、申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 6 条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1）別表に掲げる事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、ブロック塀等耐震化促進事業計画変更承認申請書（様式第 3 号）に、別に定める書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 施行箇所の変更をしようとする場合

イ 事業費の 20 パーセントを超える額の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 町長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更の承認)

第7条 町長は、前条第1号による計画変更承認申請が適当であると認めた場合は、ブロック塀等耐震化促進事業計画変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、ブロック塀等耐震化促進事業が完了したときは、ブロック塀等耐震化促進事業費実績報告書(様式第5号)に、別に定める書類を添えて、事業完了の日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条による補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年度から令和7年度までの分の補助金に適用する。

別 表 (第3条関係)

補助の対象		補助額
事業の区分	経費	
1 ブロック塀等撤去事業	事業者が行う当該事業に要する経費 (工事費に限る。)	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートルにつき20,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき133,000円を限度とする。
2 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業	事業者が行う当該事業に要する経費 (工事費及び設計に要	当該事業に要する経費とブロック塀等の改善する延長に1メートルにつき38,400円を乗じて得た額を比較して、

	する費用に限る。）	いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき333,000円を限度とする。
--	-----------	--

注) 算定に当たって、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

（２）吉田町生け垣づくり事業補助金交付要綱

「吉田町生け垣づくり事業補助金交付要綱」

（平成 11 年 3 月 24 日 要綱第 3 号）

（趣旨）

第 1 条 町長は、吉田町緑のオアシス条例（平成 4 年吉田町条例第 30 号）に掲げるみどりあふれる都市づくりを推進するとともに、地震等による災害防止を図るため、生け垣づくり事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生け垣づくり事業」とは、生け垣等を新設する事業をいう。
- (2) 「生け垣等」とは、樹木を帯状に植え並べた垣根又は縁枠に岩石、れんが、ブロック等の修飾材料を用いた施設に樹木を植え並べた植樹帯で、延長 3 メートル以上のものをいう。

（補助の対象）

第 3 条 補助の対象は、次の各号の要件を満足する生け垣等を新設する生け垣づくり事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、樹種、樹型及び立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 住宅用地又は事業場用地（500 平方メートル以下の事業場敷地に限る。）の周囲の全部若しくは一部に設ける生け垣等で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する道路に 3 メートル以上面しているものであること。
- (2) 建築基準法第 42 条第 2 項の道路の場合は、道路後退線より宅地側に設置するものであること。
- (3) 高さが地盤面から 50 センチメートルを超えるブロック塀等との併設でないこと。
- (4) 前各号に規定するもののほか新設する生け垣等は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 樹木の数は、延長 1 メートル当たり 2 本以上であること。
 - イ 樹木の高さは、外部から眺望できる部分がおおむね 1 メートル以上であること。

（補助率及び補助額）

第 4 条 補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付は、1 住宅又は 1 事業場につき 1 回とする。ただし、限度額の範囲内で 1 年以

内に追加工事をする場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉田町生け垣づくり事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、吉田町生け垣づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、吉田町生け垣づくり事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 限度額に満たない補助金の申請を行った場合において、補助対象経費に変更があるとき。
- (2) 限度額の同額の補助金の申請を行った場合において、実際に要した補助対象経費が限度額に満たないとき。

(変更の承認)

第8条 町長は、前条による計画変更承認申請が適当であると認めるときは、吉田町生け垣づくり事業計画変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、生け垣づくり事業が完了したときは、吉田町生け垣づくり事業実績報告書（様式第5号）に、別に定める書類を添えて、事業の完了した日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、吉田町生け垣づくり事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条による補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号の一に該当したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 実際に要した補助対象経費が既に交付された補助金額に満たないとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に、補助対象物を撤去したとき。ただし、災害によるものであるときは、この限りでない。
- (3) その他不正行為があったとき。

資料編
＜地震対策＞

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

補助率及び補助額	
生け垣等の新設に要する経費のうち、次のア及びイの金額を合算した額とし、50,000円を限度とする。	
ア 30,000円以下の金額	全額
イ 30,000円を超える金額	30,000円を超える額に2分の1を乗じて得た額

注) 算定に当たって、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

資料2. 2-7 防災井戸一覧表

「防災井戸一覧表」

番号	容量(m ³)	所在地又は目標物	区分	種別(ランク)
1	7.42	住吉上組 吉田町役場忠魂碑西側	市街地	第1種
2	5.69	住吉東村 よろずや洋品店南 松浦宅横	市街地	第2種
3	6.44	住吉東浜 おおば靴店北 増田宅前	市街地	第1種
4	5.57	住吉大浜 大浜公会堂東側交差点	市街地	第2種
5	4.18	住吉東浜 福世漢方薬局東側	市街地	第3種
6	7.46	住吉山八 喜良久西側 大塚板金店横	市街地	第3種
7	8.62	住吉森下 川本溶接西側 松浦宅前	市街地	第2種
8	6.76	住吉森下 千日堂入口	市街地	第3種
9	11.48	川尻東中 原田洋品店北側交差点	市街地	第1種
10	7.69	川尻西向 成因寺南側 増田宅前	市街地	第2種
11	5.98	川尻西向 松本酒店南側 松浦宅前交差点	市街地	第1種
12	6.44	川尻西中 ユリカ美容室前	市街地	第2種
13	3.70	川尻西中 ユリカ美容室東 久保田宅前	市街地	第2種
14	5.33	川尻東中 No.13井戸東側 石橋宅前交差点	市街地	第1種
15	8.35	川尻西中浜丁 クボタ電器前	市街地	第1種
16		川尻上組 町営住宅さくら団地北側 岩本宅前	準市街地	第1種
17	1.18	片岡東 静岡県立吉田特別支援学校西側	市街地	第1種
18	6.23	片岡東 野中木工所北側	市街地	第1種
19	4.97	片岡下 ビックイナバ西側交差点	その他	第1種
20	4.97	片岡下 大平モータース前	市街地	第1種
21	3.29	片岡下 理容室やまだ前	市街地	第1種
22	3.39	片岡下 稲荷神社北 旧さくら保育園跡地内	市街地	第1種
23	14.13	片岡西 山根 吉田金属(株)北側 中村宅前	その他	第1種
24	6.10	神戸辻西 自彊小グラウンド西側 岩堀宅横	準市街地	第1種
25	4.74	神戸辻西 自彊小学校正門	準市街地	第1種
26	7.16	神戸東青柳 八木医院北側 赤松地藏前	その他	第1種
27	1.68	神戸辻東 北区自彊館前	準市街地	第1種
28	5.08	神戸辻東 セブンイレブン吉田神戸店南側	準市街地	第1種
29		神戸上川原 (株)大川原製作所北東側	その他	第1種

種別(ランク): 第1種 1000 ㎥/min の給水が20分から40分間以上継続可能
 第2種 " 10分から19分間継続可能
 第3種 " 5分から9分間継続可能

資料 2. 2-8 生活用水に適応する井戸

生活用水に適応する井戸（飲料水には不適応）

番号	所在地	位置	種別 (電動・手動)	結果
1	吉田町住吉 230 吉田中学校	正門東	併用	不適合
2	吉田町住吉 2223 住吉小学校	体育館東	併用	不適合
3	吉田町片岡 850-1 中央小学校	正門南	併用	不適合
4	吉田町神戸 1748-1 自彊小学校	運動場北西	併用	不適合
5	吉田町神戸 673-1 北オアシスパーク	多目的広場北及び南	電動	不適合

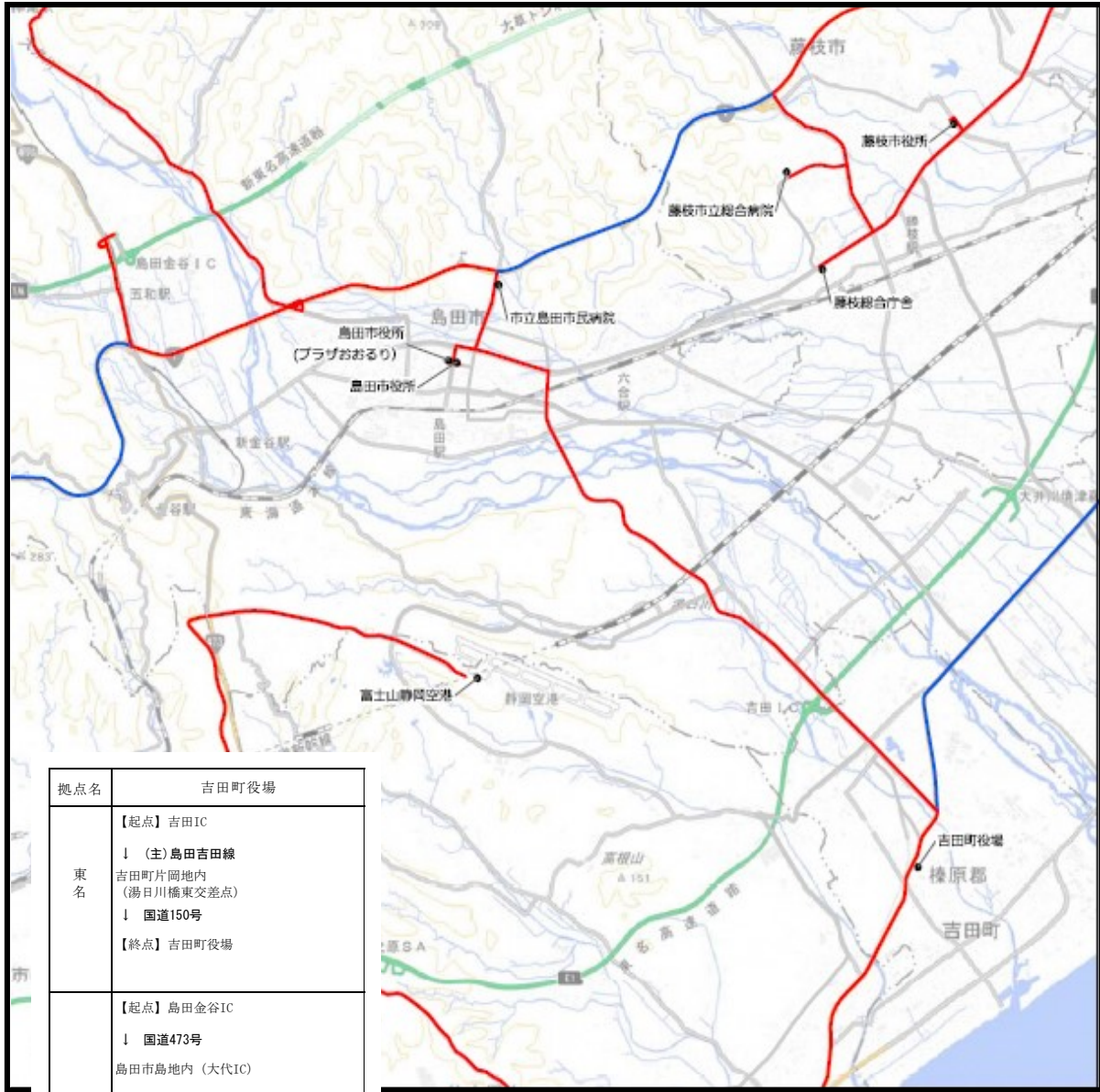
資料 2. 2-9 飲料水用タンク

「飲料水用タンク」

番号	所在地（広域避難地）	位置	容量	備考
1	吉田町住吉 230 吉田中学校	体育館西	2トン	上水道（アルミタンク）
2	吉田町住吉 2223 住吉小学校	体育館東	〃	〃
3	吉田町片岡 850-1 中央小学校	体育館南西	〃	〃
4	吉田町神戸 1748-1 自彊小学校	体育館西	〃	〃
5	吉田町片岡 2130 静岡県立吉田特別支援学校	校舎南西	〃	〃
6	吉田町神戸 673-1 北オアシスパーク	園内中央	40トン	上水道（ステンルタンク）

資料2. 2-10 緊急輸送路

(1) 緊急輸送路



拠点名	吉田町役場
東名	【起点】吉田IC ↓ (主) 島田吉田線 吉田町片岡地内 (湯日川橋東交差点) ↓ 国道150号 【終点】吉田町役場
	【起点】島田金谷IC ↓ 国道473号 島田市島地内 (大代IC) ↓ 国道1号 島田市野田地内 (野田IC交差点) ↓ (一) 伊久美元島田線 島田市中河町地内 (大津通り交差点) ↓ (一) 島田岡部線 島田市御飯屋町地内 (御飯屋西交差点) ↓ 島田市道横井御飯屋線 島田市旭一丁目地内 (旭一丁目交差点) ↓ (主) 島田吉田線、島田吉田線BP 吉田町片岡地内 (湯日川橋東交差点) ↓ 国道150号 【終点】吉田町役場
新東名	

赤色：緊急輸送ルート
 青色：UPZ 内の避難経路

資料2. 3-1 防火水槽設置場所一覧表

「防火水槽設置場所一覧表」

番号	容量(m ³)	所在地又は目標物	区分	備考
1	42.86	川尻山通り 消防団第2分団詰所東道路	市街地	
2	29.16	片岡西 横山 吉田金属第2工場南側 大石宅前	その他	
3	36.98	片岡西 原 片岡杉の子園北東 山口宅裏	その他	
4	32.00	片岡西 原 富士写真フィルム東原アパート東側	その他	
5	25.75	神戸 向原 万年宅(神戸4325-2)裏	その他	
6	29.28	神戸 向原 榊杉浦機械西側 中村宅裏	その他	
7	14.00	神戸 向原 榊廣川組南側 中村宅横	準市街地	
8	43.50	神戸 中原 柳屋製茶西側 本間宅車庫下	準市街地	
9	40.00	神戸 青柳 吉田町立コミュニティ広場駐車場内	準市街地	耐震
10	35.00	神戸 上川原 大川原製作所北西側	その他	
11	40.00	神戸 向原 三原工業(株)内	その他	私設
12	40.00	住吉上組 吉田榛原消防署地内	市街地	耐震
13	40.00	住吉上組 吉田町役場庁舎北東角	市街地	耐震
14	40.00	住吉西浜 西浜公会堂駐車場	市街地	耐震
15	40.00	住吉東浜 東浜公会堂駐車場	市街地	耐震
16	40.00	住吉山八 山八公会堂駐車場	市街地	耐震
17	40.00	住吉新田 観音堂駐車場	市街地	耐震
18	40.00	住吉新田 ヘアーサロンカトウ南側	市街地	耐震
19	40.00	住吉上組 上組集会所駐車場	市街地	耐震
20	40.00	住吉森下 住吉会館駐車場	市街地	耐震
21	40.00	川尻東 川尻会館駐車場	市街地	耐震
22	40.00	片岡東 片岡会館駐車場	市街地	耐震
23	40.00	片岡下 下片岡会館駐車場	市街地	耐震
24	40.00	大幡 宮東 北区コミュニティセンター駐車場	準市街地	耐震
25	40.00	神戸 中原 神戸西会館駐車場	準市街地	耐震
26	40.00	神戸 北原 長源寺境内東側	その他	耐震

資料2. 4-1 吉田町消防団関連資料

(1) 吉田町消防団員構成表

「吉田町消防団員構成表」

(令和6年2月1日現在)

区 分	団 長	副団長	専任本部長	本部長	機能別	計
本 部	1	3	1	17	23	45

区 分	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
第1分団	1	1	5	8	24	39
第2分団	1	1	1	2	5	10
第3分団	1	1	2	3	4	11
第4分団	1	1	2	4	8	16
計	4	4	10	17	41	76

団員総数	121名
------	------

(2) 吉田町消防団員地区別構成表

「吉田町消防団員地区別構成表」

(令和6年2月1日現在)

住 吉 区 (55名)							
上組	東村	森下	山八	新田	西浜	東浜	大浜
3	11	5	7	7	11	6	5

川 尻 区 (23名)			
上組	山通	西組	東組
7	4	2	10

片 岡 区 (13名)		
西	東	下
3	3	7

北 区 (27名)			
第1	第2	第3	第5
10	5	10	2

その他 (3名)
町外
3

団員総数
121名

(3) 消防団施設等一覧表

「消防団施設等一覧表」

【詰所】

(令和5年4月1日現在)

区分	住所	電話	構造	延面積	摘要
役場 (本部)	吉田町住吉87	33-2134	鉄骨鉄筋 コンクリート造 6階	6,507.94 m ²	平成6年11月21日
第1分団 (住吉)	吉田町住吉 1760-1		鉄骨造2階	226.80 m ²	平成26年3月10日
第2分団 (川尻)	吉田町川尻 2378-5		鉄骨造2階	173.88 m ²	平成26年3月10日
第3分団 (片岡)	吉田町片岡 2250-2		鉄骨造2階	174.00 m ²	平成26年12月25日
第4分団 (北区)	吉田町神戸 2167-2		鉄骨造2階	173.88 m ²	平成27年3月24日

【車両・小型動力ポンプ】

(令和5年4月1日現在)

区分	施設区分	種別等	取得年度	受令機	摘要
本部	指令車 (静岡800さ4871)	トヨタ	H13	車載型受令機1台 携帯型受令機5台	*小型動力ポンプ 『シパウラB3』1台(H12.購入) 『トーハツB2』1台(H15.購入) 『トーハツB2』1台(R2.購入) 『トーハツVC72PRO2』1台(H25.購入)
第1分団	ポンプ車 (静岡800す3251)	いすゞ	H24	車載型受令機1台 携帯型受令機1台	*小型動力ポンプ 『トーハツB3』1台 (H19.購入)
	ポンプ車 (静岡800す3552)	いすゞ	H25	車載型受令機1台 携帯型受令機1台	
	積載車 (静岡800す6799)	いすゞ	R1	車載型受令機1台 携帯型受令機1台	
第2分団	ポンプ車 (静岡800す7339)	トヨタ	R2	車載型受令機1台 携帯型受令機2台	*小型動力ポンプ 『トーハツB3』1台 (H19.購入)
	積載車 (静岡800す8211)	トヨタ	R4	車載型受令機1台 携帯型受令機1台	
第3分団	ポンプ車 (静岡800す6316)	いすゞ	H30	車載型受令機1台 携帯型受令機2台	*小型動力ポンプ 『トーハツB3』1台 (H20.購入)
	積載車 (静岡800さ716)	ニッサン	H10	車載型受令機1台 携帯型受令機1台	
第4分団	ポンプ車 (静岡800す6317)	いすゞ	H30	車載型受令機1台 携帯型受令機2台	*小型動力ポンプ 『トーハツB3』1台 (H17.購入)
	積載車 (静岡800す8212)	トヨタ	R4	車載型受令機1台 携帯型受令機1台	

(4) 消防団資機材一覧表

「消防団資機材一覧表」

(令和5年4月1日現在)

区分	品名	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	合計
車両	指令車	1	0	0	0	0	1
	消防ポンプ車	0	2	1	1	1	5
	小型ポンプ積載車	0	1	1	1	1	4
災害防御 用資機材	小型動力ポンプB2級	3	1	1	1	0	6
	小型動力ポンプB3級	1	0	1	1	1	4
	発電機	1	3	1	2	1	8
	灯光器	1	2	2	2	2	9
	消火器	0	3	4	2	2	11
	消防ホース	0	40	49	18	37	144
	管鎗	2	6	11	3	6	28
	大鳶	4	10	14	7	6	41
	小鳶	0	5	3	0	0	8
	コードリール	0	1	1	2	1	5
	巻尺	4	2	1	1	3	11
	吸管	0	3	2	2	3	10
	懐中電灯	2	6	3	4	3	18
	土嚢袋	0	0	500	500	150	1150
	夜警用鐘	0	2	1	1	0	4
	車止め	0	3	2	0	4	9
	笛	0	0	0	0	2	2
	油入れポリ容器	0	0	2	0	0	2
	携帯用投光器ポータライト	0	0	2	2	1	5
	消防用カラーホース	0	20	46	35	30	131
ポータブル発電機ホンダ EU16i	1	1	1	1	1	5	
消防操法用水槽（持回り）	0	0	0	0	1	1	
消防操法用標的（持回り）	0	0	1	0	2	3	
救助用 資機材	ジョレン	0	7	2	6	0	15
	ショベル	0	9	6	8	11	34
	ツルハシ	0	1	1	1	2	5
	ショミ	0	16	0	10	0	26
	掛矢	0	0	1	1	0	2
	イス	0	15	0	0	0	15
	テーブル	1	4	0	0	3	8
	ホーキ	0	3	4	4	0	11
	バケツ	0	2	2	2	0	6
	チリトリ	0	1	1	0	0	2
	飯台	0	4	4	4	1	13

資料編
 <地震対策>

区分	品名	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	合計
	バール	0	4	4	4	2	14
	大斧	0	5	6	4	3	18
	大ハンマー	0	5	5	4	4	18
	油圧ジャッキ	0	0	2	1	0	3
無線機器	消防用受令機（車載用）	1	3	2	2	2	10
	消防用受令機（携帯用）	5	3	3	3	3	17
	トランシーバー	17	23	12	9	12	73
安全装備品	防火衣	2	26	18	16	18	80
	防火帽	1	14	9	9	9	42
	防火用長靴	0	24	15	14	16	69
	防火手袋	2	26	18	16	18	80
その他	「火の用心」垂れ幕	0	1	1	1	0	3
	「火の用心」のぼり旗	10	11	9	7	3	40

資料 2. 5-1 吉田町コミュニティ防災センター設置条例

(1) 吉田町コミュニティ防災センター設置条例

「吉田町コミュニティ防災センター設置条例」

(平成5年12月20日 条例第22号)

(設置)

第1条 住民が津波襲来時に避難する施設（津波避難ビル）及び地域ぐるみの防災体制の確立並びに自治意識の向上を図るための施設として吉田町コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 町立住吉コミュニティ防災センター
位置 吉田町住吉 5274 番地の 6

(使用の許可)

第3条 防災センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可にかかる事項を変更する場合も同様とする。

(使用の優先)

第4条 自主防災活動及び消防団活動のため緊急に使用するときは、他のいかなる場合の使用より優先する。

(使用の制限)

第5条 町長は、次の各号の一に該当するときは、防災センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認めるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他使用の方法が適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡禁止)

第6条 第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消等)

第7条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号の一に該当する事由が生じたとき。

資料編
＜地震対策＞

(管理の委託)

第8条 町長は、防災センターの管理を委託することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年2月1日から施行する。

(2) 吉田町コミュニティ防災センター設置条例施行規則

「吉田町コミュニティ防災センター設置条例施行規則」

(平成6年2月1日 規則第1号)

改正 平成9年12月25日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉田町コミュニティ防災センター設置条例(平成5年吉田町条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 吉田町コミュニティ防災センター(以下「防災センター」という。)の使用時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の手続)

第3条 条例第3条の規定により、防災センターの使用許可を受けようとする者は、使用予定日の5日前までに防災センター使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認めたものについては、防災センター使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(遵守事項)

第4条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 町長の許可を受けずに物品の販売又は展示をしてはならない。
- (2) 所定の場所以外での喫煙又は火気を使用してはならない。
- (3) 他人の迷惑となるような行為をしてはならない。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、防災センターの使用を終了したとき、又は条例第7条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直に原状に回復しなければならない。

(管理委託)

第6条 町長は、条例第8条の規定により防災センターの管理を防災センターの所在する地域の自主防災会に委託する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

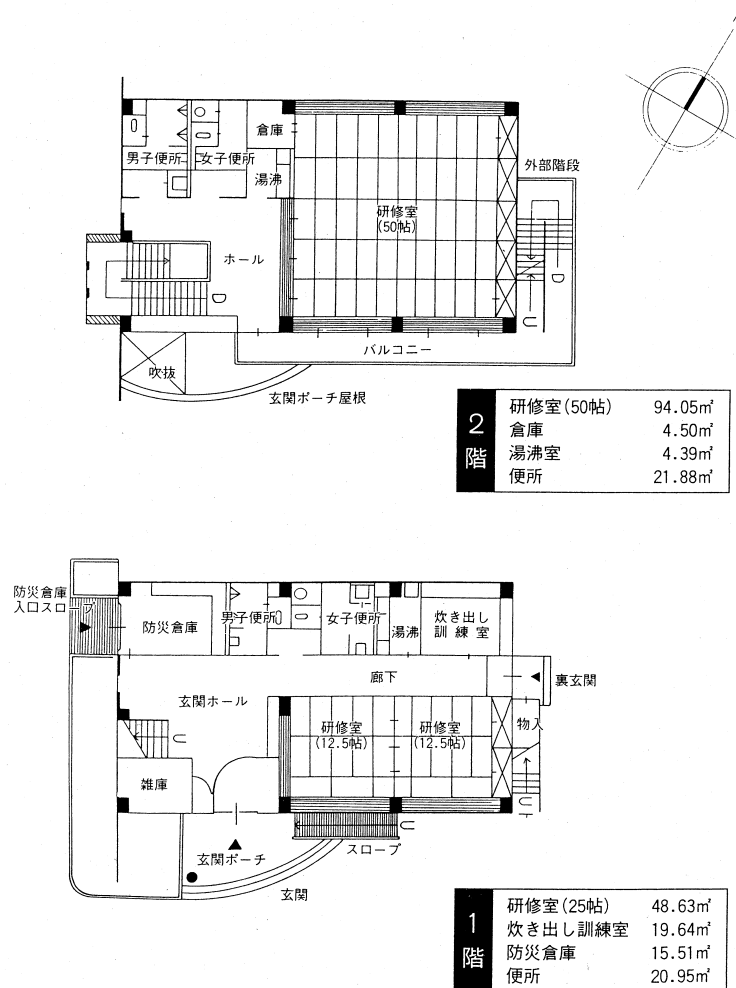
この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 町立住吉コミュニティ防災センター(平面図)

「町立住吉コミュニティ防災センター(平面図)」



(4) 町立住吉コミュニティ防災センターの機能・装備

「町立住吉コミュニティ防災センターの機能・装備」

項目	内容
所在地	吉田町住吉5274番地の6
構造	鉄筋コンクリート造2階建
床面積	1階 175.01㎡ 2階 175.46㎡
延べ床面積	合計 350.47㎡

項目	内容
一時避難可能人員	1階 研修室 (48.6㎡/14.7坪)・・・50～70人 2階 研修室 (94㎡/28.4坪)・・・100～130人 屋上 (146.7㎡/44.3坪)・・・150～200人 計 300～400人
建物の高さ	1階 床高 0.5m 2階 床高 4.25m 屋上 床高 8.05m // 海拔高 3.4m // 海拔高 7.15m // 海拔高 10.95m
飲料水	受水槽容量 3.4m ³ 高架水槽 1.4m ³ 減水警報付
ガス	1階湯沸(ガスコンロ)、炊出訓練室(ガスコンロ)、2階湯沸(ガスコンロ)
防災倉庫	15.5㎡棚付、オーバースライダー
し尿浄化槽	30人槽(和式1・2階男女各1、洋式女1・2階各1、小便1・2階各1)
非常用ダウンライト	発電機点灯 1階2ヶ所 2階3ヶ所 27w/1個
//	バッテリー内蔵兼用 // 5ヶ所 // 6ヶ所(5～6時間点灯) 13w/1個
避難口誘導灯	バッテリー内蔵 // 3ヶ所 // 2ヶ所 20w/1個
他一般照明	67ヶ所
投光器	ミニハロゲン(広角型)2ヶ所屋上設置500w/1個
放送設備	放送用(アンプ、AM・FM・TV受信、マイク、スタンド付) 室内スピーカー、屋外2ヶ所
火災報知機	受信機、1階発信ボタン(ホール)ベル・ランプ、 2階発信ボタン(ホール)ベル・ランプ、外ベル 熱感知器(差動式9ヶ所・定温式防水タイプ2ヶ所・定温式7ヶ所) 煙感知器(光電式2ヶ所)
消火器	A B C 10型 1階 2ヶ所 2階 2ヶ所
非常用発電機	交(直)流2.5KVA(屋上にてコンセント接続)キャスター付
戸別受信機	2階研修室(同報無線受信)
有線放送	1台玄関(ページング放送機能付)
N T T 電話	ピンク電話1台玄関(10円、100円硬貨)、2階切替器により非常用電話
展示ショーケース	家庭で備える防災用品の展示(非常食、ラジオ、テント、寝袋等)
スロープ	車椅子用スロープ(移動式)
カーテン	防災加工

《津波対策》

資料3. 3-1 津波予報区



【静岡県が属する津波予報区】

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

資料3. 3-2 津波注意標識、津波警報標識

【津波注意報標識】			【津波警報標識】		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音		鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分) (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料3. 3-3 静岡県沿岸市町

【沿岸市町一覧表（平成30年4月1日時点）】

危機管理局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町
	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町		
賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6
東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市	—	5	5
中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町	—	—	4	4
西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計	—	—	—	—	—	—	21	21

注1) 沿岸市町は、海面監視を行う。

注2) □の市町は、津波災害警戒区域の指定があった市町

注3) ◎の市町は、津波災害特別警戒区域の指定があった市町

≪原子力災害対策≫

資料 4. 3 - 1 防災関係機関の情報連絡系統図

【原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡】

中部電力(株)浜岡原子力発電所 0537-86-3481		
↓		
浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→	警察庁（警察局警備課）03-3581-0141
		防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246
		海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361
		気象庁（総務部企画課）03-3214-7902
		厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171
		農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373		
内閣官房 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 03-6910-0259	→	内閣府（内閣総理大臣）
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局（健康安全課）054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004
		東部地域局（危機管理課）055-920-2003
		中部地域局（危機管理課）054-644-9104
		西部地域局（危機管理課）0538-37-2204
		県内全市町（一斉 F A X）
		消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525
		陸上自衛隊第 34 普通科連隊 0550-89-1310
		第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方气象台 054-282-3833
環境放射線監視センター0537-86-6121		
菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部（災害対策課）054-271-0110
		牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署

資料編

<原子力災害対策>

【市町、消防】		
御前崎市（危機管理課）0537-85-1119		
牧之原市（危機管理課）0548-23-0058		
菊川市（危機管理課）0537-35-0923		
掛川市（危機管理課）0537-21-1131		
吉田町（防災課）0548-33-2164		
袋井市（危機管理課）0538-44-3360		
焼津市（地域防災課）054-623-2554		
藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119		
島田市（危機管理課）0547-36-7143		
森町（防災課）0538-85-6302		
磐田市（危機管理課）0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-0119		
【中部電力】		
中部電力㈱本店原子力部		
中部電力㈱東京支社		
中部電力㈱静岡支店		

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡

【その他連絡先（関係機関から連絡）】

陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部 又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区气象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡

資料4. 3-2 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病院名	所在地	電話
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111

資料4. 3-3 原子力災害医療協力機関

病院名	所在地	電話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲が池 1-1	0537-21-5555

資料4. 3-4 原子力災害拠点病院

病院名	所在地	電話
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111

資料4. 3-5 高度被ばく医療支援センター

病院名	所在地	電話
国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構放射線医学総合研 究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	(代表) 024-547-1111

資料4. 3-6 原子力災害医療・総合支援センター※

病院名	所在地	電話
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	(代表) 024-547-1111

※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

資料編

<原子力災害対策>

資料4. 4-1 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書		防災機関					
情報ルート	<p>中電 浜岡原発</p> <p>関係機関</p> <p>中電 静岡支店</p> <p>県本部 監視センター</p> <p>所在地 関係周辺市町</p> <p>県内全市町</p> <p>各地域局</p> <p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
		中電	第 号				
		監視センター	第 号		月日時分		
		危機管理局 賀茂振興局	第 号		月日時分		
		本部	第 号		月日時分		
概況							
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在						
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	
	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%	
ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
2 発電所の状況	2 - (1) 発電所施設・設備の状況						
	2 - (2) 事務建屋他構内建築物等の状況						
3 放射線測定、監視結果	3 - (1) 排気筒ガスモニタ指示値			異常無	異常有		
	3 - (2) モニタリングポスト指示値			異常無	異常有		
4 発電所災害対策本部	4 - (1) 災害対策本部設置日時			月 日 時 分			
	4 - (2) 対外通信連絡手段の確保			YES	NO		
特記事項							
添付資料 有 (枚) 無							

資料4. 5-1 被災地住民登録様式〔様式〕

被災地住民登録票	1ページ	2ページ																																																														
平成 年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">ふりがな 氏 名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">男 女</td> <td style="width: 40%;">明 大 昭 平 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td></td> <td>年令</td> <td>満 才</td> </tr> <tr> <td>居住地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事故発生時 の 場 所</td> <td colspan="3">屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事故現場からの 距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事故発生 直後の行動</td> <td style="text-align: center;">0時間～1時間</td> <td style="text-align: center;">1時間～2時間</td> <td style="text-align: center;">2時間～3時間</td> <td style="text-align: center;">3時間～6時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6時間～ 9時間</td> <td style="text-align: center;">9時間～ 12時間</td> <td style="text-align: center;">12時間～ 18時間</td> <td style="text-align: center;">18時間～ 24時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> <td style="text-align: center;">屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>汚染の程度</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">除 染 そ の 他</td> <td>衣 服</td> <td colspan="3">A. B(携行、支給)</td> </tr> <tr> <td>身 体</td> <td colspan="3">A. B. C. D</td> </tr> <tr> <td>措置状況</td> <td>医療措置</td> <td colspan="3">A. B. C. D. E</td> </tr> <tr> <td>被ばく当時の 急性症状</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		第 号				ふりがな 氏 名		男 女	明 大 昭 平 年 月 日生	職 業		年令	満 才	居住地				事故発生時 の 場 所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外			事故現場からの 距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10			事故発生 直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	6時間～ 9時間	9時間～ 12時間	12時間～ 18時間	18時間～ 24時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	汚染の程度				除 染 そ の 他	衣 服	A. B(携行、支給)			身 体	A. B. C. D			措置状況	医療措置	A. B. C. D. E			被ばく当時の 急性症状			
第 号																																																																
ふりがな 氏 名		男 女	明 大 昭 平 年 月 日生																																																													
職 業		年令	満 才																																																													
居住地																																																																
事故発生時 の 場 所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外																																																															
	事故現場からの 距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																															
事故発生 直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間																																																												
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																												
	6時間～ 9時間	9時間～ 12時間	12時間～ 18時間	18時間～ 24時間																																																												
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																												
汚染の程度																																																																
除 染 そ の 他	衣 服	A. B(携行、支給)																																																														
	身 体	A. B. C. D																																																														
措置状況	医療措置	A. B. C. D. E																																																														
被ばく当時の 急性症状																																																																

3ページ	4ページ										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">退避所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退避期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 参考事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td>〇〇市町長 氏 名 ㊟</td> </tr> </table>	退避所名		退避期間	年 月 日 ~ 年 月 日	その他 参考事項		発行年月日	年 月 日	発行者	〇〇市町長 氏 名 ㊟	<p>この登録票について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
退避所名											
退避期間	年 月 日 ~ 年 月 日										
その他 参考事項											
発行年月日	年 月 日										
発行者	〇〇市町長 氏 名 ㊟										

(記載上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体 の欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

《風水害対策》

資料5. 2-1 洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある

要配慮者利用施設一覧

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その1）】

（水防法第15条第1項第4号関係）

地区	名称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
住吉	学校法人住吉学園ひばり幼稚園	住吉 4900	32-0183	私立幼稚園	○	○	○
	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	公立小学校	○	○	○
	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	公立中学校	—	○	—
	特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088	高齢者福祉施設	○	○	○
	吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	児童福祉施設	○	○	○
	住吉小学校区 第1放課後児童クラブ室 <small>（住吉小学校敷地内）</small>	住吉 2223-1	33-3070	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	○
	住吉小学校区 第2放課後児童クラブ室 <small>（学習ホール東側）</small>	住吉 1560-1	33-3110	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	○
	S E S 吉田すみよし校	住吉 487-1	28-7215	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	○	○
	HANA-HANA <small>レイトンビレッジ A</small>	住吉 109	34-1055	障害福祉サービス事業の用に供する施設	—	○	—
	吉田町保健センター	住吉 1567	32-7000	母子健康センター	○	○	○
	高齢者人材活用センター <small>（老人福祉センター分館）</small>	片岡 671-1	33-0596	高齢者福祉施設	—	○	—
川尻	学校法人川尻学園ちどり幼稚園	川尻 1674-1	32-6140	私立幼稚園	○	○	—
	介護老人保健施設 コミュニティーケア吉田	川尻 1700-1	34-5577	高齢者福祉施設	○	○	—
	吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	児童福祉施設	○	○	—
	子育て支援センターすみれ	川尻 791	28-7034	児童福祉施設	○	○	—
	吉田町立こども発達支援事業所（すみれ）	川尻 791	28-7033	児童福祉施設	○	○	—
	地域密着型特別養護老人ホーム よしだアスカの里	川尻 614-1	32-8221	高齢者福祉施設	○	○	—
	グリュックリッヒ保育園	川尻 778-5	23-3345	小規模保育事業所	○	○	—
	就労継続支援 A 型事業所 みずほ	川尻 1322	34-3330	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	○	—
	デイサービスセンターグラシア吉田	川尻 614-1	32-1388	高齢者福祉施設	○	○	—

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その2）】

（水防法第15条第1項第4号関係）

地区	名称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
川尻	グループホームそらのしずく	川尻 1656-12	0120-542-368	障害者施設	○	○	—
片岡	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	公立小学校	○	○	—
	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871	特別支援学校	—	○	—
	吉田町デイサービスひまわりの家	片岡 2002-2	32-5393	高齢者福祉施設	—	○	—
	吉田町健康福祉センター（はあとふる）	片岡 795-1	34-1800	高齢者福祉施設	—	○	—
	吉田町総合障害者自立支援施設（あつまリーナ）	片岡 1996-1	34-2000	障害者支援施設	—	○	—
	吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	児童福祉施設	—	○	—
	吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	児童福祉施設	—	○	—
	中央小学校区 第1放課後児童クラブ室 <small>（中央小学校敷地内）</small>	片岡 898-1	33-0088	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	中央小学校区 第2放課後児童クラブ室 <small>（中央児童館内）</small>	片岡 805-5	34-2251	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	—	○	—
	中央小学校区 第3放課後児童クラブ室 <small>（愛宕神社西側）</small>	片岡 2002-2	32-5777	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	—	○	—
	小規模保育施設 クローバー保育園	片岡 855-1	33-0099	小規模保育事業所	○	○	—
	保育所グローアップ吉田園	片岡 2408-1	23-3558	小規模保育事業所	—	○	—
	S E S 吉田校	片岡 1039-1	28-7488	障害児通所支援事業の用に供する施設	○	○	—
	ひまわり吉田校	片岡 2125-3	32-0110	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	○	—
	ひまわり吉田南校	片岡 2125-1	33-1010	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	○	—
	ルート（株式会社メープル）	片岡 71-2	33-1112	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	○	—
	きゃんばす	片岡 3763	23-6316	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	○	—

資料編

<風水害対策>

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その3）】

（水防法第15条第1項第4号関係）

地区	名称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
北区	吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	公立小学校	○	○	—
	吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	児童福祉施設	○	○	—
	自彊小学校区 第1放課後児童クラブ室	神戸 1752-1 (自彊小学校敷地内)	32-1138	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	自彊小学校区 第2放課後児童クラブ室	神戸 1752-2 (自彊小学校敷地内)	32-1180	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	自彊小学校区 第3放課後児童クラブ室	神戸 2693-1 (神戸集落センター内)	080-5817-4163	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	プティ吉田園	神戸 651-8	23-3988	小規模保育事業所	○	○	—
	吉田町北区いきいきセンター	神戸 2117-1	33-0019	高齢者福祉施設	○	○	—
	デイサービス優しさ	神戸 70-1	23-3026	高齢者福祉施設	○	—	—
	放課後等デイサービス ぽかぽか吉田町	神戸 2128-1	28-7722	障害児通所支援事業の用に供する施設	○	○	—
	就労継続支援B型事業所 ディアー・ワン	大幡 2130-90	23-7077	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	—	—
	グループホームきぼう	神戸 809-1	74-1902	障害者施設	○	○	—
	はいなん吉田病院	神戸 2571-6	32-9111	病院・診療所 高齢者福祉施設	—	○	—

注1) 大井川、湯日川、坂口谷川は、想定最大規模の洪水浸水想定区域図を活用した。

注2) 想定区域内にある要配慮者利用施設のうち診療所を除くすべてを記載している。

資料5. 2-2 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の
 円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設一覧

(土砂災害防止法第8条第1項第4号関係)

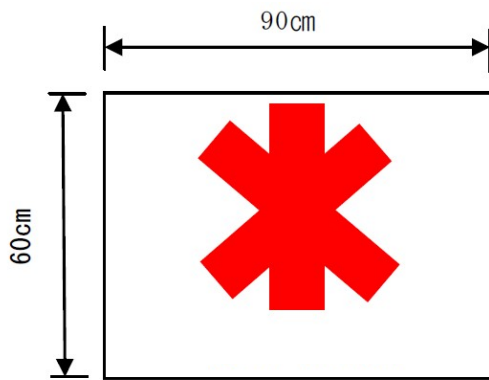
地区	名称	所在地	電話	区分	現象名	危険箇所番号
北区	はいなん吉田病院	神戸 2571-6	32-9111	病院・診療所 高齢者福祉施設	急傾斜地 の崩壊	108-S-5003
	和心の家	神戸 2608-2	23-7537	高齢者福祉施設	急傾斜地 の崩壊	108-S-5002

資料5. 3-1 水防信号及び水防標識

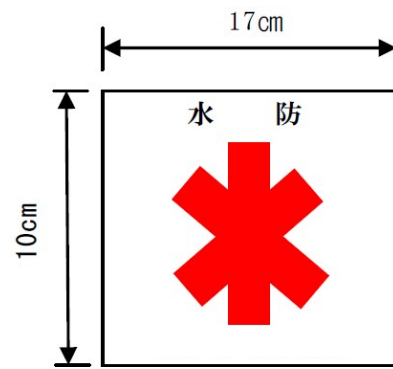
(1) 水防信号

区別/方法	説明	警鐘信号	
第一信号	はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約5秒約15秒約5秒約15秒約5秒約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒約1分約5秒 ○— 休止 ○— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする		

（2）水防標識



車馬標識



腕章

※ 「水」は赤色、外は白色、車馬標識の寸法については、任意とする。